

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（9月7日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について	15
11. 日程第5 議案第54号 志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	21
12. 日程第6 議案第55号 字の区域変更について	21
13. 日程第7 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて	22
14. 日程第8 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	24
15. 日程第9 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	31
16. 日程第10 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	32
17. 日程第11 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	33
18. 日程第12 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	34
19. 日程第13 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	34
20. 日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	35
21. 日程第15 発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	36
22. 散 会	37
第2号（9月10日）	
1. 議事日程	38
2. 出席議員氏名	39
3. 欠席議員氏名	39
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	39

5. 議会事務局職員出席者	39
6. 開 議	40
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	40
8. 日程第2 報告	40
9. 日程第3 一般質問	40
立山 静幸	40
平野 栄作	53
小野 広嗣	63
西江園 明	91
10. 散 会	113

第3号（9月11日）

1. 議事日程	114
2. 出席議員氏名	115
3. 欠席議員氏名	115
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	115
5. 議会事務局職員出席者	115
6. 開 議	116
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	116
8. 日程第2 一般質問	116
岩根 賢二	116
本田 孝志	125
金子 光博	136
長岡 耕二	146
9. 散 会	158

第4号（9月12日）

1. 議事日程	159
2. 出席議員氏名	160
3. 欠席議員氏名	160
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	160
5. 議会事務局職員出席者	160
6. 開 議	161
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	161
8. 日程第2 一般質問	161

小園 義行	161
鶴迫 京子	183
下平 晴行	208
9. 日程第3 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の 制定について	222
10. 散 会	225

第5号（9月26日）

1. 議事日程	226
2. 出席議員氏名	228
3. 欠席議員氏名	228
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	228
5. 議会事務局職員出席者	228
6. 開 議	229
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	229
8. 日程第2 報告	229
9. 日程第3 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について	229
10. 日程第4 議案第55号 字の区域変更について	231
11. 日程第5 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて	231
12. 日程第6 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	234
13. 日程第7 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	243
14. 日程第8 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	244
15. 日程第9 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	245
16. 日程第10 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	246
17. 日程第11 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	247
18. 日程第12 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の 制定について	249
19. 日程第13 陳情第2号 汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書	250
20. 日程第14 発議第5号 汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議について	252
21. 日程第15 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書の提出について	254
22. 日程第16 報告第2号 平成23年度志布志市健全化判断比率について	255
23. 日程第17 報告第3号 平成23年度志布志市資金不足比率について	256
24. 日程第18 認定第1号 平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	257

25.	日程第19	認定第2号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	259
26.	日程第20	認定第3号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について……………	259
27.	日程第21	認定第4号	平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	259
28.	日程第22	認定第5号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	259
29.	日程第23	認定第6号	平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について……………	259
30.	日程第24	認定第7号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	259
31.	日程第25	認定第8号	平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	259
32.	日程第26	議案第64号	平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について……………	264
33.	日程第27	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) ……………	264	
34.	日程第28	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………	264	
35.	閉会		……………	265

平成24年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 7日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	本会議	一般質問
11日	火	本会議	一般質問
12日	水	本会議	一般質問 追加議案上程
13日	木	委員会	(各常任委員会)
14日	金	休 会	
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	休 会	
18日	火	休 会	
19日	水	休 会	
20日	木	休 会	
21日	金	休 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	
25日	火	休 会	
26日	水	本会議	委員長報告・採決 平成23年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第53号	志布志市暴力団排除条例の制定について
議案第54号	志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	字の区域変更について
議案第56号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第57号	平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
議案第58号	平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号	平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第61号	平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第4号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議案第63号	志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
陳情第2号	汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書
発議第5号	汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議について
発議第6号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
報告第2号	平成23年度志布志市健全化判断比率について
報告第3号	平成23年度志布志市資金不足比率について
認定第1号	平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第64号	平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について
	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長)
	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 立山 静幸	1 県道の改良工事について	(1) 平成21年6月議会定例会で、一般質問した県道523号志布志有明線の改良工事要望について、その後の経過を問う。	市長
	2 小水力発電について	(1) 現在及び将来のエネルギーとして、用水路等を利用したクリーンエネルギーの小水力発電が注目されているが、本市の取り組みを問う。	市長
	3 いじめの実態と未然防止対策について	(1) 文部科学省は、8月1日付けで「子ども安全対策支援室」を設置し、9月20日まで、4月以降に起きたいじめの把握件数を報告させるようにしているが、本市の小中学校における現在までのいじめの実態と対応を問う。 (2) いじめの未然防止対策について、どのような取り組みを実施しているか。	教育委員長 教育委員長
	4 全国学力テストについて	(1) 今年初めて、理科のテストが実施された。本市の小中学校の平均正答率と分析した結果、課題はなかったか。また、実験等の教材は充実しているのか。	教育委員長
2 平野 栄作	1 橋梁長寿命化と景観対策について	(1) 橋梁長寿命化修繕計画が策定され、概要並びに点検結果がホームページにも掲載されており、本市には通行に危険のあるものは無いとなっている。計画では、定期的な点検が重視され、日常の管理として具体的な記載が無いが、本市における橋梁の日常管理をどのように行っているかを示せ。	市長
		(2) 橋梁の景観対策として、どのような取り組みを実施しているかを問う。	市長
		(3) 橋梁を含む前後に歩道が設置してあるが、定期的な管理が実施されていない為、通行に支障が生じている現状があるがこの状況をどのように捉えているかを問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 平野 栄作	2 公共施設等への太陽光発電装置設置について	(1) 当市は環境面において先進的な取り組みを実施しているが、公共施設等へ太陽光発電装置を設置し、更なる環境推進のまちをアピールする考えはないか。	市長
3 小野 広嗣	1 スポーツツーリズムの推進について	(1) 近年、まちおこしのコンテンツの一つとして、スポーツと観光の果たす役割が期待されている。本市でも鋭意努力しているが、今後はさらに、スポーツと観光が融合したスポーツツーリズムの一層の推進を図るべきではないか。	市長
	2 環境行政について	(1) 太陽光やバイオマスなど、再生可能エネルギーの推進や省エネの取り組みは、安全・安心なエネルギーの安定的な供給体制が構築されるまでは、地方自治体でも今後重要な課題となる。本市ではこの課題の解決に向けて、どのように考え取り組んでいくのか。	市長 教育委員長
		(2) 省エネ効果の非常に高いLED照明の推進は、行政施設においても、ようやくその緒に就いたところであるが、今後は市民への普及促進も図るべきではないか。	市長
	3 いじめ問題について	(1) いじめ問題に関して、本市では、大津市の事件をどのように認識しているのか。また、いじめで苦しむ子どもたちをなくすために、どのように取り組んでいるのか。	市長 教育委員長
4 インフルエンザ対策について	(1) 子どもたちが集団生活をしている学校は、集団感染が起りやすい場所でもある。今後、これまでの教訓を生かし、インフルエンザ対策についてどのように取り組むのか。	教育委員長	
4 西江園 明	1 花いっぱい運動推進事業について	(1) 6月に各公民館に配布された花の苗は不良品が多かった。これをどのように捉えているか。 (2) 市内の生産者から購入する考えはないか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 西江園 明	2 しおかぜ公園の管理について	(1) 適正に管理しているとは思えない。教育委員会はどこまで関与しているのか。 (2) 直営で管理する考えはないか。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	3 志布志運動公園体育館の管理について	(1) 実情をどのくらい把握しているのか。 (2) 以前は給水器があったが、現在ないのはなぜか。 (3) 管理公社との契約の内容を問う。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	4 市有財産の管理について	(1) 行政財産について ① 市道敷地を個人に駐車場として貸し付けた。行政財産を貸し付けできるのか。 ② 市長の言う平等、市民目線を問う。 (2) 普通財産について ① 突然、市有地にロープを張り、立ち入り禁止の措置をしたが、なぜか。	市 長 市 長
5 岩根 賢二	1 災害対策について	(1) 昨年の東日本大震災以降、国民の災害に対する考え方に変化が生じているのではないかと 思う。 災害が起きてから必死に復興をめざすのではなく、災害を起こさないよう事前に対策を講じる「事前防災」の考え方が強くなっているのではないか。 「事前防災」についての考え方を問う。	市 長
6 本田 孝志	1 安心安全なまちづくりについて	(1) 津波に対する安全な避難場所の確保がされているのか。	市 長
	2 通学路の安全対策について	(1) 学校で調査した危険箇所の把握状況について問う。	教育委員長
	3 商店街活性化について	(1) 中心市街地活性化策にどう取り組む考えか。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 本田 孝志	4 エネルギーの地産地消への取り組みについて	(1) 太陽光発電敷地として、市有地の利用は考えられないか。	市長
7 金子 光博	1 あいさつ日本一について	(1) 「あいさつ日本一の市役所」を目指しての取り組みと効果はどうか。	市長
	2 維持、存続が危ぶまれている地域への政策的対応について	(1) 「限界集落」についてどのように認識しているか。 (2) 若年人口の増加を図るためにどのような対策をとっていくのか、特に、住宅政策についての考え方を問う。	市長 市長
8 長岡 耕二	1 農村集落の対応について	(1) 志布志市内で市水道が通水していない地域の現状を示せ。	市長
		(2) 柳井谷、田床自治会より、市水道を引いて欲しいとの要望があるがどう考えるか。	市長
		(3) 自治会において、戸数の減少や高齢のため、自治会活動の難しい地域に対して、対策は考えられないか。	市長
		(4) 集落内道路の維持管理の現状と対応を示せ。	市長
9 小園 義行	1 職員雇用について	(1) 嘱託職員等の雇用期間の考え方を問う。	市長
	2 文化振興について	(1) 種田山頭火句碑の設置と管理の在り方を問う。 (2) 藤後左右についての認識を問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	3 児童福祉について	(1) 夏休み等の学童保育時間の見直しは考えられないか。	市長
	4 給食費について	(1) 徴収の在り方を問う。	教育委員長
	5 林業振興対策について	(1) 花木生産者への支援として結束機の補助は考えられないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10鶴迫京子	1 防災・減災について	<p>(1) 内閣府は南海トラフ巨大地震による被害想定が32万3千人に及び、約7割が津波被害で、宮崎県4万2千人、鹿児島県1,200人になると発表した。</p> <p>① 感想と見解は。</p> <p>② 本市の地域防災計画に及ぼす影響をどう考えるか。</p> <p>③ 見直すべき点はないか、課題をどう捉えているか。</p> <p>④ 課題に対する予防対策をどう考えているか。</p> <p>⑤ 9月2日の曾於地区総合防災訓練は、実施の目的が達成されたと考えるか。また、課題をどう捉え、今後どう生かすか。</p> <p>⑥ 昨年の6月と12月議会で、紀州造林跡地（志布志市消防署隣）先行取得について、庁舎、学校、保育園、幼稚園、福祉施設、警察署など公共施設の高台移転も含め一般質問した。改めて議論し考えるとの答弁であったが、どのように検討されたか。</p>	市長 教育委員長
	2 子育て支援について	<p>(1) 子育て支援策として、会津若松市で就学遺児激励金、すこやか図書カード贈呈の取り組みをしている。</p> <p>本市でも取り組む考えはないか。</p> <p>(2) 県の母子寡婦資金貸付制度は、修学資金や就学支度資金など13種類の貸付内容である。しかし、高校、大学などの進学のための受験費用や旅費、宿泊代、学習塾代、各種受講料などには対応していない。親の所得状況で進学をあきらめるといふ教育格差にもつながる。低所得者も含め本市独自の貸付制度を創設し、子育てに、日本一の支援はできないか。</p>	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平晴行	1 稲付川下流の排水対策について	(1) 稲付川下流の下野井倉集落住民は、平成5年の土砂災害以来、台風や大雨などの大変な状況下で生活を強いられてきた。県の砂防事業はできないようであるが、いつ申請したか経緯について問う。また、住民が安全・安心な生活をするために、市の単独事業で年次的に計画して、早急に災害対策を図る考えはないか。	市 長
	2 高速無線LANシステムについて	(1) 尾鷲市の土砂災害情報相互通報システム(次世代無線LANシステム)は、公共通信インフラに依存しない専用の災害通信ネットワークを用いて、音声や映像を相互に通信できるシステムを導入して市民の安全・安心なまちづくりを構築している。この事業は国の100%補助で導入できるシステムである。導入する考えはないか。	市 長
	3 都城・志布志道路について	(1) 地域高規格道路「都城・志布志道路」の志布志道路工区3.2キロについて、市道の町原弓場ヶ尾線を4車線化し、中央部を一部高架にして車両専用の高規格道とする方針が示されたが、多くの住民が反対している。住民や事業者のことはもちろん、周辺地域の将来の活性化を図るために、基本設計の見直しを県に要請する考えはないか。	市 長
	4 いじめ問題について	(1) 大津市の中2男子自殺を始め、いじめ問題が次々と起きて全国的に大きな話題になっている。本市の実態はどうか。また、教育委員会のいじめに対する認識の甘さが批判されている。教育委員会の在り方について問う。	市 長 教育委員長
	5 嘱託職員等の雇用期限について	(1) 嘱託職員等の雇用期限5年を上限としていくることについて問う。	市 長

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成24年9月7日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 字の区域変更について
- 日程第7 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第8 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成24年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○————○————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、林勇作君と岩根賢二君を指名いたします。

○————○————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの20日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの20日間に決定しました。

○————○————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第7号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、広域財団法人志布志市農業公社から平成23年度事業報告及び決算書、平成24年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検、評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

○————○————

日程第4 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

どうぞよろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活の確保を図るため、暴力団

の排除に関する基本理念、市、市民及び事業者の役割等に関する事項を定めるものであります。
詳細につきましては担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（溝口 猛君） おはようございます。

それでは、議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定について補足して御説明申し上げます。

お手元に配付してございます付議案件説明資料、志布志市暴力団排除条例運用の手引をお開きください。

本案は、市民の安全かつ平穏な生活の確保を図るため、暴力団排除に関する基本理念、市、市民及び事業者の役割等に関する事項を定めております。

第1条でございますが、市民が一体となって市民生活や事業活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な社会を実現することをこの条例の目的とする旨を定めたものでございます。

第2条につきましては、本条例における用語の定義を、第3条でございますが、市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本とし、市、市民等及び関係機関等、それぞれの連携及び協力により暴力団の排除が推進されなければならないと定めております。

第4条でございますが、基本理念に基づき市の役割として、市民等の協力を得ること、及び関係機関等との連携を図ることにより暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること、並びに暴力団排除に資する情報を関係機関等に対して提供することを定めております。

第5条でございますが、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性に鑑み、第1項におきまして市民の役割、第2項におきまして事業者の役割、第3項におきまして暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する市民等の役割について定めております。

第6条でございますが、市が実施する事務及び事業が暴力団を利することとならないように市の事務事業から暴力団の排除をするための必要な措置を行うことについて定めております。

第7条でございますが、公の施設使用が暴力団を利するおそれがある場合には、その施設の使用を承認しない。又は、許可後に暴力団を利することが判明した場合は、当該使用の承認を取り消すことについて定めております。

第8条でございますが、市民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供などの必要な支援について市が行うことを定めております。

第9条でございますが、市は暴力団排除活動に関し、市民等への知識の普及、意識の高揚を図るため、必要な広報及び啓発活動を行うことを定めております。

第10条でございますが、祭礼等の行事から暴力団及び暴力団員を排除するため第1項及び第2項において、行事主催者等の責務、第3項において、行事主催者等に対する情報の提供など、市の必要な支援を定めております。

第11条でございますが、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項におきまして、市が設置する学校において児童及び生徒に関する教育が行われるよう必要

な措置を講ずること。第2項において、市立学校等や青少年の育成に携わる者に対して、当該教育についての情報提供等の支援を市が行うことを定めております。

第12条でございますが、市民等が債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用することの禁止。

第13条でございますが、暴力団に対する財産上の利益の供与の禁止。

第14条は、この条例の施行に関し、市長が必要な事項を定めることができる旨を定めております。

最後に附則でございますが、この条例は、平成24年10月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 総務常任委員会で付託される事項ですけれども、私は産建ですのでお聞きいたします。

本市における暴力団の現状を教えてください。例えば、本市に事務所はあるのか。また組員が何人把握されているか。

もう1点は、本市におけるこの暴力団がらみの緊急な事件とか、当面の重要な問題などが発生しているのかどうか。それらを含めてお知らせください。

○総務課長（溝口 猛君） 本市における暴力団の情勢でございますが、志布志警察署管内、すなわち志布志市と大崎町を含めてでございますが、県内に本拠を置く暴力団、これが10数名。

そして、県外に本拠を置く暴力団、10数名でございます。

また、暴力団に係る緊急な事件が発生してきているのかという御質問でございますが、警察の方にいろいろ問い合わせましたところ、事件は発生していると。ただ、その内容については、ちょっと不詳でございます。

○8番（藤後昇一君） 今の人数は、県内、県外のくくりですか。私が聞いたのは、志布志市内における現状ですけど。

○総務課長（溝口 猛君） 志布志警察署管内に住んでる人数でございます。

○8番（藤後昇一君） 私が以前青少年指導員をしているときに、志布志警察署の方から聞いたんですが、志布志港に外国船が入港するときは、県庁から必ず捜査員が本市に出向くと。そして、過去何回か外国船を経由して暴力団を通じての事件があった。具体的に申しますと、モーター内で薬物を使用して暴れて事件が発生したとか、そういう話を聞いたことがあるんですが、こういう事案は最近は発生してないわけですね。

○総務課長（溝口 猛君） 今議員御質問の件については、把握してないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管でありますので、大意を1点のみお聞きをしたいと思います。

この暴力団排除条例なるものは、様々な自治体で条例が制定をされておるわけですが、本市において、このタイミングでですね、条例に至ったその背景、大意、そこを少し市長の方からお示

しをいただければ有り難いと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

暴力団はもともと古くから住民生活や事業活動に深く介入しておりまして、その地域の住民の安全で平和な生活を脅かすとともに、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、社会経済活動の発展に著しい悪影響を与えており、現在も各種事件を引き起こすとともに、暴力団関係企業を利用して各種の事業活動に進出するなど、巧みな資金獲得活動を行っているということでございます。

最近では、鹿児島県外に本拠地を置く暴力団が鹿児島県での利権を求めて進出してくる傾向が顕著でございまして、既存の暴力団との摩擦が懸念されているところであります。

このような情勢がございまして、この背景に基づきまして、全国的にも暴力団排除の気運が高まっておりまして、県におきまして平成22年4月1日に鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例が施行されているところでございます。

地域社会から暴力団を排除するために、県、各市町村が連携して対策を講じる必要があるということがありまして、本市においても市民、事業者、行政が一体となって暴力団の排除をする姿勢を明確にするとともに、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、今回志布志市暴力団排除条例の制定をお願いするところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この条例が今回制定されるということで、これ全国的に全ての都道府県においてそういう条例が、東京都が一番最後だったんですかね。そういうことで、昨年テレビタレントの関係とかいろいろありました。そういう背景を受けて県内全ての市町村がこの条例を、この9月議会かそういう形で策定される状況になっているのかというのが1点であります。

それと、第7条ですかね、この第7条の暴力団を利するおそれがある時はうんぬんだということで、その判断というのは暴力団を利することがない場合は許可するのかということで、本来はそういうことはないだろうと思うんですけど、そこの理解の仕方ですね。その判断を誰がするのかと。

そして、11条の教育についてですけど、今テレビ映画等も有名な映画監督の方がヤクザ映画をして国際映画賞をとったりいろいろされますね、そのヤクザ映画ですよ。そういったもので、小学校、中学校と、また高校をそれぞれ区分けされているわけですが、具体的にこういった形でそういう暴力団に対しても認識のさせ方というのをですね、教育委員会サイドとして、これがこの条例が施行されるわけですが、年にどれぐらいの割でそういう実施したり、警察の協力を仰ぎながらやっというふうには、この条例が施行された場合に考えているのかですね、その内容を含めてお願いをします。

○総務課長（溝口 猛君） 本条例につきましては、県内自治体、今議会に上程しているところでございます。

市のレベルにおきましては、4月の市長会におきまして、本年度内に全市上程するというような協議がなされたようでございますが、県内の状況でございますが、6月議会で制定した自治体

が12自治体。9月議会制定予定が20自治体でございます。また、12月以降予定という自治体が11自治体というところでございます。

それから、第7条でございます。第7条で、暴力団に利するということを判断するのは誰かということでございますが、この手引の7条の解説のところに書いてございますとおり、仮に暴力団とあったとしても純粹に一市民、一個人としての立場から使用する場合は、これは拒否することはできないと。ただ、下の方に(3)の方に書いてございますとおり、暴力団を利するというケースが書いてございますが、例えば、そこで暴力団関係者が集まっているいろんな会合等を催すと、もうこれが明らかな場合は、使用を認めないというようなところになってございます。誰がということになりますと、当然現在市の公の施設につきましては、指定管理をしているわけでございますが、指定管理を受けてる団体等の判断によって使用を断るといような形になると思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校教育の中でどういうふうに扱うかということでございますが、現在私どもは道德の時間等で人間として踏み行ふべき正しい道とはどうあるべきかというようなこと等も扱っております。

それからまた、学活の時間等で子どもたちにそういういじめの問題もございまして、そういうこともひっくるめながら人間としてどうあるべきかと、人の痛みが分かるのはどういうことかということ等も指導しております。

また、これがこうやって条例として完成した場合には、どうしても私感じますのは、家庭においてですね、保護者の皆様方に過激な映像、テレビ等の視聴について御協力をいただかないと学校教育だけではこれはどうしても手に負えないという気がいたします。

そして、そこに見え隠れするのは、現在問題になっております携帯電話でございます。これでもっていろいろな出会い系サイト等々、子どもたちがまた巻き込まれて抜き差しならぬ状況になることも考えられますので、安易に携帯電話等を買って与えないようにということ等も併せて保護者に御協力をすすめていかなければいけない問題かなと、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） よく分かりました。

ただ、教育長、教育長の立場としたときに、小学校、中学校の義務教育においてはですよ、それぞれでしょうが、県のそういう県立高校も当然あるわけですね。そういったところとのこういった条例が施行されることによる連携というのがきちんとされないと、今教育長がおっしゃったそのことは全く意味のないことになるわけでありまして、そこについての考え方というのが少し出てこなかったものですから、そこについても答弁を求めておきます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

おっしゃるところは、ごもっともでございます。例えば、高校生の兄貴がわんわんテレビを観てると、お前は観るなと言って寝れというようなことになるわけでございますが、ですからそのことはまさしく高等学校との連携、県のPTA連合協議会というのがありますので、ああいう

ところでも一斉に、やはり足並みをそろえて高等学校まで含めてですね、こういう暴力団排除と
いうことの意義を十分理解してもらって進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに
考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 今回この条例の制定ということで二、三お伺いをしておきたいと思いま
す。

まず第2条でございますが、暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。これはどう
いう趣旨であるのか。それがまず第1点。

それから2点目は、第4条、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進をしていくと、どうい
う施策を今考えておられるのか。それが2点目です。

それから3点目でございますが、第14条の委任で、これらに関し必要な事項は市長が定めると
あります。どういうものを定めておられるのか、これが3点。以上お伺いしておきます。

○総務課長（溝口 猛君） まず、第2条の暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2
条第2項に定めるうんぬんとございますが、暴力団の定義でございますが、この法律による暴対
法での俗に言う暴力団対策法でございますが、要件は次のとおりとなっているところでございま
す。組織の中に一定率の犯罪経歴者が存在していること。暴力団が構成する組織の威力を利用し
て資金集めをしていること。それから組織内部に組織を維持するための規律があること。これが
法律で言う暴力団というような形になってるところでございます。

それから、暴力団排除に関して、市は今後どういう施策をしていくのかということございま
すが、現在県内で暴力団排除、暴力団追放運動をメインとなって追放しているのが県の暴力追放
運動推進センターがございまして。センターあるいは警察との今後連携を深めてですね、今一生懸
命運動がされております「暴力団追放三ない運動プラスワン」というのがございまして。内容につ
きましては、暴力団を利用しない、恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない、こ
れらを推進しております。本市もこういった関係機関等と連携をあわせて、まずは市報あるいは
ポスター等の配布、あるいはイベント時のPR等を通じて、まずは市民等への啓発活動を推進し
ていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、第14条でございますが、これらの条例でもろもろ制約をかけております。したが
いまして、今後例えば先ほど出ました公の施設の利用制限とかあるわけでございますが、条例規則
との本条例が制定されることによって関連の条例規則等の整備等々の作業を実施していく予定で
ございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第5、議案第54号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第54号 志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第54号、志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正による都道府県と市町村の災害対策本部の役割の見直しに伴い、市町村災害対策本部の設置等に関し新たに規定する措置が講じられたため、条例中の条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の災害対策基本法の引用条項を「第23条第7項」から「第23条の2第8項」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第55号 字の区域変更について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第55号、字の区域変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、字の区域変更について説明を申し上げます。

本案は、経営体育成基盤整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、大字井俣字和田の土地の一部を大字有明町原田の字春日免に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年7月30日、午後1時頃、鹿児島市与次郎の食堂の駐車場で帰庁のため発進し、右折しようとした公用車の右側面部が右側に駐車していた和解の相手方の所有する普通乗用車の右後方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が内輪差を十分に考慮せず右折したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する普通乗用車の原形復旧及び代替車両借りに要する費用7万7,700円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（平野栄作君） 少しお聞かせください。似たような事故が続いておりますが、前もこのような事故がありました。抜本的にですよ、具体的に事故対策と意識付けをどのようにやってらっしゃるのかということと、安全運転管理者の位置付け、それと安管のスタッフ、副安管が何名いるのか、それと支所等はどうなっているのか。

それと、職員の勤務外での事故の発生状況、そういうものを把握してらっしゃるのか、3点お

聞かせください。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

安全運転講習会等を毎年昨年から今年度につきましても実施をしております。8月27日から30日にかけて、庁舎前の職員駐車場におきまして指導をいたしております。全職員を対象に嘱託職員等を含めて362名の職員が総務課に古川安全安心まちづくり指導員がいらっしゃいますけれども、指導員の指導のもとに実施運転等の講習をしたところでございます。

それから、安全対策につきましては、これまで事故等があったり、安全運転週間等にですね、こういったことに注意をなささいという形で示しをしておりましたけれども、今回改めて各課で常々研修をしないといけないということで、事故防止対策マニュアルを冊子にいたしまして配布をしたところでございます。

それから、今回事故を起こしました課では、課の全員でですね、朝の交通安全立哨ということで9月3、4日に志布志市内の街部の交差点でですね、全員で立哨をしたというふうなことで交通安全の意識の高揚には努めているところでございます。

それから、安全運転管理者でございますけれども、安全運転管理者は本庁の財務課の方で私が安全運転管理者でございますして、副が3名おります。志布志支所の方には安全管理者が1名に副が1名、松山支所も同様に1名ずつでございます。

それから、今年度から更に安全運転を徹底するという意味からですね、水道課に安全運転管理者を1名、それから給食センターに1名ということで選任をいたしまして、合計で安全運転管理者が5名、副安全運転管理者が5名というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（上村 環君） 答弁漏れはありますか。

○総務課長（溝口 猛君） 勤務時間外の私有車での事故の状況を把握してるかということでございますが、把握しているところでございます。具体的には報告等があったものにつきましては、私有車の物損事故につきましては4件と、本年度4月以降については、そういう形の把握をしております。

○1番（平野栄作君） 小さい事故ですからね、まだいいのかもしれませんが、これが重なっていくと大事故につながるというのは、もう安管の講習会でも御承知のとおりだと思います。今、私もちょっと見てはいるんですけども、あれは安全講習というよりも車に慣れる講習なのかなというふうな気がしてならないんですよ。もう少し職員の意識高揚を高めるような抜本的なものを取り組まないといけないのかなと、それと安全運転管理者がこれだけ整備されてきているんですが、ここの意思疎通が図られているのかなというのがちょっと疑問に思われます。ですから、市役所全体で統一した方向性で安全対策を進めていく、なんかそこを安管が引っ張っていくということが求められてきているし、各事業所もそのような形で安全対策に取り組んでいると、ですから、そこらあたりをですね、もうちょっと具体的な方向性を示した方がいいのかなと。

それと、安管の使命といたしましては、公用車だけではなくて使用時の車両の管理、そこまで

も求められております。小さいところでは全職員の免許証番号からナンバーまで全部ひかえて、そして履歴の提出を求めるところもありますので、大きくなるとそこまでは難しいのかもしれませんが、そういうところまでもですね、やはり把握しないと勤務中だけじゃなくてやはり私用中でも事故を起こせば企業としては損失を受けるというようなことになりますので、そこまでの配慮もひとつお願いしたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘がございましたように、先般安全運転講習会を開催いたしましたところでございます。そのうち3分の1ほどが少し問題があるというようなふうの指摘を受けたところでございます。そのような職員に対しましては、更に講習会、研修会を重ねて安全運転の意識が高まるような研修会をしてみたいというふうに思います。

そしてまた、お話がありましたように、安全運転管理者と一体となった形での安全運転の推進ということについては先ほどもお話ししましたように、それぞれのチームで結束を高めながらこのことについては取り組みを促しますということの訓示をいたしておりますので、そのような形で今後図られてくるんじゃないかなというふうに思っております。

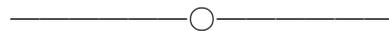
○総務課長（溝口 猛君） 先ほど私用車での事故の件数でございますが、先ほど4件と申しましたのは、平成23年度でございます。本年度におきましては、通勤中の私有車での事故を含め3件という形でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、プレミアム商品券発行事業、災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億6,153万7,000円を追加し、予算の総額を187億5,767万

8,000円とするものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は梅雨前線豪雨により被災した農林水産業施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業について補助災害復旧事業が4,230万円、単独災害復旧事業を250万円、小災害復旧事業を510万円追加しております。変更は一般単独事業で、県営地方特定道路整備事業負担金の増額に伴い地方道路等整備事業を300万円増額、過疎対策事業で曾於鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業に対し、県の農業農村活性化推進施設等整備事業補助金が交付見込みとなったことに伴い、農業近代化施設整備事業を260万円減額、借入額の決定に伴い地域財政対策債を3,740万円増額しております。申し訳ございません。臨時財政対策債を増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。12ページをお開きください。

まず歳入の10款、地方交付税は普通交付税の交付額が対前年度比4,193万1,000円、0.6%減の70億18万8,000円に決定したことに伴い、1億18万8,000円増額しております。

14ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を440万円計上しております。

16ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、文化財案内板標識設置事業にかかる地域振興推進事業を125万円計上しております。4目、農林水産業費県補助金は、そお鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業にかかる農業・農村活性化推進施設等整備事業を566万6,000円計上しております。8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を7,254万5,000円計上しております。

17ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は、志布志地区の国有林、分収林売払収入を1,161万5,000円計上しております。

18ページをお開きください。

17款、寄附金はふるさと志基金寄附金を218万7,000円増額しております。

20ページをお開きください。

18款、繰入金、2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰入金等を総額で1,361万1,000円増額しております。

21ページの19款、繰越金は、前年度からの繰越額は確定いたしましたので、2億6,996万8,000円増額しております。

22ページをお開きください。

20款、諸収入は、議案第56号にかかる事故保険金を14万9,000円、プレミアム商品券売上金を1億円、本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業に伴う口てい疫対策地域活性化事業助成金を230万円。同事業の売上金を2,000万円計上しております。

23ページの21款、市債は8,770万円増額し、総額で17億1,200万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

24ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3項、財産管理費は旧八野小学校校舎及び屋体耐震補強事業に係る調査委託料を240万円計上しております。

4目、企画費は、ふるさと志基金積立金を218万7,000円増額しております。

25ページをお開きください。

2項、徴税费、2目、賦課徴収費は、法人税の還付が増加したことに伴い、税還付金を2,200万円増額しております。

26ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、地域福祉計画策定のためのアンケート調査等を実施するための経費を162万2,000円計上しております。

28ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、不活化ポリオワクチンへの切り換えに伴い予防接種等事業を581万1,000円増額、4目、環境衛生費は、地球温暖化防止対策及び自然エネルギー利活用促進を図るため、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を600万円増額しております。

29ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、市内の小中学校にモデル校を設置し、特産物のお茶を活用し、学童期における健康増進対策を目的として、(仮称)「お茶を飲んで元気な子育てモデル事業」を157万1,000円計上しております。

30ページの2項、林業費、2目、林業振興費は、国有林、分収林の立木売払いに伴う分収林、分収交付金を1,045万5,000円計上しております。

31ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、プレミアム商品券発行事業の経費として1億1,133万円、本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業を2,461万円計上しております。

33ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、旧南部消防署耐震診断調査業務委託事業を127万7,000円計上しております。

36ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を1億1,560万円計上、単独災害復旧事業を2,251万2,000円増額しております。

37ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を850万円増額、単独災害復旧事業を525万5,000円増額しております。

以上が補正第3号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 予算書のですよ、12ページ地方交付税ですけど、国がごたごたして法が通らないということで、地方交付税がまだ交付されないという状況ですけども、今回1億円追加して75億5,000万円ぐらいになりますけれども、この国のごたごたが市に対する影響というのはどのように今の時点、あるいは交付税が入る時期等によっても今後に影響は考えられると思うんですけど、その辺のちょっと状況を、市に及ぼす財政影響ですね、その辺をちょっと説明をお願いします。

○財務課長（野村不二生君） ただいまございました交付税の支払いの遅れという点で、国・県から正式な交付税の支払いの時期は今のところなされていないところでございます。報道では、市町村に対しましては、支払いの繰り延べはなくて、本日予定されております閣議において決定され次第、来週10日以降にはですね、入るというような情報があるところでございます。現在のところ支払いが滞るような影響はなく、一時借入金等もですね、予定はしていないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 2点だけお伺いしておきます。

まず第1点は、財務課、旧八野小学校校舎及び屋体耐震補強事業240万円。これは基金を繰り入れて事業をやろうということだろうと思いますが、この事業をしようとするその根拠を示してください。なぜこれが必要であるのか。それが第1点です。

それから第2点目は、自主文化事業で左右先生の特別展を開催しようということで100万円強ありますが、具体的にどういう展示をして、どういう方法で皆さんに見てもらおうのか。その事業の内容をしっかりと教えてください。2点です。

○志布志支所長（外山文弘君） 最初の御質問にお答えいたします。

旧八野小学校校舎及び屋体の耐震補強事業でございますが、この点につきましては御存じのとおり、この旧八野小の利活用につきまして募集段階では、施設等はそのまま貸し付けるという条件で募集したところでございます。その際には、営利事業を営む事業者等も含めまして、広範囲にわたるということで、その形で募集したところでございます。募集の結果、児童福祉事業を営んでおります社会福祉法人若草会が校舎、体育館を活用するということで、前回6月議会で御提案したところでございます。

実際夏休み等におきましては、約100名近い児童等が集まってあそこで学童保育等を行ったところでございます。そういう中で、全教室を使うということでございます。この校舎と体育館につきましては、平成21年度に教育委員会の方で耐震診断を行っております。その結果、両校舎、体育館とも耐震補強の必要性があるという結果が出ていたところでございます。この点につきましては、本会議、それから委員会等でも御指摘があり、何らかの市としての手だてをすべきではな

いかという声もあったところでございまして、今回その補強の箇所、程度、内容につきまして、委託をして実態を把握したいということで御提案しているところでございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それでは、藤後左右展のことについて御説明いたします。

予算書では34ページ、それから説明資料の方で17ページの方に記載してあります。

内容につきましては、没後20年を迎える本市出身の俳人、藤後左右氏の遺品、俳句等の特別展を開催するということでございます。日程につきましては、現在11月24日から12月9日ぐらいまでを計画しております。展示会場につきましては、利便性等を考えましてアピアの2階を計画しております。事業費の内容につきましては、予算書に記載しておりますけど、賃金の方では期間内の受付、それから特別講演会の謝金、それから会場使用料、それから散らし、ポスター、リーフレット等でございます。

内容につきましては、本年4月にかごしま近代文学館で祭典がございまして、そこにあります、その時に作成されましたパネル等が貸し出しができるということでございましたので、近代文学等から貸していただけるもの、それから市内に残っている藤後左右先生の遺品等を集めて展示を行うという考えでございます。入場は無料で今計画しているところでございます。今回志布志市出身である藤後左右先生の功績を地元志布志で再認識してもらえれば、そういった機会にしたらということで考えているところでございます。

以上です。

○24番（野村公一君） まず八野小学校でございますが、この物件は確か無償貸与ということでした物件ですよ。その無償貸与の物件に公金を投入していく、その法的な根拠をちょっと教えてください。それが1点。

それから、今の左右の展示会でございますが、総体的に経費が幾ら組まれているのか、その点をもう1回教えてください。

○志布志支所長（外山文弘君） お答えいたします。

相手方との建物の使用貸借関係の契約の中で基本的には校舎、それから体育館につきまして、教職員住宅も含めまして、校長住宅を含めまして、無償で貸し付けるということにしておりますが、その中で別途それぞれの責任分担を取り決めたところでございます。その中で、基本的に建物の老朽化等に伴う修繕等につきまして、また借受者の責めによらない修繕等については、市の方で負担するというところで契約を締結しているところでございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 全体の予算につきましては、118万500円を予定しております。

なお会場については、現在のところアピアの使用料ということで予定しているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○6番（坂元修一郎君） 委員会が違いますので、1点だけですね、お伺いしておきたいと思います。

農政課分のお茶を飲んで元気な子育てモデル事業、各学校に水筒、そして茶葉等を配布して消費拡大と健康づくりに貢献したいということだと思いますけれども、非常に有り難い施策ではありますけれども、各学校に給茶機がですね、設置されているわけで、その点との整合性、どのような効果をですね、求めているのかお伺いしておきたいと思います。

○農政課長（上原 登君） ただいま御質問のお茶を飲んで元気な子育てモデル事業というのを今回計画をさせていただきました。

今回は、お茶の効用というそういったものが、静岡県内、それからお茶の産地で各地で確認をされておりまして。例えば、子供たちがお茶を飲むことでインフルエンザの発症が少なくなっていますよとか、先般は「ためしてガッテン」で、お茶の産地であります掛川市、それから静岡各県内お茶の産地15産地、がんの発症率の低い15都道府県のうち、お茶の産地が7地区ございました。ということがございました。そういったことから、お茶を多飲していただく、たくさん飲んでいただく習慣を児童時期から身につけていただきたいと、そういった意味で家庭でお茶を入れていただいて、それを持ってきていただいて、休み時間等に児童生徒の皆さん飲んでいただく、そういった習慣を身につけていただきたいという思いで今回この計画をいたしました。

学校には給茶機が設置をしてあるわけですがけれども、各学校1台しかございませんので、全ての子供たちが休み時間にお茶を飲む習慣、そういったものを身につけるためには、どうしてもこういった家庭でまずお茶を作って持っていき、そういった習慣を身につけていただきたいという思いで、今回この事業を計画をいたしましたということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） 2点だけ、まず第1点ですけれども、今回口てい疫対策地域活性化事業ということで、牛肉・豚肉の県産の消費拡大事業というものが出ておりますけれども、まず本県のこの牛肉、豚肉を取り扱っている店が何軒あるのか。そして、うち商工会員が何軒であるのかというのが1点。

それから今出ましたお茶を飲んで元気な子育てモデル事業ですけれども、このモデルの内容から見た時に、当然本市の基幹作物であると同時に、それを健康増進対策に活用していくということですから素晴らしい事業であるわけですがけれども、このモデル校の指定にあたりましてですけれども、どのような考え方をもってこのようなモデル校の指定になったのか。やはり、市内小中学校等を考えたときに、相当数あるわけですがけれども、そういういくらモデル校であったにしても、そのモデル校の選定にあたってもうちょっとその考え方というものはないのか、この2点について伺いたい。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 口てい疫対策の今回の事業に関する市内での肉の取扱店の件数でございますけれども、今回のこの事業につきましては、直接本県産の肉を販売している販売店と、それから本県産の牛肉、豚肉を食材として取り扱っている店、つまり具体的に焼肉店であ

りますとか、あるいはまたレストラン等で本県産の豚肉、牛を使った形でのそういうメニューを出されている店、そういったものも対象となったところでございます。対象となる店は全て商工会加入が一応条件となっております、今申し上げました販売している店、それから食材として扱っている店で約40店舗を現在予定しているところでございます。

○農政課長（上原 登君） 最初に、先ほど各学校1台ずつ給茶機がありますということでしたけれども、小学校香月、伊崎田が2台設置してございます。それから、志布志中学校3台設置してございました。誠に申し訳ございません。

それから、今質問ございました福重議員からのお尋ねでございます。モデル校の選定の仕方ということでございます。私ども今回毎日お茶を入れてボトルを学校に持参していただいて、その結果どういう影響が出たのかを追跡調査をしなければならない。そうしてインフルエンザ等の発症がお茶が効果があるのか、そういった追跡の調査もさせていただきたいということで、学校、それから保健課、そういった方々と協議をさせていただいたところでございました。その中で、どうしても低学年の場合にお茶を毎日入れる作業というのが非常に家庭の御理解もいただきながら、協力をいただかないとこの事業は進められないということがございました。その中でどの学校にお願いするのかという中で、やはりお茶の生産が盛んな地域だと非常にその取り組みに積極的に御協力をいただけるものであろうということで、広い範囲で小学校が集まってございます宇都中学校様、それから小学校、中学校一緒に併設をしてございます伊崎田中・小学校様、こちらの方のPTAの方々に少し意見をいただきながら進め方について御協議をさせていただき、その方々が積極的に協力をしていきたいという御意見がございましたので、モデル校として指定させていただく予定にしております。よろしく願いいたします。

○23番（福重彰史君） お茶の方は所管ですので、また委員会の中で質疑をしてまいりたいと思います。

この牛肉、豚肉の方でございますけれども、今の課長の説明でいきますと、いわゆるこの県産の肉を取り扱っている店が40店舗であって、そして今回これに該当する考えている店全てが商工会の会員であったということで理解してよろしいですね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ちょっと説明が不足していたかと思います。当然こういう、これまでプレミアム商品券等の発行事業等につきましては、取扱店の対象は商工会加盟店ということにいたしております。したがって、大手のスーパー等につきましては、商工会加入のところにつきましては、本県産の豚肉・牛肉を扱っております、今回のこの事業には対象外ということでございます。今申し上げました40店につきましては、直接商工会に加入されてて現在も直接本県産の豚肉・牛肉を販売されているお店と、それから、それを食材としてメニューを出せる可能性のあるお店として、合計で商工会加入の店で40店舗あるということでございます。いずれにしても実施にあたりましては案内を申し上げまして、この事業に参加をされるのかどうか、その意向を確認した上で私ども対象のお店を決めるということになっておりますので、今40店と申し上げましたのは、直接取り扱っているお店、それから、それを食材として扱えるお

店ということで、私どもが今商工会の加盟店で可能性のあるのは40店舗だということでございます。

○23番（福重彰史君） いわゆるプレミアム商品券ということで商工会加盟店というような考え方であるようでございますけれども、それはそれでいいわけでございますが、ただこれの目的を見た時に、いわゆる本県産の牛肉、豚肉の消費拡大というものがやはり前提にあるわけでございますので、十分そのあたりの目的というものも緩和した中でのですね、取り組みというふうになっていかなきゃならないかというふうに思いますが、今のところ大店舗等を除いたところだというようなふうにありましたけれども、いわゆるそれ以外にもし県内産を取り扱っている店なり、あるいは飲食店があるということであるのであればですね、やはり、そのあたりをしっかりと調査した中でですね、いわゆるこの目的に沿った執行と取り扱いというものはできないのかということも更に踏まえながら検討はしていただきたいというふうに思います。

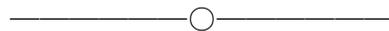
○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御指摘のとおり本県産の豚肉、牛肉の消費拡大というのが大きな目的でございますので、今回はこれまでも含めまして市内の商工業の振興ということで、商工会加入店を条件という形で扱っているというか、今回も実施いたしますけれども、今申されましたように本来の目的である消費拡大という点からすると、また今後検討課題だなというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第58号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,506万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,393万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分を2,000万円、後期高齢者支援金分現年課税分を700万円、介護納付金分現年課税分を400万円それぞれ増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億4,527万5,000円増額するものであります。

21ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を8,087万3,000円増額するものであります。

22ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を395万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第59号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,101万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料を1,100万円、普通徴収保険料を700万円それぞれ増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,800万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金は、一般会計繰出金を230万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第60号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,669万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,138万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

歳入の県支出金は、過年度分の介護給付費負担金を1,325万2,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2,260万4,000円増額するものであります。

13ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を1,506万7,000円増額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を735万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

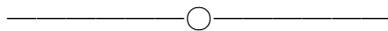
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第61号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、蓬原地区浄化センター中継施設修繕、地方債償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,898万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を433万4,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を338万3,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債償還金を95万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

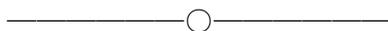
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第62号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げ

げます。

本案は、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,103万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を71万1,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を200万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第14、諮問第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第14、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年12月31日をもって任期が満了する山本力氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。山本力氏の略歴につきましては、説明資料の23ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第15、発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第15 発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、発議第4号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第4号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致をすることができるようになったことから、その手続き等の規定を追加するものであります。

主な改正部分は、第1章第9節を第10節に改め、第8節の次に第9節を加え、公聴会及び参考人の条文を新たに設けるものであります。また、字句等の整理をいたしております。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。なお、附則におきまして一部を除きこの規則は公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

10日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時30分 散会

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成24年9月10日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

立 山 静 幸

平 野 栄 作

小 野 広 嗣

西江園 明

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、林勇作君と岩根賢二君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思ひます。

7日の答弁において訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 9月7日の本会議、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）の中で、野村議員からの質疑のうち、自主文化事業、藤後左右展の全体事業費の回答におきまして、数字を誤って答弁いたしておりました。事業費118万500円と回答しましたが正しくは118万5,000円であります。読み間違っておりました。お詫びして訂正をお願いします。

日程第3 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

○12番（立山静幸君） おはようございます。

通告に基づき、順次市長、教育委員長に一問一答方式で一般質問を行います。

1番目の県道の改良工事について（1）の平成21年6月議会定例会で一般質問した県道523号、志布志有明線の改良工事要望についてであります。その後の経過を問うてありますが、当時の回答として、本路線は平成14年度から平成18年度にかけて地方特定道路整備事業により改良されてきましたが、当時2か所の用地筆界未定があり、用地取得困難により約1.8kmを残して19年度から事業がストップをしているということ。この路線は、県道志布志福山線と国道269号線を結ぶ重要路線であり、地域の学校関係者、公民館、南部厚生事務組合からも整備促進の要望が寄せられている。

市としても重要路線と位置付け、曾於地区土木協会に要望し、また県庁へも直接要望をしている。筆界未定の2か所のうち1か所は解決済みであり、筆界未定の1か所の解決と併せて事業再開に向けて努力したいとの回答でありました。

一般質問をしてから3年が経過しておりますが、その後の経過はどうなっているか市長にお伺

いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

立山議員の御質問にお答えいたします。

この路線は、県道志布志福山線と国道269号線を結ぶ重要路線であり、また地域の学校関係者、公民館、南部厚生事務組合からも整備の要望が寄せられているところでございます。

事業採択に向けたこれまでの経過ですが、市としましては、市の重要路線と位置付けまして曾於地区土木協会の土木事業に関する要望説明会の中で、県庁関係課へ毎年直接要望しております。同時に機会あるごとに関係機関へ現状を説明しながら早期の事業採択に向けて努力しております。

また、地域住民の皆様の活動としましては、平成21年9月と平成23年1月に野神公民館長ほか関係者によりまして、大隅地域振興局建設部への要望を実施されております。

そして、平成23年11月17日に地元公民館、小学校、集落から鹿児島県議会へ陳情が挙げられまして、12月議会県議会で継続審査となっております。

その後、平成24年8月に県議会企画建設委員会の現地調査が行われまして、今回9月の定例県議会で陳情採択されまして、平成25年度から新規路線として採択されることを期待しているところでございます。

○12番（立山静幸君） ただいま回答で21年、23年、24年と何回も要望をされて、今度の9月の県議会で陳情が採択になるということのようでございますが、その陳情が採択された後の実施ですね、それ等はどのような雰囲気なのかですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの答弁いたしましたように、今回県議会の企画建設委員会で現地調査が行われて、それを受けて県議会が開催されるということでございますので、かなりの確率で陳情の採択ということになるのではないかと期待しているところでございます。

○12番（立山静幸君） 5月12日に野方の荒佐に広域農道の野方インターチェンジの決起大会があったんですが、その折4月1日に荒佐のインターチェンジが採択になったと、それで今年から予算も付いて26年3月には細山田、鹿屋のインターチェンジまで供用開始がされるということでした。そういうことになりますと、大型車が多くなるのではないかと、そういうことも含めまして、これを早急に再委託してもらって、即短い間で1.8kmの事業完了をしてもらいたいと、このような野神、有明の住民の方々の要望でもあるわけでございます。

そういうことで、今後県の25年度の予算編成も間近になっているわけでございますので、地元の県議を含めですね、市長としてもこの陳情採択後の要望活動に努力をしていただきたいと思いますんですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、地域の要望もあり、また重要路線ということで本市としても長期間になっておりまして、県の方に早期の事業化ということをお願いしてきているわけでございますが、先ほど議員からも御発言がありましたように、筆界未定地があつて事業が進んでいないとい

う状況であったわけでございます。

このことにつきましても当事者の方々が前向きに進んでいるという部分もありますので、それらのことを解決しながらやっていくということが基本的な方向性ということになります。そのことをもって、県の方も事業化を進めていただくというふうに思うところでございます。

○12番（立山静幸君） 筆界未定の所も話を聞きますと、反対側の地主さんが要望解決済みだというようなことも聞いておりますので、是非ですね、採択になった暁には早急の着工に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、2番目の小水力発電についてであります。、（1）の現在及び将来のエネルギーとして用水路等を利用したクリーンエネルギーの小水力発電が注目をされております。本市の取り組みを問うてありますが、東京電力福島第1原発の事故以降、脱原発の傾向が鮮明になり、関西電力大飯原発3、4号機の再稼動について、脱原発を求め毎週金曜日の夕方、官邸前で抗議行動の脱原発デモが続けられております。

また、政府は原発ゼロを目標に原発の代替となる太陽光など再生可能エネルギーの拡大に2030年まで50兆円の投資が必要と試算をしているところであります。

本市では、太陽光発電所メガソーラーは伊崎田にできますが、本市には野井倉、上水流、蓬原、上荒、大野原、各土地改良区等々、台地に開田があり、用水路発電に適した場所が多くあります。

また、シラス対策事業で整備をされた排水路も多くあります。これらを利用した小水力発電に早急に取り組む必要があると考えますが、本市の取り組み状況はどうなっているか市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年7月より再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートしまして、本市でも小水力発電の発電所などの建設に化石燃料に頼らないクリーンなエネルギー発電所の導入に対しましては、志布志ブランド推進協議会の中で、再生可能エネルギー推進グループを立ち上げるなどしまして前向きに検討を行ってきているところであります。ただいま御質問がありました小水力発電導入に関しましては、以前から導入にかかわる関係会社等から多くの問い合わせがありまして、また昨年12月に県からの依頼によりまして、小水力発電所導入にかかわる意向調査を市内11の改良区を対象に行ったところであります。このアンケートの結果を踏まえ、本年2月に関係コンサルタント会社の協力をいただきまして導入に対しまして、関心のある改良区を対象に勉強会を開催しまして導入の検討を行ってきたところであります。

その後、関連会社が土地改良区の了解を得まして、現地調査、そして発電所建設にかかる試算等を行いまして協定案の提示をされたところでございますが、8月に入りまして導入に対して具体的な動きが出てきたところでございます。

市内には農業用水の通年許可水利権を保有する二つの土地改良区がありますが、一つの改良区においては、理事会全員一致で導入を推進するというところで決議がされたところであります。

このようなことによりまして、本市での農業用水を利用した小水力発電所計画は一步前進した

ところですが、水利権等にかかわる国や県との重要な協議も数多くあり、相応の期間も必要なことから、これらを一つずつクリアして実現を図らなければならないということでございます。この改良区への導入が実現した後は、通年許可水利権を保有するもう一つの土地改良区につきましても、理事会等を通じて導入推進を図ってまいりたいと考えております。

○12番（立山静幸君） ただいまの回答では、1土地改良区が前向きに検討し、その後の経過を見てもう1か所の土地改良区とも協議をするというようなことでございますが、この水利権につきましては、国土交通省が来年度の通常国会で用水路発電の手続きを簡素化する河川法の改正をするというようなことが新聞に載っていたようでございます。そうなりますと、水利権に用水路を利用した発電については、国も積極的に進めていこうというようなことでございますので、水利権等については簡単に許可が出るんじゃないかと、こう考えております。

ちなみに大正14年度に蓬原の信用組合ですか、今のJAの前身ですが、蓬原の普現堂に用水路をした発電所が稼働をしていたわけでございます。そしてまた、27年から30年には現在の大隅町の荒谷にですが、あそこに今、上荒土地改良区の用水路を利用した発電所もできておったわけですが、3か町、野方村が三つに分割して合併したというようなことで、その発電所がなくなったというような経緯もあるようでございます。

そういうような、以前から用水路を利用した発電所も実施をされておったわけでございますので、どうしてもこのクリーンエネルギーである小水力発電所に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

このほかに新聞を見ますと、伊佐市の曾木の滝の公園がありますが、あそこにはもう計画がなされて発電をするというようなこともあるようですが、私その新聞記事を見まして上水流の土地改良区の頭首工がありますが、そこが特殊な工法で石を積み重ねた頭首工になっていまして、長さが20mぐらいあって、落差が10m近くあるんですかね。そういうのも利用して調査してみたらどうなのか。

それから、山重地区に中尾集落の付近には2か所シラスの排水路の河川の所は滝のようになっておって、河川ですので誰も水利権とかそんなのはなくて済むようなこともありますし、そういう所がたくさんあると思います。志布志とか松山等にもそういうのがたくさんあると思うんですが、そのようなプロジェクトチームももうできているような話でしたので、そういうところをくまなくですね、調査をする必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてどうお考えかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の7月に政府が発表いたしました再生可能エネルギーの買い取り制度につきましては、太陽光発電が中心になっておりまして、小水力発電につきましては、27年という形での価格買い取り制度が公表されたところであります。この価格は当然予想されていた価格ではございますが、本市にとっては少々残念だなというような価格であったというふうに思ったところでございます。

御指摘のとおり本市においては、もちろん太陽光発電の保存量ということについては、極めて

高い地域ではあるというふうに調査がされておりますが、太陽光発電自体が20%の効率しかないということがございますので、100%効率性の高い小水力発電が本市にはふさわしいんじゃないかなというふうに常々感じていたところでございます。

ということで、先ほどもお話ししましたとおり、ブランド推進協議会の中に特別に再生可能エネルギーの部門を設けまして、今回さまざまな形での調査を開始しているところでございます。

ただいま具体的に様々なところについての御提案がございましたので、そのことについては、また更に精査して小水力発電に適しているのか、適していないのか。そしてまた、先ほどもお話もありましたように国土交通省の河川の水利権の緩和ということが出されれば、さらにそのことも勉強を重ねて本市での小水力発電、また水力発電について取り組みを深めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○12番（立山静幸君） 新聞によりますと、鹿児島市にある九州発電が40か所の建設を計画をしているというような新聞紙上で、肝付町は12月に着工を目指して立地協定も進んでおるといような状況ですが、この会社との接点というのですか、何かないものかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州発電につきましては、県内の小水力利用推進協議会で40か所に水力発電所建設計画を進めていて、そしてまた、今お話がありましたように肝付町で第1号の立地協定がされたということでございます。

先ほどもお話ししましたように、現在本市でも進められている内容につきましては、この会社からの申し出があった上で進めているところでございまして、この会社の方で経営的に現在の用水路を活用した場合成り立つのかどうかということを含めて説明会がされて、そのことに基づいて土地改良区では前向きに進められているところはそのような形になっているということでございます。

○12番（立山静幸君） 分かりました。

それともう1点、これも新聞紙上ですが、鹿児島大学と広島県のポンプ製造メーカーのテラルという会社が共同で開発に取り組んでいるというような新聞紙上もございましたけれども、この取り組んでいる課題等もですね、鹿児島大学とも相談をしながらですね、協力を依頼する考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員が御提案ありました会社名につきましては、ちょっと私把握しておりませんでしたので、今後その会社等も、また鹿大等とも連絡を取りあいながら、本市で小水力発電、あるいは水力発電が可能性があるところについては調査を深めてまいりたいということであります。

先ほど申しましたブランド推進協議会の小水力再生可能エネルギー部会につきましては、アドバイザーに鹿大の北崎教授も入っていただきまして、そのような面からも御提案いただいているところでございます。

○12番（立山静幸君） 是非、土地改良区とも乗り気のようでございますし、また今後も一つの

改良区なり、いろんな改良区がありますので、是非ですね、そのブランド推進協議会の中で積極的に進めていただきたいと思います。

次にまいります。3番目のいじめの実態と未然防止対策についてであります。文部科学省は8月1日付けで、子ども安全対策支援室を設置し、9月20日まで4月以降に起きたいじめの把握件数を報告させるようにしているが、本市の小中学校における現在までのいじめの実態と対応を問うてあります。平成23年10月11日、大津市の市立中2年生の男子生徒、当時13歳ですが、自宅のマンションから飛び降り自殺しました。市教育委員会は、いじめと自殺の因果関係は判断できないと結論づけたが、その後の調査で次々と実態が発覚し、教育長が大学生にハンマーで殴られたり、第三者委員会までできて、また警察も含め聞き取り調査が実施をされたところでもあります。

また、出水市でも23年9月中学2年生の女子生徒が九州新幹線に飛び込み自殺をし、いじめ問題を考える会と教育委員会でアンケートの開示でもめているような状況でもあります。

7月中旬以降、いじめ問題が学校、教育委員会に対する不信感から深刻化するいじめに対して、警察に被害届を出すケースが増加をしている現状でもあります。

また、9月5日には札幌市で中学1年生が自宅のマンションから飛び降りて死んでおります。生徒の手帳に「いじめられていた、死にたい」と書いてあったというようなことも新聞報道で見ました。

このように、いじめによる自殺者が後を絶たない中、本市の小中学校では現在までいじめの実態はなかったものか。あったとすれば、その対応はどのようにされたか教育委員長にお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても、教育委員長の委任がありましたので、教育問題につきましては、私の方から答弁をさせていただきます。

文部科学省による本年度4月以降に起きたいじめの把握件数につきましては、議員お尋ねのとおり、本市におきましても8月に各小中学校に調査を依頼いたしまして、現在その集計に当たっているところでございます。

また、いじめ問題に関しましては、いじめのあるなしにかかわらず毎月報告をさせておりますので、その対応についてお答えをいたします。

各小中学校でいじめを認知した際には、被害を受けている児童生徒を学校を挙げて全力で守り抜くということを第一にいたしまして、保護者との連携を図りながら解決に結びつけられるよう努力をしているところでございます。

仮にも指導する先生方に温度差があってはなりませんので、担任一人だけで解決にあたるのではなく、学校長の指揮のもと、全職員が担任であるという自覚をもっていじめは絶対に許されない行為であることを全児童生徒に訴え、学校全体にいじめを許さない雰囲気醸成するとともに、問題事象背景をしっかりとつかみ、解決のための方策を講じているところでございます。

また、いじめを受けた児童生徒につきましては、その後も継続的に全教職員が声をかけたり、

家庭訪問を繰り返すなどいたしまして、いじめが再発することのないように見守りを続けますとともに、周囲の児童生徒に対してもいじめがいかに卑劣で人間の心を傷つける行為であるかということを繰り返し指導することといたしております。

さらに学校がいじめを認知した際には、市教育委員会もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを派遣いたしますとともに、学校と家庭、地域が一体となった取り組みが推進できるように努めています。

このような取り組みの結果、これまでのところ認知されたいじめにつきましては、ほぼ解決したと報告を受けているところでありますが、再発することのないように、これからも十分注意をしていかなければならないと、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（立山静幸君） ちょっと私が聞き取れなかったんですが、あったのか、なかったのか、あったなら何件あったのかですね、お聞きします。

○学校教育課長（金久三男君） 本年度に入りましてから、本市でのいじめの認知件数は3件でございます。

[立山静幸君「小学校、中学校」と呼ぶ]

○学校教育課長（金久三男君） 小学校2件、中学校1件の認知をし、教育委員会として報告を受けているところでございます。

なお、文部科学省が行っているアンケート調査の集計は、まだ出てないところですので、10月中旬頃その数が分かるものだと思っているところです。

○12番（立山静幸君） ただいまの小学校2件、中学校1件があったということですが、その対応については先ほど教育長が話されたそれで終わったということですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、私どもは、今私が答弁いたしましたような手順をもって対応いたしました。

その結果、先ほど申しましたように、今のところでは、その後解消をしたと報告を受けているところでございます。

○12番（立山静幸君） 校長をはじめ諸先生方と協力をしながら、その解決に努力をされたというようなことですが、今のところ問題はなく済んでいるというようなことではございますので、次に移りたいと思いますが、(2)のいじめの未然防止対策について、どのような取り組みを実施しているのかであります。いじめか子供のふざけあいなのか、見きわめが困難であり、親、先生、子供同士も最後の最後までいじめと認めたくないのが心情であります。

しかし、些細なことでもこれはいじめかもしれないと考え、注意深くいじめられた側、いじめた側とも何らかの信号があると言われております。家庭、学校でそれらを注意深く見守る必要があると思いますが、現在まで未然防止対策にどう取り組んでおられるのか。また、9月20日まで現在までの防止策を見直した項目があれば、その見直した項目も報告をするようになっておりま

すが、現在までの未然防止対策に追加して、このような取り組みを実施をしますよという20日までの報告があればですね、これをお伺いしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

次に、いじめの未然防止に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、いじめは学校の大小にかかわらずあるんだということにたっております。どんな軽微な段階でも1件でも多く発見し、1件でも多く解決すると、このことを前提に未然防止に向けた取り組みを推進しているところであります。

学校では、いじめがゼロであるということよりも1件でも多く発見し、解決できたことを誇りとするようにということを指導しております。

未然防止策につきましては、具体的には毎学期始めにいじめ問題を考える週間というものを設定いたしまして、いじめを把握するためのアンケートを実施したり、道徳や学級活動の時間などを通して命の大切さや仲間づくりを主題にした学習に取り組んだりいたしております。

また、それらの学習につきましては、積極的に保護者や地域住民に公開し、保護者や地域と一体となった未然防止に努めているところであります。

次に、最近では携帯電話やインターネット等によるいじめを防止しなければならないというような状況に立ち至っていることを私どもは大変憂いております。そのことにつきましても、管理職研修会や生徒指導コーディネーター養成研修会などの会で指導しているところでございますが、チェーンメールなどという新たな手口があるというようなことも聞いておりまして、それを使っていじめが発生するというような、こういうまさしく情報化社会の影の部分がこうやって大きく出てきているということを私どもは大変憂っております。

教育委員会では、いじめ問題や児童生徒の抱える背景や内面を理解しつつ、様々な問題の発生を防ぐためにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に派遣いたしまして、多くの大人が一体となって児童生徒を見守ることができる環境を築くことができるように配慮をいたしております。

各小中学校では、このほかに児童生徒に人の痛みの分かる心を育てるための道徳教育の充実に心がけまして、みんなで協力する体験活動の重視や、集団活動、行動の充実に取り組んでいるところでございます。例えば、校内作業なども1年生と上級生が縦割りに入り交じって異年齢の児童生徒が共に活動することを通して、集団の中で自分の役割を学んだり、あるいは上級生が下級生をいたわるといったことなどのできるような人間に育てていこうと努力しているところでございます。

教育委員会といたしましては、いじめ問題は今後とも重大な課題であると認識いたしまして、不幸な事態が決して発生することのないように努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○12番（立山静幸君） 今教育長からるる聞きましたが、携帯電話のメールの問題も今いたずら半分にかけてネット被害が多く発生しているというようなことで、口で言うものと、こういうメ

一時的なネット的なものと、両方が重なっていじめに対する二重三重に攻撃をされて、いたたまれなくなって自殺をせざるを得なくなるというようなこともあるようでございます。

そういうことで教育長のお話を聞きますと、身内の甘さや隠蔽の体質等はないと、積極的に1件でも多く発生を見つけて解決をしているというようなことで安心をしたところでございますが、このいじめ問題は、6年前から始まりまして、いろんな文部科学省で各県なり市町村の教育委員会にいろいろな取り組みをするような対策がされておられると思うんですが、新聞紙上を見る限り、教育長なり学校長なり、あるいはまた学校の先生方が隠蔽と言うんですか、隠してできるだけ身内で解決しようというようなことで、いじめの先ほども申しましたけれども、教育長が殴られたとか、あるいは出水市の問題にしてもアンケートを公表すれば何もなさそうなことですが、それを拒むというようなことが身近で発生をしているわけです。

そのようなことで、教育長としてはオープンにして正々堂々とやっている、地域の方々にも、あるいは家庭、地域にも公表をしてやっているというようなことですが、今年になって3件あったというようなことで、そのようなのがどの辺まで地域の方々に周知がいつているのかですね、PTAなり、その辺をもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

各学校ではですね、そういう事例があった場合、なくてもそうですが、学校だより等でいじめがいかに卑劣なものであるかというようなことは十分連絡、そしてまた理解を求めています。

そしてまた、今回の3件につきましても両方の保護者に来てもらって、両方の保護者がお互いにその事実を認めて、そして悪かったと、今後はいたしませんというところまで保護者の責任をもってしますというところまできちんと処理しております、処置しております、各学校ですね。

いじめというが先ほど申しますように、私はもう学校だけで手に負えなくなったと言っていいぐらいの誠は無責任なことを言うようでございますが、インターネットなど、あるいはまたもっといじめがひどくなりまして、まさしく犯罪的ないじめにも発展する状況があればですね、警察にもお願いをして協力をもらわなければならないというような事態まで発展していること。私どもが小さい頃のいじめとはもう天と地の差がございまして。本当に私どももいじめたり、いじめられたりしたわけでございますけれども、それとは話にならないような複雑ないじめの実態がございまして。

私どもといたしましては、なにせいじめの側も同じ児童でございまして、これがまた別ではありません。同じ学校のお友だちであったりするわけですから、その子供たちにも配慮をしつつ、十分今度はまたその子供たちが発展的に不登校になったりすることがあってはなりませんので、十分両方を見守りながら指導をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（立山静幸君） それから、これも新聞ですけれども、全国の学力テストでトップクラスの秋田県の教育長が、「家庭や地域のサポートが大きく教師が親身になっている」と胸を張って言

われたと書いてあるんですが、学力等いじめの関係は、秋田県はいじめがないというようなことで、学力があるところがそういうようないじめもないというようなことがございますので、学力の向上にも一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先ほど申し上げましたとおり9月20日まで、いじめに対する今までよりか違った取り組みをしたいというようなことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（金久三男君） いじめにつきましては、人権侵害の問題であると捉えてるところであります。

ですから、これまでも取り組んできましたように1件でも多く発見し、そして1件でも多く解決するという視点は変わらないところであり、今後とも人権尊重の立場から言葉ということの重要性を、そして、今回行われます文部科学省が行うアンケート調査の結果を見て、さらに取り組みの方向を定めていきたいと考えているところであります。

○12番（立山静幸君） 教育長、その20日の報告はその後になると思うんですが、我々にもお知らせできるものですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

可能な限りこのことにつきましては、広報紙等で載せていいものであるかどうかを十分検討いたしまして、そしてまた、議員の皆様方にも報告できるようなところがあれば、十分広く広報をしたいと考えております。

○12番（立山静幸君） 是非ですね、本当に加害者も被害者もかわいそうな状況に、連載で見ますと本当に何と言うんですか、もう地域から逃げ出したいぐらいな親子さんだと思っております。

そういうことで、ぜひ市内にそういうことが発生しないように鋭意努力をしていただきたいと思います。

次に、4番目の全国学力テストについてであります。今年初めて理科のテストが実施をされたわけでありましたが、本市の小中学校の平均正答率と分析した結果、課題はなかったのか。また、実験等の教材は充実しているのかであります。文部科学省は、8月8日、小学6年と中学3年生を対象に4月に実施した平成24年度の全国学力学習状況調査の結果を発表いたしました。

小中学校とも国語A・B、算数、数学A・Bのほかに、本年度から小中とも理科を追加して初めて3教科で実施をされたところであります。理科で小学校全国公立の平均が60.9%、中学校で51%であり、鹿児島県では小学校が63.4%、中学校で49.6%であります。

県教委の理科の分析によりますと、小学校で全国より2.5ポイント上回っているが、中学校では1.4ポイント低かった。県教委は小学校で中学校を意識した授業をし、中学校の授業では小学校からのつなぐ工夫をするなど、より具体的な連携が必要と分析をしております。

また、文部科学省は電流の実験の改善方法を記述する問題の正答率が、これまでの学力テストで最低の8%であったというようなことであります。実験の結果や観察結果の分析、考察力で課題が目立ち、意識調査でも「理科の授業はよく分かる」、「将来役立つ」と答えた中学生は小学生

より大幅に少なかったというような分析がされております。

このような国・県の課題等を踏まえ、本市の平均正答率と分析した結果、課題はなかったのか。また、実験等の教材は充実しているかお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり本年度から全国学力学習状況調査において小中学校ともにこれまでの国語、算数、数学に理科の教科が加わりました。これは、子供たちのいわゆる理科離れというようなことや、理科における学力低下の改善策を講じることがその目的であろうと認識しております。

全国学力状況調査は、全校実施ではなくて、これは抽出実施となっております。抽出実施ですね。本市においては、小学校が1校、そして中学校が4校抽出をされました。これは県の方で抽出するわけですが、残りの小中学校は自校で、自分の学校で採点して児童生徒の学力の実態を把握いたしまして、学力向上の一助として本調査を実施したというところでございます。

平均正答率につきましては、市はどうであったかということでございますが、何せ今申しましたように、抽出校が少のうございますので、これをもって本市の傾向ということは非常に的を外れるのではないかと考えているところでございます。

実施希望校におきましては、あくまでも自校の実態把握と課題の明確化、そしてまた、対策検討が目的でありますことから、本調査における市としての平均正答率等についてはお示しができないというのが実態でございます。

しかしながら、本調査は全ての学校で実施しておりますので、国や県が公表しております平均正答率の95%信頼区間等を参考に、各学校において結果の分析による適切な実態把握と課題の明確化。そしてまた、各対策の検討を実施いたしまして、学力向上のための取り組みを充実させるよう各学校に対して指導しているところでございます。

学力向上ということでございますが、学力向上のための最大の要素は授業の改善はもとよりでございますが、自宅学習の習慣化であろうかと思っております。学校の授業、指導力の向上、そしてまた自宅学習を十分させる環境整備ということも家庭にもお願いしていかなければならないと考えているところでございます。

理科におきましては、実験や観察等を通して体験的に学び、理科に対する興味関心を高め、自然の事物や現象に対する理解を深め、科学的な見方や考え方を養うことが重要でございます。したがって、学校におきましては、実験や観察に必要な備品等を計画的に購入し、授業の充実を図りますとともに、機会あるごとに身近な動植物への興味関心を持たせることも肝要かと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも教員のさらなる指導力向上を含めまして、理科の授業のための指導、支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この全国学力学習状況調査ということでいたしましたので、私どもは学力検査の結果もさることながら、この学習状況調査、「勉強は何時間ぐらいするか」、「テレビはどのぐらい見るか」という調査もしておりますので、むしろそちらにもある意味では関心を持っているところでござ

います。

以上でございます。

○12番（立山静幸君） 小学校で1校、中学校で4校されたということで、正答率は的を外れるので数字は発表できないということですが、私理解に苦しむんですが、1校でも4校でも実施した結果をですね、発表して、そして全小学校、全中学校に示す必要はないのかですね、その辺について伺いたします。

○学校教育課長（金久三男君） 抽出校の児童生徒の実態につきましては、文部科学省の見解としまして、全国一律抽出校につきましては、その学校の分については公表しないという基準が定められておるところであり、その分については公表できないところでもあります。

しかしながら、全国県の通過率を示しているのは抽出された全ての学校を対象にしているということで公表がなされているところであり、本市においては小学校1校なので、本市の状況は抽出校を1校ということで公表できないというところでもあります。

○教育長（坪田勝秀君） 補足いたします。

今のような状況が国からの指示等々ございますのでですね、私は個人的にはこういう抽出調査というのはあまり賛成ではございません。ですから、私は2年に一度でもいいからやっぱり悉皆調査で全学校、全国全部一斉に悉皆調査、予算もかかるんでしょうけれども、私ども教育長会では常々このことを話題にしております。抽出では、小さな学校を1校抽出してどうだったこうだった、よかった悪かったと言われてもですね、非常に正確でないわけですね。そしてそれは公表しない。それは学校が限定されますから公表できないことでしょうけれどもね。ですから、私は個人的には2年に1回でいいから悉皆調査でしてくれと、全校ですね、全部一斉にやると。そして、毎年毎年する必要はないので2年に1回ぐらいで悉皆調査という方向を是非国にお願いしてみたいとこのように考えております。

○12番（立山静幸君） 話を聞きますと、小学校で1校であれば、大規模か小規模か中規模か分かりませんが、10人のところで欠席もあって8人の正答率しかないというようなことで、それが発表すれば、それがいろんな問題点もあるようですが、これは各市町村発表はされていないわけですか。

○学校教育課長（金久三男君） 全国学力学習状況調査につきましては、市全体の通過率、平均通過率につきましては、各自治体に任されているところであり、その自治体において抽出校がどれだけあったかによって、また変わってきているものだと思っているところです。

○12番（立山静幸君） その抽出は、国が抽出したんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 国の責任において抽出校がなされているものだと思っているところです。

○12番（立山静幸君） そういうことで正答率は発表できないということでございますので、それは理解をいたしました。

中3の電流の実験の改善方法を記述する問題の正答率が、これまでの学力テストでも8%とな

ったというようなことで、この実験等も先ほど教育長からちょっと回答がありましたけれども、先生たちの指導等も充実していくというようなことでございますが、現在の理科の担当の先生は、約40%が「実験等は苦手だ」というようなことも書いてありましたが、本市の状況はどうかですね、お伺いいたします。

○学校教育課長（金久三男君） 本市の状況ですが、中学校はもちろん教科担任制ですので、全て理科の担当が授業を行っているところであります。

小学校におきましては、小学校フリープラン、つまり6学級以上の学校に、今も1人と鹿児島県の教職員定数で1人上回って配置されている学校においては、高学年に理科をするのか、音楽をするのかということで、学校で任されているところであり、理科の専科を置いている学校が6校あります。小規模校には、ごく小規模校にはありませんので、そのほかの6学級以上のある学校では音楽を専科教員としてしているところであります。

○12番（立山静幸君） 中学校は専科制だということでありまして、やっぱり実験等については苦手だということが書いてあったんですが、その教科について、全てその理科の担任の先生が実験等については本当に100%実験もできて、生徒も理解をするというようなところまでいっているんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 小学校におきまして、基礎的基本的な事項につきましては理解がかなり高いものであります。しかしながら、実験、観察を通した後の自分の力でまとめていくというところが少し指導の不足があると感じているところです。そのことによって、子供たちは自分の力でまとめることができないということによって、中学校で更にそのことが深刻化しているというのが、今回の全国学力調査の理科の部分から読み取れたところであります。

中学校の教師は、物理、化学、生物、地学の4領域の中で、それぞれまた専門性があります。しかしながら、実験が苦手というわけにはいかないだろうと思っているところです。ですから、そこは指導力を高めていく必要があると思っているところです。

○12番（立山静幸君） その指導力を高める対策はどのように考えていらっしゃるんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 中学校の教員は、3年に1回は必ず研究授業をしなければならないということになっており、学校によっては毎年のように研究授業を重ねているところです。

私ども教育委員会としましては、研究授業の時だけ関わるのではなくて、指導案作成、つまり教材研究のときから関わり、研究授業、授業研究等を重ねて、そして教職員一人一人の指導力向上に努めているところであります。

○12番（立山静幸君） 先ほど教育長が理科離れがあるというようなことでございましたが、将来あまり理科は役に立たないと、それで中学校では1.5ポイントだったですかね、低いというような鹿児島県からですよ、低いというような結果であります。今、日本全国理系の学生やら科学者が非常に少なくなっていて、韓国とか中国とかに技術力が高まっていて日本が非常に技術力が劣ってくると、学者も少なくなってくるというようなことが報道されております。

そういうことで、やっぱり先ほど理科については物理とかいろんな科目があるというようなことでもございましたけれども、やっぱり、こういう国語も大事ですけども、こういう理科系もですね、理系も非常に大事だと思いますので、正答率は聞けませんでしたけれども、理科についても十分先生たちの小中学校の先生たちの指導をしていただきますようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） こんにちは、2番目になります。よろしくお願ひします。時間がもったいないですので、通告書に基づきまして質問を行います。

まず1点目ですが、橋りょうの長寿命化計画が策定されております。いろいろ当市の分も見て、県内の分もずっと見てみたんです。当市ののがこれですね、ものすごく分かりにくい内容です。あと15m以上の橋りょうについて長寿命化計画を策定しているにもかかわらず、全橋りょうの点検結果が載せてあります。なぜこれが分類してないのか。そこがちょっとまずい1点、ちょっと疑問に思ったところです。

ほかがですね、15m以上と15m以内の修繕計画を別々にしてつくっていらっしゃるんですよ、多分鹿児島県もそうだと思います。そして、書いてあるようにですよ、なぜこの修繕計画をつくるのかということ、橋の寿命を延ばすために、そして経費を削減するためにつくられているわけですよ、この計画自体というのは、が、実際志布志市内にある橋りょうは皆さん御存知ですよ。草が生え、ごみは堆積して排水溝は詰まった状態。そういうことがなされている中で、こういう計画をつくったとして、これ何になるのかなというのが非常に疑問なんです。というのも、私は前、これは決算委員会だったかな、その時にも言いました。「おかしいんじゃないですか、せっかくあれだけの橋をつくって景観もいいのに、草が生えてますよとって、手入れはしないんですか。」「やります」ということでした。その後1年たっても半分は確か除去されましたけれども、その後全然進展がありません。

そして、この点検結果を示すとですよ、これを市民が見た時にどう思うのか。床、主構、躯体、これ有、有、有と赤印がずっと付いてるんですよ。これで総体結果は「通行に支障はない」で、具体的にそんならこれに対してどういう措置をするのか、何もないんですよ。21年に詳細点検をしました。それだけですよ。詳細点検と概略点検、これが何年にしましたよというのがうたってあって、ほかは一切何もないんですよ。

だから今の現況をですよ、もうちょっと真摯に受け止めて、今何をすべきなのか、そういうことも公開するぐらいであればですよ、つくった方がいいんじゃないかなと思うんですよ。鹿児島県も霧島市も、ほかのところも全部これに関わって指導助言をしてくださる先生は一緒ですよ、2名の先生方です。ですから、本市においても多分こういうのがあると思うんですよ、ただホームページ上には出してないと。だけど、ものすごくこの中身って違いますよ、これ見たときに、具体性が何もないですよ。県ののなんかは、まず現状を把握しているんですよ。見ない画一的で

不十分な対応ですよ、見過ごし、技術力、情報伝達不足で損傷を見過ごしている危険、先送り、補修、補強が遅れがちになる。これ問題点があるわけですよ。それに対して、そんならこれをこのままいくと崩落事故に至りますよ、損傷や耐化力不足による通行規制が発生しますよ、大規模な補修や架け替えが必要になりますよ。だから何をやるんですか。だから、予防保全が必要です、だから予防保全としてどういうものをしていくかということが事細かく記載されております。

我々もですよ、固定資産、特に車とか家屋とか購入した時には、新しいものをいかに長く、現状のままで維持するか、そういうことで手入れをしますよね、車でもそうですよね。1回ぶついたらまたちょっと感じは違いますけれども、いいものをどれだけ長く使うか、そうすることによって愛着もわいていくと思うんですよ。

市並びに町村の今までのやり方というのは、何にしてもですけれども、箱ものでもつくったら作りっ放し、20年、30年してから塗装をやりましょうか、雨漏りがしてから雨漏り対策をやりましょうか。そういう状態ですよ。そういう状態を今まで繰り返してきておきながら、今度この橋りょうについてのみこういう計画をつくられました。じゃあ5年に1回点検をしますよというのが記載されています。日常的にはどのようなことをしていくのか、全くこれでは読めません。ほかのところはですね、これは佐野市さんの分のなんですけれども、ものすごく日常点検に力を入れているんですよ。定期的なパトロールを実施して、排水対策、漏水対策、目についたところはまず手をかけていくと、日常点検に力を入れますよと、そして定期点検で悪いところがあったら即座に対応していきますよ。そして、骨格がなるべく腐食しないような対応をとりますよと、そういう形ですよ計画というのは。

ただですよ、本当、こんな計画って絵に描いた餅ですよ、経費をかけてつくっておきながら、実際何も役に立ってないわけですがね、そこら辺り市長はいかが考えていらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画に関しましては、今後老朽化する橋りょうが増えるなか、橋りょうの長寿命化並びに橋りょうの修繕及び架け替えにかかる費用の縮減を図るため、平成22年度に橋の長さが15m以上の64橋について、橋梁寿命化修繕計画を策定し、橋りょうの点検結果とあわせて平成23年度にホームページに公開しております。

さらに本年度は、15m未満の123橋について修繕計画を策定中であります。橋りょうの修繕においては、国の補助事業、補助率60%を取り入れて、本年度より緊急性の高い橋梁から修繕をしていきます。定期点検は、5年に一度の割合で橋りょうの点検を行い、どのタイミングで修繕するのが最適かを検討し、計画的に修繕をしてまいります。

日常点検におきましては、ホームページに記載がございませんが、橋りょうの長寿命化とするには日常の点検、維持管理が大きな影響を及ぼすものと考えております。

しかしながら、今まで主部材以外の排水溝、排水末の土砂の詰まり、支承周りの土砂の清掃、雑草除去などがしっかり行われたとは言いがたい状況ございますので、今後は日常の地道な対応

が橋りょうの長寿命化につながると考えますので、日常の維持管理の中で対応していくものとしたします。

○1番（平野栄作君） 計画に書いてある分ですね。それと、やはり15m未満と15m以上分けるのであれば、この点検なんかもですよ、別個にして、今回は15m以上のものについて該当するわけですので、分けていただく方がこちらとしても見やすいし、そしたら15m未満については今年度作成中ですよと、そういうのも入れるのはすぐですがね、それぐらいの配慮も必要じゃないのかなと思います。

それと、本当歩かれたというか、橋の上を通られたことがありますか。排水溝すごいですよ、草も。結局は、ああいう小さなものが破壊していくわけです。少しずつ年数をかけて、そこから水が入っていくと、主要部材に影響を及ぼす。

私はですね、どうも今までのやり方とか、ずっと見とってですよ、完全に傷んでからやっている。今までそういうことを繰り返してきたからこういう計画がどんどんできていく。でもこれって普通は当たり前のことなんですよ、日常的にやるということは、日常的にやりながら定期的なものをやって、応急的なものもまた必要になるかもしれませんけど、そういうものの組み合わせで長寿命化というのが図られていく。

ですから、今の現状を本当に把握してですよ、今本当何が必要なのか、そこら辺りをもうちょっとですね、早急にやってほしいと思っています。今も市長の方がそういう形で答弁されたので、これは期待しておきますね。橋は、相当数ありますので、市民の皆さんにも目につくところですので、すぐ結果は分かると思います。この部分についてはですね、もうちょっと食い下がっていききたいなとは思っております。

もう1点目、2点目に移りますが、景観対策なんですよ。これ、年数のいった橋というのは、コンクリート製なのか、コケが生えたりいろいろしております。そしてまた、橋からの不法投棄物、そういうことが結構多いというふう聞いております。平城橋の方は何か看板も政策室の方で設置をされているということです。

一つは、結局見えなくなってしまうと、その捨てた本人はほっとするんでしょう。だけど、何ですか、そういう捨てにくい雰囲気을どうかしてつくっていかないといけない。そのために道路等についても定期的に伐採等をやるし、不法投棄の多い所については、伐採等をしながらきれいな状態を保っているというふう考えるんです。そうすると捨てる人も少なくなる。その意味合いの中で、橋りょう等についてもですよ、一つ例をあげれば以前は有明大橋、ちょっと悪いことで有名になりかけたんですけども、その後いろいろ洗浄とか取り組みを町時代なされましたよね。あれでまた違ったんじゃないのかなと思うんですよ。ですから、ほかの橋りょう等についても、私洗浄をしてそれが今度は逆に長寿命化に影響を及ぼす可能性もあるのかもしれないけれども、そういう対策もですね、今後は必要ではないのかなと考えるんですが、この点についてはいかがなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明大橋のことをございますが、旧有明町時代に町内で一番大きな橋であったということで、有明大橋のイメージアップのために、平成13年に高欄の清掃や、花壇、プランターの設置を行ったという経緯がありました。この花壇の設置につきましては、水の確保が困難ということでございまして、現在は行っておりません。

そしてまた、先ほども申しましたように市内には187の橋がありますので、全体的に今話しましたように、橋自体の景観を保つための様々な事業というのは難しいかなというふうに思っていますが、私自身も先ほど歩いて通ったかというようなお話があったところをございますが、有明大橋については、常に通過しておりますので、その全部がですね、非常に特に廃屋になっている所が非常に厳しいなというふうには思っていたりしているところであります。

それから、安楽川に架かる大迫大橋につきましては、よくごみ拾い等をしますので、その前後にですね、やぶ等がありまして、その前後にまたごみが多く捨てられていると。そしてまた、橋から下をいつも見ておりまして、ごみが捨てられているかどうかということを見ているところでございますが、だんだんだんだんそういったふういきれいにしていくことによって、投棄されているごみが減っているなというふうには感じているところでございまして、ただいまお話があったような形で、その橋の長寿命化ということも当然考えなければならないことをございまして、その橋の周辺部、接合部については特に景観を保てるような形の維持活動というものは、今後やっていきたいというふうには考えたところをございます。

○1番（平野栄作君） その前後はですね、この後にまた質問しますので。まずその橋りょうですよ、古くなっている橋でコケが生えたりしてますよ。そういうものの除去とか、そういうことができないのかなということと、それをすることによって逆に長寿命化を阻害する要因になるのかどうか、そこは分かりますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 橋の橋りょうの洗浄ということになるかと思いますが、市の橋を大きく分けまして、コンクリートでできている橋、あと鋼製、メタルでできている橋とかございます。あと石橋もございます。鋼製でできている橋につきましては、塗装がしてありますので、洗浄によって仮に塗装がはげたらですね、そういうさびの原因になる可能性もあろうかと思いません。コンクリートの橋につきましても、コケが生えているということであれば、コケを取った方が水分とかですね、そういう保湿、乾燥ということであればですね、水分を含むよりはいいのかなということでは考えております。

石橋につきましては、逆にコケが生えた方が風情があるのかなというようなことでありますが、いずれにしても清掃をしていくということの方がですね、維持管理の方ではいいのかとは考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 傷まないのであればですね、少しでも見栄えが良くなるような対策をですね、やってほしいなと思います。よくグリーンロードを走るんですけども、うちだけじゃないんですよ、橋の維持管理状態というのは、ほかの市町村についても手がまわっていないのが実情だと思います。

ただ、これだけの橋りょうがずっとありますよ、やっぱり志布志に来れば違うなと言われるぐらいのものをですね、持っていただきたいなど。そういう意味合いの中でですね、今回橋りょうの景観対策というのをば出しましたけれども、やはり橋というのは、一つつぶれてしまうと相当な難儀をするわけですよ。地域と地域、人と人を結ぶかけがえのない橋、それを本当にかに経費を安く長寿命化させるか。それが今回策定されたこの長寿命化計画であろうと思っております。その趣旨がですね、本当計画倒れになるんじゃないかなというのを非常に危惧するものですから、今後ですね、そういう点もよく把握して、長寿命化につなげていくような管理に努めていただきたいなと思っていますところですよ。

それとあと不法投棄関係ですけども、要は人がいない、夜中にと言うとまた語弊がありますがけれども、きれいにしておけば散歩をしたり、いろいろと地域の住民の方々が通ったり目につくわけですよ。そういうことでまた不法投棄の防止にもなっていくのかなと思いますので、是非その辺りですね、今後注意してやっていただきたいなと思います。

それでは3点目です。

先ほど市長の方からもありましたけれども、橋りょうの前後ということですよ。今、私もあちこち見るんですが、特に地元で申し訳ありませんが、ほかにも該当する所があると思うんですが、グリーンロードの蓬原、蓬の郷の上の交差点、それから終点の町原弓場ヶ尾線ですか、そこまでに橋が3橋ですか、小さいのまで入ると4橋になるのかな、そこが非常に散歩コースとして日常利用されているといいですよ、朝晩涼しい橋の上をゆっくり歩く、そして真っすぐです。歩道も通ってます。

しかし、その前後言われたとおりです。半分草で覆われてます。この管理がですね、昨年もだったんですよ。梅雨時期を挟んで計画的にできなかったのか、でも他の道路については1回業者が伐採をしている。あそこは年に1回確か去年も伐採をしています。今年も、今日は通ってませんでしたが、してあるのかどうか確認しておりませんが、ツルが巻いてロードミラーも見えないか見えないうか。たまりかねた住民がロードミラーの草だけは切っていましたけど、その後伐採と。だから9月に入ってからですか、そういう管理の状況です。

健康で生きがいのある人生をと思って散歩をしたい。散歩をすることで気分が悪くなるというような反自然現象を起こしているんじゃないかなと。特に中止にはなりましたが、保健課等でもウォーキングで、あそこから蓬の郷までをコースに入れられたことがありました。あの時に担当課は現場を見ているのかなと、つくづく疑問に感じたところですよ。あんな所を人をですよ、歩かせる、それでいいんだろうかと、体はいいのかもしれないですけど、精神的にダメージが強くなるのかなというのを危惧したこともありました。予算的なものもあるし、作業員の人員の関係もあると思うんですけども、やはりそういう市民の健康づくりにも一役買うような場所とか、なかなかないですよ、歩道が整備されている道路で真っすぐで、ちょっとした坂があって、延長すれば相当な距離なりますよ。今のままでいいのか、今後どういう形で対応されていくのか。そういうところをですね、心配する市民の方々もいらっしゃる関係で質問に至りましたけれども、そ

こについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日保健課主催のウォーキングがあったと。そしてまた、その路線には草が生い茂ってあったかということでございまして、橋の高欄の方にひもが付いているのにつきましては、撤去がされております。

今後、市道の維持管理を含めて考えていきたいということでございます。市内の市道につきましては、道路作業班による伐採、業者による伐採、そして自治会に依頼する伐採などございまして、道路の維持管理を行っております。

ただいまその集落にお願いする期間でございまして、道路については集落による維持作業、清掃作業が進んでいるようでございます。

しかし、全然払われない路線があったり、新学期が始まる日にも伐採が進んでなかったりということで、実際的にはタイミングがあってないというようなことになろうかと思えます。

今後の路線の維持管理を市が行うというのみならず、路線別に交通量が多い所には、主要な路線や通学路は市が主体に行って、主に道路に人々が利用する、集落に人々が利用する集落道につきましては、付近の皆様の協力をお願いするということを今後市民の方々にもお願いしていきたいというふうに思うところでございます。

現在、道路の維持補修や除草作業は、作業を市の道路維持作業班として、本庁と各支所に1班ずつ配置して日常的には行っております。

除草作業におきましては、主要道路を中心に市内業者に委託するものと、各集落自治会にお願いしておりますが、手の行き届かない所もあり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

維持管理については、皆様の御意見や多くの情報を寄せていただきまして、地域の実情に合わせた管理を行ってまいりたいということでございます。

○1番（平野栄作君） 市民にお願いをする前に、まずやるべきことは市がちゃんとやった上でお願いできる部分をお願いしていくと、だから全部をですね、市がやるということについては、非常に予算的な制約の中で大変だとは思いますが。確かに利用する方々も一方的に要望するのではなくて、やれるところは自分たちでやる。やれないところはお願いすると、そういうメリハリをつけた形での取り組みを今後何にしても必要になってくるのかなと。そういうところもウォーキングコースとかいう形で、市がこの部分はやります。でもこの部分については、若干手を貸してくださいとかですよ、そういう形での取り組みも進めていかないと何年たっても使う時には荒れ放題になっていると、そういう形になってしまうのかなと思えます。

ですから、やるべきことと頼むこと、そこ辺りをですね、明確に区分しながらいかないと、市民感情を逆なですることになっていくのかなというふうに思います。

ちょっとまた前に戻りますけど、この橋りょうなんですからけれども、この橋りょうについては、ほかのところでは専門的な技術を有する職員の要請なりOBの活用、そういったもので対応して

らっしゃるところもあるんですが、本市においてはその橋りょうについての専門的な維持、知識を持った職員、またはその点検技術を持った職員というのがいらっしゃるのか、そこを1点お聞かせください。

○建設課長（中迫哲郎君） 専門的に資格を持ったということでの職員は今のところはおりません。

ただ、今県の方も国の方も、この長寿命化事業が始まりまして、いろんなところで講習会とかございますので、そういう講習会に参加して、技術を取得しているということで、昨年も職員が一人東京の方にもそういう技術研修にいったところでございます。

○1番（平野栄作君） 国交省の方でもですね、そういう技術的支援ということで、財政的な支援技術的な支援ということですね、講習会の実施等もやっていらっしゃるようですので、なるべく一人じゃなくてですよ、複数でないとこんだけの橋りょうを管理するというのは大変だろうと思いますし、専門的なやはり視点じゃないと違った認識をとなるとまた大変だと思っています。

それともう1点は、そういう職員がいらっしゃるのであれば、その職員を中心として内部での研修というのはやっていらっしゃるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 内部での研修と申しますか、旧曾於郡、今曾於市2市1町の技術者の会がございまして、その会でも今年橋りょうとですね、そういう全職員対象とした研修を行っております。

できれば市内でもそういう技術者のグループを集めて定期的な研修ができればなということで考えております。

○1番（平野栄作君） 今の現状からしてどうか分かりませんが、取り組むのであれば、やはりそういう技術的なものを持った方を中心にしながら今の状況を全部把握して、何が着手できるのか、そういうことをまず手順書をつくってですよ、できることからまずやっていく、そういう方向性も早い段階で、市長はやるということですので多分やられるとは思いますが、そういう人的なものが不足するのであれば、またそこ辺りの要望等も出しながら、それでないと結局市の職員は定期的に異動がありますので、また後になると引き継がれないという可能性も出てくるのかなと。またそういうものを防止するためにも、そういう技術的なものを持った方を別枠とサポーターという形で置いておって、そういう人を中心しながら日常の点検、スケジュール、そういうものを構築していくというのも一つの手ではないかなと思います。そこ辺りについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました部署につきましては、わりかし専門職の職員が多く配置されているということで、その部内での異動ということでございますので、お互いにチームとしては、そのことについてはいつも関心をもっていられる部署にいるのではないかなというふうに思っています。

ということで、今後はこの計画書につきまして、基づいて事業を行うと。そしてまた、日常の

維持管理についても計画書を更に作成いたしまして、そのことを日常的に点検できるような体制を構築してまいりたいということを考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 是非そうしてください。本当に絵に描いた餅になったら何もありませんので、市民の財産、共有財産です。

そしてまた、市民にも協力をいただくのであれば市が先頭に立ってやるべきことをぴしゃっとやって、そしてできないところは市民に協力をもらうという体制づくり。そして、専門的な知識が必要であれば、そういう人の育成もやはり自分のところで育てておけばいいわけですので、OBでも活用しながらですよ、そういうことで長期的にやはり、これ何十年という単位ですから、そこをどういう形でつくっていくのか、それが今後必要になってくるのではないのかなと思いますので、是非その点をですね、今後前向きに進めていってほしいなと思っております。

それでは、次に移ります。

太陽光発電装置です。今回は似たような質問がありまして、私はさわりの部分だけになると思いますが、環境面については、日本、市レベルでですね、日本一ということです。その中で、今メガソーラーの設置とかいうのがあるみたいですがけれども、公共施設に太陽光発電、そういうものがないということですね。以前は、太陽光で動く時計とか設置をされていましたよね。それがもう全く前の質問と一緒に誰も見る人がいないものですから、朽ち果てて、倒れて、それを撤去した記憶がございます。

今後こういう建物というのは、ある程度半永久的に建っているわけですので、そういうことを公共施設の屋上を利用してですね、こういう太陽光パネル等の設置、そういうことについて考え、そういう取り付けをするというような考えはお持ちでないのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市につきましては、環境推進のまちということでございまして、平成19年2月に策定しました地域新エネルギービジョン及び平成24年3月に見直しました第1次志布志市振興計画後期基本計画に基づきまして、新エネルギーの導入推進を図り、普及啓発に取り組んでいるところでございます。

地域新エネルギービジョンでは、導入基本方針としまして、導入可能な事業から先導的導入を図り、市民及び民間事業者への普及効果を期待するとしております。併せて先導的に導入する施設としましては、市役所庁舎、学校、街路灯等が挙げられ、導入する時期については、市の財政状況を勘案した上で検討するというふうにしております。

このような導入方針に基づきまして、啓発効果が期待できるしおかぜ公園や、開田の里公園に太陽光発電やハイブリッド型小型風力発電システムを設置し、普及啓発を図っているところでございます。

また、家庭用につきましては、太陽光発電導入支援事業を平成22年度から実施しまして、太陽光発電の普及に対する意識の高揚に努めているところであります。

また本年度は、しおかぜ公園に風力と太陽光発電を組み合わせたハイブリッド型の照明灯の設

置を予定しております。

公共施設につきましては、先ほども言いました後期基本計画の中で導入を図っていきたいということで、過疎計画の中で学校を平成26年度、本庁舎を平成27年度という計画をしているところでございます。

○1番（平野栄作君） 後期計画の中に策定されているということですね、いいことだと思っております。

ちなみにですね、私も付けてるんですけど、うちは3キロを付けてるんですよ。年間電気購入料が12万円ぐらいですね。売電額が9万4,000円ぐらいというような形です。

あと、これはちょっと試算をした、これはですね、原田の青少年館の電気料をちょっと見てみたんですが、12万8,000円ぐらい大体使ってるんですね。仮に1枚223wのパネルを18枚乗せて4.01kwでした時に、この志布志の方の年間の予想発電量として4,493kwということですので、売電価格が42円で計算した場合18万8,706円と、この値段がまた問題なんでしょうけれども、200万円前後ということですね。でも今後この電気料については下がる見込みがないということですので、それとエコの推進の観点からもですね、太陽光の導入、そういうものを公共自体が率先してやっていった方がいいのかなと思うところです。

それとあと、ちょっと資料が古かったんですけども、埼玉県の川越市ですね。これは平成7年12月に高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ事故からですね、節電対策1%削減を最初唱えたと。それと併せて太陽光発電システムにも取り組んで、平成9年から補助事業を開始していると。平成15年度末で523件、合計1,728kwのミニ発電所と。そして年間180万kwの発電ということになっているようです。

また、公共施設には15年度末で72の施設、617kwのシステムを導入と、年間で62万kwが発電される。また、この数字からいくと、またこの後相当増えているのかなと思っております。ですから、こういう形で建物、大きい建物というと何かというと、やはりこういう公共的なものというのが結構大きな屋根とかを持っていますので、そういうものを活用しながら、こういう装置の導入にも積極的に取り組んでいくことが必要なのかなというふうに思っております。

ところで、我が市における太陽光についての補助を出しておりますが、今現在でどれぐらいの家庭が太陽光発電装置等を導入しているのか、概略でいいです。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 平成22年度に導入と言いますか、市の補助を開始いたしましたから、現在で168基を補助をいたしております。ただその前に衛生自治会等で、平成21年度からやっておりますので約200基というのが補助の対象でございます。ただこれ以上の方が設置をされていると思います。

○1番（平野栄作君） 平成17年にうちも入れたと思うんですが、その頃も国の補助がありました。確か最終の年だったと思います。じゃあその以前からの分については、把握はしてらっしゃらない、分かりました。

できたら、そういうところも資料として持っていらっしゃったら、またいろいろな面で使える

のかなと思っております。

今後計画をしていくということですが、この財源とか、そういうことについてもちゃんとした計画があって構想にも入っているのでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今市長の方から答弁がございましたとおり、過疎計画の中では、学校を平成26年度、そして本庁舎を27年度ということで計画をしております。

学校等につきましては、補助があるというふうにお聞きをしておりますが、ただこの本庁舎につきましては、一般財源持ち出しというようなことをございますので、そこも勘案しながらですね、今後進めていきたいと。ただ公共施設につきましては、その太陽光、屋根に設置をするというのが主な計画でございますので、それに対応し得る耐震性も含めてですね、検討をしていかなければならないと。

それと施設についての大方太陽光発電については、20年ということが耐用年数としてありますので、それ以上設置をしたあとも建物というふうな場合も考えられますので、そこも状況を勘案しながらですね、今後公共施設等については設置を進めていきたいというふうには考えております。

○1番（平野栄作君） 是非導入の方向で動いているということですので、ただ私もまだよく理解できてない部分があると思うんですが、やはりつくるにあたっては予算計上をします。設計からいろいろですね。つくった後の維持管理についての先送り費用、今後はそういうことも議会としては追及していくんだらうと思っております。

だからつくる、維持も今後はそういうところまでセットになった形での議案上程とかいう形にならざるを得なくなるのかなと、つくるからオッケーじゃなくて、これに対しての維持管理を、ならこの先どうやっていって、どういう経費で賄っていくのか。そういうこともですね、今後はもう必要になってくるのかな。

そしてまた、今またこういう形で太陽光等もいっておりますが、やはり20年という期間があります。それに対して、また乗せるのにいろいろな調査も必要だろうし、耐震性も考えないといけないだろうと思うんですが、やはりいろんな問題が絡んできますので、そういうところもですね、考慮して今後はですね、施策の上で生かしていただきたいと思いますと思っております。今回こうしたのは、やはり環境面でいろいろ市長は日本一、日本一を言っているんですが、なかなか日本一に達していない部分が多いわけです。できればですね、私は環境の部分でまず一つ取ってもらいたいなど。何やかんや組み合わせればいけいいわけですよ。大崎町はもう純粋な日本一です。それにプラスに何をしていくのか、だから予算をかけるんじゃなくて、いろいろな知恵を出しながら、市民と協力をしながら何ができるのかということを探求していけばさっきの橋りょうでもないですけど、志布志にすれば道路がきれいだよねと、橋りょうがきれいだよねと、そういうものでもいいんじゃないのかなと。だから、そういうところの地道な積み重ねが、また市政の反映にもつながっていくし、市民も理解して市政についてきていただけるんじゃないのかなというふう感じたところです。

この太陽光についてはですね、またあともって同僚議員から質問があると思いますので、私はこの辺で質問を終わらせていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは皆さんこんにちは。

昼からの質問で少々眠くなるかもしれませんが、しっかり議論をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

はじめにスポーツを通じた新たな観光交流の在り方であるスポーツツーリズムへの取り組みの観点から質問をいたします。

近年町おこしのコンテンツの一つとしてマラソンなど、市民参加型スポーツイベントや観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿キャンプ誘致などを実施することで生まれる経済波及効果が注目をされており、多くの自治体がスポーツを通じた地域活性化に高い関心を持ち、従来の健康や教育といった効果に加え、観光、スポーツ関連産業振興といった経済的な効果をスポーツ施策の目的とする自治体が増えつつあります。

国レベルにおいては、スポーツ基本法が昨年6月に制定され、観光庁がスポーツ観光推進室を設置するなど、スポーツを取り巻く新しい動きが活発化してきております。

そこで、本市でもこれまで鋭意努力されてはいますが、今後は更にスポーツと観光が融合したスポーツツーリズムの一層の推進への積極的な取り組みが必要だと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、環境行政の観点から2点質問いたします。

昨年原子力発電所の事故をきっかけに、エネルギー供給の安全・安心が、これまで以上に強く求められてきております。これからは安全・安心をエネルギー政策の基本においた太陽光や小水力、風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの強力な推進、思い切った省エネなどによる安全・安心エネルギー社会の構築が必要となってまいります。

エネルギー政策のドラスチックな展開は、国において進めることが期待されますが、近年地方自治体でもエネルギーの地域需給を目指した取り組みが加速してきております。再生可能エネルギーの推進や省エネの取り組みは安全・安心なエネルギーの安定的な供給体制が構築されるまでは、地方自治体でも今後重要な課題になってくると考えるところでございます。

そこで、本市ではこのような課題の解決に向けて、今後どのように考え取り組んでいくのか伺いたいと思います。

次に、環境行政の2点目としてLED照明の普及促進について質問をいたします。

LED照明は、白熱電球が生産停止に向かう流れの中で、省エネ効果が高いにもかかわらず高額なため、なかなかその普及が進んでおりません。省エネ効果の非常に高いLED照明の推進は、行政施設において、ようやくその緒についたところでございますが、行政と市民が一体となって省エネ効果を図る上でも、今後は市民への普及促進も図るべきだと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、いじめ問題の観点から質問をいたします。

滋賀県大津市で、市立中学校の男子生徒が自殺した問題をきっかけに、全国各地でいじめの実態が明るみに出てきております。いじめ根絶や教育の在り方を見直す上で、今何が必要なのか、今こそそれが求められているときはございません。

そこで、本市では大津市の事件をどのように認識をし、どのように考えたのか。市長、教育長の見解をお聞きするとともに、いじめで苦しむ子供たちをなくするためにどのように取り組んでいるのかを伺いたいと思います。

次に、インフルエンザ対策について質問をいたします。

インフルエンザ対策は、教育現場にとって毎年冬を迎えるにあたってやってくる大きな課題の一つだと思います。

インフルエンザは、重症化すると脳症などを起こし、後遺症や死にもつながりかねません。子供たちが集団生活をしている学校は、集団感染が起こりやすい場所でもあり、子供たちの健康を守るため、また学校運営を適切に行っていくためにもインフルエンザ対策を強化していく必要があると考えますが、今後これまでの教訓を生かして、インフルエンザ対策についてどのように取り組むのか教育長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめにお尋ねのスポーツツーリズムの推進についてでございます。

お答えいたします。

スポーツツーリズムは、大きくはスポーツと観光の融合ということになるかと思っております。本市では、平成20年度にスポーツ団体誘致推進協会が設立されまして、スポーツ合宿の誘致、歓迎、そしてスポーツ観光の誘客並びに振興に取り組んでおります。おかげさまで、平成23年度の県外からのスポーツ合宿は県下2位の実績を残しまして、大きな成果を上げているところであります。

スポーツ観光につきましては、まだまだその取り組みに課題を残しているところではございますが、この志布志の地には恵まれたことに、たくさんの観光資源が存在しております。海岸一帯を日南海岸国定公園に指定されました風光明媚なダグリ岬周辺一帯をはじめ、志布志港を中心に千軒町と言われた旧志布志町の町並み、またイベントにおいては、県下3大祭りのお釈迦まつりをはじめとする4大イベント等や、さらに地元の食の恵みを生かしましたちりめんや黒豚での取

り組みのほか、夏そば、お茶、うなぎにさつま揚げ、いちごにメロン、ピーマンと数々の野菜。

そしてまた、環境関係では資源リサイクル日本一のまちづくりということで、多くの観光資源があるところでもあります。

スポーツをしていただいで観光をしていただく、そしてまたスポーツをしてグルメを楽しんでいただく、スポーツをして農業を知っていただく、スポーツをして環境問題を学んでいただくという新たな組み合わせは十分に可能性があると考えております。

次に、太陽光やバイオマス、再生可能エネルギーの推進や省エネの取り組みについてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

東日本大震災以来再生可能エネルギーの活用、転換が国内で求められ、国の動向といたしましては、再生可能エネルギーの普及を拡大するため、平成24年7月1日から全量買い取り制度がスタートされたところでもあります。

本市におきましても、エネルギー施策は地域産業の根幹に関わる問題であり、将来にわたって地域の活性化を図っていく上で重要な項目と考えております。

本市では、平成19年2月に策定しました地域新エネルギービジョン及び平成24年3月に見直しました第1次志布志市振興計画後期基本計画に基づき再生可能エネルギーの導入推進を図っており、これまで住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業や、しおかぜ公園における太陽光発電の整備等を進めてまいりました。

今後も市民、事業者への普及啓発を進めるとともに、現在国の施策の後押しもありまして、民間事業者の再生可能エネルギーへの取り組みが活発化してきていることから、本市では民間事業者の再生可能エネルギーの取り組みにつきまして、用地の確保や紹介等を行い、民間活力による再生可能エネルギーへの転換を進めてまいりたいと考えております。

次に、LED照明についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

まず行政としまして、LEDの普及推進につきましては、地球温暖化防止、CO2削減、省エネ効果の観点からも前向きに推進しているところでございます。

最初に公共施設のLED設置の状況でございますが、現在のLED設置は、信号機につきましては、志布志警察署に確認しましたところ、管内104か所以上のうちLED使用の信号機は33か所ということでございます。今後も幹線道路を中心にLEDを使った信号機に設置変更したいという方向でございます。

また、市の機関での設置とその箇所でございますが、旧志布志町の三角公園1基、志布志運動公園前2基、香月小南側交差点2基、グリーンロードの起点2基、飯山線とグリーンロードとの交差点2基、松山支所から道の駅松山への交差する箇所1基などについてLED対応の街灯を設置しております。

市では、市民の方々には環境学習会を通じまして、節電等の観点からLEDの効率性や節電効

果など、安全衛生の面では有害物質を含んでないこと、紫外線が出ずに商品を劣化させないこと、虫等が寄らないこと、安定した光が出て環境面でも低温であり、空調機や冷蔵庫に使用されても負担をかけないこと、そしてまた、通常の蛍光灯の3倍から12倍と寿命が長いこと。そしてまた、消費電力が少ないことという特性を説明してまいりました。

現在の普及率につきましては、市内の業者に尋ねてみましたが、10～15%ではないかということでございます。今後のLEDの普及推進につきまして環境学習会、市報、ホームページ等を通じて普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、いじめに問題についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

滋賀県大津市におきまして、将来を担う子供の尊い命が失われましたことは耐えがたく切ないものであります。御冥福をお祈りしたいと思います。

また、現在日本各地でいじめの問題が取り上げられております。子供たちが未来に向けて安心・安全に暮らしていけるように、私たち大人がこの問題を真摯に受け止め、子供たちに向き合い、問題の改善を図っていかなければならないことだと考えております。自治体を預かる首長といたしましては、いじめは絶対に許されない行為であり、1件でも多く発見し、早期の解決を図り、よりよい人間関係を構築することを切に願っております。

いじめの未然防止に向けた対策を徹底していただくよう教育委員会をお願いしております。具体的な対応につきましては、この後教育長から答弁させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まず、学校における太陽光発電など再生可能なエネルギーの推進でございますが、平成21年6月の議会におきまして、太陽光発電の導入についての質問がございまして、教育委員会では、まず何はさておき耐震化を第一の目標に掲げ推進してまいりますとかように答えております。

また、耐震構造上問題ない校舎についてのこの太陽光発電によるエコ化というものにも研究したいとお答えしておりますが、これらのことを受けまして教育委員会では、平成22年に作成されました過疎計画の中に、平成26年度に学校校舎へ太陽光発電設備の設置を計画しているところでございます。

また、今回の震災では、太陽光発電設備を設置していたけれども、周辺が停電したことによりシステムが停止発電できなかった事例も報告されておりますことから、太陽光発電設備を設置する場合は、停電時においても発電した電力を利用できるよう防災機能の強化が必要ではないかと考えているところでございます。

また、省エネの取り組みについてでございますが、教育委員会といたしましては、各学校長に対しまして、現在学校で取り組める節電対策を指導いたしましたところ、平成23年度は前年度と比較して使用料が98%になり、節電効果が出ております。

なお、グリーンカーテン設備設置を実施している学校があるなど、できるところから対応をとっているところでございます。併せて広く家庭におきましても節電に心掛けるよう学校を通じて

啓発しているところでございます。

次に、いじめ問題でございますが、今回滋賀県大津市におきまして、かけがえのない生徒の尊い命が失われたことは、教育行政を預かる者としていたしまして誠に残念でなりません。本市の学校においても同様のことが発生しないとは言えませんので、常に危機感をもって、深い生徒理解の中で温かい教育活動が展開されるよう指導しているところでございます。いじめは絶対に許されない行為であると捉え、1件でも多く発見し、早期の解決を図り、よりよい人間関係を構築していけるように指導しております。

さて、いじめに対する未然防止策については、先の立山議員の質問にもお答えしたとおり、いじめ問題を考える週間の取り組みや児童生徒が気軽に相談できる環境づくり、児童生徒の心をはぐくむ教育の推進などに力を注いでまいります。

また一方では、校内にいわゆる教育のにおいのしない場所づくりと言いましょいか、ただ学業成績のみが話題にならない場所と言いますか、そういう、つまり担任だけでなく養護教諭や図書館司書、補、それから学校助手などを含めて子供たちが気軽に相談できる場所、心のオアシスとも言いましょいか、そういう場所づくりが推進されるよう管理職には指導しているところであります。

そして、児童生徒には、学校の中で最も相談しやすい人に相談しなさいと、担任に限らないと、誰でもいいから相談しやすい人に相談しなさいと指導しているところでございます。

今後とも、まだ気づいていないいじめがあるとの基本認識をもちまして、無記名アンケート調査や個別面談などを更に推進いたしまして、いじめで苦しんでいる児童生徒を一人でもなくしていけるよう指導してまいります。

また、ことばや暴力によるいじめのほかに、先ほど申しましたが、特に最近では携帯電話やインターネットを通じて個人をひぼう中傷するなど、姿の見えないいじめもあります。ますます複雑になっている現状でございます、頭を痛めているところでございます。管理職研修会をはじめ生徒指導コーディネーター養成研修会等を通じまして、実態に応じた解決策について指導してまいりたいと考えております。併せて、どうしても大事なのが家庭との連携でございます、これも一層推進いたしまして、特に家庭における子供の個室ですね、勉強部屋の在り方等も工夫していただかないと部屋に閉じこもって、部屋に入っているから勉強しているということでもないかもしれないと、残念なんです、そういうことも各家庭では十分御指導いただきたいということもお願いしてみたいし、それから携帯電話も安易に買い与えることなく、子供のどんな小さな変化も親として見逃さないように家庭、地域と一体となったネットいじめ対策も推進していかなければならないと考えているところでございます。

次に、インフルエンザでございますが、これはもう最近では冬場の時期だけでなく、現在は季節にかかわらず流行する傾向がございます。

議員御指摘のとおり、集団生活を行う学校におきましては、集団感染が極めて起こりやすい場所でもあると認識しております。昨年度はおかげさまで臨時休業をした学校はなく、学級閉鎖は

中学校において1学級ございました。年間を通じて各学校に感染防止のための取り組みを徹底して指導しております。具体的には、学校管理職や養護教諭等の研修会を通しまして、手洗い、うがいの徹底、マスクの着用による咳エチケット、お茶うがいの励行について資料をもとに指導をしているところでございます。

特に、高校受験を控える中学校3年生には、インフルエンザの予防接種を勧めるなどの対策を講じるように指導いたしますとともに、保健だより等で保護者への啓発も進めております。

また、大隅地域振興局保健福祉環境部からの感染症情報等により、大隅地区内の感染状況を把握しております。本市や近隣の市町等で流行感染が見られる場合は、児童生徒並びに保護者に対し、できるだけ外出等を控えるなど、感染防止のための取り組みについても指導、依頼をしているところでございます。

さらには学校内での流行の兆しが見られる時は、スポーツ少年団活動の自粛依頼や、部活動の練習中止及び対外試合の自粛など感染が広がらないように関係機関等と連携した取り組みを行っております。

教育委員会といたしましては、学校においてインフルエンザが集団発生することがないように、今後とも各学校へ感染防止のための取り組みの徹底を具体的に指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

○13番（小野広嗣君） それでは、質問通告に従って一問一答式で順次質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、スポーツツーリズムの観点から市長に先ほど御答弁をいただいたところでございますが、市長の方からも平成20年にスポーツ団体誘致協議会なるものを立ち上げて、その御尽力によって様々ないわゆるスポーツ関係者を誘致することができ、その結果県下で2位の合宿も含めた成果に至っているということでもあります。

当然、市長も御認識があらうと思いますが、先ほど言われましたようにそういった状況の中で、そのスポーツといわゆる観光、これを融合させていく、いわゆる意図的に融合させていくということが今後の取り組みとしては大事であらうというふうに思うわけですね。スポーツと食、スポーツとこの市に残っている観光資源との融合ということにならうと思いますが、そういった観点からものを考えた時に、新たな組み合わせも含めて十分そのスポーツツーリズムの方向付けということは可能性があるんだというような答弁であつたらうというふうに理解をするところでございます。

そういった中で、今の志布志市の現状はそういうことで結構で、冒頭質問申し上げましたようにそういったことも理解しながら鋭意当局は努力をされているというふうに認めて質問をしているわけですね。冒頭の質問でも申し上げましたが、昨年6月に、実はスポーツツーリズム推進基本方針というのが策定をされたわけですね。それを受けて、新たな発想で国も環境省も一緒になってですね、手を組んでやっといこうと、垣根を越えてやっといこうという流れ。そして、ス

スポーツ基本法は実に50年ぶりに昨年改訂されているんですね、6月に。それを受けて志布志市の今後のスポーツ振興、そしてまた、そこの観光の融合、こういったものをやはり体系立てて捉えて、政策を練っていくべきときではないのかなという観点から今回質問をしているところであります。そういった意味では、こういった法律が変わったときに、しっかり庁内で意見を集約して、これまでの経緯、経過を踏まえながら見直しを図りながら、新たな施策を練っていくということが大事だろうと思いますが、その点市長どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方からもお話がありましたように、本市では特にスポーツ振興につきましては、新若浜地区にしおかぜ公園も整備され、新たに3面のサッカーコートが確保できたということもございまして、特にサッカーのフェスティバルを中心にその振興については努めているところでございます。おかげさまをもちまして、様々な団体がこの地に訪れるような町になってきて、現在県内では2位の団体の誘致の地域になっているということでございまして、このことにつきましては、市当局のみならず関係者の方々の様々な御尽力のたまものというふうに思うところであります。

ただいま議員御指摘のございましたスポーツ振興法にのっとり市の今後のスポーツについてのツーリズムについての取り組みでございしますが、本市でもスポーツ振興計画を本年度策定する予定にしております。

また、今年の4月に観光振興計画も定めましたので、それらと併せてこのスポーツが更に本市の観光振興、そしてまた産業振興になっていくべき道を指し示してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 本年、本市においてもスポーツ振興法というか、推進法なるものを策定する予定であるということであれば、当然昨年改定をされました、50年ぶりに改定されたスポーツ基本法の趣旨、その趣旨は一つには大きくくりでスポーツに関する施策の総合的・一体的かつ効果的な推進をすることが必要なんだということですね。

冒頭市長が述べられたように、様々な観光資源があります。我が市にはですね、4大イベントのことも申されました。それも大いなる資源だと思います。いわゆるそういった資源等を活用するイベントのときに、例えば10万人見ると、お釈迦まつり、みなとまつり、有明祭り、そしてやっちくと、様々な人の入りがあるときにどうそのイベントを通じて観光として捉えていくのかという点も一つでしょう。

しかし、その見えた方々に対して地元はまた別として、対外的に見えた方々に対して観光だけじゃなくて、スポーツイベントとしてもこういうことに取り組んでいるということ逆宣伝をしていくということもまた大事だろうと。いわゆるお祭りを祭りだけにして終わらせないということが大事。だから、先ほど言われましたようなる述べられた観光資源をいわゆる単発的な資源としておさめるのではなくて、スポーツ、観光、様々なところに波及効果を及ぼすような関係付けをですね、していかなきゃいけない。そういう意味では、各課ばらばらで施策を展開するので

はなく、それを網羅してまとめ上げていく。中心的なわざわざ今部署をつくるのは大変な時代ですので、難しいかもしれませんが、そういったセクションのようなものがないとなかなか進まない。それをどうやって構築していくのかと、そこも考えなきゃいけない時代状況ではないのかなと思いますが、そこらはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スポーツ振興につきましては、特にスポーツ合宿というようなことを大きく取り上げ、そしてまた、市全体でこのことについては取り組みをしているところでございます。

当然、その中には、この関連する方々が自ら立ち上がっていただく。特に私どもの町にとりましては、さんふらわあというものがございますので、さんふらわあを中心として観光振興につなげていきたい。そして、そのことでもってスポーツ振興につなげていきたいということから、その様々な助成等についても措置をしているところでございます。

それらのものが一体となってこのような結果になってきたということは、それぞれの担当する部署が一緒になってこのことについては取り組みをしてきているということでございまして、私自身が掲げます観光入り込み客100万人ということの数字につきましては、先ほども申し上げました観光振興計画の中にきっちり述べられておりますので、そのことについて実際に取り組むべき課題、そしてまた取り組むべきそれぞれの部署というものについては一体となった取り組みをしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長答弁されましたように、鋭意努力されています。

時代状況が大きく変わる中で、いわゆるこのスポーツツーリズムという観点はただ単に国内だけの観光客を呼び込めばいいという時代ではないわけですね。市長もポートセールス等参加されたりするわけですが、そういった意味では港を中心としたセールスを行う上で、観光客を国内外から呼び込むという観点も当然必要なわけですね。そういう意味でいけば、シティセールスをしっかりやっていくというのと、マーケティング能力をしっかりと職員も身に付けて、そして民間団体ともしっかり手を握りながらお互いに官民一体となってですね、作り上げていくべき方向付けが大事だろうというふうに思いますが、そこがしっかり機能しているのかということ、まだそこまでは至っていないんじゃないかというふうに思いますが、そこへ向けての首長のトップダウンでの指揮をお願いをしたいと思うわけですが、そこらはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度にスポーツ団体誘致推進協会を設置いたしまして、本格的にそれ以降、いわゆる営業活動を行ってきているところでございます。これは先ほども申しましたように、さんふらわあの方を中心といたしまして、本市の商工会、それから観光協会と一体となった形での本市での観光誘致というものをこのスポーツを中心とした観光誘致というものをこの団体で営業活動を重ねてきているところでございます。

現在の段階では、主に関西方面が中心ということになっているわけですが、今後は更にそのことを全国的に広められたらというふうに思っています。

そして、残念ながら海外については現在そのような取り組みは行っていないところでございます。ポートセールス協議会におきましては、まずは国内の業者に対しまして、志布志港の活用をお願いしているという段階でございまして、本市の方で独自に行っておりました海外に対するポートセールスにつきましては、主にこの志布志港の利活用についての推進のお願いでございました。

ということで、まだまだ観光までは行き届いていないところでございますが、今後はそのことも考えながら営業活動、推進活動を努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今後、外へ向けても少し視野を広げてですね、取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、やはり市長も当然これまでの努力の結果、いわゆるこのスポーツと観光、こういったものが融合した場合、かなりの経済波及効果があるし、まちおこしもつながっていくという理解をされていると思うんですね。そういう意味では、観光資源はしっかりある。スポーツに関しても子供から大人まで、みんなが取り組めるようなスポーツもいっぱいあって、我が町もそのことにおいては、活発に展開をされてるわけですので、すそ野が広い、取り組みやすいという状況であろうと思うんですね。必ずこのスポーツツーリズムを軌道に乗せていく方向付けを決定して、一つ一つ取り組んでいったら我が町にとってのまちおこし、経済効果は発揮されると私は確信をしているんです。その点、市長のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のとおりでございます。

スポーツ振興、そしてスポーツ合宿誘致を努めることによりまして、本市の観光振興、そしてまた市全体の産業振興につながっていくという観点からこのことについては取り組みをしているところでございます。

ただ、現在のところスポーツ合宿につきましては、いわゆる学生さん、高校生、大学生が中心でございますので、夏休み、冬休み、春休みという期間限定でございますので、これらの期間限定される今こられていない期間についても更に合宿の誘致を図っていかなきゃならない。

そしてまた、いわゆるそういった長期休み以外の期間について、平常時においても何らかの形でスポーツ誘致、スポーツツーリズム誘致を図っていかなければならないということでございますので、そのことについても少しずつ、少しずつではございますが、今取り組みを始めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 是非ですね、このスポーツツーリズムという、本来スポーツと観光という別の概念で捉えていたものを意図的に融合させてまちづくりにつなげていく。そして、経済効果をもたらす事業として展開できるようにしていくという発想をですね、首長自らが主体的に理解して取り組んでいるところは発展しているというふうに言われていますので、そういった思いでですね、今後前向きにこういった方向付けで進んでいただければなというふうに思います。

次に移ります。

環境行政というくくりでエネルギー問題について質問をしているわけではありますが、午前中も出ていました環境においても日本一を目指すべきであろうと。また、そういう思いで市長も環境問題には特に熱心にこれまで取り組んでこられたんだらうというふうに理解をするわけですが、先程来でています本年7月にこの再生可能エネルギーの特別措置法がスタートをして、言えば規制緩和になっていった。売電ができるという状況がかなり規制緩和されたということで、大きく動き始めていますね。

そういった中で、本市としての流れも先ほどありました26年、学校関係が26年度、そういう方向で進むと。公共施設で市庁舎を中心として27年度ということ。

教育長には、先ほど答弁していただきました私が以前質問をしたときには、耐震工事が先行であって、そしてそれをあえて終えた後に可能なところからということ、その流れで答弁をいただいたわけではありますが、そういった流れから見て、26年度からそういうスタートを切りたいなという方向付けは理解をしたところでございます。

27年度本庁舎をやるということではありますが、いわゆる今までなぜできなかったのかということ、その先行投資として、後の維持管理も本来今日出ていましたけれども、先行投資として膨大な費用が必要であるということで、二の足を踏む自治体が多かったわけですね。

そういった中で3・11以降、大きく国の政策転換もありますし、そういった状況を受けて自治体でも自給自足の再生可能エネルギーの確保ということがやはり望ましい姿として出てきたわけですね。そういった中で、様々なこの7月以降取り組みが市長あるんですね。実は、太陽光発電のいわゆるこの初期費用と言うか、そういうものがあまりにも膨大にかかるということで、先進自治体が二の足を踏んでいる中で、いわゆるこの自治体の市庁舎だとか、公民館であるとか、いわゆる公共施設が持つこの屋根を、いわゆる民間事業者に貸すんだと、貸していわゆる貸し賃を取りながら、いわゆる公共団体は一切投資金額は要らないんですよ、貸すわけですね、屋根を貸す。

そして、民間事業者はそのことによって売電をしていくという流れ、そして、緊急時においては、いわゆるその公共施設に掲げている公共施設が放つその電気はいわゆる公共団体が使用すると、そういう約束事のもとに進めているユニークな取り組みが栃木県の足利市でもうスタートをしました。

そして、それを受ける事業者も決定をいたしております。そういった取り組みもできる。いわゆる市の持ち出しを少なくして、あるいは全くなくして、いわゆる利益を得る。そして、この再生可能エネルギーの可能性をますます探っていけるという方法等も知恵を出せばあるんですね。午前中も知恵を出す時代だというふうにありましたけれども、そういった取り組みに対して市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の足利市の事例につきましては、そのような事業があるということにつき

ましては認知しておりましたが、内容については詳しく把握しておりませんでした。

今後勉強いたしまして、本市でもそのような事例として導入できるものかどうか研究してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、これがベストなのかどうかというのは、なかなか経緯を見なければ分からない部分がありますけれども、今多くの自治体が、特に関東圏の自治体は、この足利市の動きに注視しているわけですね。

そして、我が自治体でも取り入れる方向性で検討できないかという動きが今顕著に見られるようになってきましたので、そういった動きを本市としてもですね、しっかり注視していただきながら、導入できるような方向性があるのであればですね、そういった取り組みで市庁舎の屋根にソーラーパネルを置くというのが一番好ましいだろうと僕は思うんですよ。そういうまた事業者の確保という問題もありますけどね。そこは募集をしたら、すごい応募が多かったわけですよ。今そういう時代になっているということですね。

そして、そういう時代状況の中で、確かに初期投資費用がかかるけれども、コストダウンが少しずつ図られていってるんですね、ソーラーパネルの設置においても。いわゆるそれだけ需要が多くなっているわけですから、供給する側の値段の価格設定も下がってくるという状況ですので、様々な知恵と工夫によってこの問題はクリアしていける課題もあるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、参考にしていただければというふうに思ってます。

この栃木県はですね、たまたまそういう情報を新聞で読んだもんですから、よくよく探っていくと、ここはこの足利市というのは「市民総発電所構想」というのをつくっているんですね。いわゆるその中身はもう詳しくは言いませんけれども、いわゆる市民発電所構想を推進するための3本“電”柱（さんぼんばしら）、いわゆる3本の電柱というふうに書くんですが、そういった状況の中で三つにしばってます。「創電」いわゆるポジワット電力を生み出すことですね、電力を創ると書いて創電です。そして、節電（ネガワット）、そして今度は逆に「蓄電」、これを官民一体でやっていくんだと、そうやって総発電所構想をなしていくんだということで、具体的にはまた資料等を当局が準備してまた勉強していただければいいんですが、そうやって市民と一体になって「創電」「節電」「蓄電」という流れで取り組んでいくというのを明確にうたっている。この流れは分かりやすいなというふうに思ったんですが、市長どういうふうに理解されますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、私の手元に足利市の事例の資料がまいりました。

今お話をお聞きしまして、1次募集によって想定規模の設置施設数に達したということで、2次募集はしないということも書いてあるようでございます。

ということは、民間業者が参入する形でこういったものがされるということは、十分採算性が見込まれた上での申し込みがあったということであろうかと思っておりますので、私どももこのことにつきましては、先ほども申しましたように今後も勉強させていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 先ほどの質問に対する答弁であったなというふうに思っていますが、今足

利市が総発電所構想ということをも市民と一体となって取り組んでいると、いわゆる電気をつくるという観点ですね。太陽ソーラーも含めてですが、風力、水力、そういったものも含めて市民と一体となってつくっていく。そして、今度は節電するところ節電する。そして、家に蓄えられたものは蓄電として利活用をしていくというこの三本柱、これをもって官民一体となって取り組んでいくんだという非常に分かりやすい取り組みだなということ。もっとここは深い取り組みをしているんですが、今日はそこまでは質問をしません。

いわゆる高度情報通信基盤というか、うちはそれが設置されていますが、そういったものも利活用してできる取り組み等も足利市ではもう始めてるんですが、いわゆる電気使用料等の情報管理みたいなものなんですけどね。そういったものも多分書かれていると思いますので、そういったものも含めてちょっと勉強していただけたと思いますが、その非常に分かりやすい取り組みに対する考え方をお聞かせください。

○市長（本田修一君） この構想なるものは、足利市民総発電所ということになっておりますので、市全体を挙げてされる事業というふうに理解するところでございます。

特に今回の場合は、いわゆる公共施設に対して募集したということでございますが、この公共施設に対する太陽光発電のみならず、ほかの分野でも再生可能エネルギーを探っていくんだというようなことを地域全体でされるということで、本市でもこのことにつきましては、従来からバイオマス発電、あるいは小水力発電、あるいは風力発電ということの研究を重ねてまいりましたが、なかなか実現化されてない状況でございました。

しかし、今回3・11におきまして再生可能エネルギーの国の方針が明確にされたということで、どうかこうにか、今回太陽光発電の志布志発電所の設置と、それから先ほど述べました小水力発電の事業が開始されようということでございます。

本当に、本市ではまだ緒に就いたばかりかなということでございますので、この足利市の事例を十分参考にさせていただきながら、本市でのこの市民全体の取り組みというものを提唱してまいりたいというふうには考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長も前向きに取り組んでいくという方向性でありますので、理解をするわけですが、この19年、今日の午前中も、そして先ほどもこの19年の地域エネルギービジョンというものの中身の一部、それを紹介して午前中は答弁されておりましたね。

そして、その後24年3月に振興計画の見直しをやって後期計画として先ほどの太陽ソーラーの関係をうたっているという流れですが、その19年の地域エネルギービジョン、この中を見ていくと、さすがに今市長が言われたようにここで計画されてたものが、全くと言っていいほど進んでない。絵に描いた餅という話が午前中も出てましたけど、まさしくそうだなという気がしてならないんですね。ここ中には、もういいことがいっぱい書いてあるんですよ。

例えば、最初の始めの段階で、本市は豊富な太陽、バイオマスエネルギー等を保有していると。その観点から、いわゆるいろいろと研究していきたいというのがありますね。そして、日射量は全国と比較すると大変に多い地域だと。また、市内全域に平均的に分布もしていると。今度は風

でいけば、地上高50mのいわゆる風況マップによると、いわゆる本市の北東部から志布志湾までの山間部は、かなりの風速が予想され、風力発電に適した分布になっておりますというふうにうたってますね。

そして、普通は太陽光エネルギーを想定するんですが、そういうことをうたっているがゆえに、じゃあ再生可能エネルギー、いわゆる新エネルギーを導入していく上で、どういうふうに先ほど言われました先導的に導入する新エネルギーという表現をされましたが、この順番までうたっているんですよ。この順番は風力発電ですよ、バイオマスですよ2番手が。そして、太陽光発電という順番に結んでいるんですね。全然違ってきてませんか。こちら、この新エネルギー導入の基本方針等を今ほんの一部、さわりですけど、今述べましたが、市長どういう感想をお持ちになりますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新エネルギービジョンにおきましては、エコという観点から、いわゆる温暖化防止というものが主だったというふうに思うところがございます。そのような観点から、そのことが果たされるためにどういったエネルギー開発が必要かということで、本市においてはそのようなものを取り組みを始めたということがございますが、先ほども申しましたように、そしてまた議員から御指摘のとおり、それぞれの事業を目指したものが具体化されてないということについては、誠にもって残念ということでございます。

私どもは、それぞれの分野について真摯に実現化できないかということに取り組みを重ねてきたところでございます。バイオマスにつきましては、本当に厳しい状況であって、それらが全国でも具体的に事業化がされて、そしてまた、運営がされているところについては、難しい状況であった、珍しい状況だったということでございます。まだまだ技術的に未達というような面が多かったと。

それから、風力につきましても今御指摘のあった地域について、専門業者の方に改めて調査をお願いしましたところ、風力については確保できるけど、しかし、そこに至る建設についての道路が確保されていないと。それから、見込まれる土地についての形状がかなり厳しいというようなことでございまして、採算性も取れないということであったようでございます。

太陽光につきましては、本当に個人の住宅についての設置の推進をしているということで、公共施設については今後であるということございまして、今回改めて再生可能エネルギーの道を探らなければならない。そしてまた、市全体としてもこの事業については、国の方向性に基づいて、そしてまた、それらのものを十分活用しながら取り組みをしてまいりたいといういうことを改めて今感じているところでございますので、また先ほども申しましたように、具体的に太陽光発電、そしてまた、小水力発電というものが具体的に始まっておりますので、それらのものを核としまして、軸としまして、展開を広げてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 計画的にはそういう計画のもとにスタートしようというふうにあったんでしょうけれども、結果的にはそういう方向にならなかったと。それは今御答弁の中身である程

度理解をするわけですが、確かに、また今3・11以降流れも変わりました。

この振興計画の中で、太陽光発電の導入というのがあるわけですが、ここをやはり見ていくと、志布志市は全国と比較しても日射量が多く、太陽エネルギーを十分に有効活用できる地域であると、そしてうたって環境教育、これは先ほど市長も述べられました。避難所としての活用が可能な小・中学校。そして、こううたってますその後に、新設が予定されている給食センター等について導入を検討したんだということですが、このものが全然それ以降進んでない。ここにうたっている中では、それ以降全然進んでなかったんですよ。3・11があつて先ほどの学校の関係も変更を余儀なくされたというのが実態です。そういったものがなければ、そういった取り組みに本市としては至ってなかったという理解で僕はいいんじゃないかというふうに思うんですよ、厳しい言い方をするようですが、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給食センターでの太陽光発電の導入について述べたところでございますが、平成20年9月から稼動しております。

地域新エネルギービジョン策定後に協議を行ったところでございますが、当初導入に向けての検討を行ってききましたが、設置した場合、システムの価格は6,400万円また、建物の構造においても変更が生じ、多額の費用がかかるということから断念したということございまして、誠にこのことについても公共施設として、かなり広大な面積を持つ屋根がある施設でございますので、もっと深く精査しながら取り組めばよかったのかなというふうに反省するところでございます。

今後また新たに価格等も明示されて、そしてまた、方向性も明確にされておりますので、この給食センターについても改めて調査をいたしまして、もし費用対効果という面から可能性があるとなれば取り組みはすることが可能かというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 過去に遡っていろいろと言いたくはないわけですがけれども、20年2月に給食センター稼動と、そして、これを策定されたのは、前年の3月ですからね。なぜこういうことになるのかというふうに思えて仕方がない。この文書を見ていくと、もうびっくりするぐらい検討しました、検討しました、検討しましたですよ。検討した結果、実現には至らなかったということを平気で言えるようにつくってあるとしか思えないようなエネルギービジョンですよ。もう今後はそういった言い訳はきかない。いわゆる冒頭から申し上げたように、自給自足で再生可能エネルギーを排出していく。国の動きがまだ定まらないですからね、そういった中で、今市長が言ったように、もう過去を振り向いててもしょうがないので給食センターに関してもまた見直しをする。あるいは先ほど申し述べました足利のような事業をそこで展開できないのかとか、いっぱい出てくると思いますね。そこらも併せて検討していただきたい。

そして、大きな流れとしては、やはり京セラが、例えば、もう石川島播磨重工の跡地にすごいソーラーパネルを設置しますね、日本最大級と言われてますね。

そして、今度はいちき串木野市がもうスタートしてますけど、官民一体となつていわゆる工業団地にソーラーパネルの設置をしていくと。そして、それは一企業ではなかなか難しい、銀行の

借り入れも難しいと、そういうことで合同で会社を地元企業があい寄ってやる。そこに1,000万の市が補助金を出して官民と一体になってやっていく。平均的な企業で言えば12年間で大体借り入れが済むと、それ以降は四、五百万円ずつ毎年入ってくるというような流れがあって、かなり注目をされています。

そういう意味では、塩漬けになっているうちのいわゆる食品関連団地、ああいった所に企業の参入を経て官民一体となってやっていくという方向付けもあるし、とにかく知恵を出していかなくちゃいけない。

今後は、ローソンは全店舗で来年から太陽光パネルですよ、NTTも取り組みます。そして、ソフトバンクの下請けもやると。申請が今、国に上がってるんですね。これが大体今年の方の申請数が明年から稼動した場合、原発2基分に相当するという、もう試算が出てるんですよ。そういう時代状況を見据えながら、自治体間競争もありますのでね、ほかの自治体に負けてもなりませんので、いわゆる知恵と工夫が必要だというふうに思いますがどうですか。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

太陽光発電につきましては、先ほども申しましたように、本市でも志布志発電所ができることに1kwの発電所ができることになったところでございます。

それに引き続いて、ただいま市内数箇所太陽光発電を設置したいという申し出がございまして、それに対応しているところでございます。

そしてまた、土地改良区におきましても、太陽光発電を設置して維持運営について改善を図りたいというような流れもあるようでございまして、本市でもそれこそ今おっしゃいましたIHIの跡地等に匹敵するというわけではないですが、本市は本市なりの取り組みをしているというふうに御理解いただければというふうに思います。

でも私自身としましては、先ほども別の議員でもお話ししましたように、本市には豊富な水力があるんだということもありますので、そちらの方も十分関係者と協議を進めながら議員おっしゃいましたように、本市でも自給できるエネルギーのまちということは目指してまいりたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向で取り組みをされてないというふうに言っているわけではなくて、先ほどの小水力の問題に関しても、発電所の関係に関してもできることから、小粒ではあるけれども取り組んでいってらっしゃるということは十分理解した上で質問をしているわけですが、いろんな今回大きくくりでちょっと質問をして、細部にも今入っていますけれども、やはり未来を見据えたしっかりとしたビジョンを持ってなければいけないというのが基本だろうと思うんですね。それが市民の安心・安全を守ることにつながるということだろうと思うんですね。

そういった意味では、本市が19年に策定をしました環境基本条例、これが基本ですね。そして、この環境基本条例を基に環境基本計画を策定をされてますね。それが実効性のあるものとしてなっていないかきいけません。ただ一方で、先ほどエネルギーの推進計画もある。そして、振興計画

もある、過疎計画もある、それぞれがいろんなお書物としては出てきますけれども、実効性のあるものとしてなっていない、整合性が取れていない。そういったところまでしっかり自分たちで策定したお書物ですよ。これをしっかり比較して、どうなっているのかという確認作業をするのはどこですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話ありましたように、様々な計画について、それぞれの担当が中心になりまして、庁内関係課を寄せながら計画書を作成しているところでございます。そのまとめになるところは企画の方でございまして、その企画の方で当然調整をしながら事業化を図っていくということをしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） この環境基本計画の進め方って最後の項を読んでいくと、ここにも言いたいことがいっぱいあるんですが、環境審議会での議論の問題も含めて聞きたいこともあるんですが、ちょっと先へいきたいと思うんですけど、この最後の最後の方になるんですが、計画の進捗状況の点検という項目があるんですね。

市はこの計画を確実に実行していくために、計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、その結果を必要に応じて公表しますというふうなうたってあるんです。ここに対する取り組みはしっかりできていますか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 環境基本計画をつくっております。最後の方に公表しますというふうになっておりますが、現在いろいろな各種小さな施策につきましてはですね、ホームページ等では細かいいろいろなことをやっておりますけれども、全体的なそういう公表という観点からはまだ至っておりません。

○13番（小野広嗣君） しっかりと製本までして、環境基本計画をこうやってつくっているわけですからね。当然先ほどの振興計画もそうですし、過疎計画もそうですし、エネルギービジョンもそうですよ。そういったものが公開されているわけですね。細かい人が見ていけば、整合性が取れてないな、これはいつ公表されるの、いつまで待てば市民はその情報を得ることができるの、そういうことになっちゃうんですね。

ですから、こういうふうなうたったことに関しては責任をとるということをしかりと行政はですね、今後考えていかなきゃならんというふうな思うんですよ。市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公表した文書、あるいはその計画書なるものについての方向性が述べられている内容につきましては、そのようなふうなきちんとすべきだというふうに認識するところでございます。

ただいま市民環境課の方でもそのことについて、しっかり公表がされてないということにつきましては、陳謝いたしましたので、さらに指導を高めていきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長答弁のとおりですね、進めていっていただきたいというふうに要望をしておきます。

いわゆる、こういった3・11以降原発に依存しない社会、そんな中で再生可能なエネルギーを探っていくという大きな課題を我々は今突きつけられているわけですね。そういった中で、本当

に他自治体との競争もそうですが、他自治体の情報にしっかりとまたアンテナを張りながら、国の情報にもアンテナを張りながら市民に安心・安全なエネルギーを供給できる体制、こういったものに心を砕くということが、やはり我々市長もはじめ我々議会人の努めであろうというふうに思いますので、しっかりとした取り組みを今後要請しておきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

少し関連ですが、このLEDについてであります。LEDに関しては、これまでも同僚議員の方からも質問が度々なされているわけでありましてありますが、なかなかこの動きが鈍い。

先ほど市長の答弁をいただいたところでありますが、そういった中でも進みあいが、僕が冒頭質問で申し上げたとおりのいわゆる行政の動きについても、やっとその緒に就いたばかりだというのがやはり実態かなというふうに思うんですが、その進捗状況について、例えば、先ほど市長は市民の住宅に関する太陽光発電のいわゆる設置状況、こういったものが10%~15%じゃないのかなという方向でお話をされました。僕は両方聞いているんですからね、いわゆる行政施設におけるいわゆるLEDの導入というのは、その緒に就いたばかりだと、行政側がそうであれば民間側でそうそう進むわけでもないわけですね。そこらについてはどうなのかなというのが少しあるわけですが、例えば、この行政施設におけるパーセンテージは先ほど市長は出されませんでしたけど、LED照明の普及というのはどういう状態であると御理解されますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のLEDの転換ということにつきましては、先ほどお話ししましたように街灯についての転換と。そしてまた、本所、支所の廊下に設置してあります誘導灯についてLEDに取り替えを進めてきているところでございます。

年間にこの取り替えによりまして、電気の節減が図られてきていると。そしてまた、先ほども申しましたようにLEDにつきましては、長期的に耐用年数が長いということでございますので、それらの効果が今後出てくるものと考えられます。

○13番（小野広嗣君） いわゆる行政側がやはり先導的な役割を担って進めていくという方向と、やはり一方で住民の側に先ほど市長が答弁をされました冒頭、普及啓発を図っていくということを両方が相まっていかなきゃいけないというふうに思うんですが、市長、自治体においてですね、例えば5,000円以上のLEDを一般家庭が購入をされた場合に、そのレシートを添付して処理を申請して上げていくと、役所の方から3,000円のいわゆる市内共通券を出している。そして、LEDの普及推進に努めていると、一方でそういうことをやるわけですから、官の側もスピードアップしてLEDの設置を行っているという状況があるんですね。そういったことをすぐやれということでもないわけですが、知恵をしばればいろんな普及の方向付けが出る。そこまで市民に勧めていくわけですから、行政の側もスピードアップしていくということになっているんだなというふうに思うんですが、そこらはどういうふうな理解をされますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

LEDに志布志市内の事業所の蛍光灯を全てLEDに変換した場合、CO₂に換算しますと

8, 298 t。そしてまた、現在の蛍光灯の使用からすると寿命が長いと、そして維持管理が簡単になるということで、12分の1にあるということがあるようでございます。

このようなことを私どもも市民の方々に推進しようというようなことになるわけでございますが、ただ蛍光灯の場合からすると3倍強の設置費用がかかりそうですので、ただいま議員御提案の補助制度を導入しながら、このLEDの普及について努めろということについて、まだ検討はしてないところでございますので、今後その費用対効果というもの、そしてまた、今後のCO₂削減に関しての取り組みの中で、この分野で占める割合というものを考慮しながら取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） なかなか進まない問題ですので、今市長答弁のように、市がどう市民の皆さんに関わっていった普及促進に努めるのかという観点からですね、知恵を絞ったときにそういう助成の仕方もあるんだなというふうに僕も思ったところなんです。そういったことも含めて参考にしていただきながら、庁内でしっかりもみながら、どうやって取り組んでいけばいいのかなということをやったり考えていっていただきたい。

やはり環境に負荷のかからない取り組みの一つであろうと思うんですね。そういう意味では、大事な施策の一つにも、小さいことのようにですけども、これが志布志市内全域にそういった流れがしみ込んでいけば、伝わっていけば、やはり環境問題の解決策の一分野ではありますけれども、つながっていくのかなというふうに思うところであります。

もう1点、通告には申し述べておりませんが、環境に負荷をかけないという取り組みの中の一つとして、これはもうなかなか聞いただけで分かるような話なんです。例えば雨水対策というのがあるんですね。

例えば、今ゲリラ豪雨であるとか、本年も相当な雨が降って地盤が緩んで、どういう危険が起こるか分からないという状態がありました。そういった状況下の中で、今多くの自治体で雨水対策として雨水貯留槽というものを役所にも設置して、そして一般家庭にも設置をしていく。そして非常時に備えるとか、あるいは一般家庭においては、日常時にそのためた水を洗車であるとか、花に水をやったりとか、トイレに使用したりとか、いわゆるそういう取り組みをやっているんですね。庁舎にそういったものを設置しているところもあります。簡易にできますから、個人でも設置ができる。いわゆる即つなげるといえることができるみたいなんです。ここに対して2分の1、あるいは3分の2の助成をして、そういった対策を練っていると。これも環境に負荷のかからない取り組みとしてやっていると。

鹿児島市がやっているんですよ、市長。いわゆるコンクリートの時代になって、地面がコンクリートに覆われていく。雨の流れが悪い、そういった中でしっかりと水を何というんですかね、流し込んでいく。そういった流れというのをつくっていくことも大事。一方でためた水を省エネ対策として利用することも大事。両方相まってですね、いわゆる省エネ効果があるんじゃないかという議論もあるようであります。

そして、全国的には相当数今こういう動きがある。私も調べてみまして、鹿児島もいっぱいあ

ればなと思ったんですが、今のところ鹿児島市が中心となってこれをやっております。こういった取り組みに対して市内では、市民環境課等でそういった情報というのは持ち合わせていなかったのかお聞きをしたいと思います。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 雨水対策ということで貯留槽のことですが、福岡などにまいますと、福岡ドームというのがございまして、あそこが降った雨を全部いったんためて、それを各トイレ洗浄等に使うということを聞いております。

鹿児島の例ございましたが、近くでは宮崎県の都城市の方でもこのような対策を行っているようです。一つは節水、省エネの関係、もう一つは先ほど申されましたある意味での防災関係という観点があるということは何っておりますが、まだ詳しくこのことにつきまして、どのようなことにもっていかうかということについては、今のところは研究中ということでございます。

○13番（小野広嗣君） LEDに関しても今の雨水貯留槽のことに関しても、どう市民と一緒になって省エネを考えていくのかと。その一助になる情報ではないかなというふうに思ったもんですから、今申し述べたところであります。ぜひそういったことも含めて市長、参考にしていただきながら、我が市で取り組めるものであればですね、前向きに取り組んでいただければと、これは要望していただきたいというふうに思います。

次、いじめの問題に入りたいと思います。

このいじめの問題も午前中出てまして、書き取りをいろいろさせていただきましたので、そこでお聞きしたことを離れてですね、なるべく質問をしたいと思います。

冒頭質問で、私はあえて市長と教育委員長ということで通告をしておりますね。それは、今回の大津市の問題をどう見るかという観点です。いわゆるこの中学校や教育委員会へ警察が介入したという、この言えば前代未聞の事件ですよ。これを市長としてどう捉えるか。教育委員長として、教育長としてどう捉えるか。その答弁が出てませんのでね、まず聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大津市の事件においては、その内容が報道されるにつれてだんだんだんだん隠しがあったのではないかというようなふうに疑われるような流れになってきているようでございました。そのことでもって、非常にセンセーショナルな形での事件になったのではないかなと、被害を受けられた親御さんにおかれては、当初は学校の方が、あるいは教育委員会の方が悪かったというようなことがあればこのような形にならなかったというような報道もあったようでございますので、多分そういったことではなかったのかなというふうに感じたところでございます。

いじめというのは、午前中も教育長が申しましたように、どこでもあると、ある可能性が高い内容なんだというようなことでございますので、そのことが把握されたりした場合には、ただちに対応して処置して、解決すべき課題だというふうに考えるところでございます。

この事件があった後に、本市でそのような状況については、どのような対応をされているのかについては、常に教育長に確認しながら対応をしているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校に今おっしゃるように警察が入ってくるというんですか、警察の手伝いをもらわなければならないという実態があったということでございますが、大津市の場合は私も中身はよく分かりませんので答えようがございませんが、何といてもやっぱり中学生が自殺に追い込まれたという事実は何よりやっぱり深く受け止めなければならないことは、もう先ほどから申したとおりでございますが、子供が自殺によって学校というところで、学校でのいじめによってですね、命を自ら絶つということは、もう断じてあってはならないということなわけですが、要するに私の感想といたしましては、いわゆる学校で起こる子供たち同士のひとつのいさかいというものが、いじめという、いわゆる従来の定義というんですかね、そういうものを超えてですね、やや犯罪的なおいを最近持ち始めているということの私は裏返しじゃないかなと。大津の場合はよく分かりませんが、そういう視点に立たなきゃならない、悲しいことではありますが、学校の友だち同士のうんぬんということよりも、その根が深いと。家庭的なことであったり、地域のことであったりということが錯綜（さくそう）して、まさしく複合脱線という形で生じているという現実を見たときに、これはもうお手伝いいただければならないということでもって警察のお手伝いをいただいたということになったということではないかなと認識しております。

○13番（小野広嗣君） それぞれの認識がとおりでしょう。

やはり教育委員会、あるいはその中学校に強制捜査が入る事態があったというのは事実であるわけですね。それも昨年の分がここまできてこういう事態になったということ、学校の取り組みのお粗末さ、あるいは隠蔽体質とかさまざま言われるかと思うわけですが、僕はそこでいろいろと考えるんですが、教育長、学校という組織と学校の組織の中にいる教員という関係。

そして市長、市長という立場と市長部局、そして教育委員会という関係、こういった問題が起きたときの在り方、その関係性の中身、そこらをどう捉えてらっしゃるのか、市長ちょっと聞きしたいと思います。

先ほど市長は、絶対こういったいじめのない取り組みというのを未然防止をですね、要望したいという思いですが、それは誰だって言えるせりふであって、いざこういう警察の強制捜査が入るような事態が本市であってはならないわけですよ、まず何よりも。それを前提としたときに、市長と教育委員会との在り方、こういったものを日ごろどのように捉えていらっしゃるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私といたしましては、教育委員会の業務については教育長に全てお任せしていると、お願いしているという立場ではございますが、常にその状況については教育長に報告を求めているところでございます。

特に今回のいじめの問題につきましては、様々な議論が起きております。そしてまた、先ほども申しましたように対応のまずさというのもありますので、本市ではそういったことはないですかということの確認をいつもしているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会と市長部局、どういうふう考えるのかということでございますが、私はおかげさ

まで本当に前々から申しますように、先ほど私が学校内におけるそういう教育のにおいのしない所をというような表現をいたしました。幸いにして本市23校、養護教諭、それから図書館司書、補、学校助手、23校学校の大小を問わずおかげさまで配置していただいております。こういうところがない市町村もあるわけでございまして、子供たちは、必ずしも担任に相談するというばかりじゃないです。むしろ担任にしたくないと、担任の前へいけば必ず「お前勉強したか、できたかこの前の試験は」と、こういう形になるとですね、子供たちはもう担任は好かんとうなるわけです。ですから、私は今志布志市内の場合は、本当に皆さん市職員でございまして、学校にいらしゃって23名、本当にああいう方々が子供たちが駆け込もうかなというときになっていい場所になってるんじゃないかと。おかげさまで、私はその意味では市長部局には感謝もしておりますし、今後ともにですね、ややあちこちで何か教育委員会不要論みたいな乱暴な意見があちこちで聞きますけれども、私はむしろ逆で、こういうときこそ教育委員会に対しては、予算とかあるいは人員とか人事面でもですね、力を入れていただいて、そしてサポートしていただくのが、なくせばいいという、じゃあそんなら首長さんが教育委員会全部とるようにしたら自殺はなくなるかということ、そんな簡単なものじゃないだろうと。

ですから、今私はおかげさまで本当によくしていただいておりますので、これもまた志布志市がいじめがない一つの結果では、市長部局と私どもとうまく連携ができている証拠ではないかというふうにございまして。

○13番（小野広嗣君） 教育長がいつもそのような答弁をされますので、何度もされるということはまんざらうそではないんだらうなというふうに理解しようと思えますよ。本当によくしていただいているという言葉は僕のこの質疑の中でも相当出ていますのでね。そういったいい関係であるのであれば、あまり事故も起こらないんだらうなと、まず周りの環境が悪ければですね、事故が起こりやすいんですよ。

そういったいわゆるいじめというのは、社会問題であるわけで、社会環境がやはり悪ければ国の政治が悪ければやはり狂っていきますし、市の政治が悪ければ、そこに影響がやっぱり出てくるんですよ。そういった意味で言えば、良好の関係があつて連携がとれてるんであるということであれば、その言葉を何回も述べられていますので、ここでは信じることにしたいというふうに思います。

本当にこの大津市の問題から様々な議論が出てきて、僕は今回この一般質問のためだけではなくていじめの問題については、小5、中2の子供を持っているもんですから、身につまされてね。今までも不登校だとか、いじめの質問もしたんですが、さらにまた身につまされていろんな情報を入れながら、新聞記事、ここ3か月ぐらいの新聞記事等もしっかり切り抜いていただいて目を通しながらですね、学ばば学ぶほどやはり奥が深いなというふうに思ったんですね。

そういった中で、やはりマスコミが大津市の問題を出し、その次、次々と明るみに出てくる問題があるものですから、当然ある意味で教育いじめを考えるチャンスだと思うんですね。チャンスなんだけれども、マスコミの取り上げ方があまりにもセンセーショナル、そして、いわゆるい

じめイコール暴力みたいな関係であげつらってやるもんですから、本来のいじめの姿が隠れてしまうなというような気がしてならないですね。いじめは暴力とかなると本当に犯罪ですから、それ以前の軽いものから始まるわけですよ。もうそれは釈迦に説法ですから述べるまでもないんですが、そういったものが見落とされながらいじめ問題が議論されていったら怖いなというふうに思うんです。

実は、やはり子供たちだったり、小学生だったり、中学生だったりすると、聞いてみたりもするんですね。うちの子供にもそうですし、子供の友だち、中学生の友だち、うちに結構遊びにも来ます。お話を聞くと、やはりアンケートはアンケートで大事ですよ。アンケートでいろいろ出てくるでしょう。しかし軽い、無視したり、集団に入れなかったり、陰口をついたりとか、そういうことはやってるんですね。

そして、今どうなのって小学校の現状を聞くと、今も現実あるというんですね。グループで一人の子を無視して仲間に入れない。その子はかわいそうじゃないのと、かわいそうだと思うと。そこから先は答えが出ないんですよ、子供がなかなか。しちゃいけないことだよねという話をしながらも、そのよく分かっていच्छゃると思います。その集団から離れた子がまたいじめられるわけですからね、そういう連鎖があるもんだからなかなかうまくいかない。

アンケートでも上がってくる場合もあれば、上がってこない場合がある。だから僕はアンケートだけをうのみにしてほしくない。当然現場が大事ですから、その現場でのしっかりとしたアンケートだけではないコミュニケーションの中でつかんだもの、そういったものをやはり総合的に捉えて、今後の対応策というのは練っていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まさしくおっしゃるとおりでございます。これは学校もさることながら、ちょっとした変化ですね、今日は子供が顔色が悪いとか、あるいは何か服装が汚れているとか、あるいは返事が重いとか。そういう些細なところを学校が、気づいた人が、みんな力を合わせてですね、先ほども言いますように、みんなが担任だという気持ちを持って対処していくということが一番大事になってきます。

また同時に、先ほど申しますように、家庭においても小さな変化を見逃さず、また学校にお子さんがどうも食欲がないようだとか、どうも携帯電話を離さないとか、逆にまた携帯電話をほっぽり出して見もしないと、あれほど携帯に一生懸命だったのにと、いろいろなケースがあるでしょうから、そういう状況を的確に学校に教えていただければ、また早めに対処することもできるだろうというようなことも考えますので、これはどうしても学校だけではできません。地域でもまた、皆さん方大人の責任ということもありますので、気づいたら必ず学校に連絡していただくと、あるいは家庭に連絡していただくということを繰り返し繰り返ししながら、私はいじめはなくなれないと思いますが、しかし、いじめられる子供を救うことはできるし、また救わなければいけないというふうに考えておりますので、あらゆる方面から力を合わせてアンテナを高くして、この問題については油断なく取り組んでまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） そういった方向でぜひですね、取り組んでいていただきたい問題であると思いますが、国立教育政策研究所の調査研究があります。それを見ていくと、小学校4年から小学校6年までの3年間、中学校の3年間、この6年間を通じて、いわゆる簡単なものですよ、いわゆる先ほど申し上げましたように無視するとか、陰で悪口を言うとか、いわゆる集団の中に入れないとか様々なことがあると思いますが、そういったことに関して、この4年生から中学3年生までに自分がいじめる側、あるいはいじめられた側になったことがあるのかということをお問うた時に、90%の人がどちらか側にいてるんですね、やはり。それだけ身近にあるいじめなんですよ。

今度は逆に、その6年間のうちに6年間を通じて、いじめ側にいたり加害者側にいたかということ、そういうことではないんですね。やはり学年学年で入れ替わっているから余計厄介であると。ですから、そういった状況に子供がいる中で、どういったことを考えればいいのかということ、今日午前中に課長の方から学校教育課長の方からあったように、これは人権問題なんだと。今回の問題で子供たちの中には、いじめをすることによって自殺をするところまで追い込むことがあるんだということを知った子供たちも全国では結構いると思います。家庭でそういう話になったところもあると思うんですね。そういった意味では、人権侵害なんだということ。

もう一つ一番言いたいのは、やはりいじめは100%いじめる側が悪いという教育、命を奪うところまでいくんだという教育を教育現場でしっかりやってほしいなというふうに思うんです。これまでも教育長がそういう答弁を、それに近い答弁をしてくださったこともあります。改めてお聞きをしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今おっしゃいましたように、よく乱暴な言い方でございまして、いじめられる側にも何かあるんじゃないかみたいな、乱暴な御意見をたまたま聞くことができました。決してそういうことはないわけございまして、これはあくまでもいじめる側が100%悪いということございまして、いじめられる側にうんぬんというのは、これは絶対に当たらないと、今おっしゃるように、先ほど課長も申しましたように人権問題であるということに位置付けましてですね、これは今おっしゃるようにいじめる側にやっぱりそういうことがあります。

ですから、以前登校させないという指導をしなさいということもありましたけれども、それがまた、どういうふうに教育的配慮になるかということもまた問題であります。今後またこれほどにいじめがエスカレートし、大きくなってきますとですね、残念ながらそういうところまで、いじめる子供は登校させないというところまで手を打たなければならないような事態に発展するのかななどと思うと大変心痛むわけですが、決してそういうことがないように、私どもは両方をきちんと育てていくように努力してまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 今市長、教育長答弁された一面理解できるんですよ。苦渋の答弁だろうと思うんですが、やはりそういったいじめが収まらない。いじめをやってなかなかそのことを理解できないという子がいた場合に、学校に登校させるのをやめさせようというひとつの動きが

ありましたね。でもそれは何ら解決になってないという現状がございます。その発想は、やはりその子を問題児扱いにしていく発想から生まれているんだという指摘もありますね。やはり、そこらはもう少しですね、丁寧に見ていってあげないといけない。その学校で20人ぐらいのいじめ集団がいたとして、AからDまでいて、Aが親分、でも隠れ親分ですよ、で、Bがいて、Cがいて、Cの下には10人ぐらいの走りの連中がいたり。じゃあそのAは更生できなかつたかという、更生できたんだという事例等もいっぱいあって、問題児扱いを最後までしない方がいいんだという見方もございますのでね、本当に丁寧に見ていっていただければと思います。

ここに「志中の風」というのがありますね。9月に出てるわけですが、ここでいじめ問題を考える週間ということで学校側もこういったものを出していただいて、そして家庭で生活態度が変わったら気づくポイントがありますのでということで、15項目に分けてですね、こういったものを出していただけてますが、僕はできればですね、こんだけ今いじめを考えなきゃいけない、あるいはチャンスだと思っておりますので、見る人が見れば気づきますけど、これは学校の関係の書類でありますけれども、やはり市長、市長にも今回答弁を求めています、このいじめ問題を市民といわゆる学校側も含め、地域と一体となって解決しようという問題ですから、いじめに関するですね、こういったことも含めて、やはり広報をしっかりとやるべきだと。そして、お互いに問題を共有しながら解決に当たっていくべきだというふうに思うんです。

これ市長どう、市長、取り組んでいただけていいでしょうか。ちょっと眠そうですけど。

○市長（本田修一君） いや決して眠いことではありません。

先ほども申しましたように、学校の教育関係については、教育長に全てお願いしているということございます。

また、私どもの市の方針としまして、志布志市の青少年健全育成、そしてまた学力向上というものについては、いかにすべきかということにつきまして考えるところでございます、学校現場については、教育長にお任せしているということございますので、また今お話がありましたように、その学校の子供たち、そしてまた子供の親御さんたち、それから保護者の方々、そしてまた学校関係者の方々、全て取り巻く環境の中で様々な御提言があれば私どもとしましては、そのことについては積極的に対応してまいりたい。

そしてまた、市といたしましては、全国的にこういった問題があると、そしてまた市としての取り組みは教育委員会を通じてこういった形でされていますということについての広報はきちりしてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で市長部局としての取り組みのお願いをしたいと思えます。

先ほどの「志中の風」じゃありませんが、鹿児島県PTA新聞の方でも「いじめ不登校ゼロへの指導について」ということで、この9月号でもしっかり載せてあります。その中身については、御存知でしょうから結構ですが。

実は、今日からこの10日からいわゆる16日まで、約この1週間ですね、この1週間というのは

市長、自殺予防週間なんですよ。だから自殺に関してはここで議論しませんけれども、いわゆるいじめにおいて命を絶つところまで追い込まれていく側の心情を思うときに、もう逃げ場がないところまでいく。その前に信号をいっぱい送ってるんだけど、それに大人たちが気づかない。これをどうするかということでサポート運動とかいっぱい出てきますね。今回法が改正になりました。教育現場に専門家が相談に応じてくるんだというようなこともあります。

それに対して、いわゆる現場を知らない人がきて何になるんだという教育現場からの声もあるようであるとありますけど、僕はですね、決して無駄ではないと思っています。今回でもここ3か月間ぐらいのいじめに関する情報を素人である私なんかはその情報を入れていく、入れていくだけでもいわゆるこんなにいじめというのは奥が深いんだと、このことには初めて気づかされたとかいうことがいっぱいあるんですね。そういう意味では、現場を知らないというのは教育現場から多少あるのかもしれませんが、やはりいわゆる潜在、偏見とか、先入観を持たずにですよ、見ている側からの議論というのも大事だろうと思いますので、それはしっかり今後受け止めて活用されるべきではないのかなというふうに思っています。これははい、どうぞ。

○教育長（坪田勝秀君） ありがとうございます。そういうふうにして、みんなで力を合わせて本市の子供たちの健全な育成に御協力いただければ大変有り難いと思っておりますが、こういうふうにして、いじめの問題につきましているいろいろと議論いたします。大変大事なことなわけですが、私はあえて申しますと、99%の子供はですね、一生懸命やってるんですよ、どの学校も。

今度皆さん方が、地域の運動会でも体育大会でも御覧になると分かるかと思いますが、大部分の子供、本当99.9%と言っていいぐらい一生懸命、今もおそらく体育大会、運動会の練習を一生懸命やっているといます、今日も。ですから、そういう子供たちがいっぱいいるわけですから、ぜひお願いいたしますので、決して色眼鏡で御覧になって、どうも中学生は最近の中学生はほがないとか、だらしないとかいうことだけで御覧になると本当にかわいそうでございますので、一生懸命やっておりますので、いいところはいいところで大いに褒めてやって称賛していただければ、また子供たちは頑張るんじゃないかと思っておりますので、しょっちゅう怒られていればもうどうにもならないわけでございますので、子供たちにまた一方では温かい目を向けていただきたいとお願いします。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 教育長の思いとしては、そういう子供たちに対する温かいまなざしの思いからそういった今の答弁であろうと理解をいたします。

やはり、このいじめというのは、本当に今日学校教育課長ともたまたま雑談で話をしたわけですが、ここで悪いということはなかなかはっきりしない場合のいじめもあると思うんですが、いじめというのは、できうる限りそこで解決をさせると。次の自分が中学校、あるいは高校へ上がったときにまで、ましては大人になるまでに持ち込まさない。持ち込ませたら一生の傷になっていきますからね。そこに対する地域も、親も教育現場の皆さんも含めてですね、そこへの認識は

当然おありだろうと思いますけど、しっかりとした取り組みを要請をしていきたい。

そしてもう一つは、これは教育委員会と市長部局でも考えていただきたいんですが、今は全国的にこういった問題を契機として、いじめ防止条例、これを策定していこうと。そして、我が町の子供の安心・安全を守っていくんだという真剣な取り組みが今模索され始めています。もう以前からこのいじめ防止条例を策定している自治体というのは結構あったんですが、今回この機会をチャンスにですね、そういった取り組みも考えていかなきゃいけないんじゃないかというように思うんですが、市長の見解、教育長の思いをこの項ではお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階で、このような条例の制定について対応をしていきたいということについて、教育委員会等からまだ出されてないところがございます。

今後教育委員会と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員のおっしゃるいじめというのは、学校だけのことなのか、我々は市民全体でお互いに大人同士であってもいじめないというような気持ちもあるとすればですね、学校も含めてです。子供たちも含めてですね、健全なそれこそ志あふれるまちをつくろうとすることであれば、これは大人同士のそういういさかきもあってはならないわけでございますので、もっと広義に解釈すれば学校に限らずいじめ防止条例というのは必要ではないかと思っております。

○13番（小野広嗣君） いじめ防止条例というのは、しっかり策定するときに来たなと僕は思ってるんですよ。

一つは今言われた子供だけの範囲、僕は最初こう言いましたね、いわゆるこの政治が悪ければおかしくなっていく。市の行政もしっかり取り組んでいけばそういう子供は少なくなる。大人もそうなんですね。やっぱりしっかり捉えていかなきゃいけないのは日本特有、あるいはこの東南アジアと言いますかね、アメリカ社会のいじめと、日本社会のいじめとは全く違いますからね。向こうはもういじめはバイオレンスですから、日本は無視だとか、さっき言ったように悪口だとか、そういったところから始まります。なぜそうなるのかという議論は大きくなりますもう避けますけれども、村社会だからですよ。村社会をずっと継続して日本民族というのは生きています。そこから疎外されることが嫌なんです。嫌な人を追い出そうとするいじめ社会が生まれるんですね、村八分とか言われてきた。そういった議論はもうここでは避けますけれども、そういったことまで含めて、いじめ防止条例ということを検討していかなきゃいけないんじゃないかというのがあっての質問ですので、教育長の答弁の中にはいくらか含まれていたと思いますので、今後前向きな取り組みを要請しておきたいと思えます。

次、最後インフルエンザの関係ですが、特にこれは10月以降、年間を通じてという教育長の話もありました。年間を通じても今はあるんです。僕も調剤薬局、薬剤師の同級生がいるもんですから聞くと、そういう状況であるのは分かっておりますが、特に猛威をふるっていくのが10月以降ということであります。

そういった中で、先ほど保健だより等も通しながらうんぬんというのもありましたので、そこでも存じ上げておりますが、例えばですよ、教育長、インフルエンザの予防にビタミンとかタンパク質が特に効き目があるんだという情報があって、それを例えば今のヤングママはそういった状況を知らないんですね。給食だよりだとか、そういったもので積極的に啓発を行って取り組んでいっているところもあるんですね。そういったいわゆる発想というのはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今おっしゃりますように、そういう病気にかかった場合に、即風邪薬に頼るというんじゃなくて、やはり根本的に日頃から体力増強を努めていくとなりますと、今議員御指摘のとおりビタミンであったり、タンパクであったりというようなことが相まって体力づくりができておれば、風邪にも抵抗力ができるということになるかと思っておりますので、今各学校、養護教諭が盛んに学校で保健だよりを出しておりますので、またそのことも近々管理職研修会等々がありますときに、家庭の啓発についてもおさおさ怠らないようにということは、また通知していきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） これまでの中で合併して以降、そういった給食だよりを出されたことはあるかもしれませんが、そこまで遡ってちょっと私も情報を集めることができませんでしたのでね、一応要望として今そういった取り上げをさせていただきましたので、今後また頻繁にですね、これからの時期、大事な時期ですので、お出しになっていたたければなというふうに思っております。

あと学校現場におけるインフルエンザ対策というのは、一生懸命されているということはこれまでも質問していますのでよく理解をしております。

今回、今年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが成立しているんですね。これを受けて、いわゆる行動計画等の作成ということで、地方公共団体の行動計画の作成ということがうたわれているんですが、このことについての認識はどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

それにつきまして、私ども教育委員会としては、まだ詳細にはお答えできるほど認識しておりません。申し訳ありません。

[小野広嗣君「市長部局はどうですか」と呼ぶ]

○保健課長（若松光正君） 新型インフルエンザ等特別対策措置法が、5月11日に公布されたところでございます。

これは御承知のように先ほど御紹介もございましたが、平成21年に発生した新型インフルエンザ等の経験を踏まえて、政府行動計画の実効性を更に高めるといようなことでできたものでございます。

来年3月頃に県対策本部条例を制定して、それからこれを受けまして、市町村対策本部条例を制定するというようなスケジュールになっているところでございます。

その後、県及び市町村は行動計画を策定するというようになっております。

○13番（小野広嗣君） 1年以内に政令で定める日ということで、来年の5月まで猶予が地方公

共団体もあると、その間に県がつくって、来年の5月ぐらいまでに市町村が策定をしなきゃいけないということです、国・県の動きを待つということもありますけれども、もうその前です、このいわゆる行動計画それ自体はそうでしょうけれども、まず我が町のこととして新型インフルエンザ対策に対してどうするのかと、もうそこに迫っているわけですから、行動計画自体をきっちりとつくり上げるのは、その時点でもいいかもしれませんが、概要版程度のももしっかりつくり上げとって、まずこの10月以降の対策を練っておくということが大事ではないかなというふうに思いますのでね。それは答弁は結構ですので、そういったことを認識しとっていただきたいと思います。

あと教育長、いわゆるこのインフルエンザというのは、やはり湿度が影響を与えますね、その部分もありますね。そして、教室という団体生活をする、集団生活をしている中で温度設定というのはすごく大事になってきますね。そういったところで、自治体においてはこのインフルエンザ対策として、いわゆる空気清浄機付きの加湿器、加湿器だけでも十分いける部分があるんですが、もっと取り組めばいわゆる空気清浄機付きの加湿器をいわゆる教室にしっかり置いて取り組んでいってる自治体が結構出てるんですね。

そして、これを取り付けているところとそうでないところでは、インフルエンザの発症率が全然違うんですよ。とにかく学校で集団感染を起こさせない。学校でもし起きたら、その子供たちが家に帰る。家に帰ったら自分よりまだ小さな子供さんたちにうつる場合がある。もっと言えば、家に同居か子供を預かっているおじいちゃんおばあちゃんにうつる可能性もある。そうしていくと重症化をしていく、重症化をさせた場所はどこなのか、学校ということになる可能性もあるんですね。

学校はうがいだとか、咳エチケットだとか、様々注意をやっているけれども、結果的にはその効能はゼロじゃないんですよ、あるんですけども、大きくはなかったと。そういった意味では、そういったものに合わせて空気清浄機付き加湿器を設置していくと、全然違うんだということが出ています。保育園なんか全部付けていますよ。僕は聞いてみましたよ、付いてる。学校現場、小、中にはない。やはりこれは発想の転換をしてもらわないと困るなというのをつくづく思ったんです。どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 今私そういうすばらしい機械があることをはじめて知りましたが、また学校保健、あるいはまた保健担当の指導主事とも相談して、全23校、23校だけでは各教室に付けないといけないわけですね。クラスごとに付けないと意味がありませんね。そうすると結構また向こうの方をお願いをしてということになるかもしれませんが、御理解のあるところでございますので、またお願いをして大きな学校からでもですね、できればお願いしてみて、ちょっと研究させてください。

○13番（小野広嗣君） 先程来市長の方には教育委員会よくしていただいているという答弁が何度もなされています。

これはですね、僕もある程度計算してるんですよ。その額が正確な額ではないからここでは言

えませんがね。大量購入するわけですから、当然定価はたたけるんです。すると相当安くなります。

そして、その額が例えば市長の方に大体こんな感じに、全部配置すればこうなるみたいですよと言って、市長が子供の安心・安全を本当に考えていると、健康を考えているということであって、その考え方といわゆるコストの問題、これがここまでだったらいけるなと絶対お持ちだと思っうんですね。その範囲であれば実現できると思いますし、またその範囲の中から見るときに、まだ半分ぐらいしかできないよということでは、できるところからでもやって、その効能をまた見定めて増やしていくという方法もあると思いますが、そんなにかかるものではございませんので、前向きにこれは検討をしていっていただきたいと、そう要請してもう終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、3時10分まで休憩いたします。



午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園明君） 本日最後ということです。眠った時間ですけれども、もうしばらくおつき合いをお願いいたしたいと思います。

今回は、市民が納めた税金が市民のために適正に使われているか。そして、市民の財産が適正に管理されているかという観点から一般質問をしてみたいです。

まず、花いっぱい運動推進事業について伺います。

花いっぱい運動推進事業として、毎年春と秋に公民館単位に教育委員会から配布して、それぞれ地域で植えております。ほとんどが道路沿いで、市長の言うおもてなしの一環と言えらと思います。

私たちの公民館でも道路の距離が長いので、苗の半分以上は公民館で準備し植えています。

しかし、市から配布される苗は毎年ムラがあります。特に今年はひどかったです。以前から苗の購入の在り方については、教育委員会にも意見を言ったことがありますが、執行権の問題ですので、それぞれ言い分があるでしょうから、その後はあまり触れないところでした。

しかし、今年の苗はひどかったので機会があったら担当にでも言おうかと思っていたところ、もう話をする前にあちこちで苦情を聞きました。それで、教育委員会にただしてみたら、苦情だらけでしたとのことでした。

文教厚生常任委員会の中でも指摘があったと聞いています。昨年までは、市内の業者が落札してありますが、苗のほとんどを県外で調達して納入されていたようです。しかし、今年は鹿児島市の

業者が落札して納入されました。私たちの公民館で植えた所も、先ほど言いました苗が悪く残念ながら市から配布された苗はほとんど全滅で、公民館が購入した分だけが咲いています。これは花の色が違うからはっきり区別できるんです。

所管は教育委員会でございますけれども、政策的なこともございますので、市長、教育長にお聞きいたしますけれども、市長、教育長はこの件は聞いていらっしゃるでしょうか。そして、どのように感じられましたか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

花いっぱい運動について、苗の配付についてのお尋ねでございますが、この苗の配付につきましては、今回ただいま御指摘がありましたように、非常に内容的に悪かったということをお聞きしておるところでございます。

そのことにつきましては、教育委員会の方からの報告を受け、また改善する内容につきましても話を聞いているところでございます。

内容につきましては、教育委員会の方で答えさせます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

花いっぱい運動推進事業は、御案内のとおり合併以前の旧町時代から継続してきた事業でございます。

この事業は、豊かな心を育み、心豊かな生涯学習社会を育てていくことを目標といたしまして、春と秋の年2回校区公民館、自治会、子ども会、高齢者クラブ等に花の苗を配付して展開しております。

教育委員会では、この事業により人々の生活に潤いを与え、花と緑を生かしたまちづくりや心の通い合うコミュニティづくりを支援いたしますとともに、各地域で異世代交流等が推進される地域の魅力の向上や、志あふれるおもてなしの心が育成されるものと考えているところでございます。

さて、6月に配布いたしました苗の状況につきましては、議員御指摘のとおり、一部花の苗が小さく、生育の良くない苗が混在しておりましたので、すぐに業者から聞き取りを行いまして、不良苗の交換を行いました。市民の皆様には大変御心配や御迷惑をお掛けすることになりました。

教育委員会といたしましては、今後も花いっぱい運動に協力していただく皆さんの御理解をいただきながら、魅力ある地域づくりの一助としてこの事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（西江園 明君） 市長、教育長も苗が悪かったということは理解をしていらっしゃるようで、今教育長からありました苗がひどかったので交換をとということで、不良品相当分をですね、後から納入をされましたけれども、それも受注した鹿児島市内の業者は準備ができなかったのか、都城の業者が納入をしていました。無責任というか、それも注文した苗じゃなくて違う種類が、

数がそろわなかったということで納入されました。いいかげんさ、無責任にも驚いたところです。

先ほども言いました私たち公民館で準備した市内の業者が納入したものはきれいに咲いています。市内で花をつくっている生産者、業者ですから、花植えを手伝ったり、ここにはこれを植えたらとサービスをしてくれたり、市長が兼ねてから申しますように、共生・協働の精神でいろいろ協力をいただいております。雨が降りそうでないときは、水を散布してくれたり、本当に助かっています。市内の生産者、生産業者だからこそ自分たちのまち、そして地域のことだからやっていただけるとおもいます。俗に言う煩惱があるんです。

しかし、今までは業者ですから、業者は納入したら終わりです。ほかの公民館の人も言っています。安く入札したからといって苗をたくさんもらっても植える所には限界がある、よかとをばちっとでよかちですね、特にプランターに植えるところはたくさんもらっても困るらしいんです。注文したのも同じ名前らしいけど、違う種類が納入されていますけども、結局安いからそっちになるらしいんです。ここではどう違うかは、時間がありませんから申しませんが、入札で安かろう主義だからこそこのようなことが出るんです。

志布志市民で税金を納めている人からは買わずに、ただ安いからを理由に市外の業者から買っているんです。議会のどの委員会の中でも市内の業者を利用するようにたびたび需用費等では意見が出されていると思います。少々高く買っても、それを指摘する議員はいないと思います。

そこで伺いますが、花の苗を市内で生産している生産者、業者から購入する気持ちはないですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

花いっぱい運動につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、平成21年度から消耗品費で予算計上して、入札で苗の納入業者を決定しておりまして、現在の入札参加業者は市内外の登録業者でございます。

議員お尋ねの市内の生産者からのみ購入する考えはないかという御質問でございますが、教育委員会といたしましては、限りある予算で花いっぱい運動推進事業を展開しておりますので、少しでも多くの花の苗を市内全域に配布していきたいとかように考えておりますので、市内の生産業者に限定して購入した場合は、単価の高騰と配布本数が少なくなるのではないかと懸念しているところでございます。

現在も各公民館からは、花の苗の増量をたくさんくださいと望まれる意見も要望もありますことから、今後の花の苗の配付につきましては、市内生産業者からの購入も含めまして、校区公民館連絡協議会等で本事業の所期の目的を達成する方法、どういう方法があるかということ等について、話し合いを持ってもらいたいと考えております。

いずれにいたしましても、花の彩るまちは、市民の心を和ませますので、今後ともこの事業は大切にしていきたいと思いますこのように考えております。

○3番（西江園 明君） 教育長はですね、そういうふうに関りある予算、この予算もですよ二、三年前は確か市長の政策的なやつでかなり増やしたんですよ。ですから、苗の数は増えている

んですよ。

だから先ほども言いましたように、よかとをちっとでよかちいうところもあるんですよ。増量するというのは、私は聞いたあれはないんですけどですね。ですから、その辺のところでは限りある予算で少なくなると恐れがあるんじゃないかといって、だから全部安かろうで増やしてもらおうとこういう事態になりますよということを言っているんです。花の苗は生き物です。つくる方もリスクが伴うんです。じゃあ志布志市内の生産者もですよ、じゃあ市が購入するというふうにしても、一人の生産者では、業者だけではつukれないんです。本数の確保だけではなくて、病気というリスクがありますから、リスクを分散するように同業社で分け合わなきゃいけないわけですよ。もう1か所で作ったら病気でも入ったら納入できなくなりますから、そのようなことから市が提示するような単価ではとてもじゃないが採算に合わないんですよ。これが零細企業の厳しい実態です。でも市民です。

市長は、市民のための行政を行うとかねがね言っているんですけど、この小さな現実を見てですよ、市民が喜ぶ政策をとってもらいたいと思いますが、苗の数ではなくいいものをというふうに現場は言っているんです。市長どうですか、市内の生産者。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一昨年、都市緑化フェアで県下全域、花と緑の博覧会があったところでもございまして、それに合わせて本市でも特に花の彩りのあるまちを目指して従来の予算に多分1.5倍だったと思いますが、付けて協力をいただきながら花いっぱい運動を推進したところでもございます。

先ほどお話がありましたように、私どもの方としましては、公民館の方から苗の増量の要望があったということであったようでもございまして、通年の限りある予算の中で、その苗をより多く確保するとすれば入札というような形が取られていたようでもございます。

教育長の方から先ほど答弁いたしましたように、今後につきましては、校区の公民館連絡協議会で十分話し合いをしていただきまして、今御提案の内容が望ましいということであれば、またそのような方向性も考えてみたいと考えているところでもございます。

○3番（西江園 明君） 限りある予算で本数を稼ぐために入札をした。その結果こういう実態なんですからね、その辺のところは十分踏まえて、今後そういう協議をするということでも期待をしたいと思います。結局今年も安かろう主義で入札をした結果が全減というところでもですね、現実があるわけです。確かにそれこそ税金の無駄遣いだと思います。

では、次に市の施設の管理について伺います。

まず教育委員会が管理する施設について伺います。

志布志町にあります運動公園についてであります。今ここは公共施設管理公社に指定管理者制度で委託されております。私は、今までもこの制度の在り方については度々ただしてきました。その結果、来年度から公社をNPO法人化して非公募で考えているとのことでした。普通NPOというのはですよ、ある企業があって、本業以外に非営利、すなわちボランティアですよ、の要素を取り入れて一時的に一定期間発足させることはありますけれども、一年中それを業務とし

て行うとはあまり聞いたことがございません。本業は別にあつて違う分野を役所から委託される例は多いんですが、専門にして非営利団体が成立するのか疑問をもっています。

3月の一般質問で、来年度からNPOを立ち上げるという方針だと市長から答弁がありました。その後、そこに勤務している職員にNPO化になるみたいだねというふうに聞いてみましたが、誰一人そんなのは初耳だと知りませんでした。ですから、ある機会に市長に尋ねたら、2年前から準備するようになっていたんですけど、何も進んでいないので、総務課を通じて指示したということでしたね。2年以上前に言われて何も進んでなかった。このような組織として成り立っているという状態のところに、今よりも更に立派な運営ができるとお考えですか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の公共施設管理公社につきましては、先ほどお話がありましたようにNPO法人化を目指して、今準備が進められているところでございます。

私どもといたしましては、この公社も公園のみの管理ということではなく、別な分野でも職員がいるということでもございましたので、それらも含めて今後管理公社の運営について方向性を明示するというところでNPO化を目指していたところでございます。

当然立ち上げの時期につきましては、経営的に安定しないということでもございますので、今後は非公募という形で従来の施設の管理を請負っていただくという方向性でしていこうとするところでございますが、このことにつきましては、議員がお話がありましたように十分認識がされておりましたので、課長を通じて何回か説明会を開催したところでございます。現段階では、理解されておりまして、職員の方々がそのような方向に向かっているというふうに感じるところでございます。

○3番（西江園 明君） 3年目になってやっと動いたということです。市長としては、そのように言わざるを得ないというふうに思います。

では順次今の状況をお聞きしていきたいと思えます。

私はこういうことをですね、ちょっと内部の小さいことを言うのもどうかと議会では思いましたので、6月議会の前でした5月末か6月に入ってからだったか分かりませんが、運動公園の状況を市長に現場を見てくださいというふうに言いました。そしたら、市長も行きますがというふうに言われましたが、その後行かれましたか。いつ頃行って、その結果どのように感じられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身グランドゴルフ大会等が各種団体で開催されますので、その時にその都度状況等の把握も努めながらあいさつ等をさせていただいてるところでございます。

運動公園につきましても、そのようなことで数回いってございまして、状況をお伺いしたりしているところでございますが、特段その管理の状況がどうこうということについては、私自身はお声がないところでございます。

管理公社につきましては、新たにしおかぜ公園の管理も増えてございまして、そのしおかぜ公園

の管理につきましては、特に機械等の導入が図られておりまして、今どうかこうにかその機械等を活用した形での管理がスムーズにきているのかなというふうには感じているところでございます。

今後、一体化した形での管理が更に進められ、利用される方々が喜んでいただけるような状況になっていくのではないかなというふうには思っているところでございます。

○3番（西江園 明君） 私は6月前に議会の時ですね、約束をして市長が行きますと。今、市長の答弁ではついでのとき行ったち、でも職員とか教育委員会に聞いても市長が来やったという記憶はないということで、昨日はなんか行かれたみたいで、私の通告があつてから行きやったのかどうか分かりませんが、昨日はなんか行かれたみたいですね。ブータンに行く時間はあつてもですね、15分か20分あれば行ける所には行きださんかったのかなというふうには思ったところです。

市長が見ていればですね、私は当然少しは改善されているというふうには期待をしてましたけど、その後全然改善されてないから、私は結局行かれてないというふうには思います。

ですから、当局が現場の状況をどのように感じているのか。このままで良いと思っているのかをお聞きしてまいりたいと思います。

まず、しおかぜ公園、今市長がしおかぜ公園の管理についてお尋ねします。

今市長は機械を使ってうんぬんというふうにおっしゃいました。昨年県の港湾事業において多目的広場として、サッカー場が3面以上もとれる立派な施設をつくってもらいました。市長の言う「訪れたいまち」としての一翼を担う施設として期待をしているところです。志布志市の大きな入り込み客を見込める施設です。先月もオリンピックで日本のサッカーチームが大活躍する中で、全国から100チームを越す高校が集まってサッカーフェスティバルが開催されました。志布志にもたらす経済効果も大きいものです。今後も志布志市をPRする大きなここは財産であるというふうには思います。

しかし、残念ながら市長は今言われましたけれども、先ほどの小野議員の中でも、いろんな誘致をする、果たしてこの状態で誘致できるのかというふうには疑問を思います。今のような管理の仕方なら、あと数年で私は芝生は駄目になると思います。また、市が数千万円かけてやり直さなければならぬ状態にならないかと懸念しています。芝の管理というのは非常に難しいです。私も少しですけど、庭に150坪か200坪ぐらい芝をはっています。いつときも油断はできません。この施設ができた後、私は教育委員会にいつて今後の管理の仕方を聞きました、心配でしたので。そしたら、二人新しく雇用をして管理をしていくということでした。

この公園は、一周が1kmの散歩コースになっていますので、一年中多くの市民が歩いています。私も施設ができてから歩くようにしています。ですから、管理の状況はよく見ています。一、二回見て言ってるんじゃないです。昨年から今年の1月から2月頃まででしたかね、ゴルフをする人は御存知だと思いますけれども、エアレーションといって穴を空けて、目土をして、空気を入れてですね、遅くまで作業をしていらっしかったです。これなら心配ないなというふうには私は見て

いたところでは。

ところがその後、芝を一番手入れをしなければならない2月末から3月頃から管理されている状況が見えないので、4月か5月でしたかね、教育委員会にいつ、「大丈夫か、管理は大丈夫かよ」ちゆっせ聞いてみたら、「慣れている人が辞めた」とのことでした。「ですから、早くあとの人を入れるように公社にお願いしているんですけど、前になかなか進まないのですよ」とのことでした。責任のなさを露呈しています。一番手を入れなければならない時期に人がいない。問題意識がないからと思いました。

そして、5月からでしたかね、その二人体制から三人体制で管理するということでした。しかし、残念ながら芝を知っている人が管理しているとは思えません。ここの公園は、公社に任せきりで教育委員会は全く関与していないんですかね、まずその辺をお伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、ここはサッカーコートが3面取れる広場を備えた公園であるわけでございまして、このしおかぜ公園の管理につきましては、利用者の予約等の一元化、それから芝の維持管理の経費削減等のために教育委員会生涯学習課所管の施設として管理を行っております。

今、先ほど市長が答弁いたしましたように、志布志市公共施設等管理公社へ委託しております。現在3名体制で志布志運動公園と一体となって管理をしているのが実情でございます。

議員御指摘のことにつきましては、昨年度までは施設管理として2名の職員で管理を行っておりましたが、本年1月にうち1名が退職されまして、特に十分に芝管理を行わなければならない春先の時期に一人で施設管理を行わなければならないという事態が発生したようでございます。

管理公社といたしましては、その後二人の作業員を採用されましたが何せ面積も広く、また併せて今年は天候も不順であったために計画どおりの管理が行き届かなかった面もあったようでございます。

教育委員会といたしましては、今後管理を委託しております志布志市公共施設等管理公社とも打ち合わせや協議を十分重ねまして、そしてまた、併せて市民の声なども伝えながら適正な管理が行われるように志布志市公共施設等管理公社に対しまして、必要に応じてアドバイスをしてまいりたいとこのように考えております。

○3番（西江園 明君） なぜ管理の仕方に疑問を持つかということですね、先ほども言いました。昨年の秋から市で管理するようになりました。昨年、今年と冬まではよく管理されていると申しました。それは、目土をするための砂がダンプトラックで数台ためて置いてあり、それを表面の凸凹を修正するのにまく作業をずっとしていらっしやいました。しかし、その砂は1月に使い切ったようです。しおかぜ公園は、1年目の一番手入れをしなければならない2月から6月になっても砂はない。今教育長は、人がいなかったということも答えられました。砂はない、肥料をまいた様子もない、だから私は先ほども言いましたように教育委員会に訪ねて大丈夫かよちゆっせ、サッカーをする3面分だけをですね、芝が伸びたら刈る作業だけで、伸びたら刈る、道路の土手の草を払うのといっしょです。芝を刈った後はですね、確かに遠目にはきれいですよ。非常にき

れいです。でも中は完成したばかりです。軟らかいですから、サッカーで使う関係で凸凹です。ですから、ここにすぐ目土をしなければならいんです。ゴルフ場で選手が打った後、キャディーさんが砂を入れますね。あれをすぐしなければならいんです。でも砂がない、2月頃からは砂はありません。これで管理されているとは私は当然思えません。

昨年できたばかりですから、養生中としてほとんど利用していません。4月にU-15やったですか、何日かあっただけです。しかし、あちこち芝が腐ったのか、砂地にもう使う前から露出しています。ですから、使用申請があつたのに芝の状態が悪いので、ほかの場所に変更してもらったりして、使用を断っている状況も聞きました。こんな立派な施設をつくってもらいながら、1年もたたないうちに使用できずに断るなんて、本当に県に恥ずかしいですよ。

市長、教育長このような状況であることは御存知でしたか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現状につきまして、私も何回か足を運びましたけれども、今議員御指摘のとおり、特に何か水はけの悪い所があつたりなどして、芝がちょっと茶色に変わっている所がありました。そして、踏みつけますと、ふわふわするところ等もありましたので、当分の間は養生期間としておつたらどうかということでもありましたけれども、なにせ小学生、中学生等々サッカー人口が非常に多くて、どうしても貸してくれというところが多くてですね、ついつい使用をさせたというきらいもありましたので、これでは本当におっしゃるように、これはもう1年も持たないというのは私も感じておりました。

ですから、今後せつかく公共施設等管理公社に委託しているわけですから、委託された公社の方々に、もう少ししおかぜ公園のですね、状況を正しく把握していただきまして、確かに人数も多く少ないことも分かるんですが、何とか工夫をしていただいて、私どもの方も使用のある程度制限をかけるなどしてですね、芝を大事に使っていかないと、本当にこのままでは先がないというような感じは、私自身ももったところでございますので、今後もう1回また施設管理公社の方々にですね、どの程度なのか、どうしてもそれが人数的に無理ということであればですね、これはまた、場合によっては管理をされる方の人員を増やしていただくようなこともお願いしないといけないのかなと、生涯学習課とは話しているところでございます。

○3番（西江園 明君） 教育長が水はけのことをおっしゃいましたけど、芝生の所はあちこちあるんですよ、運動公園、どこの公園も。水はけが悪くて腐っている所はどこもないです。ここはまして地下に排水が入っているんですよ。その水はけというのは理由にならないんです。

でも教育長も見て、これじゃあ芝がもたん、なごうもたんというふうに感じられました。体育館前のグラウンドも先日ですよ、ナイターソフトで使う予定だったけど、水はけが悪くて使用できません。せつかくきたけどできませんでしたと、半ば皮肉を言われて帰られた例もありました。仕事が終わって楽しみにグラウンドにいったら水たまり、これは御存知でしたか。

○教育長（坪田勝秀君） そのことについては、私認識しておりませんでした。

○3番（西江園 明君） 知らないということです。

役所に何も届かない。だから私は前も言いましたように、直営でやるべきではないかというのを言ってるんです。

隣の公園は建設課が管理しています。直営ですから申し分ないです。ここは組織として機能していると私は思います。作業が余裕がある時は、作業員の皆さんは市道の草払いやごみを拾ったりとかですね、草取りやしています。

ここの市役所の隣にある開田の里まで管理を志布志の運動公園の管理の人たちがきて管理をしています。どひこでん仕事はあつとですよ。しかし、しおかぜ公園は3人もいますから余裕です。ぴしゃっち仕事は4時で終わります。典型的な俗に言う役所仕事になっています。こういう管理というのはノルマがありませんから、どこまで絶対済ませなければならないという義務がありません。ですから、民間の人たちに比べると非常に私は恵まれているというふうに思います。

私もこうやって一般質問をするにあたりまして、港湾事務所にいって聞いてきました。先ほど水たまりのことを教育長がおっしゃいました。構造から芝の種類など、いろいろ聞きにいってきました。私はグラウンドと周辺のサッカーをするのをグラウンドと表現しますけれども、芝は種類が違うのかなと思っていましたが、全部同じ種類を使用しているというか、張っているということでした。周りは雑草や育ちも悪いから違う種類と思っていたんですけども、工事のとき県の担当者が畑まで見にいって、何か所か見にいって、この芝をとというふうに良質の芝を指定したということは聞いてたんですけども、そういうふうに指定してでもせつかくそういう芝を植えたのに。で、伺いますけれども、管理公社が管理する所は、サッカーをする所だけなのか、いろいろ管理をする範囲はどこまでなのか、どこまでですかね、範囲は。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） しおかぜ公園の管理ということですが、委託契約をしている全体の面積につきましては、全体で11.6haあります。

施設につきましては、多目的広場が3.7ha、ここにサッカーコート3面が配置できるということでございます。そのほか、海浜植生部が3.2ha、沿路が1.3kmということで全体を維持管理してもらっているところであります。

○3番（西江園 明君） ずっとプールの下の多目的広場とかああいう所ですよ、は別ですか。これはあの辺はこの運動公園のしおかぜ公園じゃなくて別な管理公社の方がやるわけですね。はい、分かりました。

先ほども言いましたけれども、今それだけの管理をしているんですけども、いって見て残念なのは、周りは肥料や目土をしてないから育ち悪く、今この時期に黄色い色をしていますよ、芝が。

サッカーフェスティバルのとき休憩所としてテントを張っていた所も一応芝生の上なんですけど、芝が育っていないから、雨が降って泥んこ状態でした。

引率されてきた先生に私も聞いてみました。そしたら先生いわく、非常にきれいなんですけれども、ボールがイレギュラーすることが多いというふうに言われました。意味が分かりました。結局凸凹があるから、ボールが違う方向に跳ねてしまうということがあると、そういうことが思

いがけなく意外と多いでしたというふうに言われました。

また、ある日に散歩していましたが、子供たちにサッカーを指導している人に会いましたが、芝の状態が悪いと聞いたので、見に来たというところでした。7月下旬のことですけど。

それからまた数日後には、今度はその人もサッカーをしている人と会いました。その人も芝の状態が悪いと評判なので、時々見にくるとのことでした。私は皆さんからも言えば、管理するように言いなさいと言ったら、言ったんですよ、でも肥料まいてくださいなどとお金のかかることを言うと、予算がないと言われるからもう最近はいいませんと、あきらめているとのことでした。これが現場です。

本格オープンする前に、世間の人には芝生が悪いということを噂で知っているんです。俗に言う、「つかわんうっからやっせんらしい」というふうに言ってるんですよ。これを聞いて残念でした。周りにも肥料まき、目土をすればすばらしい公園になるんですよ、ここは。市長の言う「訪れたいまち」になるんですよ。

だから、今のような管理をしていたら20年もつもんも4、5年しかもたんと言ってるんです。ですから、もう既に1年もたないうちにサッカー場が3面できるうち、西側の1面は多分使用できないんじゃないかと、今のままではというぐらい傷んでいます。

さらに外側でも、遊歩道の外側の芝の部分が雨のため数か所流れ出しており、ジョギングしている人でもけがをしたら大変だなと思っていましたら、ちょうど教育委員会の人でサッカーフェスティバルの準備をしていた人に会いましたので、「調査してみてください」というふうに行ったところでした。

こんなちょっとした水が流れ出してですね、特に言われなくても普通自分の仕事の範囲だったらすよ、見回って段取りをして、ああここは危ないとか、そういうふうに分業の業務の範囲だったら普通の人だったらそういうふうにするんですけども、段取りをする人がいないのか、組織として機能しているとは到底私は見えませんでした。今言いました土砂が流出したところも2か月たちますけどそのままです。

市長、このような今実態のところにも今後も仕事を委託するつもりですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました土砂が流出しているところについては、私自身把握しておりませんでした。確かめて、すぐさま対応してまいりたいと思います。

今回の夏のサッカーフェスティバルにおきましては、責任者であります井手元先生に何回もグラウンドの状況はどうかということのお尋ねをしながら感想を聞いていたところでした。おおむね芝についてはいいですよというようなお話を聞いておりましたので、来ていただいた方は喜んでいただいて帰られたというふうには私自身は思っていたところがございます。

しかしながら、今お話があったような状況ということがございましたら、対応して改善を図ってまいりたいというふうには考えたところがございます。

○教育長（坪田勝秀君） 併せてお答えいたします。

今議員御指摘のようにですね、大変はつきり申しまして荒れております。ですから、私といたしましては、管理公社の方とよく相談してですね、しばらく養生期間としてですね、使用を禁止して、そして元気が出るまでと言うんでしょうか、そういう手も打たないと本当に20年も耐えられないというようなことも感じておりますので、ぜひ早めにシーズンオフに入りましたらただちにそういう方法はないのか、ちょっと検討してみたいと思います。

○3番（西江園 明君） 市長、今教育長が、1年目でこんなことですからね、そのところをもう1年目でもう休憩せんないかんというような状況のところですよ。

ですから、ここをNPO化するにあたって市長部局でいろいろ進めているようですが、一番現場を知っている教育委員会、所管とはどのような協議をしているんですかね。NPOに向けての協議なのか、その前段で管理公社でいいのかということを知っているんです、私が。結局管理公社をNPOにするという、決まってからそういうその流れで協議するんじゃないかと、前段ですよ、一番実情を知っている教育委員会は最初に入っていないですよ、確か。最初から管理公社はNPOありきで市長部局で進めていたようで、その辺のところはどうですかね、確認です、違いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように管理公社のNPO化につきましては、早い段階から、3年前からということで進める準備をしてきたところでございます。

○3番（西江園 明君） 私がお聞きしているのは、3年前から言ったことをやっとな今年になってから、4月以降になってから始まりました。動き出しました。その時に教育委員会を、私が知っているのは、教育委員会と聞いて、ここで管理公社にここを任せていいのか、NPO化してここに任せていいのかというのを教育委員会と協議したかということを知っているんです。

○市長（本田修一君） しおかぜ公園につきましては、県の方から本市が管理委託を受けているということでございます。

そのことで、実際にじゃあどの所轄するということで、教育委員会の方に所管お願いしているところでございます。そして、その管理については、管理公社の方に現実的に管理してもらうという形がとられているところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長に言いにくいでしょうからいいでしょう。

私も現場の仕事をしていましたから、よく分かるんです。現場というのは段取り次第なんですよ。私はですね、先ほど教育長が人が足らんんじゃないかというようなことをおっしゃいましたが、昨年みたいに、私はここだったら二人で十分だというふうに思います。もう今から冬場になった仕事はないんですから。ですから、今も余裕がありますから早く終わって、先ほども言いました自分の車を高圧洗浄機で洗車をしていました。もし市役所の職員がですよ、そんなことをしたら大問題ですよ。勤務時間中に、これこそ税金の無駄遣いと言われても仕方がないと思います。

前の大蔵大臣だった塩川大蔵大臣だったですかね、あの大臣が母屋がおかゆを食べて、離れが

すき焼きを食べている例を話したことがあります。まさにこれが典型的な例だと思います。これだけ余裕のある人件費を計上して契約をしているのでしょうか。

しかし、それに必要な管理に必要な肥料や砂を買う経費は計上されていないのか。ちょっと内訳はまた後ほど聞きます。

隣の建設課の直営とあまりにも違い過ぎます。建設課の管理する公園では、グラウンドゴルフ大会が予定されていましたが、芝がちょうど伸びていました、日曜日でした。駆けつけてゲーム開始に間に合うように刈ってもらったこともありました。直営だからこそできるんですよ。

そこで伺いますが、このしおかぜ公園にはサッカー場の東側と西側にも広い芝生がありますが、ここの目的は何ですかね、伺います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今の御質問ですけど、西側の新しくトイレができた所の周辺につきましては、臨時の駐車場として今後利用する考え方で整備がなされているところであります。現在は使用されておられません。

それから、入り口部分ですけど、3面のサッカーコートが取れる手前については、現在サブグラウンド的に利用されている箇所かと思えます。

以上です。

○3番（西江園 明君） 港湾事務所にも尋ねました。東側は今ありましたように、ウォーミングアップ、サブグラウンドとして、西側は臨時の駐車場として、ここもグラウンドと同じ芝で整備したとのことでした。しかし、皆さん見てみてください。全然管理されていませんから。西側の駐車場として整備された所は、残念ながら今言われたように1回も使用せずにきれいに張ったあそこの芝はよかったですけれども、駄目になりました。

公園の中身というか、その公園の目的、施設の目的というのを分からないからこういう状態になっているんだというふうに私は思いました。るる述べましたけれども、周りの樹木も相当枯れていますね。完成当初から遊歩道にも水がたまりまして、港湾事務所でも話をしましたけど、私は。県の担当者の方は市が倉庫をつくるから、その時解決、管理棟をつくるので、遊歩道の水たまりは解決するというふうに聞いているとおっしゃいました。

しかし、そこにますを1か所つくっても解決するようなどころではないので、県の方で遊歩道の水たまりや周りの樹木を含めて、補修をお願いをしてきたところですよ。ですから、私はお聞きしますが、現場、教育委員会、県、どのように連絡というか、連携はしているんですか。とてもじゃないけど、組織としてあがっているような、機能しているとは思えませんけど、どのように連携してるんですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 芝の管理等についても、公共施設公社と適宜報告を受けて、連携をしているところであります。年間計画をたてるわけですけども、基本的に3月ぐらいから肥料散布、薬剤散布、目土散布を行い。夏場を中心に芝の刈り込み、エアレーションを繰り返して行うという作業日程。それから12月から3月までは養生期間として移植等を行うというような形で計画的に進めるよう指示し、連携もしているところであります。

ただ、今年春先においては雨が多くですね、計画的な作業ができなかった実態もあるようでございます。

また、しおかぜ公園につきましては大隅半島でも唯一の会場ということで、サッカーの大会のですね、非常に使用頻度も高いものですから、そういった大会の日程も見ながら作業日程の調整をしているところでございます。

今後も利用者の状況、それから天候等を見ながら適切な管理に努めてまいりたいと思っております。

[西江園明君「私は連携をどうしているか。管理状況じゃなくて、県とか現場がどういう形で教育委員会がそれを県にどういうふうに言っているのか」と呼ぶ]

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 県とも随時連絡をとっているところでございます。先ほどおっしゃいました土砂の流出部分についての対応についても連携をして、今現在対応しているということでございます。

それから、松が倒れている部分についても、どういったふうに対応するか三者で協議も行いながら進めていくところであります。

○3番（西江園 明君） あんな小さな土砂が流出した所も県がするんですか。あんな所まで県にさせるのはできんでしょう。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 県と連携しまして、そちらについては公共施設公社の方であるということで協議を今して対応しているところであります。

松につきましては、今現在協議をしているところであります。

○3番（西江園 明君） 樹木については県が工事で植えて、あと管理期間とか担保期間、保証期間がありますからですね、その中で対応するというふうに聞いています。

サッカーフェスティバルに備えて一番7月の暑い最中、市役所の港湾商工課と教育委員会の皆さんが会場の周りにのぼり旗を立てていました。非常に暑い日でした。臨時職員の女性が軽トラックの後ろに乗って1本ずつ旗をおろしたり、それを今度は一生懸命きびり付けたり必死でした。とてもじゃないが5時までには終わりませんでしたけれども、しかし一方では仕事を終え、5時がくるのを待っているんです。確かに公園管理とは違いますけれども、職員は5時過ぎまで仕事をしているのに考えられませんでした。

先ほども言いました「母屋が苦勞をして離れは樂をしている」というこのことですよ。ここは就業規則はどうなってるんですかね。もしなかったらいいですよ、分からなかったら。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） しおかぜ公園の作業員は、公共施設公社の臨時職員ということでございますので、公共施設の管理公社の就業規則は8時半から5時15分までということになっております。

○3番（西江園 明君） 5時15分までですか、ですよ、普通臨時職員もですよ。5時のベルにはもういらっやしませんけどですね。その辺のところは、いろいろ暑かったり苦勞なさっているから、でも先ほど教育長がおっしゃいましたけど、下のですね、1年間使って下の土が硬

くなっています。ですから、今後養生するにも肥料にしても目土にしてもですね、すごく時間がかかるんですよ、最初だったら、ですけどサッカー場であんなに芝生が短いのがどうかというふうに思います。ですから、管理する方も何をしたいのか。どうしたらいいのか、私は分かっているかというふうに思えません。

しおかぜ公園のことを言えばきりがありません。もうこの辺でやめます。申し込みがあっても断ることのないように、管理ができる組織を要望します。

次に体育館の管理についてであります。

ここも建築後かなり年数がたっていますから、あちこち傷みが出てくるのは仕方ないことです。それなり修繕管理をしなければなりません。ここはちょっとひどかったから、私は先ほども言いましたように、市長に見てもらいたかったんですよ。ついでにいったということですけど、いたちあれば一つぐらいよかなっちゃせんどかいち思ったんですけども、トイレで手を洗う、俗に言う洗面手洗い器ですね、あれなんか去年から空いて、10cm以上の穴が空いてましたので、この前もいきましたら、まだそのまま、修理しないのかと職員に尋ねたら、ここでも予算がないからということでした。年度初めに予算がなくっていつあるのか、私はその後もどこも改善されない。トイレの水の馬力のことも市長に話しましたよね、水洗馬力がないから排せつ物が流れない。コート天井の球は切れたままになっているから、尋ねたら基盤が駄目だから球を交換しても点かないということですよ。

いいですか、市長、教育長、ここは使用料を取っているんですよ。お金を取っているんですよ。先ほども小野議員の中で、いろんなところを誘致してとありました。ですから、そこで職員も誘致していろんなところに来てくれることは、非常にうれしいけれども、恥ずかしい思いの毎日、このような施設にいろんな、今でもまだ大学来てますよね、大学合宿に誘致していますけれども、こういう実態を御存知の上で誘致しているんですか、まず伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

実態を把握しているということでございますが、実態につきましては、確かに松山にしても、その他有明の体育施設につきましても、我々が任せられております施設は、大変老朽化が進んでおります。修理しなければならない状況がたくさんありますので、年度末の実績報告、あるいは毎月の月例報告並びに月に数回施設を訪問いたしまして、問題点の洗い出し、あるいは随時連携を図りながらやっておりますが、いずれにいたしましても、指定管理を受けている業者と連携が図られなければどうにもなりませんし、またそうすべきだと思っておりますので、緊急性や必要性を検討いたしまして、予算の範囲内で優先度合いを考慮しながら利用しやすい施設に整備していかなければいけないというふうに考えております。

実態につきましては、志布志の運動公園体育館だけでも、雨漏りの問題、トイレの問題、それからシャワー室の問題等ございます。多々あると認識しておりますが、これにつきましても早めに先ほども申しましたが、また財政当局あるいはまた議会等にもお願いをいたしまして、相談しながら更に利用しやすい、使いやすいスポーツ施設として更に整備を図っていかなければなら

ないというふうに考えているところであります。

志布志に来ていただく合宿の方々にも不便をこれ以上来すようであれば、誠に恥ずかしい話でございますので、これにつきましては、またもう一度早めに、この施設管理公社とも相談しながら、この施設の直せるところを早めに直す指導、また助言をしてまいりたいというふうに考えております。

○市長（本田修一君） ただいま教育長が答弁いたしましたように、私も昨日まいりまして、改めて緊急を要する修理の箇所があるなどというふうには感じたところでございました。

ということで、そのことについては、すぐさま対応ができるような措置をしてまいりたいというふうに思います。

そして、教育長も答弁しましたように、多くの方が特に外来の方が来ていただいて、この体育館、それから運動施設等について、御不満があるとすれば、スポーツ団体等の誘致というものについても一生懸命取り組むということの方針を示しておりますので、そのことに反する内容になるかというふうに思いますので、改善は図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

ただ、これも教育長答弁ございましたが、雨漏り等があるということでございますので、この雨漏りの修繕については、多額の予算を要すると思っておりますので、慎重にこのことについては精査しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（西江園 明君） 私が一般質問の通告をしてからですね、行かれていろいろ聞いて、それもか、それもかじゃ困るんですよ。ですから、かねてから、言っているように、ここがこういう問題がありますよと、先ほど連携のことを聞きました。そういう問題提起をしているのかというのを私は言っているんです。通告があつてから、一般質問がなきゃどうなんですか。

先日もここに行ってみましたら、ちょうど大学生がまだ合宿をしていました。はじめに入ってきたときは、「わあ広い」と言ってですね、喜んでくれるみたいです。

しかし、途中で水が飲みたくて、水飲み場を訪ねられるらしいんですけども、ここは通常の家にあるような、外に水道があるだけです。さらにここは、上からのタンク式ですから、夏なんかぬるくてとてもじゃないけど飲めたような水は出てきません。いちいち自動販売機で買うなんて、そんな余裕はありません。以前はここには冷水器というか、給水器がありましたけれども、今はなぜないんですかね、そしていつ撤去したんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、志布志運動公園体育館内には、以前給水器が設置してありましたが、平成15年度にこの給水器が故障いたしましたために、当時の給水器の利用状況。それから、衛生面並びに自動販売機等を設置されたということから、撤去したと、15年度に撤去したと聞いております。

教育委員会といたしましては、近年スポーツ合宿の増加にも伴いまして、利用者からの給水器の要望も高まっていることは認識しておりますので、利用者の自己管理並びにキーパーという大

型水道等ございますが、これ等につきましては、それから水ですね、これについては宿泊業者にお願いをしているのが実情でございました。

当然、最近熱中症予防対策ということもございますので、そしてまた、利用者に対するサービスという面からも給水器設置を再度考慮しなければならない時期であると思っておりますので、これも現在給水器等の性能、それから価格等について検討させているところでございます。

松山、有明も調査いたしまして、平等に使えるように給水器の設置は早めにしてまいりたいというふうに考えております。

○3番(西江園 明君) 朝1回はですね、自動販売機で買っても、もう喉が渴いたたんび自販機では、さすが続きませんよ。ですから、ここは水はない、捻挫したからといっても氷はありません。シャワーを使わせてくださいと言われても水だけです。そして、びっくりしたのは、カーテンカバーも安全ピンできびってしてあるんですよ。裸で使う所を安全ピンで、けがどんしたらどげんすつとやろかいち。ですから、もう職員はすみませんの繰り返しですよ。このような実態のところを市長は見られてですよ、市長、先ほどの小野議員の中でもありました誘致しながらという、市長の言う「おもてなし」、「訪れたいまち」と自分が思ってたイメージとですよ、こういう実態を見てどのように感じられましたか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

設備というのは、最高級というものがよろしいことはもう当然なわけでございますが、しかしそれは限度があって、また予算も伴うということで、ある一定のレベルで対応しなければならないということが現実ではないかなというふうに思います。

現在の市の施設が、来られた方々にとって、じゃあそれが快適かどうかということについては、残念ながらその状態でないということは感じたところでございました。

直ちにこのことについては、改善をしなければならないというふうに感じたところでございます。

特に、トイレが全て和式であるということも問題だなというふうには感じたところでございます。これも財政と協議しながら改善に取り組まなければならないというふうに思ったところでございます。

ただ、全体的な清潔感ということは、かなり掃除が行き届いていて、きれいな感じに保たれているなということについては思ったところでございます。そういったことで、修理が必要なところは修理する。そしてまた、機材等不足なところについては、対応していきたいというふうに感じたところでございます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

私どもそういう大変不便な所に誘致すると、するというか、してしまったというか、そういう現状があるとすれば、やはり誘致だけではですね、先行したきらいはないのか。もう少し施設設備をきちんとしてから、あるいはその施設の利用率等々につきましても、検討してからのほうがよかったかなということも反省しております。

ですから、早めに最低限の施設設備の充実、修理につきましては、財政当局とも相談いたしまして、今たくさん来ていただいているわけですから、こういう方々が去っていかないようにしなければいけないと考えております。ぜひ、これからまた議会等にもお願いすることがあるかもしれないと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番（西江園 明君） がつつい教育長の答弁を聞けば、私が通告で市長部局に予算をどさくさまぎれ、どっさい要求する。

今も述べましたように、修繕となるとですね、確かに相当な予算が必要となります。委託の中では当然できることではございません。それは分かります。ただ、こうなる前に、当然教育委員会には現場から、ここはこうとか、要求は上がってくると思いますが、その辺のところは把握してるんですかね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 指定管理の中におきまして、市が行う部分、それから委託先の公共施設公社に行う部分というのが区分けしてございます。小修繕と消耗品の交換とか小修繕については、指定管理の中の予算の中で修繕費をみておりますので、その中でしてもらおうということにしております。市が行うべき全体的な施設の改築、改造というようなものについては、市が実施するというので、平成24年度におきましては事務所の空調機の修理を市の方で行ったところであります。

[西江園明君「だから、その後そういういろんなところは上がってきてるのかと、把握してるのかということ、さっき言ったようなトイレのこととかいろいろあったでしょう、水のこととか言ったでしょう、そういうのは上がってきてるのかということ、知ってたのかということ」と呼ぶ]

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 随時報告は受けておりますので、状況は把握しております。

また、その中で指定管理者側でしていただく部分もありますので、連携はしているところであります。

○3番（西江園 明君） じゃあ今の課長の答弁では、聞いていたけど、知っていたけど、今までの私が述べたことは対応しなかったというふうに理解していいんですね。答弁ありますか、はい。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） まだ予算化まではこぎつけていなかったということでございます。

○3番（西江園 明君） 私が言っているのは、去年からの問題だったわけですからね。去年始まって、その前からもあって、じゃあそれが私は教育委員会に上がってないんじゃないかと、教育委員会が理解して、普通ここまでうちょうはずは私はないと思ったんですよ。あそこにある大型扇風機も見かねて志布志高校が、確かハンドボール部が寄贈したやつでしょう、あの現場で使うようなあれをですよ。ですから、その先生も見かねて学校側が1台くれて、あとは準備しにくいやっどかいち思ったら、いつまでたっても1台ということで、先生もちょっと残念がっていらっしゃるようです。

ですから、そういう現場の状況がどうかというのは、私は今の中では上がっていない、教

育委員会に報告されていないんじゃないかという、そういう組織の在り方を説いているわけです。

先ほども言いました何を言っても予算がないということで、プールの電気の球を一つ交換するのに1年半かかったようです。利用者から、先ほども、お金をここは取ってるんです。プールも体育館もですよ。いろんな危険な所も、ドアの取っ手が外れてひもで結んだりですかね、いろんなところもあります。管理公社の委託費は幾らですかね、中身と。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 志布志運動公園全体の指定管理料ということで、3,653万4,000円です。うち150万円の修繕料も含まれております。

以上です。

[西江園明君「しおかぜは、いっしょ」と呼ぶ]

○生涯学習課長（樺山弘昭君） しおかぜは指定管理ではなくて委託でございまして、委託料は全体で1,060万円でございます。

内訳としましては、賃金、消耗品、燃料、修繕、原材料費等でございます。

○3番（西江園 明君） 結局指定管理者と個別の委託とで管理公社に対して約4,700万円以上の委託をしているということですよ。

今回、今議会の当初に監査委員から公施設の指定管理者の結果についてという報告が、監査報告が提出されました。報告がありました。これを見ますと、ほとんどのところが指摘を受けています。管理公社は、これに対象外だったのか、時期が違ったのか、出てませんけれども、この管理公社も当然決算に対して監査もされていると思いますが、そういうのについては役所も関与しているんですかね、監査に対して。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 監査の対象にはなっております。

○3番（西江園 明君） 松山町にあります。やっちくふれあいセンターは、民間に委託されています。ここのロビーはきれいに修復されていきました。管理者に聞いてみましたら、年間100万円の修繕費を見込んでいたけれども、利用者がつまずいてけがでもしたら大変だから、会社で協議して200万円ぐらいかかるけれども、もう1年間で済ませよということでそのように決めて、短期間で補修をしたと。結局市が望んでいるところはここなんですよ、この責任感。指定管理者がほかの本業があったからこそできたわけですよ。倍かかっても、とりあえずもう人がけがでもすれば大変やどと、単独のNPOではできないことではありません。先ほどの公の施設の指定管理者の監査報告の中でも、このやっちくの民間業者も対象になっていきますけど、ここの業者だけですよ、何も指摘がないのは。ほかの人はずらっと指摘を、事務慣れているところが指摘を受けちゃって、ここが事務的にも何も指摘はされてません。問題提起なくしてですね、私は発展は望めないと思います。

市長に伺います。今言いました松山のやっちくと、問題提起のできない志布志の管理公社と比べて同じというふうに、同等というふうに思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

やっちくふれあいセンターの管理につきましては、民間の方に管理をお願いしていて、苦情等

がないというような形で管理していただいているということにつきましては、本当に有り難い内容だというふうに思うところでございます。

公共施設管理公社につきましては、今回NPO化を図っていただき、そしてとりあえずは経営基盤を確立していただくということで、公募というような形でなく対応していただくということの方針にしているところでございまして、その後には公募というような形もとっていきたいということをお申し述べていますので、内部的にそのような苦情がない体制の管理を図れるような組織になっていただけるというようなふうに思うところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと私の質疑とちょっと違いましたけれども、ここに座っていらっしゃる課長さん方もですね、4,700万円、ここに、あそこに4,700万円も払ろちよったげなと思われたと思います。そこはどういうふうに、同じ程度か、それぞれ判断をされると思います。

私も今回私がこの一般質問を通告しました。それを見たある議員が、自分も対応のひどさを市民から言われているから厳しく言ってくれというふうに言われた議員もおりました。結局全てが指定管理者制度を導入してから問題が発生しているんです。直営だったときはなかったことです。まだ間に合います。

先ほど市長は、とりあえずは非公募でいくんだと言いましたけれども、庁舎内で今進めていることがベストな方法なのか、十分議論していただきたいと思います。どうですか、もう職員の意見なんて聞くつもりはないですか。庁舎内で職員の皆さん、課長会等で議論する気はないですか。

○市長（本田修一君） 指定管理者制度につきましては、本市が行財政改革を進める中での諸施設に対しての管理状況について、改めて公であるのがふさわしいのか。そしてまた、民間の力をお借りして管理するのがふさわしいかというような観点からこの制度は始まったところでございます。

当初は、国の方針に従いまして、ほとんどの施設について民間移管というような方針、前提があったところでございますが、年次を経ましてそのことについてはふさわしくない施設もあるというようなことで、今回の見直しの議論をしまして、新たな指定管理の方向をとったところでございます。

ということで、この管理公社が受託している事業についても、今後どうすべきかというような観点から、庁舎内で十分論議した上での方向性を決めたところでございます。

○3番（西江園 明君） 庁舎内で十分議論をした結果の結果という市長は答弁です。

ここに5,000万円弱のお金を委託して、それが結果どういう妥当な、市が行うその辺の評価はですね、またしていただきたいと思います。よろしいですね。もう言っても方針が決まっていますから、同じことになりますので、次に移ります。

冒頭にちょっと市長にお伺いしますけれども、行政は市民に平等に行うべきと思っていますか。まず市長の率直な意見を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、この市長という立場を担うということの基本に公平公正な行政を担いたいというこ

とをいつもいつも心がけ、そのことに基づいて市長職を担っているというふうに思っているところでございます。

○3番（西江園 明君） 平等に、それはもう常識的ですね。市長の姿勢を信じてですね、今回この通告をいたしましたら、その後この件については、今日市長がけりがついたからということ先ほどお聞きしまして、市道の水ヶ迫線であります。この道路は、香月小学校の前からの国道からですね、松下病院の前を通過して、北側の方に文化会館の方に行く道路で、小学校、高校があって、非常に大きな道路で津波の時の唯一の避難道路であります。数日前もここで大きな交通事故がありました。ここに突然、そこに以前の市道の改良で発生していた残っていた残地ですね、三角形の道路残地があったんですけど、ごみステーションとして地域が自治体が使っていましたところ、個人に突然そこを駐車場として貸し付けられましたので、私は行政財産ですから、貸し付けはできないというふうに思っていました。私も担当していましたからそういうふうに理解をしていたところなんです。そこにいきなり突然、車を停めるなという貼り紙があったので、付近で大騒動が始まりまして、その人は支所の建設課に聞きにいったら、支所の人「いやそんなことはできないはずですから、そんなことはないですよ」と自信をもって答弁したんですけども、本庁に聞いてみたら貸し付けたということで、支所も驚いて説明に苦労したようです。

利害関係がない所だったらともかくですよ、こういう果たしてあったかということで、先ほどこれについては、その契約をもう解除したということでお聞きしましたので、お聞きしませんけれども、ただここにですよ、このことについてやっぱり自治会からも非常に地域からの不信感を行政不信を招いてですよ、何かこの道路の貸し付けの破棄を求める陳情書か要望書か分かりませんが、そういうような出すとか出さんとかいう話があったんですけど、その辺何かありますか。出てなかったら出てないで結構ですよ。

○市長（本田修一君） 市道水ヶ迫線道路敷地用駐車場として貸し付けた件の撤回についてということで、六月坂自治会から陳情書として出されております。

○3番（西江園 明君） 出てますけれども、普通ですよ、陳情書とか要望書というのは、ある団体、自治会を含めて、何をつくってくださいとか、役所、あるいはときには大きな行うプロジェクトに対して反対ですとか、そういう要望、陳情というのはあると思いますけれども、役所が行ったことに対してですよ、そいをやめっくれちいうような陳情ちいうのは、恥ずかしいですよ、恥ですよ、市の。これに対して、今市長が出てきたというふうにそれについて、まだ御覧になってなかったら結構ですけど、感想があればお聞かせください。自治会から出てきたことに対してですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御質問されている内容につきましては、私どもの担当の職員の方で誤った形での法律の解釈をした結果、専有許可を出したということでございまして、関係される方々に非常に迷惑をお掛けしたというふうに思っているところでございます。

そのことに対しまして、対応している中で、こうして改めて自治会の方から陳情書ということ

で提出がされたということにつきましては、誠に二重に三重に地域の方々に御心配をお掛けしたというふうに反省するところでございます。

○3番（西江園 明君）　じゃあこの件は、確認です。もう白紙と、元の状態に戻るということで、その旨を相手方に、陳情者に対しては回答をするというふうに理解していいんですか、確認です。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

道路占用の許可の申請をされた方に、私どもが間違った形で判断したということを申しましてお詫びを申し上げまして、このことについて御理解をいただき、許可申請については撤回というような形で御本人に承諾をいただいているところでございます。

○3番（西江園 明君）　はい、分かりました。

今、道路の貸し付けの問題地のことを言いましたけど、今度はこの近くでですね、今度には財務課が管理する土地の件であります。この件では多くの議員の人にも何かいろいろいったというふうに、問い合わせがあったというふうに聞いていますけれども、私はこれを聞いたときですね、今先ほど道路の件も聞いたときに、行政のプロがなぜたて続けに近所で問題を起こすということが不思議でなりませんでした。もうたのんじ問題を起こすなよと言いたいです。

市有地に突然立ち入り禁止のロープを張り巡らした理由をまずお聞かせください。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ただいま議員が御質問になられた土地につきましては、基金の有地でございます、平成2年12月に財団法人鹿児島県交通安全協会より住宅用地及び公務員宿舎用地として取得したものでございます。

取得後、利用計画が立たずいまだ更地のままで、毎年草刈りなどの管理を行っているところであります。本年も草刈りを行う予定でありましたが、8月8日に志布志市埋蔵文化財センター整備事業の工事に伴う工事用仮設事務所の設置及び工事用車両の駐車場スペースとして、8月20日から貸し付けを受けたいとの申請がされたところでございます。

それを受けまして、本庁財務課で現地調査を行ったところ、貸し付け申請のない無断駐車車両が18台駐車していることが分かりました。貸し付け開始までの期間もなく、また所有者も分からないため、長期間放置された車両があるかもしれないと判断し、急ではございましたが、各車両に「市有地につき駐車をしないでください」の貼り紙をし、市有地には車が通行できる部分を残して、同様の貼り紙をして掲示して、3分の2ほど閉め切ったところでございます。

今回の措置につきましては、貸し出しまでの期間が短いということもありまして、そのような措置をとらせていただいたところでございますが、ある程度の期間を区切って、そのことのお知らせをしながら、このような措置をすればよかったのかなということの反省も少しするところでございます。

○3番（西江園 明君）　反省も少しするということですが、今ですね、でも市長は貸し付け申請があったからうんぬんというふうに、こういう措置をとったというふうに、教育委員会の埋

蔵文化財の建て替えをするからというふうに、今答弁ありましたけれども、これはですよ、それは今多分通告があってから急きょそういうふうにつくったのかしれませんが、私が聞きに行ったとき、教育委員会にも聞きました。財務課にも聞きました。そういう答弁は違いますよ。これは基金財産ですから、管理せんないかんから、こことアピアの前の駐車場と2か所、空き地ですよ、駐車場じゃない空き地を管理し、基金財産ですから管理という立場上張りましたと。今貸し付けとか何とか、そしたらあっちまでロープを張る必要はないですよ、アピアの前は。

だから、その辺のところは全然今市長の答弁は違ってますからね。もう答弁はいいですから確認をしてみてください。基金財産という目的で管理をしたということで2か所をしたんですよ。貸し付けだったら、だから付近の人も言うんですよ、そういう目的があんだったら、今は使ってますよ、工事の。そういうんだったら、だいやってん、そこに停めるちゆう人はだいもおらんですよ、使わしてください。だまって使わせてもらってるんだから、先ほどの道路のことじゃない、何十年平穩に何もねかったところに波風を何で起こすのかと、そういうのも事前に何月何日から工事が始まりますから駐車を禁止しますと言えばそれで済むことですよ。その1台、1台貼り紙をするというその目線に対して市民はびっくりして驚いているんですよ。

ですから、だから市長の答弁はつじつまが合いませんからね、分かりますか。一つは、教育委員会が借りるから、そういった一つはそれでよしとしましょう。1か所はそれだったら理由は通らんですよ、アピアの前と教育委員会のそれと。基金財産ということで管理をしたわけですからね。市長がこれを見させ職員でもですよ、もうお聞きしませんけど、ここは行政財産、ここは普通財産、ここは基金財産とって分かんでしょう見たって。それは役所の言い分であってです。ですから、その目線を市民は命令、突然そういう形で1台1台したから、それに対して命令としか市民は受け取ってないんですよ。ですから、この行為は間違っていないというふうに思いますか。市長は少し違ってるといふふうに先ほどおっしゃいましたけど、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、少し間をおいた形でも、少しでも間をおいた形でお知らせして、このような措置をすればよかったのかなというこの反省はしているところでございます。

本当に長期間市有地だから、まあ言えば無断駐車ですけど、使わせてもらったという方の心情からすれば、突然そういった措置がとられればびっくりされたということは、多分そうだというふうに思います。

今後は、そのようなことが市民の方にも十分御理解いただいた上での措置ということをとることを旨としたいというふうに思います。

○3番（西江園 明君） 結局市民はですよ、駐車場は、例えばどこの駐車場であっても市有地のところやれば同じぐらいしか見れんわけですから、あひこはよかじゃねか、何でここはいかんとよとか、そのぐらいしか見えんわけですからね。財産の内訳というのは分かりません。

ですから、十分その辺のところはですね、注意して対応していただきたいと思います。本当今日はですね、今まで嫌われるようなことばかり言いました。私たち議員というのはですよ、選挙

を受ける身分ですから、それを考えれば好かれんことは言わん方がいいんですよ。

しかし、あまりにもずさんな行為が将来税金の無駄遣いにならないように皆さんに広く監視してもらいたくてですね、実情をお話ししました。

市長は、市民目線での行政を行うと言っていましたね。先の6月議会で私の一般質問の最後に市長の施政方針の市民目線での行政について、職員にですよ、きつく伝えると言って答弁を締めくくられましたけれども、いつそういう職員に訓示をなさったんですかね。

○市長（本田修一君） 私自身は、毎週の定例の課長会、そしてまた月1回の朝礼でも基本的には私どもが担っている仕事というのは何かということをつもいつも胸において仕事をしてくださいということを申し述べているところでございます。表現の方法は、様々な表現の仕方をするわけでございますが、いつも私自身は同じことを言っているつもりであります。それは何かというと、私ども公務を担うものは、市民サービスの向上が最大の目的なんだと、福利向上が最大の目的なんだと。そしてまた、公平・公正・平等にしていくことが私たちの仕事の最たる信条とすべき内容なんだということでもあります。

ということで、市としましては、市民の方々に様々な日本づくりをお願いしている中で、じゃあ私たち市役所は、どういった執務をすべきなのということで、日本一の市役所を目指す、接遇日本一の市役所を目指そうと。そして、それは具体的にはあいさつ日本一にしましょうねとか、話をしているところでございますが、いつもいつもそのことについては、いろんな角度を変えた形で話をしているところでございます。

○3番（西江園 明君） ですから、市長がせっかくきつく訓示をすると言いながら、私は訓示はしやったのかと、訓示をしていればこんな行政というのは行われぬというふうに私は思ったところです。

ですから、市長が言う市民目線というのが、果たして職員にどの程度理解をされているのか疑問を持ったところです。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時43分 散会

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成24年9月11日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二

本 田 孝 志

金 子 光 博

長 岡 耕 二

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

○

欠席議員氏名 (0名)

○

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

○

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、林勇作君と岩根賢二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） あらためまして、おはようございます。

本日は、9月11日ということで昨年の東日本大震災からちょうど1年半、亡くなられた方々にとって18回目の月命日でもあります。犠牲になられた皆様の御冥福と被災地の一日も早い復興をお祈りをしたいと思っております。

さて、9月は防災月間ということでもあります。古くから「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、本日は事前防災こそ生命を守るための先行投資であり、最大の節約につながるという、そのような考え方にに基づき災害対策について市長の考えをお聞きしたいと思います。

昨年の東日本大震災以降、国民の災害に対する考え方に変化があるのではないかと感じているところであります。特に、津波に関しては、どんな大きな防波堤を築くよりも、まず標高の高い所へ逃げることが一番だということに気づかされました。

そして、原発さえなかったら、目に見えない放射線の恐怖にさらされて、自分の住んでいた所に帰れないというような悲惨な状況は生まれなかったのという思いから、「原発は要らない」という国民の声が目に見えて大きくなっております。

先月29日に内閣府が発表した南海トラフ大地震の政府推計は、鹿児島県の1,200人、宮崎県の4万2,000人を含めて、最大で32万3,000人が死亡するのではないかとということでもあります。東日本大震災の死者、行方不明者、約2万人と比べてもその規模の大きさが分かります。

早期の避難や事前の対策を講じることで、被害を8割は抑えることができるとも言われていますが、それにしても6万人以上が亡くなるという計算になります。

志布志湾では、7mの津波が予想されているようですが、このことについて事前防災の取り組みはできているのか大変気になるところであります。

また、災害と言っても地震や津波ばかりではありません。私たちの住む南九州地方にあっては、台風や大雨の被害については、より多くの注意を払う必要があります。大雨が降って大きな被害が出ないと梅雨は明けないと言われるように、毎年梅雨末期には大雨が降るようであります。市内には、大雨が降れば必ずと言っていいほど、道路に水があふれたり、家屋を浸水したりする地

区があるのではないのでしょうか。このような地区に対しては、年次的に防災対策を講じていくべきだと思いますが、当局として十分対処していると言えるのかどうか甚だ疑問が残るところであります。

災害を予測して、事前に防災のためにかけた費用と、対策を打たなかった場合に生じる被害額の比率について、世界の災害の実例から割り出しますと、おおよそ1：7になるそうであります。つまり、今1億円の事前防災事業を行うと、将来起こるであろう7億円の被害も減らすことができるということであります。

さらに、そのことによって救われる人命のことを考えると、それはもうお金に換算できるものではありません。災害が起きてから7億円使うよりも、災害を起こさないために1億円使う方がはるかに生きたお金の使い方と言えるのではないのでしょうか。その意味で、事前防災はまさに命を守る分野への先行投資であります。

事前防災の考え方は、何も公共の土木工事に限ったことではありません。災害発生時にいち早く住民に知らせることができる情報インフラの整備や、避難場所や避難経路の確保なども含まれるでしょう。人命や財産を守る行政の立場から、事前防災という観点からの取り組みは、何よりも優先して行われるべきと考えております。

災害が起きてから復旧復興を目指すのではなく、事前に対策を講じて災害を未然に防ぐという事前防災の取り組みについて、ソフト、ハード両面から市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

岩根議員の御質問にお答えいたします。

事前防災につきましては、ソフト面もハード面もあるということで、ただいまお話のとおりでございます。それぞれの分野で幅広いものがあるのではないかなというふうに思います。

市が行っているソフト面としましては、市民向けの啓発活動としまして、ハザードマップの作成や防災講演会、津波避難訓練などを行っております。

一方ハード面としましては、標高表示板等の作成や施設の耐震化改修、県営急傾斜地崩壊対策事業や崖地近接等危険住宅の移転事業などを行っているところでございます。

議員がただいまお話にありましたように、災害が起きてから復興を目指すということでは、その災害復興に対する経費は甚大なものがあるかというふうに思います。

災害を起こさないよう、起きないよう、また災害が最小限に抑えられるような事前防災に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ただいま市長の答弁の中に避難訓練、あるいは県営の崖地近接危険住宅の移転の事業というところが出てきました。

先日、9月2日の日に防災訓練がございました。私も見学という形で参加させていただきましたけれども、避難訓練というのが、ある本によりますと、避難訓練に参加しなかった人は、実際に津波が起きた時には避難しなかったというデータがあるそうです。ですから、ある一部の人だけ、例えばどここの人は避難してくださいねという訓練もよろしいでしょうけれども、また訓練の

在り方もちょっと考えるべきではないかなと思っております。

そして、訓練は年に1回とかいうことではなくて、繰り返し行うことが大事だということも言われているようであります。

先日の訓練について、その成果が十分発揮されたというのか。それとも、その訓練についての市長の感想と伺いますか、そういったものはどういうふうに感じておられるかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 先日の訓練につきましては、曾於地区の総合防災訓練というような形で曾於地区管内の主に26の関係機関が合同して訓練を行ったところでございます。

曾於地区のみならず、県の方からも参加、そしてまた、都城地区からも参加をいただいて、26の関係団体がともに総合訓練という形でしたところでございます。

今回は、今年の3・11を受けまして、その総合防災訓練の中に、特に津波避難訓練ということについても取り組みをしまして、今年の11月に行いました市での市全体での津波避難訓練の中で、特に今回は有明地区、通山地区の方々に協力をお願いしまして開催したところでございます。

今お話がありましたように、実際に避難に参加された住民の方という方々は、関係者のみならず、地域の方々も参加されたところでございますが、少し少なかったのかなというふうには思ったところでございます。

しかしながら、今回、そしてまた前回の津波避難訓練というようなことを半年ぐらいでこうして開催できたということにつきましては、その避難の在り方について十分地域の方々が考えていただいた内容になったのではないかなというふうに思ったところでございます。

特に、関係機関が相互にそれぞれの機能を発揮しながら連携をとって避難をさせると、安全な市民の命を安全な形で守っていくというようなことができたのではないかなというふうに思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私が訓練を見ていて、感じたことを率直に言わせてもらいますけど、南部消防署跡地からですね、交差点の所まで行ったということで、あそこにマイクロバスが待機しておったわけですがけれども、実際に震災が起きた、あるいは津波が起きたというときに、果たしてマイクロバスがあそこに待っているのかなということ。それと信号を横断歩道を渡るときにですね、訓練ということで大々的にやっているわりには信号どおりに車を止めてですね、信号どおりの横断歩道の渡り方をしていた。本当ならば、あそこは例えば警察が全部止めて、それで避難者を誘導するという形にすべきではないかなと思ったんですが、その主催と言いますか、それは市長の方じゃなかったかも分かりませんが、そのことについて、ちょっと緊迫感がないなということで私は感じたんですが、市長その点、同じ場所で見ましたよね、どう感じられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も通山の高台の方から、高台の方に現場の指揮所が開設されましたので、そちらの方から市民の方々がどのような経路で避難されるか見ていたところでした。

おっしゃいますように、今回は国道220号につきましては、通行止めをしてなかった中で開催し

たところでございますが、実際にそのような状況が発生する恐れがある時には、国土交通省の方で菱田から天神の間にかけては、通行止めをするということになっております。そのことがなされれば、また住民の方々の避難はスムーズにいくのではないかなというふうに思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほど答弁の中で、市長は参加者が若干少なかったんじゃないかなと言われましたけれども、その参加者を増やすということについて、何か方法を考えておられますか。

○市長（本田修一君） この避難訓練につきましては、それこそ参加しやすい時間帯ということを考えたりしたところでございますが、若干今回の場合、日中ということがありまして、そのような意味で参加しにくい時間帯だったのかなというふうな気もしました。

そのようなものを含めまして、今回の総合防災訓練の反省会等をして、今後さらに避難訓練の参加者が増える取り組みについて協議を重ねてまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 訓練は、先ほども言いましたけれども、避難訓練に参加しないとですね、実際に起きたときに避難しないそうですよ。ですから、ぜひそういう意味では参加率をもっと高めていただきたいと思っております。

それと、今年の3月に策定されました振興計画、実施計画ですね。この中で誰もが安心できる災害に強いまちをつくるという項目があるようではありますが、その中の説明には災害を未然に防止するため、定期的に危険箇所の見直しを図りながら、急傾斜地崩壊対策事業や防災事業などを進める。

また、地震や津波に限らず台風や大雨など、複合的で総合的な災害対策を検討するというふうに説明が加えられております。この文言を見ますと、これらは災害を未然に防止するためという言葉がありますので、これこそ事前防災ということだと思んですが、がですよ、実際にじゃあ今年度の予算はどういうふうな内容になっているかというと、当初予算では、砂防費が334万円、災害復旧費です。これは、災害復旧費ですね。これは災害が起きた時に使いますよというのが819万円。その説明によりますと、梅雨や台風等の自然災害で発生した道路や河川、橋りょう等、公共施設災害の応急復旧費に充てるということが書いてあるんです。これは、この後期の基本計画と24年度の当初予算では、全く違う中身になっているんじゃないかなと私は思ったんですよ。ですから、ここに災害を未然に防止するためと書いておきながら、予算化は全然されていないよということについては、市長はどういうふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回3・11を受けて改めて国土について、災害に対応できる強い国土をつくるべきだというふうな議論が高まっているところでございます。

国の方で今後そのような関係の予算が明確に示されるものではないかなというふうに思っているところでございます。

現段階では、そのことは示されていないという中で、従来型の形での予算措置というふうなことになるというふうに思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 国からのそういう予算の措置があれば、それを反映しますよということだと思んですが、先ほど最初の答弁の中にも市長ありましたよね。県の事業でやっている、崖地近接ですか、それとか砂防工事等ですね。これを県の事業に頼るということじゃなくて、私の今回の質問の趣旨はそこにあるわけですが、そうじゃなくて、市独自で災害が発生するんじゃないかなという所について、前もって予算を組んで、そういう予防の事業をするということは考えないですかというのが、私の今回の質問の趣旨であります。そのことについて、市長はどのような考えをお持ちかお聞きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しました県営急傾斜地崩壊対策事業や崖地近接等危険住宅移転事業と、これらのものにつきましては、県の事業を受けながら対策をしていると、事業導入化しているということでございます。

私どもといたしましても、様々な箇所について要望を重ねるところでございますが、県の財政状況もございまして、なかなかその要望どおりに応えてもらえないという面があります。

ということで、本市としましても危険度の高い順に要望をするところでございますが、そのような状況ということで、なかなか実現化されてないということでございまして、現在の段階では県の事業を導入しながら、市の財政状況を勘案しながら事業化しているというような状況でございます。

ただいまお話がありますように、市独自で、じゃあそのことが対応できないとすれば、市独自で何らかのことをすべきではないかということにつきましては、それぞれ個々のケース等がございますから、そのことを十分精査しながら、また県への要望を重ねる。あるいは緊急性があり、どうしても県の事業の導入が将来的になるということであるならば、そのようなことについては、検討しなければならないというようなふうには今の段階では考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の今の答弁は、やはり県の方にタイアップというか、そちらでできない時には、個々の事例を精査してということでしたね。それでも、財政的に厳しい時にはできないというふうな感じだと思んですが、最初に申しあげましたように、今お金をつぎ込むことによって、将来起こるであろう災害を防ぐことができるということであれば、苦しい事情の中でもそういうところに投資するべきではないですか、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お話のとおりだというふうには思っているところでございますが、市としましても先程来申しますように、財政状況を勘案しながら、より危険度の高いところを県と相談しながら事業化してきているというような基本的なやり方があるわけでございます。

しかし、その地域地域によりまして、違うということについては十分認識しておりますので、仮にそういったことをするとなれば、私どもはまだその方向性をとるということを決めておりませんので、どういった形であればいいのかという要綱等について検討して、その方向性を定めていきたいということでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろな要望等を聞いて、その中で検討をして方向性を定めるということでした。

そういう面で、事前防災をですね、ぜひ検討してもらいたいという要望があがっている例があると思うんですね。これ具体的に下野井倉の例がありますので、そのことについてちょっと触れてみたいと思いますが、下野井倉自治体では、自主防災組織を立ち上げて、自分たちの地域は自分たちで守ろうと熱心に活動しておられます。

6月の大雨で急傾斜地の土砂崩れがあったときに、その現場の調査を行い、さらに崩れるのではないかという地点について、何か対策をしてほしいということで建設課に要望書を提出いたしました。さらに地域の皆さんに集まってもらって、7月に出前講座の形で防災について総務課と建設課の職員の皆さんに出席をしていただいて、いろいろと講義もしていただきました。

そして、その場でもいろいろな要望が出されましたが、自主防災組織の活動の仕方や関連する所管課の事業内容等についての講義など、この稲付川の改修のことに話がおよびました。稲付川については、下流域の拡幅工事を行い、平成18年に耕地林務水産課関連の事業が完了した時点で、上流側も年次的に工事を実施すると自治会に回答していますので、早急な事業実施が必要と考えられます。ということで、耕地林務水産課から建設課に引き継ぎがなされたということになります。

建設課もそのことを受けて、再三再四県に要望をしてきました。ところが建設課の努力にもかかわらず、上流には既設のえん堤があるという理由で県の事業には採択されずに今日に至っているようであります。平成18年に下流の工事が完了してから6年間も年次的に工事を実施すると言いながら、6年間もそのままになっているということが現状のようであります。

出前講座のときに、災害の発生要因になるのではないかと心配をされました水路に突き出ていましたヒューム管については、建設課の方で早速対処していただきまして、切除していただきました。このことについては、集落の自治会の皆さんも有り難い、早速対応してもらったということで感謝をしておられました。

ところが、この上流の拡幅、またはかさ上げの事業が県にいくら言ってもできないということについては、その時の説明は受けたものの、やはりまだ納得のいかない方が多いようであります。災害の発生が容易に想定されるのに、それに対する対策を講じていただけないのは、地域住民として理解できないし、許されないことであるというそういう意見が多いようであります。

このようなことは、まず市長はこのことは状況として理解をされているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘になりました箇所につきましては、私自身も何回か集落にお呼ばれたときに、そういった話は承ったところでございます。

そして、18年に下流部の改修を行いまして、下流部の方については、かなり水がスムーズに流れるように改修できたというふうに思っていたところでございます。

しかしながら、上流部について引き続いてその河川の拡幅についての要望については、県の方をお願いするということを重ねてきておりましたが、ただいま議員の御指摘のとおり、なかなか県の方では対応してもらえない。先ほどの私の答弁のとおりでもございます。

ということで、その状況については、十分認識していたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 認識していただいているということでございますので、県の事業が採択をなかなかしていただけないということで、そんなら仕方がないわねと思っているのかどうかお聞きします。

○市長（本田修一君） この河川の大雨が降った時のあふれる状況について、何らかの対応はしなければならないということは、二つの面から取り組まなければならないことがあるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

一つは上流部のこの河川の拡幅、そしてまた一つは倒伏しそうな雑木についての撤去というような面から取り組まなければならないというようなふうには感じたところでございます。そのことについて、私どものまた内部でまだどういった形で取り組むべきかというような要綱等の定めがございませんので、そのことを今後研究して、そして対応をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ということは、何とかしなければいけないなという気持ちはあるわけですね。それでしたら、いい方向にいくんじゃないかなと楽観するわけですがけれども、なかなかそうはいかないのが現実でございまして、例えばじゃあですね、今市長がおっしゃいました水があふれるような状況ということ、そういうのを防ぐためにいろいろ対策を考えなければいけないとおっしゃいましたけれども、例えば住民が自主避難をしなければいけない降雨量ですね、雨が降るその水量ですね、それはどれぐらいということで認識をされておりますか。例えば、連続雨量がいくらの時、あるいは時間雨量がいくらの時には避難をした方がいいよという目安、それは分かっておられますか。

○総務課長（溝口 猛君） 住民が避難しなければならない連続雨量等については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、総務課としましては、気象庁の方から土砂災害警報等が出た場合は、早急に市民の方に告知放送等でお知らせしているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回稲付迫谷川の件でございしますが、下流の断面を拡幅したときの雨量の想定が時間雨量66ミリで想定しております。

今回、今年になりまして大雨が降った時間で最高は有明地区が7月12日、時間54ミリとか、51ミリと降っております。多分その時に上流域のですね、断面がオーバーしたのではなかろうかと推定しておりますが、はっきりしたことは分かっておりません。

時間雨量の避難ということについては、建設課の方でもありませんが、公共施設災害ということでいきますと、時間雨量20ミリ以上、連続80ミリとかですね、そういうのが降った場合に災害に該当するという規定はございます。

○17番（岩根賢二君） 私が調べたところによりますと、連続雨量が100ミリで、かつ時間雨量が

30ミリ、今建設課長が言われた数値ははるかにこれをオーバーしているということになるんじゃないかなと思いますが、そういう状況、それは一般的な避難の目安だと思うんですが、この下野井倉地区にありましては、ここの岳野山から吉村周辺のほとんどの水があそこに流れているんです。ということは、こういう基準よりももっと少ない雨量であそこの川はあふれてしまうという状況になるんですよね。そのことは市長は分かっておられますか。

○市長（本田修一君） ただいま御質問された内容につきましては、私が有明の町長になったときに、流末の部分について改修しなければならないということで、その改修しなければならなくなった根拠について、様々な公共施設が増えてきたから流量が増えてきているということで末端があふれるというようなことのお話があったところでございます。

○17番（岩根賢二君） ということで、市長は十分認識はしておられるということですよ。

町長になったときといわれますと、平成15年ですから、もう10年近くたっているという中で、じゃあ市長は下野井倉の地区の皆さんと、その話をされたときには、どのように回答をしておられますか。

○市長（本田修一君） 私自身は、先程来答弁いたしますように、県の事業の導入を図りながら、この河川の改修については努めていきたいというようなお話を申し上げてきたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 何とかしますよということで言われたと思うんですよ。

ところが、先ほどから話が出ますように、県の方は事業採択できないと、地元選出の県議の先生にお尋ねをしてもなかなかいい答えが返ってこないということの状況ですよ。

その中であって、例えば下野井倉の人たちのそういう災害に対する危険性を除去するために、じゃあ市で何とかしようと考えないんですか、そこをお聞きしたいんですよ。

○議長（上村 環君） 市長、答弁できますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、今回のこの稲付川につきましては、県に重ねて要望をしてきたところでございます。しかしながら、県の方で事業化が難しいということで、そのままになっておりますが、先ほども担当課長が話しましたように、今年においても50ミリを超える雨であふれていたという状況があったようでございますので、私どもとしましては、いわゆるはじめに御議論がありました防災という観点から、そのことに対応するとすれば、要綱としてまず方向性を定めて取り組まなければならないというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） その市、あるいは町の財政状況にもよると思いますが、例えばどこの市とは今ここでは申し上げませんが、例えばですね、こういう町があるんです。土砂災害に対する支援策ということでですね、危険な崖地の崩壊による被害を防止し、災害から市民の生命を守ることを目的に、この宅地、これは宅地、規制宅地の防災工事等の助成要綱を策定しているというところがありますね、これは例ですよ。それを見ますとですね、いろんな対策工事があるわけですが、この中にこういう文言が入っています。対象戸数が、戸数ですね、家の軒数です。戸数が

5戸以上は、県の防災事業の対象になるので、4戸までのものが対象になりますということですね。

これは先ほどから議論をしていますが、県の事業で採択されないということについて、言えばそういう救済事業ですよ。こういうことをやっている町もあるわけです。ですから、そういうことを例にですね、命を守るという事業ですから、事前防災ということで災害を未然に防ぐという意味からすれば、同じようなことが考えていけるんじゃないかなと思っているわけですが、こういう事業があるということについては、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） そのような事業が先進地であるということにつきましては、ちょっと認識しておりませんので、勉強させていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 今回、私がこの質問をした背景には先ほど言いましたように、下野井倉の皆さんの何と言いますか、どうしてもこの災害を未然に防ぐということについての市長の考え方を聞いてもらいたいということで、あえて質問をいたしました。

通告をしたときにですね、事前防災ということでしたので、執行部から問い合わせがまいました、例によって。その時に、私の方では事前防災に対するそういうソフト、ハード面はもちろんだが、最終的には下野井倉のあそこをどうするのかというのを聞くからねということで、ちゃんと言ってあります。そのことは市長にも伝わってるでしょう、伝わってませんか、どうですか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、十分担当からも準備がされるべく内容だということで、私自身もそのことにつきましては、勉強してまいりました。

○17番（岩根賢二君） それでは、まず最終的にお聞きしますけれども、先ほど私が申し上げたような例を研究していただいて、何か対策がないかということについて検討はしていただけるということでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の御質問になりました稲付川流域につきましては、今お話があったような状況だというふうに思います。

市内全域、まだどのようなケースがあるのかということも調べながら、このことについては対応しなければならないというようなふうに思うところでございます。

そういうことで、私どもができる内容での要綱というものを見定めなければならないということでございますので、先ほど御示唆になられました地域についての勉強させていただきながら、取り組みをさせていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 先ほどから申し上げましたように下野井倉地域については、この周辺の雨水等はほとんどあそこに流れていくんですから、そのことで下野井倉の人たちが犠牲にならないように、ひとつ重ねて検討をお願いして質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、11番、本田孝志君の一般質問を許可します。

○11番（本田孝志君） どうもこんにちは。

私は、通告いたしておりました安心・安全なまちづくりについてということでございます。

これをまずはじめに、四つ項目を通告してございますが、一問一答方式で申し上げます。

津波に対する安全な避難場所の確保がなされているかということで、市長にお伺いいたします。まずはじめにですね、いろいろと今毎日のように新聞等で津波、そしていろいろとこの前から私たちが防災訓練等がございましたがですね、新聞をにぎわせております。これも参加者が約800人ということで、市長をはじめ私も参加いたしましたがですね、私は見学ということで参加いたしております。

これは通告いたしましたようにですね、津波が関東以南から、去年は東北の原発のことで、そして地震がございまして、今度はまた南海トラフということで、関東以南から日向灘、そして九州沖、鹿児島沖、宮崎沖までの南海トラフということで地震、津波が想定されるということで、新聞等ではございました7.6ぐらいの強い地震があるんじゃないかということで想定してですね、この前避難訓練等がございましたわけですが、その避難等について、昨日からですね、この質問等も重複しておりますが、私は私の考えで質問いたしますので、まず市長のお考えを述べてください。

○議長（上村 環君） 本田議員、1項目の質問に対する答弁ですよね。

○11番（本田孝志君） 1項、安心・安全のまちづくりについてですね、この津波に対する安全避難場所の確保がなされているかということに関してですね、今ございますが、この前の新聞にありますように、避難訓練があったわけですが、やはりいろいろとこれも避難のやっぱり関することですね、避難場所とですね、市長の考えですね。

○市長（本田修一君） 本田議員の御質問にお答えいたします。

先日、曾於地区の総合防災訓練をいたしまして、その中で南海トラフ巨大地震が発生した場合に対応する津波避難訓練も同時に実施したところでございます。その津波避難に対します避難場所でございますが、市としましては、現在志布志市文化会館や通山保育園など7か所を指定しているところでございます。

また、津波の際の緊急退避ビルにつきましては、高台避難所までの時間がない場合の一時退避場所であり、ホテルポラリスなど7か所を指定しております。津波の避難場所及び緊急退避ビルには、昨年度表示板の設置を行い、また津波防災マップにも記載しております。

今後も避難場所や避難退避ビルになり得る場所についても、民間の事業者や管理をされている方々の協力をいただきながら、できるだけ多くの避難場所や緊急退避ビルが確保できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○11番（本田孝志君） では具体的に質問をしていきます。

まず、志布志警察署管内でですね安全・安心マップということで、このようなマップを警察ではつくっております。そしてですね、志布志市では、自主防災マップということを作成しております、これは平成19年度頃から通山地区で志布志、松山、3地区、そして原田、蓬原、山重、

野神、これを23年度、24年度が有明、伊崎田地区、そして25年度志布志八野地区の防災マップを作成する計画のようである。

これはですね、要介護者とか対象者が変わるわけですが、この見直し等が必要であるわけですが、この防災マップについてですね、前作成した分については見直しをしていますか。どのようになっていますか。前つくった分ですよね、今つくった分は、去年つくった分は今年配布すればそれで載っているわけですが、もう19年度頃あったのに20年度に配布して、もう24年度ですね、そのままであれば、これが具体的に質問しますとですよ、要介護者、弱者の人たちをですよ、防災マップに落とし入れているのが、もう対象者が亡くなったりしているわけですが、残念ながら。そこら辺は毎年防災マップの見直しをやっているんですか、そこら辺りをお伺いいたします。

○総務課長（溝口 猛君） 議員御質問の防災マップの件でございますが、共生・協働事業で公民館単位でやっている事業でございます。

25年度を最後に一通り各公民館単位で防災マップの作成をいただく予定でございますが、その防災マップ、例えば要介護者が死んでいっちゃったり、移動があると、そういう中身を見直しているかということでございますが、本年度の取り組みとしまして、要介護者関連につきましては、市全体で要介護者の把握をしているところでございます。

各自治会、自主防災組織にお願いしまして、ただいま要介護者の把握をしているところでございますが、これを受けまして、将来的には要介護者の例えば位置とか、そういうものについては市全体で、全体のやつをですね、つくるというような取り組みの方向で考えているところでございます。

○11番（本田孝志君） 私はですね、今はそのようにしているかもしれないけど、19年度、前のつくった分に対して、私が先ほど申しました、通山地区、志布志、松山の3地区が19年度頃ですか。そこら辺りは見直しをしているかということですよ、まずそこら辺り。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど申しましたとおり、公民館単位で防災マップを作成していただいておりますが、市の方でそれぞれつくられた防災マップについては、今のところ見直しと申しますか、してないところでございます。

○11番（本田孝志君） それやったらですよ、校区でつくった分は、市の分は見直してるけど、校区の分は分からんというような答弁のようですがですね。私は災害が起きた時はですよ、1年ぐらい前の分までぐらいは把握して防災マップというのは的確に箇所を、そして弱者も載っていませんね、いろいろ参考にならないんじゃないですか。そこら辺りはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど総務課長がお答えしましたように、また、議員からもお話がありましたように、この計画につきましては、年次を経て全ての校区に実施している内容でございます。一通り済んでから、このことについては新たな対応を考えているということでございます。

○11番（本田孝志君） 次にいきますが、豪雨災害が被災時の避難場所について問題はないか。また、そして避難時の食糧や水の確保について市民への周知など、どのように行っているのかお

伺います。その場所ですね、詳細についてお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、はじめにお答えしましたとおり、津波に対する避難、それからまた、通常の災害の避難というような形で分けてございます。

通常の避難場所につきましては、1次避難所が24か所、そしてまた災害救助法を適用された場合、2次避難所に20か所の指定を行っているところでございます。

そしてまた、津波の際の避難場所としまして、7か所の指定をしているところでございます。

そして、先ほども申しましたように、津波の1次避難場所につきましては、7か所指定しているということでございます。

○議長（上村 環君） 補足ございませんか。

○総務課長（溝口 猛君） 避難時におけます、いざという時の、例えば食糧の問題とか、そういった部分でございますが、現在本市の避難所におきましては、そういう備蓄等の態勢は整っていないところでございます。

ただいま本市の総合防災計画を見直し中でございますが、その中で避難所態勢の在り方ということで避難所の中に備えなければならないもの、これにつきましては、今防災計画で見直しをして、大体本年度の年度末、こちら辺りで防災計画に入れまして、それが認定された段階で、その方向性で整備していくというような計画でございます。

○11番（本田孝志君） まだ食料品とか、そのようなストック品はないということですね。お粗末ですね。今日災害がきた、明日災害がきた、津波がきた、どうするんですか。食料品とかいろいろなものは三日かかるそうですよ、津波がきたと、鹿児島や福岡がやられた、四国がやられた、中国地方がやられた、関東がやれなかったら関西がやられたということで三日間食料がこの着くの日に三日間かかるそうですよ。三日間何を食べるんですか。米はあるけれども精米する所がない、電気もこん、水はあっても川の水を飲むとか、お粗末ですよ。それを今から防災計画でストック品を今から考えますと、もう一遍説明して。

市長、答えて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波ないしは南海トラフ沖地震につきましては、先日防災講演会があったときに井村教授の方から30年以内に60%から88%の確率で起きるといようなお話もあったところでございます。

そのような中で、今回また国の方でも改めて、その想定される地震の大きさ、そしてまた津波の大きさについても発表がされてきたところでございます。その中で、まずはじめにそれでは命をどうするかというようなものが第一課題ではないかというようなことで、その避難について、いかにすべきかということが今求められるということでございます。

実際に避難された方々につきましては、それではその避難されたときの対応についてということについても、防災計画の中で盛り込んでいきますということで、ただいま課長のお話をした状況でございまして、まだ具体的な対応がされていないところでございますが、順次そのことについ

ては備えをしていきたいというふうに考えます。

○11番(本田孝志君) 訓練も大事でしょうけれども、訓練は訓練でそれは大事ですよ。大事でしょうけれども、まず訓練も、そして生きることですよ、命をつなぐことが大事ですので、私は食料の確保、寝る場所、電気のこんときはろうそくでもいいですから、ろうそくの備蓄とか、いろんなものを、そういうものをやはり備蓄の方法が、その方法をスーパーとかいろんなところと協定を結んだり、Aコープとか協定を結んでおくとか。よそから三日入ってこんわけですので、それをすぐ市で押さえるというような方法でしていかななくてはですね、市民は飢え死にしますよ、どうするんですか。

それはですね、その辺が一番市のトップが考えることだと思うんですがね。

もう一遍お願いしてこの件は終わりたいと思うんですが、もう一遍お願いします。

○市長(本田修一君) 3・11の事例を見たときに、避難された方々が本当に避難所で非常に困窮生活を送られていたという状況については、時期もありまして、非常に大変だったんだなというふうには思ったところでございます。

そのような経験がございますので、そしてまた、地域の方々も、そしてまた広く国民の方々もそのことについては認識が高まっているというふうには考えるところでございます。避難なされた方々につきまして、緊急的に対応するという体制については、今現段階では具体的には捉えておりませんが、先ほども申しましたように順次整備をしていきたいというふうに思います。

○11番(本田孝志君) 今、終わりますと言いましたがですね、今ちょっと考えついたんですが、私3・11の去年震災ございまして、その時4月25日頃でしたか、ちょうど東京に行かなくちゃいけないって行きました。その時に東京の人がですよ、「本田さん、昨日おとといまではな、ペットボトルのまだ水がなかったですよ」と言う1か月も40何日たつとつても、考えられますか、水がなかったんですよ、水が。東京都、市内は、それで私なんかのところの人たちも電池がないとか、お米がないとかということで、郵便局からスーパーに行って、全部電池を送ったり、お米を全部向こうに送りましたよ、子供の所、親戚に。今考え出しましたがですね。やっぱりそういうことがあるんですから、私が言うように3日分のストックをする。やっぱり市長もちょっと考えて、皆さんも考えてやっぱり行動してください。よろしくお願いします。

ではですね、次に、2番目の通学路についてということで、私は通告しておりました。

通学路の安全対策について、学校で調査した危険箇所の把握について問うということで、教育委員長に質問申し上げます。

伊崎田小学校にですね、出向いて伊崎田小学校のこともちょっと調べてるということでいきましたところ、学校でですね、このように伊崎田校区安全マップということで、学校で安全マップを配布しております。各学校このように教育長、マップをつくっていると思うんですがですね、各学校、ちょっと待ってください。

今、市内の大体資料を持っておるんですが、各小中学校、中学校7校、小学校16校で合計で二千五、六百人ですか、児童・生徒がいるわけですが、この人たちの通学路の安全ということで、

安全対策ということで質問をいたします。その危険箇所は優先順位をつけた形で、そしてつけた形ですね、建設課と共通認識がなされているものかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、本年4月以降、登下校中の児童・生徒の列に自動車が突っ込みまして、死傷者が出るという大変痛ましい事故が相次いで発生いたしました。

そのことを受けまして、8月23日、24日、30日の3日間、道路管理行政、それから警察、学校、教育委員会によりまして、各小学校の通学路37か所におきまして現場検証を行い、今後の対策を検討する通学路における緊急合同点検なるものを実施いたしました。

それぞれの危険箇所における今後の対策について、より安全な通学路が確保されるよう通学路の変更を検討したり、児童が登下校をする際に反射材となるタスキを着用したりするなど、早い段階で対応できる方法についても意見が出されたところでございます。

また、学校やPTAで注意喚起の看板を設置したり、児童が横断する箇所につきましては、ドライバーへの注意喚起のために横断旗を設置したりするなど、学校が関係機関と連携して取り組んでいくための方法についても意見が出されまして、大変参考になったところでございます。

また、道路の改良等ハード面での早急な対応は難しい箇所もありましたので、まずは児童への安全指導の徹底をはじめ、PTAや地域住民と連携した登下校の見守りの強化及び運転者の交通モラルの高揚を図りますとともに、子供の安全確保への取り組みを更に充実させながら、今後も関係機関に対して速度規制等についても、学校や地域から継続して通学路の安全確保を要望していくことが重要ではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校はじめ関係機関との連携を更に強化いたしまして、児童・生徒の安全確保に一層努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 御指摘の建設課との連携ということでございますが、今教育長が答弁したとおり、8月23、24、30日の3日にわたって建設課も一緒に同行して点検を行っております。

先ほどの37か所の点検のうち、14か所が市道に関わる対策が必要と思われる箇所ということで確認がされております。その中の6か所につきましては、小規模な対策でできるようなものでございました。あと残りの7か所につきましては、歩道の設置や拡幅といった、ちょっとハードな部分がということでございます。

今回の緊急合同点検における現場診断では、通学路の変更や通学時の安全対策に必要な学習など、ソフト面での対策も学校へお願いしたところでございます。

○11番（本田孝志君） 8月23、24、30日ということで合同で通学路の危険箇所の点検といいますが、そういうところを見て回って37か所回って、14か所の危険箇所等があって、そして6か所は簡単にできると、7か所が拡幅等がお金が要るということでございますが、この見通しですね、その6か所はすぐできる、もう手は打ってあるんですか。あと7か所は、いつ頃までの計画に入

れる予定ですか、お伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 1か所はもう対策済みということですが、6か所につきましては早急に対策を必要ということで、比較的予算規模も少ないので対策が講じられると思われま
すので、早急に対策をしたいと考えております。

残りの7か所につきましては、どうしてもハードの歩道の設置や拡幅というようなところでござ
いますので、まずこれは県の方に補助の関係やら、そういう相談、また財政の方と市長と相談
して、財政の方にもですね、要望をしていきたいと考えております。

○11番（本田孝志君） 県は県にですね、いろいろと副市長も、ちゃんとした副市長がいらっし
やるわけですので、副市長も使っていただいてですね、ぜひ25年度は早速7か所も拡幅できま
すよというような予算確保をしていただきたいと思います。

それでまた、6か所についてはすぐできるような話ですので、私たち議員も協力しますので、
ぜひそのように計画を立てて、ぜひ実行できるように計画を立ててやっていただきたいと思いま
す。

ちょっと小さいことを言えば、要望等もあるわけですが、嫌みにもなるとは思いますが、また1
年ぐらい様子を見てですね、できない時はですね、またその時は忠告をしますので、よろしくお
願いします。

では続きまして、3番目ということで、商店街活性化について、中心市街地活性化策にどう取
り組むか、取り組む考えかお伺いいたします。各店舗がですね、退店の話のようですが、今後の
テナントの話はあるのか。今後の大店舗との計画はあるものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の商工業を取り巻く経済環境というものにつきましては、極めて厳しく景気低迷による事
業不振と後継者不足など、廃業、倒産が増加の傾向にあります。

このような状況の中、市としましては、市の商工会と連携した商品券発行事業、商工業資金利
子補給事業、歳末大売り出し事業に取り組むとともに、商店街を中心に地元食材を活用しました
食の取り組みにおいて、県内外の食のイベント、物産展に出展するなど、全国的に本市の情報を
発信して地域経済の活性化を図っているところでございます。

本市のそのような中でありますが、今後も新たな大規模店舗の新設計画があり、市民にとりま
しては、非常に購入店の選択肢が増えるということではございますが、中小の小売業者にとりま
しては、大規模店舗の進出と競争により経営難に陥るということも懸念されるところでございま
す。

そのような中で、ただいまお話がありましたアピアの各店舗につきましては、今後生協におか
れましては退店の時期を明らかにされております。そしてまた、その後の新店舗につきましては、
誘致につきましても、まちづくり公社の方で準備をしているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○市長（本田修一君） 補足して改めて説明を申し上げます。

退店の時期につきましては、本年の10月末の予定とされております。

[何事か呼ぶ者あり]

○市長（本田修一君） 失礼しました。

タイヨーの方におかれましては、9月末で閉店というような予定をされているところでございます。

○11番（本田孝志君） アピアの件は、退店の話をということで、それで10月ですか、あとはすぐ入るんですかね、アピアは。タイヨーはこの前散らしも入っていたわけですが、9月、今売り出しをやって、大体9月末頃は今月の末ですね、閉店ということになるんですかね。

そのアピアの件をもう少し詳しくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

アピアの生協におかれましては、10月末の退店の予定ということで、退店の時期を明らかにされております。

そのあとにつきましては、ただいままちづくり公社の方で新たな入店者について、交渉を重ねているところでございます。

○11番（本田孝志君） このアピアの方はですね、この頃あまり、前は社長も何回かきて、全員協議会の中でも説明等がございましたが、この頃顔も見ないわけですが、今アピアのこの内容はどのような状態ですかね。差し支えない程度のお話をお伺いしたいと思えます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まちづくり公社の最近の状況でございますが、まちづくり公社におきましては、10月から9月の決算となっております、現在私どもにいただいている資料の中では、22年10月から23年9月までの1年間の収支というか状況で申し上げますと、対前年度約5%の売り上げ減となっているところでございます。

今年の、昨年の10月から今年の8月までの今データをいただいているところなんです、これにつきましても売り上げ等につきましては前年度を上回るような落ち込みと言いますか、売り上げの減になっているような状況でございます。

○11番（本田孝志君） 今課長の説明によりますと、23年度の決算ですから、22年度から23年度までの間、9月までですか、23年9月までの5%ぐらいの減じゃなかろうかと、今もちょっと減ではなかろうかということでございますが、返済は滞りなく行われているわけですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まちづくり公社が借入れをしております高度化資金につきましては、この間皆さん方の御協力によりまして、今のところ順調にいつているところでございます。28年度までに当初借入れしました9億6,000万円の半額を返済し終わるといような予定のもとで、今現在毎年約4,100万円ずつ返済をしているところでございます。

○11番（本田孝志君） 28年度までにですね、ぜひ完済するようにですね、順調に返済でできるようにですね、尻をたたいていただいて頑張っていくようにですね。

また、この今も各店舗はですね、テナントが撤退するというようなこととなりますとですよ、すぐ後のテナントも見つけてですね、やはり前に言いましたように、説明がありましたように、

いろいろとテナントのテナント料ですか、それもいろいろと発表もないわけですが、私たちの前に書類で発表もないわけですが、やはりそこら辺も大体前決まったように一律にですね、平米当たり幾ら幾らということで、差のないようにですね、ぜひやっていけば返済も滞りなくですね、返済ができていくんじゃないかと私なりに考えていますので、ぜひ指導の方をよろしくお願いいたします。

では、この点については以上で終わりました、次に4番目の順番に通告しておりましたエネルギーの地産地消への取り組みについて、空いている市有地の利用は考えられないか。太陽光発電敷地としてですね、これも昨日から一般質問で1番、13番、そしていろいろと質問等がございまして、私は私なりの考えで質問をやっていきたいと思います。御了承願います。

今政府の方もですね、メガソーラー、そして会社の方、そして政府の方も再生エネルギーの投資として、政府の試算で50兆円。そして、この原発がなくなった場合は、30年後は脱原発ということで家庭の光熱費が倍増するという、倍になりますよということで、それに代わるものは何かせんないかんということで、政府も50兆円の投資をして、そのようにやりますからということで、メガソーラーとかいろいろなものをしなさいということでございまして、やはり市は昨日も質問等に市長も答えていたのですがですね、今後ですね、市の空いていると言いますか、何箇所ぐらい大体土地として1ha以上の空き地、空き市有地はいくらぐらいあるものか、メガソーラーにちょっと整理すればできるようなメガソーラーの土地になるような土地は1haの土地は、市の空き市有地はいくらぐらいあるものかお教え願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においても昨年度から今年度当初にかけまして、太陽光発電の候補地を調査したところでございます。

効率的な太陽光発電を行うためには、敷地の条件が重要になるところであります。一般的には、送電線が近い、約1.5ha以上のまとまった敷地であること。そして、南側に面していること、そして、造成に多額の費用がかからないこと等の条件が必要であろうかと思います。それらの条件を満たした土地について、昨年度末に各課へ照会をかけまして、その結果3件の候補地が挙がってまいりました。その候補地につきましては、4月25日に現地調査を行いまして、3件のうち1件をメガソーラーの適地として判断をしたところでございます。その候補地につきましては、鹿児島県の地球温暖化対策課にも情報提供を行い、数件の問い合わせがあったところでございます。その中で、1社が購入を希望されたため、現在その手続きを行っております。

民有地につきましても、土地の所有者から申し出があった場合については、鹿児島県への情報提供等を行い、メガソーラーの事業者とつなぐ取り組みや、メガソーラーの設置に関する相談等も承っております。

そのような取り組みの結果、7月6日に渡辺グループのシンコーエネルギー様と、メガソーラーの立地協定を締結したところであります。今後もメガソーラーの立地については、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○11番（本田孝志君） 大体そのメガソーラーの空き地のあれは私もあまりよく知らないもんですからですね、大体1.5ha以上、1町5反歩以上が、メガソーラーの適地ということですかね。

これが市内に、市の所有地として3件、その1件はですよ、開田の里の、今開田の里があるわけですが、その後ろの方、舞台がございまして、あの舞台が後ろの方が前開発しようかということであったんですが、土地はいくらぐらいあそこはあるんですかね。私が、あそこもよかメガソーラーの土地があるなということで、前からと言いますか、今考えておったんですが、あそこもその1件のあれに入っているんですかね。

あそこはいくらぐらいあるものか、通告をしていなかったから急に言われてもですね、分からないかもしれませんが、大体それぐらい、それ以上あると思うんですよ、何町歩以上。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、本市の中で1.5ha以上の土地ということで調査いたしましたが、その中には入ってないところでございます。

○議長（上村 環君） 本田議員、今の質問について正確な数字を求められますか。

[本田孝志君「はい」と呼ぶ]

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○11番（本田孝志君） それとですよ、その土地ですね、3件の土地のうち、どっか志陽の辺りにもあるんですか、あるんじゃないですか、市の所有地が、あれも入ってるんですか。

それと旧安楽の駅跡地、工業用地確保ですか、がありますよね、あの土地も入っているんですかね。

○企画政策課長（武石裕二君） このメガソーラーの候補地の土地につきましては、送電線に近い場所とか、面積等平たん地とかですね、いろいろ条件がそろったところでないとなかなか事業者も建設にいかないというようなところがございまして、市有地についても既に目的どおりその土地を使用しているとかいろいろございますので、いろんな条件を鑑みたときにですね、3件という候補地が挙がってきたところでございます。

土地の面積が広くても、そういう条件等の合わないところもございまして、あくまでも設置可能とした場合の候補地ということで、3件挙げさせていただいたところでございます。

○11番（本田孝志君） それはあなたの考えでしょうが。今政府は50兆円お金をかけてやりますよということですよ、それを言っているんですよ、私は。それは今あなたの企画政策課長の話であって、30年後はこのように光熱費も上がるから、今この政府は、ものすごいお金をかけてやっているんですよ。東北も19兆円政府はお金を入れて、復興費に入れているんですよ。

ですから、やはり再生エネルギーは、今42円を20年間して、税抜きで40円でもうかりますよと、大体10年から12年で元は取るからみんな民間やりなさい、やりなさいということで、私も少しこれぐらい勉強したんですよ。勉強したら、大体キロですか42円ぐらい政府が責任をもって20年間するから、であれば10年で元は取るから、へたしても12年で、あとは8年か10年でもうかるんで

すよ。だから I H I とか鹿児島工業団地も、京セラが中心に何十億というお金をかけて、あれもだから最初つくるときは、I H I が造船所をつくるということもそれも変更して、今度はつくりますがね、メガソーラーに。あんたのそういう考えで、企画政策課長やから志布志市のために志布志市はどうすれば良かるかいと、あんたは自分のことも考えて、自分の土地があいが、おいげんはあそこが空いちよっじ、じゃれば1.5反あいが、あそこに何かつくろうかい、メガソーラーでやろかと。自分のこととして、やっぱり志布志市のこととして考えていただければですね、志布志の市民のために、公共のためになるんですよ。やはりそういうことを考えながらやっていただきたいと。だから私も今ない知恵を絞りながら、一般質問をしているんですよ、勉強しながら。やればどひこばっかい市にはあっどかいねと。

先ほど、私もほんの単純な気持ちで1町ばっかいあれば良かねかな、やっぱり市長が言うように1町5反ばっかいなきゃ対象にならんだっつ、であれば1町5反あれば、やっぱりそひこ対象面積があればそひこ南向きで角度が3度と10度あれば全然違うそうですよ。単価も違うからということで、やはり南向きで木のないところで、朝日はよから、南向きであれば、朝から、はよから日が当たるからということで単価もいいそうです。

だから、いろいろとメガソーラーのこと。そして、そういうことですね。ですから、よく検討をしながらやっていただきたいと思います。それで、これに私もですね、そのメガソーラーの地産地消ばかりじゃなくてですね、小水力の発電所のこと私も一般質問をしようかなということで話しておったら、もうこれも前からやっぱり計画があったということで恐れ入りました。

やはり、それも昨日企画政策課長が、今度は企画政策課長を褒めます。やはり前から計画していろいろと勉強されたそうです。

そしてまた、昨日水力のことも旧有明町時代から霧岳で牧場の所にも風力のあれをつくってやったら、あれもやっぱりあそこは適地、風が一年中吹いてないから、あそこは高いから霧岳も良かねどかいと私は思っているんですが、1年間統計をとったら、やはり風がないからということで、あれも駄目でしたね。

ですから、やはり努力するところは努力してるんですが、今はまたメガソーラーの時代ですから、やはりこれに乗り遅れることはないと思いますので、いろいろとまた水力のこともですね、いろいろと勉強をしながら、やはり開田の水が余っているわけですので、いろいろと牛ヶ迫の遺跡の、あそこもですね、あれを利用すればですね、いろんな小水力、大水力の私は発電所ができるんじゃないかなと考えております。

蓬原川もですね、蓬原川の所も水がたくさん今流れて落ちておりますが、やはりあのような水を利用しながらやっていけば、小水力も何箇所もできるのではないかな。また、こちらの方も志布志町の方もですね、田之浦、四浦、いろいろと川もあるわけですので、ぜひ検討しながらメガソーラーばかりじゃなくて、やはり地産地消でいろいろと検討をしながらやっていただきたいと思います。

やはり、市長、何かちよっと言うことがあればですね、どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど志陽の団地のことをお尋ねでしたが、志陽の団地につきましては、7,433㎡ということで、7反歩ちょっとしかないということで面積が足りないということであるようでございます。

安楽の大迫につきましては、1万6,300㎡で1.5haあるわけですが、この地につきましては、様々な事業者が工業用地にしたいということで打診があるところでございます。工業団地として活用して、雇用が発生するような形の土地利用というものを考えていきたいというふうに考えるところでございます。

先程来ありますように、メガソーラーにつきましては、誠に時宜を得たものということで、民間の方々が、それこそ目の色を変えて候補地の選定をされておられるようでございます。私どもの方としましても、そのことにつきましては、適地について調査をしましたが、1か所のみ可能性があるということで話が進んでいるということでございます。

今後もこのことについては、民間の方々と協力を申し上げながら積極的に対応してまいりたい。そしてまた、メガソーラーのみならずお話がありますように、小水力については、本当に私自身本来は再生可能エネルギーというものは、この小水力こそ最大限に日本国中開発すべきではないかなというふうには思っているところでございます。

本市において、そのような適地がたくさんございますので、今後またこの小水力についても様々な形で技術が開発されて、より効率的な水力発電の装置ができるのではないかなというふうに考えております。そのような時に対応できるような形の体制をとって、昨日もお話がありましたように自給できる、エネルギーの自給ができるまちというのも目指したいというふうにも考えるところでございます。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） しばらく時間がかかりそうですので、分かり次第報告させていただきますと思いますけど、よろしいでしょうか。

○11番（本田孝志君） これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

耕地林務水産課長より発言の申し出があります。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 本田議員の御質問に対しましてお答えいたします。

面積につきましては、3筆からなりまして、1万1,700㎡でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） 午後からのトップバッターということで、ひとつよろしく願いいたします。

まず一般質問に入る前に、先月の30日に日当山の始良家畜市場内において行われた本年10月に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会に出場する鹿児島県代表を決定する最終予選会において、本市より第4区（系統雌牛群）で津町学さん所有の「たけやま3号」と、樽口妙子さん所有の「ひめの号」、第1区（若雄）で有限会社徳重義種畜場の所有の「忠久勝号」の3頭が出場することとなり、大変うれしく有り難いことだと思っております。来る日に向けて大変だとは思いますが、最善の努力をして最高の結果を出してほしいものと熱望しております。

それと、惜しくも紙一重で代表の座を逃がした津曲道郎さん、後迫和信さん、熊本ヒロ子さん、石田春嘉さん、徳重義朗さん、樽水照男さん所有の9頭の牛たちと畜産課職員並びに関係者の方々に、この場を借りて所管の委員を代表しましてねぎらいと感謝の気持ちを伝えたいと思っております。本当に御苦労さまでした。

それでは、通告に基づいて質問に入りたいと思っております。

今年度の市長の施政方針の中に、新たに何番目の日本一になるのか分かりませんが、あいさつ日本一の市役所を目指しますと、市民との約束事が出てきました。そこで、市民との約束を守るためにどんな取り組みをしているのか、その効果はどのくらい市民が認めているのか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の御質問にお答えいたします。

市民総ぐるみで、また様々な団体が日本一づくりに挑戦される中、そのような市民の方々の取り組みを強力にバックアップする立場であり、けん引役でもある私も市役所職員も日本一を目指していきたいと考え、あいさつを徹底し、あいさつ日本一の市役所を目指しているところであります。

今年度のこれまでの取り組みとしましては、各課長補佐をメンバーに、志布志市接遇向上委員会を5月に立ち上げ、これまで3回の委員会を開催しました。その中で接遇の現状、接遇向上に関わる取り組み、接遇マニュアルの内容、接遇の基本確認チェックシート等について検討するとともに、できるものについては、既に取り組みを始めているところであります。

例えば、あいさつ日本一の市役所を目指すPRとしまして、各課カウンターへの標柱や、本庁、各支所入り口への垂れ幕の設置、あいさつ日本一を目指す志布志市職員のための接遇向上マニュアルの作成を実施し、全職員に周知したところであります。併せて、5月1日から7月31日まで期間、志布志市役所に来庁されるお客様を対象に、接遇アンケートを実施したところでございます。

今後も接遇リーダーでもある各課長補佐が中心となって接遇向上に向けた取り組みを展開し、職員間の接遇意識の共有、それもばらつきのない共有を図ってまいりたいと考えているところで

ございます。

○15番（金子光博君） ただいま説明をしていただきました。

悪いことではありませんが、こういうことを当たり前のことをわざわざ施政方針に盛り込むこと自体に私個人としてはですね、違和感を感じておりますが。では、市長として市民に対しての最大のサービス業である市役所職員、課長補佐以上はもちろんのことです。末端の職員までこのことがしっかり意識付けができないと、その効果は発揮されないわけで、職員に対してですね、公務員として、どうあらねばならないというふうに説いておられるのか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

あいさつ向上につきまして、接遇向上につきまして、私自身もこのような形で運動を推進を進めなければならないということについては、少し今残念だというような思いはするところでございますが、このことを意識して取り組むということによりまして、市民の方々からの市役所に対する信頼感が生まれるということであるならば、私どもの目的とする市民へのサービスの最大の提供。そして、福利の向上を目指す市政運営ができるものというふうに考えたところでございます。

私ども公務員は、市民への今申しましたサービスの提供をしながら、その目的とする福利の最大向上を目指していくところでございますが、なかなかそのことは、頭の中では理解していても実際に行動が態度として現れないということで、たびたび市民の方々から不興の意見等を寄せられてきたところでございました。

そのことが、私どもの仕事をやりにくくしている最大の要因ではないかということでございますので、まず基本のところから改めて、そのことについて私どもが目的とする仕事を達していくということが必要ということで、本当に基本中の基本ではあるところではございますが、これをただの通りいっぺんの形で対応をするということよりも、私自身が市民の皆さん方に様々な形で日本一づくりをお願いしているところでございますので、そのことでもって、私どもじゃあ市役所の職員としてはどうあるべきかという中で、接遇の改善を図るということをするならば、やはり日本一の市役所を接遇の市役所を目指そうよということで今お話しているような日本一づくりになっているところでございます。

もちろん、これはどこと比較してと、そしてまたどのレベルでそのようなことになるかということについては、非常に難しいところではございますが、私自身としましては、とりあえずは様々な形で、様々な部門でクレームが寄せられることのない市役所をまず目指そうよと、それがゼロとなれば日本一ではないかというようなことを今お話して取り組みを始めたところでございます。

○15番（金子光博君） では、全く同じことをですね、公務員とは何ぞやというようなことを市民に分かりやすく説明してみてください。

○市長（本田修一君） 市民の方々には私どもの立場というのは、市民の皆さん方の生活が、そして様々な事業の在り方とか、それから生き方とか、そういったものがスムーズに図られるために、公平公正な形で皆さん方の税金を使わせていただいて、生活環境を改善していく立場にある

ものです。ということをお話しできるんじゃないかというふうに思っております。

○15番(金子光博君) もうちょっと具体的にお話をさせていただくと、なお伝わるとは思いますが、この志布志市でつくっているこの振興計画、後期基本計画ですね。この中の後ろの方の市民への意識アンケート調査。これには、こういうあいさつ、接遇に関する評価については、非常に市民側から見た時に重要ですよ、というようなふうに結果が出ております。

しかし、その満足度については、非常に低い結果が出ております。そのことがいろんなことの厳しい指摘になっておるんだろうというふうに思います。市民側から見た時にですね、職員は全く同じレベルで見られておりますが、内側では正職員と臨時職員、嘱託職員との内側の人は分かるかもしれませんが、私たちには分からないような状態です。

そこで、取り組みについてですね、その方々も全く同じ意識、取り組みでやっているのか、差はないのか、そのことについてお願いします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今お話申しましたように、あいさつ日本一、接遇日本一を目指すということで、接遇向上マニュアルを作成したところでございます。

これにつきましては、全職員向けに周知をしているところでございます。そしてまた、職員につきましては、4月に新規採用職員については接遇の研修を行いまして、そしてまた、5月には主任、主査をしております。そしてまた、8月に係長、主幹、課長補佐をクレーム対応研修ということで、職員につきましては、これらの研修を十分させているところでございます。

臨時職員、そしてまた、嘱託職員につきましては、このような特別の研修はしてないところでございますが、課長補佐をチームリーダーとする各グループでの職員の接遇については、このグループリーダーを中心にして課全体での取り組みとさせていただいているところでございます。

○15番(金子光博君) そういうことだからですね、市民が側から見た時に、市役所全体が職員の皆さん方がこのことについてはですよ、本当に同じ方向を向いているんだろうかというような疑問があるわけですよ。する人はする、する人はされるでしょうけれども、しない人が多いから我々はいろんなことを聞くわけですよ。

アンケート調査でも出ているとおりですね。このことの市役所のそういうことに対する住民の要求が非常に高いわけですので、市役所で働いている以上ですね、そのことはしっかり皆さんに理解してもらわないと、いつまでたっても掛け声だけに終わるんじゃないかなというふうに私は思っているわけですよ。外郭団体もですよ、市がそのことを大きな補助金を出したり、それなりの立場に、あて職であってもなっている外郭団体についてはですね、やっぱりそういうことが同じ認識がないと、電話対応の細々まで言われますがね、どことは言いませんけれども。もうちょっとそこら辺りの市長の考えを聞かせてみてください。

○市長(本田修一君) 私自身市長職となりまして、なりまして以来ですね、このことについては職員にくだいほど接遇改善については、指導してきたところでした。

しかしながら、現実的には次第に次第に改善されてきたとはいえ、なかなか劇的に改善できな

いということがございましたので、今回今年度改めて接遇日本一を目指そうということの施策を掲げたところでございます。

ただいま御指摘のとおり、そうでない、その実効が上がらない職員についても、まだ多々あるかと思えます。そのことにつきましては、襟を正して更に指導を深めていきたいということでございます。

そして、そのことがだんだんだんだん深く認識され、そしてまた、本当にそのような評価が高まるにつれて一層このことの効果が出てくるのではないかなというふうに思われますので、今しばらくこのことについては、ただいま厳しい御指摘がありましたように、そのような御指摘を続けていただきまして、ともに向上のために御尽力いただければというふうに思います。

そして、今御発言がありましたように、この場ではどこの誰ということは言えないということでございますので、また別の場で直接私の方にもお寄せいただければ、すぐさま改善のための指導は重ねてまいりたいというふうに思うところでございます。

そして、先ほども申しましたように、できうれば早いうちに、クレーマーの方々の御意見はちょっと別なんですけど、いわゆる一般の市民の方々のクレームがゼロというようなまちを市役所を目指していきたいということでございますので、どうぞよろしくお願いします。

○15番（金子光博君） 施政方針の言葉は非常に重たいものがあります。誰がこのことをやれと言ったわけでもなく、市長あなた自身がやると言った以上、あらゆることの成果、結果責任はあなたの背中についてきます。常に意識しながら努力をしていただきたいというふうに思います。

年度末頃には、少しでも多くの市民に認めてもらえるように努力をしていただきたいと、重ねてお願い申し上げます。あくまでも、市長の自己満足にならないように特に気をつけていただきたいと思いますが、最後に簡単にひと言申し上げます。

○市長（本田修一君） アンケートの中にも市長の自己満足じゃないかというようなアンケートもありまして、私それ少し意外に受け取ったところでした。

私自身は、本当に市民の方から直接ですね、私のところに苦情が寄せられるケースがたくさんあるんです。だからそういったことがあるから、そういったのをゼロにしようよということですね、職員に話をしているところです。

クレームがあるということは、それだけでもう仕事が倍ぐらいですね、負荷が増すわけですね。褒められればですね、それだけで仕事が半分ぐらい軽減されるんです。そういったつもりで、この接遇については特に注意してやりましょうよということをお話しているところでございまして、こんなことを言うとなんですけど、夜ですね、くるんですよね、苦情の電話が。だから、そんなのはやっぱりたまらないというふうに思いますので、決して自己満足のためにやっているのではない。切実にそのことは考えて、改善を図っていきたくて。そして、真剣に職員に対してはそのことについては取り組もうよということの話をしているところでございますので、このことについては、今職員の方々もですね、きちんと受け止めていただいて、向上対策について取り組みが深まっているようでございますので、そのような成果が年度末にはうかがえるんじゃないかとい

うふうに思うところであります。

○15番（金子光博君） ただいま市長が本音の本音の部分の話をしてくださいましたので、ここにそれぞれの課の責任者の方がみんな座っておられます。自分の課の責任は、皆さん方一人一人がしっかりと面倒をみるというようなことで、全職員にそういう市長の気持ちが伝わるように努力をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

過疎が特に農村部では急速に進んでいるため、自治会等の維持存続が危ぶまれております。そういった地域への政策的な対応について何点かお聞きします。

まず、いわゆる限界集落についてどのような認識を持っておられるのか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

限界集落につきましては、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、生活道路の管理や、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを一般的に限界集落と呼ばれているというふうに理解しております。

本市の現状につきましては、現在390の自治会がございしますが、昨年12月現在で65歳以上の高齢者が50%以上を占める自治会が77自治会で、自治会全体の2割を占めております。該当する自治会については、人口規模や年齢構成などの違いはありますが、自治会人口が10人未満や高齢化率が7割以上という自治会もあり、本来の自治会機能を果たすことのできない、いわゆる限界集落が本市においても増えつつあるという状況については認識しているところでございます。

このような中、今後も少子高齢化や転入の減少、転出の増加によりまして、人口の減少が進行していきますと、高齢化率はますます増加し、地域活動の根幹である自治会の存在自体が危惧されるところであります。そのようなことから、本市においては、人口の流出の抑制と定住促進を図るため、様々な観点から定住に結びつけていくための施策に取り組んでおりますが、それと併せて地域コミュニティの再生、強化を図るため自治会機能の再編を進めていかなければならないと考えております。そのためにも、地域の現状や地元の方々の意見を取り入れながら、限界集落の増加に歯止めをかけるための施策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○15番（金子光博君） 77自治会ということで非常に多いなというふうに、改めてびっくりしておりますが、全自治会の数と、その5年後を見据えたときに、その予備軍となるような自治会がおおよそどれぐらいあるのか聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、現況については御説明申し上げましたが、今後の自治会の推移につきましては、20世帯以下の高齢化率については、現在の構成で5年後を見た場合、該当する自治会は80自治会となり全体の2割、10年後には116自治会となり全体の3割になると予想されております。

人口の増減などの影響はありますが、このままの状況でいきますと、自治会の維持が困難な地域は確実に増えていくというふうに思われるところでございます。

○15番（金子光博君） 非常に驚くような数字が次から次に出てきます。

そういうところの先ほどちょっと説明はありましたけれども、対応をどのように考えているのか。現状のままで決まるとは考えておられないと思いますが、どういうことをやっていこうというふうに考えておられるのか聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましても、合併当初3万5,000人近くあったものが、現在3万4,000を割っているというような状況でございまして、市全体の人口が減っております。その中でも、特に市街地の方に移住される方も多いということで、いわゆる中山間地域においては、このような状況になっているということでございまして、全体的に減っている中で、また市街地への集中という二極構造があるんじゃないかなというふうに思っています。

このような中で、それぞれの限界集落について、さらに人口増ということについては、かなり難しい面があるんじゃないかなということでございまして、これらの地域に住んでおられる方の安心・安全な生活をいかに私どもは維持させていただくかということが、まず第一観点じゃないかなというふうに思います。

そしてまた、地域全体から見たときには、やはり人口増を図るべき対策が必要ということにはなろうかと思っておりますので、そのためにはやはり産業振興を図りながら、その受け皿が多数あるような地域を目指していく。そして、その結果、定住人口が増えていくということが基本的に求められるということであろうかと思っております。その2面からの対応というものが、今後また必要かというふうに考えるところでございます。

○15番（金子光博君） 合併時とですね、今現在6年8か月たっております。人口が松山が4,951人が、現在4,486人で465人少なくなっております。約1割程度6年半で少なくなっております。

旧志布志町がですね、1万8,696人が1万7,760人ということで、936人減っておりますが、0.5パーセントぐらいですね。旧有明町1万2,117人が1万1,563人ということで、554人少なくなっております。有明も0.5割ぐらいですね。全体で3万5,764人が3万3,809人と、1,955人、約合併時とすると2,000人人口が減っております。

特に、松山、農村部ですので、こういう数字にも出ておるんだなというふうに思っております。旧志布志町にしましても、有明町にしましても、農村部の方が減っているんじゃないかなというふうに考えておりますが、やはりいろんな政策を立てるときにですね、人口をしっかりつかんで、将来の予測を立て、人口の予測を立て、いろんな政策を立てられると思いますが、私はですね、今度もらった基本計画のこれを見たときに、どしてん尋ねてみたいことがあってですね、将来人口基本計画の後期基本計画ですね、この前もらいましたよ。平成28年の人口は3,940人と22年の国勢調査時点からすると約2,000人減少すると予測されました。魅力あるまちを実現するための各政策を展開していくことで、平成28年度の人口目標を3万2,000人ですよ、3万2,000人としますと、よく覚えておいてくださいね。

それからですね、こっちの過疎地域自立促進計画、こっちの人口の推移の予測を見ますとですね、住民基本台帳に人口の推移が現状では、これ以上の人口流出の新たな要因が考えられないた

め、将来は3万4,000人前後を境に横ばいの状態が続くものと予想されますと、快適な住環境の整備、若者が定住する魅力ある雇用機会の創出などの各種施策の展開を図ることが、本市の人口の減少に歯止めをかけるものと思われまふというふうには、基本計画では3万2,000人ですよ。それと過疎計画の方ではですね、現在はまだ既に減っているのに、3万4,000人を横ばいにちょっとは上下があるかもしれませんが、よっぽどなことがない限り3万4,000人でずっと続いていく、そういうふうにはこの過疎計画には書いてあるわけですよ。2,000人と言えはですね、3万2,000と3万4,000でしょう、2,000人ですからね、2,000人ていば松山に当てはめればですね、尾野見と泰野の人は誰もおらんどなちゅうことですよ。

市長の地元の伊崎田も、それぐらいの人数じゃないかと思ひますが、人口では。もう伊崎田校区の人が誰もおらんどなちゅうようなことですよ。

私はそれでですね、これを同じ役所がつくったのかなと、それでこっちの方とはどこが最終的にはとりまとめをしたのか。こっちはどこが最終的にはとりまとめをしたのか。そのことを聞かせてください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘がありました過疎地域自立促進計画、これは22年策定でございます。

それから、振興計画の後期基本計画、ここにつきましては、本年度からということで、この両方とも企画政策課の方で策定をしておるところでございます。

ただ、人口の捉え方につきましては、多分22年策定時のこの過疎の計画につきましては、人口要件等の条件、国が定めなさいというような推計人口の基礎というのがあると思ひますが、これは多分一番近い平成17年の国勢調査時の人口から多分推計をしているというふうには考えておりますし、今回策定いたしました後期の基本計画につきましては、一番近い国勢調査が、22年国勢調査ということがございましたので、その時の人口の差というのが非常に大きいものと、それを基にして人口推計という形で、それぞれ3万2,000、3万4,000という、この2,000人の開きが出たものというふうには考えております。

ただ、当然人口推計の方でいきますと、これ以上に人口が減っていくと、これも予測の人口になりますけど、その人口減少をいかにしてこの計画の中で、市全体をあげて政策を取り組むのかということがございますので、その中で少しでもその政策を打つことで、人口減少に歯止めをつけるというようなことで、後期についてはなるべく積極的にですね、今御指摘がございました雇用の問題を含めてですね、定住策には力を入れていきたいというふうな形で計画はつくっておるところでございます。

○15番（金子光博君） それにしましてもですね、文言は同じようなことを書いてありますけれども、これを22年に策定したと言われますが、もうその時はもう減っているわけでしょう。3万4,000人前後を境に横ばいの状態が続くち、非常に甘いですがね、これのつくり方が。

それであればですね、我が町はどんどん減っていくんですよ、県内でもですね、霧島市、始良市、指宿市、西之表市、どこの町でも市の中心部、その外回りの人口は増えるんですよ。霧島市

でも始良市でもどこでも山間部はあります。そういうところの人口が減っていくから、やはり市内の均衡ある発展を図るためには、そういう中山間地域に手厚い政策を打っているわけですよ。

我が家を見ますとですね、志布志町のストック計画、松山の長寿命化、有明の民間活力を導入した活性化住宅でしたかね。こん有明のなんか旧有明町がやっただけで、新市にしてはまだ1件も実績はないですがね。松山の長寿命化でも外壁を良かんすいわけですから、人口が増えますか。志布志町のストック計画やってん、家が古くなったから建て替えるわけだから、人間が入れ替わるだけで人口の増にはつながらない、三つともにですよ。良かん考えてみてくださいよ。

始良市がですね、あそこも3町が合併したので、あそこの例を、この条例は本市の補助対象地区に本市外から移住し、定住しようとする者に対し、移住し定住することを促進するために必要な助成措置を講じ、本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進することを目的とするというようなことで、住宅等取得補助金、子ども補助金、住宅増改築補助金。小学校単位でそういう所を校区指定をしてですね、そういうのをもう作成しております。もう走っておりますよ。始良市なんかは、今7万何千人かでしょうけれども、平成30年には8万都市を目指すと、霧島市やってん上を目指しているんですよ、人口は。だまちよってん増えるでしょう、あそこは。

人口が増えるとこの市が、中山間地域にこういう手厚い政策を打っているのに、我が市は減つとですよ、減るのをどうしてくい止めるか。何か手を打たんなですね、止まらんですがね。教育長が中学校の統合再編のときに父兄の方々に子戻し、親戻しをせんと大変ですよと、なんぼ熱弁をふるわれてもですね、何か裏付けがないと掛け声ばっかいですよ。そういうことに研究と言いますか、調査と言いますか、そういうことをやっている市が近くにあるわけですから、考えてみたいというような考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました始良市、霧島市の事例につきましては、私も今回勉強をさせていただいたところでございます。

本当にかの地が人口増を目指す、今よりも人口増を目指すということを私自身からみたとき可能かどうかということを考えたときに、やはりそこに定住につながる雇用がないとかなり難しいかと、鹿児島市のベッドタウンにしかならないんじゃないかなというような気がするところですが、それでも、その合併市の中で旧中山間地の地域についてもきっちり対応しなければならぬという形でされている政策だとは思ったところでございます。

本市におきましても、現在取り組んでおります定住政策の効果を見きわめながら、さらにこれらのものについても研究を重ねさせていただければというふうに思います。

始良市、そして霧島市と私どものこの志布志市は、少しまた状況も違いますので、このようなこの地域にもあった形での、このそれぞれの地域の事業というものを導入というものについては、考えさせいただきたいというふうに思います。

○15番（金子光博君） 市長違うんですよ、あのですね、具体例を申しますと、始良市、旧始良

町ですね、あそこに帖佐、重富、あそこ辺は人間があばかんご住宅もできて増えていますよね。それと車で10分もかからん山田という地区がありますよ、田んぼ地帯ですけれども。農村部、純農村部ですよ。県民の森があるあっちの方ですね。あそこ辺な山田小学校ちありましてですね、生徒が30人まで減ったんですよ。当然複式です。それが、こういうとに、もう一つ一つ言いませんよ、住宅政策に不便を求めてくるわけですからね、そういう所に来る人は、不便というが分かってくるわけですから、そこに行政が何らかの手だてをしないと、町の人も田舎人もひとつかさじゃ来んわけですよ。それが政策を打ったがために50人台まで回復したんですよ。50人を今80、100人までしましょうと。始良市の笹山市長とも語ってみてくださいよ。そういう何かをしないと。我が本市でもですね、もう複式になっている学校、複式にもう目の前にきている学校、松山の泰野小、尾野見小、もうここは目の前にきているわけですよ。今年は泰野は教頭先生が子供が連れてきて赴任してくださったから、かろうじて免れました。尾野見小もですよ。それにですね、潤ヶ野小、ここはもう複式もあります。田之浦小、森山小、有明もですね、原田小、山重小というところは複式も現在あるんです。こういう校区でも指定してですね、そこにはそれなりのことを手を打たないと、どんどんどんどん減って八野小学校みたいになっていきますよ。それは市長がさっき言われたように、働くところがないと、当たり前ですよ。こういうのも手を打ちながら、やはり何のために港があるわけじゃないわけですから。港の強みを出した企業を誘致しながらですね、西高県議とも語ってみてくださいよ。

新若浜の埋め立て地に食品加工の関連会社を企業誘致に力を入れると、されておられるでしょうけど。県もですね、大隅加工プロジェクト、フレッシュ野菜の瞬間冷蔵の技術確立を早くやってくださいと、いろんなことをそれに付随するもろもろのことを現在検討中だそうですね。そういうものができると、我がまちにうったつたような誘致企業ですよ。市長の肩にかかちよい荷物はですね、大変な荷物がかかちよつとですよ。中山間地域のことも考げんないかん、港のことも考げんないかん。だから、何の仕事でもですね、日の当たる仕事と日の当たらん仕事がありますよ。みんな日の当たるところの仕事をしたいわけですよ。日の当たるところの仕事はですね、大きなことだけ。課長を信頼してですよ、部下を信頼して、それがあなたの仕事じゃないですか。そつどん日の当たらん、昨日平野議員が橋りょうの掃除やら言いましたね。西江園議員が、しおかぜ公園の芝の管理、体育館のトイレとか水洗いのことを言いましたけれども、あげなところの人は日の当たらん仕事なんですよ。そういうところの職員やら、それを面倒みる職員に市長が、あんたどげんかと、お前たつが頼りやったつじねっち、しっかりと気を抜かんご、手を抜かんごやっくれよと、そういう人たちの顔を覚えたり、名前を覚えて、そういう言葉かけをしてくれればですね、みんな黙ちよって動くんですよ。

○議長（上村 環君） 金子議員、質問を簡潔にお願いします。

○15番（金子光博君） はい、そういうことです。

市長、再度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、定住化ということにつきましては、中山間においては特に配慮しなければならないということについては、十分承知しているつもりでございます。

そして、今御理解がありましたように、その前提としては、やはり雇用促進というようなことがあるということでございます。それらが図られるために、私どもは全力を傾注して雇用が増大する施策について取り組みをしているところでございます。その雇用の増大とともに、今、人口減少が著しくなってきた地域の定住促進ということについては、共に取り組まなければならないということについては、大きな課題であろうかというふうに思いますので、今参考としてお示しいただきました地域の事例を勉強させていただきながら、本市でも取り組めるところについては取り組んでまいりたいと考えます。

○15番（金子光博君） 実施計画の中にですね、移住定住の促進というふうに書いてあります。定住促進対策事業ほかというふうに、本年度は731万5,000円予算を計上されておりますが、この移住定住促進制度の確立へ向けて調査研究費等を予算計上する考えはございませんか。

○議長（上村 環君） 質問の意味は理解されていますね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ直接的にはただいま移住定住促進事業の計画のための事業はしておりませんので、少し今のお話、今までのお話を参考にさせていただきながら取り組みを開始してまいりたいと思います。

○15番（金子光博君） 取り組みを始めるということでしたけれども、どんなことから。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定住化、そして移住化の促進ということにつきましては、度々このことについてのお尋ねが議会でもされているところでございます。

私自身、この住宅政策、定住政策につきましては、関係課を中心に協議を重ねてきた結果、今お示しているような内容でしかないところでございますが、御指摘を受けるたびに少々足りないというようなふうにはいつもいつも感じてきていたところでございます。

そのような中でも、できうる限りのストック活用計画の推進、あるいは長寿命化、あるいは分譲地の造成ということについては、その都度その都度取り組んできたところではございますが、少し今お話があったような観点からの長期的な取り組みというのは考えてこなかったということでございますので、改めて考えさせていただきたいということでございます。

○15番（金子光博君） だからですよ、お金がないと職員は動けませんかね。だから来年度へ向けて調査研究費を予算計上する考えはないですかというふうに私は、お金は大小は言いませんよ。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたとおり、このことにつきましては、前向きな形で取り組みを開始させていただきたいと思います。

○15番（金子光博君） 一つ、もう時間がないですのでね、一日でも早くいろんな手を、その都度その都度、もうその時代背景にあった政策を次、次、次に昔のことがいついどんのよかわけじゃないですから、その時々が一番合ったようなのを手を打っていかんなですよ、手遅れになっ

たりすつといかんですので、職員の皆様方とも十分意見交換をしながら、そして勉強をしていただいて、この後期基本計画が2016年までですのでね、私たちも市長もですけども任期は後1年半もないわけですから、2016年がそういう時期がきたときにですね、もうちょっしもたと、あの時手を打つちよけゃよかったということがないようにしっかりと頑張っていたいただきたいというふうに思います。

通告はしてありませんでしたけれども、副市長、何のための補佐役じゃないわけですからね。県内いろんなところで個性を出した事業をやっているところもあるわけですから、そういうのをいち早く情報をキャッチしてですよ、そういうのを市長につなぐのもあなたの仕事の一つです。ちょっとあなたの考えを聞かせてみてください。

○副市長（清藤 修君） 今議員がおっしゃったように、私も県からきておりますので、いろいろなところの情報は仕入れなければならないと思います。

ただ、今までは今までやっていた分野についてはある程度仕入れてきていたわけですけども、こういった部分については、まだ若干足りない部分があると思いますので、今後いろんなところから情報を得たいと思います。よろしくをお願いします。

○15番（金子光博君） はい、終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。



午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 質問をする前に、昨夜3時頃から新聞を見ながら、政治家の厳しさというものを実感しながら新聞を見ていましたが、市長も質問しますが政治家の一人ですので、気楽な気持ちで聞いていただければ有り難いと思います。

時間もたっぷりありますので、どこまでやるか分かりませんが、私は農村集落の声を代弁して質問をさせていただきます。

少子高齢化が進み、特に農村地域の自治会においては、限界集落化が進んでいます。その中で、生活に欠かせない水道の整備のされてない地域についてお伺いいたします。

志布志市内で、市水道の通水していない地域の現状をお伺いいたします。

今まで柳井谷、田床自治会においても個人またはグループでボーリングをして地下水を利用してまいりました。これまでも、何回となく市水道を引いてほしいという意見がありましたが、高額な負担が壁となり、なかなかまとまらないのが現状です。

しかし、近年災害や水路の変化など様々な理由により、市水道を引いてほしいという気運が盛

り上がっています。経済的な負担はやはり大きな問題となっていますが、市として何か負担軽減の方策はないものか。また、これまで同じような補助事業はないか、市として考えを併せてお伺いいたします。

次に自治会において過疎化、高齢化に伴い、自治会活動が難しく、実際一人または二、三戸で自治会を運営しているところもあります。今後このような自治会が増加すると思いますが、その対策は考えていないかお伺いいたします。

次に、自治会内の道路の維持管理についてお伺いします。

自治会内の市道の維持管理には、市からの助成金がありましたが年々減額され、また暑い時期の作業であるため、実施しない自治会もあると聞きます。先ほども言いましたが、高齢化のため作業ができないところもある自治会も出てまいりました。久々に郷里へ帰郷され、自治会内の道路が荒れておりさびしい思いをしたという声もあり、何も対策を立てないわけにはいかないような気がいたします。市として、自治会内、道路の維持管理について現状はどのように捉えているのか対応策をお伺いいたします。

15番議員の質問の中で、ダブル部分がありますが、私は定住している高齢化した社会を守るための方向性として中心に質問をさせていただきます。

あとは一問一答方式で質問させていただきます。1回目を終わります。誠意ある答弁お願いいたします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

はじめに志布志市内で市水道の通水してない地域についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

現在市内において、集落自治会規模で市水道を利用されていないところにつきましては4か所でありまして、潤ヶ野校区の柳井谷、田床、田之浦校区の上東谷、四浦校区の後谷でございます。柳井谷、田床、上東谷集落では地下水を利用されております。後谷集落では主に湧水を利用されているところでございます。

次に、柳井谷、田床、自治会から市水道が欲しいという要望が高まってきているということについてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

柳井谷地区の方に対しましては、平成21年11月に実施しましたアンケートの結果では、自家用水道水の利用者が約9割で、市水道は必要ないと答えた方が75%でございました。

その後、昨年7月のふれあい移動市長室において、地震等で水脈が途絶える心配から整備が可能かという御質問をいただきました。現在の水道末端から集落までの距離がかなり遠いので、利用戸数が少ないと新鮮な水が行き届かないため、布設は厳しい状態である旨の回答させていただいたところであります。

その後、地域の方々の要望に応えるため、何かいい方法はないかということで、課内で協議した結果、次の3案を導き出したところであります。

第1案としまして、隣接市町村からの給水。第2案として、柳井谷地区に新たな水源池を築造。第3案として、森山配水区域の拡張の3案を考えたところでございます。第1案につきましては、隣接市町村からの給水につきましては、経営が非常に厳しくて、給水区域の拡張は厳しいという回答があったところでございます。第2案につきましては、柳井谷地区に新たな水源池を築造ということでございますが、地震等で水脈が途絶えることを想定するならば、自家用井戸と同様の結果になることが考えられるところであります。

したがいまして、水の長時間滞留を防止するため全戸加入利用を前提とした上で、第3案としました森山配水区域の拡張を行い、天堤方面から田床、柳井谷集落に水道管を布設する案を中心に検討したところでございます。なお、この布設に際しての概算事業費でございますが、1億9,000万円にのぼるところでございます。拡張事業による分担金は、その分について単純に戸数割りすると1戸当たり約350万円。加えて引き込み用の宅内工事費水道料金が新たに発生するところであります。さらに、使用水量が給水量を下回る見込みで新鮮な水をお届けできない心配があるところでございます。

また、両集落についても現在給水区域外になっており、設置について仮に財政上の問題がクリアされたとしても県の変更認可が必要で、すぐに実施するのは厳しいという状況であります。

そのようなことでございますが、さらに可能な方法、手法については、あるいは負担金の軽減については、何か別な形できないかということでもありますので、今しばらく研究させていただければというふうに思うところでございます。

次に、自治会の戸数減少によって、高齢化のため自治会活動が難しい地域に対する何らかの対策についてでございます。

お答えいたします。

本市の自治会の現状につきましては、現在390の自治会がありますが、20世帯以下の自治会で65歳以上の高齢者が占める割合を示す高齢化率が50%を超える自治会が48自治会で、全体の12%を占めている状況でございます。特に、農村部や中心市街地の一部において、世帯数減少や高齢化が進み、今後も減少傾向にあることから、自治会機能の再生強化のための自治会再編が喫緊の課題となっているところであります。

これまでも本市においては、自治会の抱える課題の解決に向けて、自治会の在り方検討委員会を設置し、市民と行政が一体となって取り組む新しい自治、住民自治制度を構築するために協議検討を重ねてまいりました。自治会を取り巻く環境は、生活環境や社会情勢の変化により大きく様変わりしてきておりまして、それに対応した自治会機能の確立が求められるところであります。自治会のメリット、デメリットを明確にした上で、市民ニーズの多様化に対応したコミュニティの構築を目指し、地域住民が自主、自立できる新しい自治会組織の再編に努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、集落内の維持管理について、集落内道路の適正な維持管理が行われているとは思われないと。また、そのことについて対応ができなくなっているところもあるというようなこと

についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

本市での維持管理につきましては、松山、志布志、有明地区の全ての自治会へ市道の伐採や、ごみゼロのまちを目指して共生・協働のまちづくりを目指すため、集落伐採の依頼をお願いしているところでございます。自治会、NPO法人やボランティア団体、各種企業など、市民が主体となり、行政が相互の理解と信頼のもと、その目的を共有し、連携協力して地域の公共的な問題の解決に取り組んでおります。

自治会や市民の方々には多くの事業に取り組んでいただいていることにつきましては、感謝申し上げます。

議員御質問の内容から察しますと、多くの問題を抱えている自治会もあると見受けられます。市道の伐採を例に挙げますと、夏場の暑い時期に高齢者が草払い機を担ぎ、長時間にわたり作業をされていることも聞いております。夏場の作業ですので、熱中症や作業中の事故も心配され、毎年お願いしておりますが、作業中に事故が起こらないかということについては心配をしているところであります。

今年もほとんどの自治会に協力をいただいて、今道路の伐採作業は進んでいるところでございますが、今のところ事故もないということを知っておりますので、各自治会長さんを中心に地域住民の方々が、さらに緊張感をもって作業に取り組んでいただくということで改めてこのことについては感謝申し上げたいと思います。

今後も引き続いて御協力をお願いしたいということであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○14番（長岡耕二君） 今市長から答弁をいただきましたが、まず4か所あるということであり、やはり問題に今までなってきた部分が、柳井谷の例をとってみますと、問題点として各地区単位でボーリングをして、給水しているというのが現状であります。その中で、ボーリングの場合は停電になった時、通水できないという欠点もあります。

そして、今地震などを心配しておりますが、そういうときの濁り水、そして専門ではありませんが水位が変形して、多いときと少ないときがあるということもあります。そして、今問題になっておりますのが、高齢化の分、グループで5名ほどでやっていた分がなくなったりして、一人ないしは二人で維持しないといけないという部分が今問題となっております。

そして、公民館の公共施設、そして墓地などの水というものが、その近くの方に協力をいただいて通水しているのが現状であります。その中で、やはりみんなが問題になっているのが、これだけ高齢になっていくと、一人一人の負担が大きいということもあります。そういう問題、そして高額であるということで、今まで3回ほど市の水道をお願いしたいという気運がありましたが、今までと一緒に。市長にちょっとお伺いいたします。個人の負担金が350万円程度、そしてこの引き込み、そして水道の維持というものを考えたとき、金額を見てどのようにお考えになるかお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、概算事業費が1億9,000万円ということで、単純に戸数割りすると350万円ですよということで、お話し申し上げたところでもございまして、とてもこの金額であるとなれば個人的には引けないと、集落単位でも引けないということになろうかと思えます。このことについて何らかのですね、財源措置というものが考えなければならないということになろうかと思えます。

○14番（長岡耕二君） 実際に限界集落と言われます65歳以上の戸数が、やはり半分以上、そして今もありましたが、限界集落、そして今後かなり10年たったときをみんな心配して、今のうちにということでありますが、今通水されている集落、そして今後あと4か所ありますが、この維持というものを今後どのような形で進めていきたいというお考えであるかちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在それぞれの水源について、現在の利用形態の維持というのが難しいということに、高齢化によって難しくなっていくというような状況であるというふうなところでございまして。そのようなことで、市水道の設置と布設ということについて、今回要望が高まってきたということでございまして、改めて私どもとしましては、その財源について適当な財源を見いだしながら、より地域の負担が軽い形での急場というものについては、取り組みをしたいというふうには思うところでございまして。

○14番（長岡耕二君） 取り組みしたいということですが、例えばどういう形でできるのか、ちょっと市長の中にある部分と、そして今まで先ほども言いましたように不便な集落と申しますか、そういうところへの今まであった補助の対象とか、助成してきた例というものがあれば一緒をお願いいたします。

○水道課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、どういう取り組みかという1点目でもございまして、今後の維持経費につきましては、改良積み立てをもとに水道管の耐用年数が40年でございまして、その時期になりましたら計画的に維持補修をしていくと。また、水源池の施設関係についても同様な考え方でいるところでございまして。

それと2点目の不便な集落への対応についてでございまして、先ほど市長が答弁いたしましたように、市内で4か所の未通水の区域がございまして。ここに付きましても、現状調査の聞き取りの中で、過去に水道の方に、当時は町の水道課だったんですが、そこに通水のお願いにいったら、経費がちょっと高すぎるということで断念されてボーリングして地下水を利用されているという経緯もございまして。そういった地区との公平な観点から見てどうかといったことも含めて、さらに現状調査をする必要があるかなと考えているところでございます。

それと、過去の事例でございまして、平成2年に出水地区、森山地区かん水区域の拡張事業を行っております。その時は、町からの繰り入れプラス集落の個人負担という形で工事が実施され

ている事例がございました。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） 今お答えいただきましたが、何らかの形で助成をいただいて、来年度予算に組み入れることができるのか、そして、その対応をどのように考えているのか市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長の方で事前の事例等についての答弁もあったところでございます。

そのようなことで、また地元の方とも十分詰めていかなければならない内容もあるようでございますので、そのことを重ねさせていただきながら、このことについては、対応を進めさせていただければというように思います。

○14番（長岡耕二君） 再度お伺いいたします。

ちょうど来年の予算を編成する時期ではないかと思いますが、来年度何らかの形ができるということで理解してよろしいですか。

○水道課長（木佐貫一也君） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中で申し上げましたように、両地区が認可区域外である給水区域外になっておりますので、認可に必要な分が、今のところ五、六か月ぐらいかかると見込んでおりますので、来年当初の予算にはちょっと厳しいのかなという、今考えているところでございます。

それと、あともう1点ちょっと課題がございまして、今、市内の水道の平均使用量が1日300リットルになっておりますが、それで計算しますと供給基準の水量より小さい数字になるということで、水が腐食する恐れもあるという健康上の問題もございまして、その辺も含めて十分に調査、聞き取りをしていく必要があるかなと考えているところです。今水量については私300リットルと申し上げましたが、1日1人当たりが300リットルで、集落全体で32tの供給可能ということで試算しております。それに対して、集落規模で見た場合の1日使用量が270リットルで、集落全体で29tということで、供給水量より使用水量が若干少なくなるのかなということからの懸案材料かなということで考えているところです。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） 5か月ほど認可かかると、そして水量の問題があるということであります。

やはり、そういうことを今までも対応の中でいろいろと考えながら、やはり今まではボーリングが安価だということで今まで進んできましたが、今回の場合は、やはりぜひということでありますので、善処ある対応をお願いしたいと思いますが、もう1回市長お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今まで当該地区に置かれては、多分水道料がゼロとかいうような形で利用されていたわけでございます。そのような方が今後また水道料についてもきっちり標準的なもので支払っていただくというようなこともお話し申し上げながら、そして負担、工事の負担金はどれぐらいなるかとい

うこともお話、相談させていただきながら進めなければならない内容かということでございますので、地元の皆さんの理解を得ながら進めてまいりたいというふうには考えるところでございます。

○14番（長岡耕二君） いい答えなのか、ちょっと迷う部分もありますが、また、ないときは次の次回にこの件は質問させていただきたいと思えます。

それでは、次に自治会の対応ということに進めさせていただきます。

限界集落の部分については、前回の質問でありましたように、やはり今後5年後10年後ということは問題になるということでもあります。その対応が質問の答えを聞いていますと、やはりまだ遅れているというのが私の実感ですが、その件について市長の率直な意見、そして、今前議員の言われた分に含めて答弁がありましたらお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の自治会の件につきましては、現在390の自治会ということで、高齢化、そしてまた限界集落については先ほど述べたとおりで、2割ほどになっているという状況でございます。

特に農村部や中心市街地の一部におきまして、世帯数の減少や高齢化が進み、今後も減少傾向にあると、そのようなことから自治会機能の再生強化のための自治会の再編が喫緊の課題となっているということでございます。

これまでも本市においては、自治体の抱える問題の解決に向けて、自治会の在り方検討委員会を設置しまして、市民と行政が一体となって取り組む新しい住民自治制度を構築するために、協議・検討を重ねてまいりました。

自治会を取り巻く環境は、生活環境や社会情勢の変化により、大きく様変わりしてきており、それに対応した自治会機能の確立が求められるところです。自治会のメリット・デメリットを明確にした上で、市民ニーズの多様化に対応したコミュニティの構築を目指していきたいということでございまして、先ほど答弁したとおりでございますが、先ほどの議員の御質問にもあわせて考えてみますと、やはりこの自治会の統合については、かなり遅れていると。そしてまた、遅れている原因というものについて、さらに研究をさせておりますので、新たなこの再編についての考え方が近いうちにお示しできるんじゃないかなということでございます。そのことでもって、このような対象になる自治会の方々の安心・安全な生活を守っていくための地域づくりを考えてまいりたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） 先ほどは定住化促進ということでありましたが、その部分も多分にありますが、やはりここに生活されている皆さんの要望というものを中心に質問させていただきます。

今現在でも自治会を70歳以下で運営しているという集落があります。一人、二人で交代交代にやっている集落も一部には見受けられます。そして、あと5年、10年たった時は、さっきもありませんように3割のところはそういう限界集落に入ってくるということでもあります。やはり、早急に対応するというところで進めないといけません。

市長の答弁の中に、統合というような形で進めていきたいというふうにあります。やはり自

治会の統合というものは、今まで住まれた部分のやはり気になる部分も問題点というものはかなり多くあって、スムーズにはいかないと思います、その点をどのように捉えているか、市長お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおり、なかなか自治会の統合については進んでいないところが現況でございます。近年におかれましては、2集落のみが統合があったということで、390のうちの2ということで、このことについては、ほとんど進んでないというような状況でございます。

在り方検討委員会の中で、このことにつきましては反省をいたしまして、今まで何回も討議を重ねてきたところでございますが、この促進が進まないことを踏まえた上での議論を再び開始してまいりたいというふうに思っています。

本来自治会におかれては、年齢の構成についても幼児期から若年層、そしてまた高齢者というバランスのとれた形であることが望ましいわけでございますが、現況としましては、そのようなものを単一の自治会で構成することは難しいということでもありますので、ある一定規模をもってくくっていき、そして集落としての機能性を果たしてもらうことが望ましいということから、そういう前提から統合というような方向性をとらせていただいているところでございますが、歴史的に見てなかなかそれが進まない。あるいは地理的に孤立しているというようなこともございまして、現況としては進んでないところが実情でございます。

今後、そのような自治会についても統合が進めやすい、進めたいというような方向性を提示してまいりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） 市長が今言われたように、一定の規模というのは、どの程度の規模をお考えになっているかお伺いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 自治会の適正な規模ということで御質問ですが、今、在り方検討委員会が、平成20年度からいろいろ議論をしていただいております。その中で、新たな自治会への助成金ということで創出もいたしております。この中で、大方50世帯という一つの自治会の在り方ということでは、この検討委員会の中で出されているというところでございます。

○14番（長岡耕二君） 今示された50戸の規模ということで示しがありましたが、今の全体で390かな、これがどの程度の自治会にということであるのかお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今現在、松山に87自治会、それから志布志が167、それから有明が141ということで、390自治会でございますが、これは世帯ごとに見てみますと、10世帯以下というところが64自治会ございます。30世帯以下というところが合計しますと263自治会ということで、約67%が30世帯未満ということになります。

また一方では、100世帯を超えている自治会、100から150世帯というところが8自治会ございますし、また151世帯を超えるところが4自治会ございます。この中で、これも世帯がただ50世帯あればいいということではないような気もいたします。やはり先ほど市長の方も答弁いたしましたとおり、年齢構成もございまして、いろんな合併といってもすぐ隣の自治会同士と一緒にじゃあ

なるのかといった場合は、いろんな地縁血縁の関係もございまして、また歴史的な流れというか、歴史というのも十分ございまして、そこを各自治会390自治会ございまして、それぞれのいろんな要綱条件等をですね、今精査をして履歴と申しますか、各自治会の例えば加入金が幾ら取っていますとか、世帯が何世帯もなんですけど、いろんなところを今項目ごとに取りまとめをしておりますので、その中でお願いをしながらですね、決して自治体の方というか、行政が強制的にここここをというのはなかなか難しい部分がございますので、そういったところで、合併をするという気運が高まったところについては、こちら行政の方も積極的に関与して行って、自治会統合を進めていきたいというふうに思っております。

その前段として、今年度は各自治会にですね、市内の自治会の現状等を含めて説明会を実施したところでございます。

○14番（長岡耕二君） 今進めているということであります。

いろいろな形で農村集落の部分は、問題点と言いますか、閉塞感が漂っているのが現実であります。今までも議論しましたように、学校の再編とかですね、そういうところでやはり農村集落の雰囲気と言いますか、皆さんも御存知のとおり、やはりいろんな形で問題点が増えているのが現実であります。集落の自分たちの問題というものは、身近にありますか、そしていろんな形で問題と言いますか、心配されている部分、住民の心配されている部分が多分にあります。そういうところをやはりくみ上げて進めて行ってほしいというふうに思いますが、市長はどういう形で農村集落の統合とか、そういうところをお考えになっているか、もう少し踏み込んだ形で答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会が限界集落とか、高齢化して若年層がいないというような形になりますと、自治会活動が低下していくということがございます。

住民の方々は、基本的には自助という形になるわけですが、自助の次に必要なものは例えば災害等において特に必要なものは共助と、共助というのはまさしくそのような近隣の自治会の中での発揮できる能力ではないかなというふうに思っています。

災害の場合は、7割以上が自助ないしは共助で助かっているというようなこともございまして、公助なるものについては、最後に最大の力を発揮するものということもございますので、とりあえずは自助・共助ができるそういう自治会組織、そしてまた自治会活動というものが、今後ともコミュニティとして必要ではないかということをお考えのところでございます。

そのような意味合いから、昔と違いまして、それぞれの生活範囲が広がってきておられますので、旧来の自治会の単位でなく、近隣の自治会でそのようなコミュニティを新たに形成していただくということについては、可能かというようなふうに考えるところでございます。

そのようなことで、先ほど課長が申しましたように50世帯ほどが望ましいんではないかというようなことで、在り方検討委員会ではされておりますので、そのような数字でもって一つの自治活動ができる単位を目指していければというふうに思うところでございます。

○14番（長岡耕二君） やはり自治会をやりやすくつくっていくということが、やはり前提になりますが、やはり日本の今までの歴史というものを考えたとき、やはりその自分の住んでいる所というもの日本人というのはかなり大事にしてきた部分も多分にありますので、そういうところもやはり組み入れて、そういう形で進めてほしいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

集落内の道路の維持管理についてお伺いいたします。

先ほども言いましたように、やはりお盆の時期には、かなりの帰省のお客さんと言いますか、里帰りの方々がおられます。やはりお盆と言いますと、やはり日本古来の歴史をもっていますが、やはりお盆、正月は里帰りするという風習がありますが、その中で私は全然知らない方かと思って道を聞かれるのかと思っておりましたら、やはり久々にお盆に帰ってきたら、集落の本当ここだったっけというぐらいの荒れていたということで、「どうしてるんですか」と私に言われますから、私はちょっと迷いながらですね、やはり道路の維持管理というものが、やはりおろそかにしてきたんだなということを自分も気づきました。そしてやはりいってみますと、なるほどというようなところもありました。

今年は、雨も多く作業をする機会が少なく、そして草木も生い茂るのが今年の現状だと思えます。その中でやはり、集落の伐採というのが遅れた部分もあると思えます。やはり2極あるような気がいたします。一つは、集落が高齢化して集落伐採のできない集落も増えてきたと思えます。

そしてある一つは、市道の伐採ができるんだけど、夏の暑い日に事故も考えられますが、ちょっと今までは集落の維持費とか、そういう形で助成をいただいたものである程度努力してきた。それがやはり補助金が少ないのか、私もちょっと詳しいことは分かりませんが、そういう部分で2極あるような気がいたします。その中で、やはり今後自治会で維持していただくということを中心に考えてみますと、やはり今までの補助金があって、そして集落が伐採をできるんだけど断念したという集落もあるような気がいたします。その辺を今までであった戸数が何戸ぐらい減ったのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今現在集落伐採を有明地区は継続中ということで、ちょっとデータを有明地区持ち合わせてないんですけど、志布志地区におきましては、今年度2集落ほどが伐採できないということになっております。昨年も2集落ということでございますので、毎年2集落ぐらいかなとは思っております。ちょっとデータが古いんですけど、平成20年度からいたしますと、20年度252集落が伐採を行ってもらったところですが、22年度には245というようなことで減っていると、距離にいたしましても20年度から22年度までは85%ぐらいの延長が減少というような状況でございます。

○14番（長岡耕二君） ちょっとお伺いいたしますが、この期間で今まで補助金の対象が何か減額になったというのをちょっとお示してください。

○建設課長（中迫哲郎君） 多分補助金の減少と申しますか、合併当時補助をもらった、松山地区は補助がなかったわけでございます。それを統一しまして、大体3町統一して補助を出すとい

うようなことにしておりますが、過去志布志市地区は年に2回とかいうことで伐採を依頼しておりましたので、その2回分が統一した1回分に変更になったとなりますと、かなり半分に減ったのではなかろうかなと考えております。

○14番（長岡耕二君） それでは、志布志だけが減ったということで理解してよろしいですか。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいま答弁いたしました。もともと松山地区は補助はなかったということございますので、松山は増えたということになるかと思えます。志布志の場合は、年に2回というお願いをしておりましたので、それを統一するというで年に1回に統一いたしましたので、その分半分ほど補助が減ったのではなかろうかということです。

○14番（長岡耕二君） 今答弁があったとおりであります。今後はどういう形で進めていかれる予定であるかお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方が答弁しましたように、平成20年からしますと、平成22年についても減ってきているというようなことで、その伐採作業ができないという集落の申し出が増えているということでございます。

この作業につきましては、本当に暑い中で長時間作業をしていただいていると、また構成員の方々も高齢化が進んでいるということで、できないということであるならば、そのことについては率直に申し出ただけならばというようなふうを考えているところでございます。その分につきましては、私どもの方で別な形で対応していきたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） 先ほども言いましたように、集落で伐採できる集落もあれば、高齢でもう伐採不可能という部分も2極あるような気がいたします。その中で、やはり役員の自治会の会長に聞いてみますと、やはりあれで自治会の運営がうまくいっていた部分もあるということで、やはり作業という部分だけではなくてですね、自治会の運営というのにもかなり役に立ってたという部分を聞いております。その部分をどのようにお考えですか、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

最近の作業においては、ほとんどの方が草刈り機を担いで作業されるということで、かなり危険度が高い作業になっているのではないかとこのように思っています。

そのような中で、現在のところ本当にその作業によりまして、事故が発生していないということで推移しているところでございますが、今後高齢化等によりまして、そのことが発生する可能性が高くなれば、その自治会においてできないという申し出があれば、そのことについては対応していきたいというようなふうを考えているところでございます。その申し出があったところに対して、どうしてもというような形をお願いするというのについては、その自治会の判断でされた申し出であられるでしょうから、そのことについては真摯に対応してまいりたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） 先ほど言いましたようにですね、自治会運営にも助かってたという部分もあるような気がいたします。その部分をやはり自分たちでできない部分というのがかなり増え

てくるのかなというふうには想像していますが、その部分ではありますが、やはり自分たちの自治会でできる部分についてはですね、もうちょっといい対応はないのか、もう1回お答えをお願いします。

○市長（本田修一君） この道路の清掃活動につきましては、市内全域の自治会にそれぞれの集落に関連する道路についてをお願いをしているところでございます。このことが、集落の自治会の御都合によりまして、お考えによりまして、できないということになれば、そのことについてはその作業についての対価を支払うということはちょっと難しいということになるかと思いますが、現在この自治会活動につきましては、別途メニュー制度を設けておりまして、今後このメニュー制度についても見直しをしていきながら、自治会活動が活発なところについて対応していきたいというようなふうを考えますので、高齢化の中で自治、こういった道路作業、清掃作業が困難と思われるところにつきましては、別途例えば地域の景観維持について努めてもらうようなメニューについて積極的に取り組んでもらう形での集落維持のための資金づくりについては、対応ができるようになるのではないかなというふうに考えるところでございます。

○14番（長岡耕二君） やはり集落の維持というものであります。やはりいろんな形で維持していただくという形で、今後も進めていってほしいと思います。

そして、集落でできない部分は、そういう形で替わった形で進めていくということですが、最後に今農地水という環境の事業と併用して集落でも活動されている部分がありますが、このことの整合性というものをどういう形で進めていかれているのか少しお示しをください。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

農地水環境保全整備事業につきましては、新規に今年度から新たに事業が始まったわけですが、あくまでもこれは受益地、水田、畑等の受益地の中にある農道、農業用施設の維持管理という観点でございます。それが主体になりますために、その集落的道路が受益地内にカウントできれば当然維持管理の形で対応できると思いますが、その辺は現状を見ないと、私としても何とも言えない状況でございます。

○14番（長岡耕二君） ちょっと話に聞きますと、この方がわりががいい部分もあるというふうに集落の役員の方にちょっと聞いたことがありますので、ほかにもこういう農地水に近いような補助金とか、集落を守るための集落と言いますか、農道整備、そしてそういう環境というものをまだほかにも事業があるのか、もしあったらお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落の環境を守るために、この市道等についての伐採を清掃作業をしていただいているところでございますが、これは市独自の事業でございまして、このような形で別な事業があるということについては、私どもはまだ認知していないところでございます。

今お話ありました農地水というような事業の中で、農道等についてのそのような制度があるということについては、議員も御承知のとおりでございますので、今後また別途ございましたら皆さん方に紹介したいというふうに思います。

○議長（上村 環君） 補足がありますか。

○14番（長岡耕二君） やはり、農村集落の周辺にいますと、かなり今閉塞感があるような気がいたします。やはり今の現状を見ますと、やはり政府もあてにならない。そしていろんなところでもあります。

そして少子高齢化、その中で安定した生活をするためには、やはり市長が言われましたように自助・共助いろいろな形で進むと思いますが、やはり少子高齢化はこの地域にとっては足踏みではなくかけ足で進んでくるような気がいたします。そういう対応をやっぱり真剣に取り組んで、住環境の整備、均衡ある発展を願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時14分 散会

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成24年9月12日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

日程第3 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一



欠席議員氏名 (0名)



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、林勇作君と岩根賢二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

昨年9月議会でも、冒頭、菅さんから野田さんに総理が代わって1週間というそういう時期でありました。今、自民党総裁選、そして民主党総裁選、まさにそれぞれの2大政党が新しい党首選びを展開をされていると、外から見ると何かに2大政党が行き詰まったのかなというものを感じながら見ているところであります。

政党というのは、本来国民に責任を負うものでありまして、それぞれ全国くまなく市町村はありますけど、そこに党員がいて、支部がいて、そして住民のいわゆる国民の皆さんの声に真摯に耳を傾けて政策として、そのことを実現をしていく。それが本来政党として、国民に責任を負うことであるのではないかというふうな思いがしております。

私も議員をさせていただいております、いわゆる住民の皆さんと色々な声をお聞きをします。そして、そのことを民主的にこの議会という、このものを通じて執行部の皆さん方に提案、提言しながら実現をしていく。そういった立場でこれまでもやってきました。

今回5項目ほどしておりますが、通告をしておりますが、そうした立場で住民の皆さんの声をしっかりと行政に届けると、そういう立場で質問をしてまいりたいというふうに思います。

それでは、順次質問をします。

まず、職員雇用についてということで通告をしました。

国が示す集中改革プラン、それに基づいてそれぞれの自治体で職員適正化計画、いわゆる職員の削減、そういったものがどんどんされてきた感があります。昨年3・11を迎えて、これまでも議会の中で、市長にこうした集中改革プラン、また適正化計画の見直し、そういったものをいったん立ち止まって、よく考えてやる必要があるのではないですかということも踏まえて、市長にこれまで職員の雇用の関係等々で、約4回このほど質問をしております。

今回もそうした問題について質問をしますが、これ人事院が毎年勧告をします。そして、その中に2008年の人事院の事務総長通知ということで、一般職の職員の給与に関する法律第22条第2

項の非常勤職員に対する給与についてという通知があります。これ、いわゆる指針というふうに言っていますが、約4項目ほどあります。

一つに、基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等のに要素を考慮して決定し、支給すること。二つ目に、通勤手当に相当する給与を支給すること。三つ目に、相当長期に、長きにわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を、勤務時間等を考慮の上支給するように努めること。四つ目に、各庁の長は非常勤職員の給与に関し、前3項の規程の趣旨に沿った規程を整備することというような人事院の事務総長の通知が发出されております。

そういったことを受けて、今回この通告をしております質問ということでさせていただきます。

まず、本市の職員の数もだいぶ減ってきているわけですが、現在総体で342名、9月1日現在です。本庁の正規職員ですよ。そして嘱託職員226名、そして臨時職員83ということで、臨時職員、嘱託職員合計しますと309名の方がお勤めになっているという状況があります。

今回は、嘱託職員、臨時職員、パート職員等の皆さん方の問題について質問をしたいというふうに考えております。

7月に市の方、当局の方で25年度以降の嘱託職員、臨時職員の勤務条件等に関する基準ということで、説明会がなされております。その説明会に、それぞれの方が参加されたわけでしょう。それぞれ私もそういうことがあったということで、だれだれというわけにきませんが、それぞれのところで本庁、支所が二つあります。そういったところでお聞きをしました。それぞれの職員の方の受け止め方がそれぞれなんですよね。そういった意味で、この説明会を受けて不安に思われたり、そういう職員もおられると思います。説明会の報告書はここにありますが、当局の基本的な考え方というのを私もこれを見て初めて5年とかいうのは前から聞いておりましたが、具体的な25年度以降のこういったものを出されたのは、今回初めてでありまして、私の受け止め方がですよ。そういうことでありますので、現在そういう基本的な嘱託職員、臨時職員、パート職員に対する基本的な考え方を市長にお伺いしてみたいと思います。

よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

定員適正化計画に基づき、正規の職員数が削減される中において、行政サービスの低下を招かないようにするために、保育所、学校現場等における業務に従事する職員については、月額雇用、一定期間の雇用確保といった身分保障を行い、優秀な人材の確保を行うことが重要であると考え、嘱託職員制度の導入を行ったところであります。

また、合併時、合併の時点では、賃金単価は統一されていたものの雇用基準については、旧町の基準を適用することとしたために、同一職種であっても複数の雇用形態が存在するといった状態が続いていたことから、比較的長期の雇用を行う場合の雇用形態としては、嘱託職員、臨時職

員の2種類に簡素化統一を行ったものでございます。

このことにつきましては、平成20年度の嘱託職員制度導入前に、臨時職員を対象に説明会を実施しまして、市の方針や考え方を説明したところでございます。

○19番（小園義行君） 市長、説明会をしたのはよく分かるわけですよ、具体的にここにあるんですけど、僕が、じゃこれが基本的な考え方なんですね、分かりました。じゃあもう1回お願いします。

正規の職員がどんどん少なくなっていく中で、嘱託職員、臨時職員、パートの職員さんのいわゆる市長が思っておられる雇用をされるわけですけど、この方々正規の職員が少なくなっていく中で比重が非常に、仕事に対する比重というのは嘱託職員、臨時職員、パートの職員さんは非常に重たくなってきているというふうに思うわけですね。正規の職員が少なくなっていくわけですから、そういった意味で、市長がこの嘱託職員、臨時職員、パートの職員さんに対する思いというのはどういう思いがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、本市では旧3町が合併されまして、その時に行財政改革がスタートしたところでございます。その行財政改革の中で、職員の適正化計画が立てられまして、それに基づきまして、順次人口規模が同程度の行政と合わせて本市においてもそのような形での職員の適正化を順次図っているところでございます。

そのような中で、業務としましては、様々な形でのサービス提供というものが、現実的には増えているということもございますので、そのことで対応できない分について、職員の事務的なものについては、補足するものを臨時職員として採用してきたということでありまして、その中でも、特に専門職については、嘱託職員としてきたところでございます。これらの方々につきましては、それぞれの職務に応じて適切に職務について対応していただいているというふうに考えております。

○19番（小園義行君） それはそうでしょう、賃金いただくわけですからそうですけど、本来私はもっとですね、職員の人というのはいつも言いますが、財産ですよ。昔のえらい武将が言っていますよ、「人は石垣、人は城」だと、なぜかというところそういうふうにして全部を守っていくという意味ですよ。ここの自治体においてもそういう職員の人に対する、正規の職員の方も含めてという意味ですよ。そういう思いが首長の中になんかといかんというふうに僕は思うところがあります。せっかく大切に育ってきた人、いわゆる財産としてきちんと生かしていくというのは、僕は基本的な考え方の在り方でないといかんというふうに思うところがあります。

そこで今回、この説明会を受けてですね、影響というのが全くなかったのかですね、それぞれいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の職員説明会に対しまして、その後それぞれの部署で、また対応について、慎重にしてほしいというようなことの要望があったところでございます。そのようなものにつきましては、今

担当の方で精査いたしまして、いかなる形で対応できるかということを検討しているところでございますが、基本的には平成20年にお話ししました方針というものを踏まえながらやっていきたいということでございます。

○19番（小園義行君） これまでと同じにやっていくよということで、実際影響がですね、例えば、この説明会があって5年を区切りとするということが書いてありますね。今、例えば30何歳だとか40何歳で、5年後自分がどうなるっけと考えたときに、子供の年齢と自分の年齢5歳足した時ですよ、その時に新しく職場が見つかるかなと、じゃあもう今のうちに転職した方がいいということで、実際にお辞めになってその部署というのは大変困ったりされているというところもあるというふうに僕は思っています。そういった意味でね、市長はあんまり影響はなかったというふうに思っておられるんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市を取り巻く雇用の状況については、きわめて厳しいものがあるということで新たに職を求める方々がたくさんおられるというような状況はずっと続いているところでございます。

そのような中で、本市の職員、そしてまた臨時職員についても、そのような環境というものを十分御理解いただいて、そして私どもとしましては、新たな雇用形態というものを臨時職員の方々にお願いしようというようなことでございます。

本来臨時職員につきましても、そしてまた嘱託職員につきましても、年限が区切ってあったところでございます。今までの慣行で、そのことについては特段触れることもなく、常態化していたというようなことがあったところでございますが、先ほどお話ししましたような世情というものがありますので、そのことについても十分私どもとしましては、対応しなければならない内容ということで、今回このようなことに5年前から取り組もうというようなことで、お話を申し上げ、今回そのこのようなことの実施をしようということでございます。

○19番（小園義行君） 市長はそういうことでしょうか。じゃあ実際にですよ、それぞれのところでね、影響がなかったというふうにお思いですが、それは後にして、ここで少しね、嘱託職員、臨時職員、パート職員、ここにそれぞれ更新雇用期間及び更新ということで、5年を限度に更新できることとするというふうにありますね、60歳を超えたらこうですよと。その時にですよ、いわゆる5年が終わりますね、その終わる年に再度またお願いをして、更新ができるというふうに嘱託職員、臨時職員、パートの方、臨時の方はそれぞれいろいろあったりするかもしれませんよ、パートの方もそれぞれ嘱託もあるかもしれない。その方々が再度お願いした時に5年を過ぎたけど、もう1回また再度5年更新、1年更新という意味での5年というのができるというふうに理解していいんですね、この文章を見るとそうですけど、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

雇用機会の公平性、透明性という観点からいったんは雇用は中止ということになるわけでございますが、再び応募して採用されるということは当然であろうかと思えます。私どもとしましては、そのことに対しまして、拒む理由はないというふうに考えているところでございます

○19番（小園義行君）　ということは、それぞれの方が、また私は5年たったけど、役所では仕事をしたいということでお願いを、もちろん職安を通してですよ、した場合オッケーということで理解していいんですね。

○市長（本田修一君）　はい、ただいま答弁いたしましたように、再び応募されることは可能と、そしてまた、その方を応募の状況によりまして、例えば多数応募者があれば、その中から採用していくというような公平性を保った形で採用していくというようなことになろうかと思えます。

○19番（小園義行君）　市長よく分かりました。

公平性という意味からすればそうでしょう。でも、今あなたがここにまさに書いてある法を犯しちゃいけないからですよ、いわゆる1年以内として更新して行って5年最高たったら一応終わりですよというような説明があったもんだから、皆さんそれぞれ、ああもう5年後は駄目なんではないかというようなことがあって、今回お辞めになって、別な転職をされていったということ等もあるもんですからね。

もう1回確認します。嘱託職員、臨時職員、パートの方でも5年間が過ぎても、きちんとその中で再度6年目に入ったときに職安等を通じてやられた場合には、可能だというふうに今の答弁として理解していいですね。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

引き続いて雇用ということは、少しないのではないかなというふうに思っているところでございます。

他市の状況を見たときに、再雇用する場合は、6か月以上の期間を置いて再雇用ということにしておりますので、本市におきましても原則6か月以上の期間を置いて応募ができる方向で考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君）　そうであれば最初からそうおっしゃってくださいよ。ここに1年以内とし、必要と認める場合は、60歳到達年度までを上限に5年を限度に更新できることとするということで、これはうたっていますよ、あなたが。そうであれば、今のようなことをおっしゃるのであれば、最初から言ってもらわないと論議の仕方がまた違って来るんですよ。

僕は、これを見たときに、ああそういうことで大丈夫だねと思ったんですね。今回そのことが理由で、例えば、それぞれ農業委員会、教育委員会、嘱託職員に対してもいろいろでしょうが、簡単にね、あなたが言うように公平性ということからしたら確かにそうでしょう。だけど、1番目にこの定義というのは嘱託職員と臨時職員の方を書いています。いわゆるその経験も大事だよということがあなたが書いてるじゃないですか、ここに。そういうことからしたときに、毎年毎年の中でずっとその人たちが培ってきたものを5年済んだからボンと新しく人に代えますよということでやったとしてもですね、仕事はうまく、正直言っていかない現状があります。この正規職員と嘱託職員、臨時職員、それぞれ本庁、志布志、松山支所って、こうそれぞれいただいています、この中で嘱託職員や臨時職員、パートの皆さん方が果たしてる役割はとても大きいものがあります。

その一つに例えばですね、志布志支所の農業委員会分局、あそこ、この説明会があつてびっくりしたんですけど、お二人急に転職されたんですね。正規職員の人がお一人おられて、あといない状況があつて、担当の課長さんにお聞きしたら、こちらの方から臨時職員の人をお願いしたというようなこともありました。正直言って、そこの分局にしてみたら、とてもこれはえらい迷惑なもんですよ、正直言って。先を考えたら、その転職した方が自分にとって人生の設計上いいねと思つたら、市長のそういう説明がきちんとなかつたばかりにお辞めになっている。別なところにいかれてますよ、正直言って、御存知でしたか。

○総務課長（溝口 猛君） 農業委員会の志布志分室の臨時職員の件でございますが、農業委員会事務局長の方から辞められた理由、それと再就職先の内容についてはお聞きしております。

○19番（小園義行君） そういう状況が発生してるわけですよ。そこでですね、よく市長考えてください。正規の人が一人おられますね、じゃあ新しい人が応募するけど、簡単にいるかといつたら簡単にいませんよ、正直言って。現状どうなってるかというのは確認はしていませんが、担当の課長さんの方から、こちらの臨時の方をそっちへ行っていただきましたと、だけど、その正規職員の人が仮にですよ、ちょっと現地調査だとか出たりした時に、新しい人がそこへぼんと二人おつても、3条の申請、何の申請、除外の申請きても分かりませんよね、簡単に。そういうことも踏まえた上で、先ほどの議論というのはやっぱりやらないといけないなと思うわけですね。だから、公平性の観点で5年たったからもう代えますよというようなことには、僕は勢いならぬよというふうに思うものですから、しっかりとそこに蓄積してきて経験をしている者でないと、正直言ってここにおられる担当の課長さんたちだって、いきなり今の人たちが辞められてですよ、入ってきました、簡単にいくものでないというふうに思うわけです。そこに、やはり5年間のいわゆる月に十何万とかいろいろ金額はありますね。投資をして、育てて、その人がきちんと正規の職員の皆さんと同じようにできるぐらいにスキルも上がってくるという、それがとても大事なことだろうて、その人をゼロにしてしまうのかねという、そこは、公平性という観点からしたら当然それは入りたい人はおられるでしょうけど、それはそれとして、競争の原理であなたが言うそこできちんと判断したらいいじゃないですか。

だから、そういう影響が全くないということで、この5年ということに区切つてもう駄目ですよというようなことにしてしまうと、そういう影響があるんですが、その志布志の農業委員会のことを含めて、僕も農業委員をさせていただいてますので、しょっちゅういきますよ。新しく人がいない状況がずっと発生しましたよ。その中で、どういうことになるのかな全体として考えたときに、心配をするものですから、そういった配慮というのは全くない中で公平性だけでやるとしたら問題があるねという思いがあつて、今質問しているところですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の方々に臨時職員、嘱託職員の方々が新たな職員に代わつたということになれば、当然そこに在籍する、同席する職員が、その臨時職員の方々を指導しなければならないという負荷が生じてくると思います。

しかし、私自身はそのような形できていただける臨時職員の方々、嘱託職員の方々、それなりに知識を持ってお持ちであり、また意欲もお持ちであるということで、すぐさま対応できるような体制にもっていったいただけるのではないかというふうに思うところでございます。

そのようなことで、私自身としましては、市長になって以来、どうしてあの方は臨時職員なのに、何年も何年もいるのと、いるのということの問いを何回も聞いたところでございます。そのことにつきましては、改めてその職たるものはどういった方々が担うべきかということ考えたときに、この特に臨時職員の中では事務の補助という方々については、本当にいわゆる補助的な形で、極端に言えばすぐさま新しい人が代わってきても、そこに同席する職員が指導することによってすぐさま対応できる職員に育つということになるかと思いましたので、今回改めて公平性というような観点から20年に発表した形での職員体制にしていきたいということで改めて説明会をしたところでございます。

○19番（小園義行君） 今あなたがおっしゃっているのは確かにそれはそうでしょう。だけど相当な知識、経験等を必要とするというここに嘱託職員定義していますね。5年、10年でやってきている人たちというのは、相当の経験と知識をお持ちですよ、正直言って。大変申し訳ないけれども、正規の職員の方が初めていかれたらその人から、言葉は悪いけど、どうかなみたいなこともおそらく発生しているのではないかという気がするんですね。

そこで、ぜひですね、5年だからもう終わりということじゃなくて、ここの定義がうたってるように、そのことで排除するというにならないようにですね、ちゃんとやって、投資をして育ててきたわけだから、その人の力を生かすというその姿勢に立ってないと、公平性というのは今度は逆に言うんですよ、おかしくなるんじゃないですか。そのことを排除しないということで市長考えておられますか。もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、いったんは雇用の形態を終了すると、させていただくということをとるわけですが、また公募しまして、応募された場合には、その方も対象にするというようなことも措置をとるところでございます。たしかに長年経験を積まれた方、在籍された方につきましては、本当にある意味で言えば職員以上の能力をお持ちの方もおられるというふうには聞いているところでございますが、本来その担うべき職務自体が、その同席する職員の補助的な役割を担うというようなことになろうかと思しますので、そのことについては、人事の異動があった場合には、その同席する職員が新たにまた教育をし、そしてまた一日も早く市民サービスが全盛期と同様な形で提供できるような形の教育がなされるというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 嘱託職員、臨時職員、パート職員とこういう状況がある中で、それぞれに臨時的に雇用とかですね、一般事務のそういうことではそうでしょう。だけど、あなた自身が、まあ言えば1年更新でずっと雇ってきたわけですよ、今までもそうですよね、これ。あなたの理由で言うと、それおかしいことになるわけですよ、実際そうでしょう。ずっとやってきたわけで

すよ、今回急にこういうことになって、いろんな影響が出ているというふうに思う。

そこで、教育委員会や農業委員会、水道課、それぞれも、それぞれに特殊性がありますね。ここも全く同じようにその嘱託の人を考えておられるんですか、臨時の職員、パートさんについてもそういうふうに非正規の方を考えておられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに申しましたように、今はまだ詳細については、そのことについて詰めきってないところでございます。

それぞれの部署で、それぞれの嘱託の在り方ということについて、それぞれの部署からの要望がされているところがございます、そのことがまだ整理ができておりませんので、改めて整理をして、このことについては進みたいというふうに考えます。

○19番（小園義行君） この問題については、それぞれ通告の段階では、市長ということだけにしておきましたけれども、事務局を通じて教育委員長、そして農業委員会会長、そういったところにもお願いをしておきました。水道課については、管理者は市長ですのでね。現実それぞれところで、こういうことになった場合にどういった影響が出るのかということについては、それは特殊性がありますね、教育委員会にしても農業委員会にしても水道課にしても、そこらについては、それぞれの担当の言葉は悪いですけど委任がされていますので、答弁を求めていますかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

嘱託職員等の任用につきましては、総務課から基準が示されておりますので、教育委員会といたしましても、それに基づいて任用するということにはなろうかと思えます。ただし、特殊な職種、あるいは業務につきましては、入れ替え方法を今後検討していく予定にしております。教育委員会といたしましては、嘱託職員の入れ替えによりまして、事務に支障がないように、あるいはまた住民サービスが低下しないようにということは配慮しなければならないと、こういうふうに考えております。

○農業委員会事務局長（福岡保孝君） 農業委員会会長より委任を受けておりますので、事務局の方で答弁させていただきます。

農業委員会の業務につきましては、農地に関するものが主でございます、各種の申請書、申出書、届出書の確認、審査、添付資料等の確認など、ある程度専門的な知識と、地図を見て場所の確認をするという作業があり、経験を要するということはあるとは思いますが。

ただ、農業委員会に関しましては、支所ではなくて分室ということで、応援態勢と申しますか、事務局の方で応援は行っているところがございます。

また、今回のことを受けまして、臨時職員の2名の欠ということで、それを農業委員さんをはじめ他課の皆さん方にも御協力いただきながら、新しい臨時職員の方を探していただきました。今週になってやっと見つけることができまして、現在手続き中でございます。

終わります。

○水道課長（木佐貫一也君） 水道課関係についてお答えいたします。

嘱託職員につきましては、本庁1名、松山支所1名を含めて、現在6人いらっしゃいます。臨時職員については、志布志支所にある水道課本課に二人いらっしゃる形になっております。

任用につきましては、地方公務員法に準じるということになっておりますので、本課におきましても、基本的には一般会計に準じた形で行う考えでございます。

ただ、特殊事情につきましては、旧志布志町の水道事業から引き続き雇用されているということと、金融機関関係の実務経理をされているという専門性を持っていらっしゃるという点については、特殊性があるのかなという考え方でいるところです。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今市長お聞きになったようにですよ、それぞれ独立した委員会で、それぞれが仕事をされているわけですね。そういった中には、そういう専門性というのも当然必要で、特に水道関係とか含めると、水道料に跳ね返る場合もあるわけですよ、言葉は大変申し訳ないけれども、そういった意味で、この嘱託職員の人たちが長くそのことで頑張ってきて、本市の水道料金が引き上げになってないという、その事実も踏まえた上でね、これやらないと問題でしょう、これ。ぜひこの嘱託職員、臨時職員、こういった方々の経験というのをゼロにしてしまうようなやり方というのは、僕はよくないと、サービスの低下に確実につながっていますよ、それは。もちろんそのスキルがすぐ1週間ですきという仕事もあるでしょう、それはね。だけど、そういう状況にないじゃないですか、正規の職員の方だって異動されて、すぐ仕事ができるということには僕はならないと思っています。その意味で、この方々のこれまでの長く積んできた経験、そういったものを本当に活かしていくという意味では排除しないという、その考え方に立っておくべきだというふうに思うんですね。

そのことについて、それぞれ教育委員会、農業委員会、水道課の方もありましたが、ここの市長部局としても、そういうふうな考え方に立てないものですか。もう1回最後をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サービスの低下を来さないということにするためには、一挙に全ての方に新しい方に全ての部門について、新しくきていただくということをとらない形でしていきたいと、順次3年ほどかけてこのことについては取り組みをしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、先程来お話がありますように、その方々のスキルないしは経験というものが、十分その部署では伝わっていると思いますので、その伝わったものについては、きちんと新しい方に継承できるような体制をその部署でとってもらえるようなものをつくっていきたい。

それから、はじめにも申しましたように、当然公募をしたときに、また新しく応募されるということについては、可能ですということのお話は申し上げたところでございます。

○19番（小園義行君） そのことを理解していきます。よく分かりました。ぜひですね、そうした方々の経験、そういういったものが、ぜひ生きるような形での更新の在り方というものについて、今市長の方から答弁がありましたので理解をしました。

次にですね、人事院のこの指針に基づいて、本市は大変努力していただいて、いわゆる通勤費を昨年からです、出して2,000数百万円のもの、新しくその嘱託の方々等々、非正規の方に支払いがされて、住民の皆さんのところに入ってるわけですが、今回この指針が求めていますところの3番目ですかね、相当長きに長期にわたって勤務する非常勤職員に対して期末手当に相当する給与を勤務時間等々を考慮の上、支給するよう努めることということで、指針が求めているわけですが、今そういう方々がここに226名、約300名近くですかね、臨時職員の方を含めてですね、そういう方に対して、改正パート労働法は常勤職員との均衡義務というのを課しているわけですよ、これは法律ですよ。そうした点からした時に、ぜひですね、この嘱託職員等をはじめとして、非正規の方々に期末手当と言いますかね、そういうものが支給ができないものかというふうに思うんですが、この人事院のその事務総長の勧告、この指針に基づいてどういうお考えをお持ちですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり人事院勧告によります非常勤職員の給与決定に関する指針につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に関する期末手当でありまして、本市職員は地公法第22条第5項の非常勤職員ということで、任用根拠が違うものではないかというふうに考えております。

しかしながら、このことにつきましては、他市の状況も研究してまいりたいということでございまして、現に県内でもそのことについて取り組みがされているところもあるようございますので、今後自治法改正も視野に入れた検討もされているというふうに聞きますので、そのことについても注視しながら考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そのことについて、県内の状況というのも個々に私自身も調べましたが、当局の方でもお調べになってると思います。それがあればですよ、僕の資料が古いかもしれませんが、もしこれ副市長の方でもいいですけど、県内そういった支給の状況というのが分かれば、少し教えていただけませんか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど市長が申しましたとおり、現在の自治法等では、期末手当としての支給はできないところでございます。

県内におきまして、報酬に加算して支給しているところでございますが、鹿児島市、出水市、それから霧島市、あと南九州市、この4自治体が支給しているようでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そういった意味で、改正パート労働法の常勤職員との均衡義務と言いますかね、そういったもの等々の法律もありますので、今市長の方から答弁がありましたように、県内の状況もそういう支給しているところもあるということで、一般職の皆さんのもう本当に代わりをされているという状況がありますのでね、ぜひそういうふうにしてまいりたいということでもありますから、早急にこれは検討していただいて、支給というその方向でやっていただけるものというふうに理解をして、次に進みたいと思いますが、答弁のとおりでよろしいですね。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしましたとおり、県内各市の実態を詳しく調べ、そしてまた、今後改正されるというふう聞いております自治法改正も視野に入れた形で注視して研究してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そういう形でやっていただきたいと、そのことがひいては志布志市の市民のところに税金を有効に生かすという意味でいくわけですからね。そして、そのことで消費が伸び、また税収が伸びるとかえってまた本市の税収が上がっていくということにもなるわけですので、ぜひそういうことで理解をしましたので行きます。

次に、この通告の仕方に私も非常に悩んだんですよ。種田山頭火句碑の設置と管理の在り方を問うということと、藤後左右先生についての認識を問うということで、この種田山頭火句碑の設置は、最初旧志布志町時代に国民宿舎の特別会計の中から始まったんですね、観光振興とやるのか、すごく迷いながら文化振興ということとでさせていただきましたが、現在種田山頭火句碑が約13基ほど設置をされてまして、それぞれ市長もそれぞれこれ、見られてるわけでしょう。種田山頭火句碑めぐりということありますね。ここについて、今後の考え方、もうこの13基で終わりにされようとしているのかどうかということと、この句碑をいわゆる観光のそういうものというふうに捉えるのか。文化振興というか、生涯学習という意味も含めてですけど、どういうふうな位置付けで、今後これを考えて管理をしていこうというふうにされているのか少し考え方を聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

種田山頭火は自由律俳句の最も有名な俳人の一人でありまして、昭和5年10月10日から12日まで旧志布志町に滞在し、この間46の句を詠んだと言われております。

旧志布志町では、この山頭火を観光振興に生かす目的で、平成15年度にダグリ岬に2基の句碑を設置したのを皮切りに、平成16年度に設けた句碑検討会で選定された句を合併後も毎年計画的に設置し、平成22年度で13の句碑及び山頭火が宿泊した鹿児島屋跡に案内場の設置が完了したところであります。なお、句碑の場所については、市有地を中心としておりますが、一部民有地や県及び国有地にも使用許可をいただき設置させていただいているところでございます。

市では、句碑設置完了と同時に句碑巡りマップを作成いたしまして、総合観光案内所に置くなど、観光振興はもちろんのこと、教育文化振興にも役立てるよう取り組んでおります。

種田山頭火はもちろんのこと、その句碑自体も文化財的側面が強いことは十分承知しておりますので、今後につきましては、設置した港湾商工課を含む関係部署と十分連携をとりながら、観光や教育文化振興に更に生かせるよう管理体制を検討していきたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、種田山頭火は放浪の俳人と、こういうふうに言われているようですが、昭和5年の秋に志布志に入っておられますね。そして、10月10日から福島から今の現在の福島市でございまして、徒歩で志布志に入られまして、そして志布志市外の今市長が答弁いたしましたように、鹿児島屋という旅館にですかね、2泊して後、市内を行乞（ぎょうこつ）しながら、12日に

はもう志布志駅から都城の方に向かっておられるようであります。

その旅日記の中に行乞記「あの山越えて」という日誌がございますが、それに志布志のことが書いてあるようでございます。酒を愛し、水を愛した種田山頭火は、別名水飲み俳人というような言い方もされているようでございます。ですから、利き水の達人でもあったんじゃないかなと思っておりますが、各地で名水についての俳句をたくさん詠んでおりますので、おそらく志布志の湧水群も、大変彼の心を打ったんじゃないかなと思っております。

本市では、私が着任する前から先ほどありましたように、顕彰の句碑が建立されておりまして、文化振興を含めて観光にも利用と言うんですかね、生かしていこうということで山頭火の顕彰がなされていると、そういうふうに理解しております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今市長、教育長、それぞれ答弁が出たんですが、観光資源として、こういう形だと、まあそういうことですよ。仮に観光資源として、それが始まって生かすのであれば、その管理の仕方というのを少し工夫した方がいいのではないかというふうに思うんですね。

例えばですね、市長もこれお持ちですか、持っておられますね。10番ですよ、10番、その句碑の10番ですね。これ飲まずには通れない水がしたたるというふうにあって、あの場所だったかどうかというの、僕も研究してないからよく分からない。ちょっと違う場所だったのかなとも思いますけど、あそこに湧水が出てるんですね、仮にあそこに、この「飲まずには通れない水がしたたる」ということで句碑があるわけですよ。そうした時に見に来られた方が、たまたま私があそこで水をくんでたら来られたんですね。その人は東京の方でした。山城に興味があつて来ましたということで、この句碑は、種田山頭火のうんぬんと話をしたときに、その句碑と併せて、その湧水を一帯のものとして観光の方としては見られたんでしょうね。私自身も小さい頃からそこにて、学校の行き帰り深くていろいろあったものですから、その管理の在り方としては、その当時、大変申し訳ないですけど、今、市長観光ということでおっしゃってます。草がそこに生えて洪水が出たりいろいろして、砂がガァーってなってるわけですよ。そこに「飲まずには通れない水がしたたる」ってあっても、少しミスマッチみたいになっちゃうわけですね。

そういった意味で、ぜひこういうふうにして市が観光資源として、この句碑の管理、そういったものをやる時には、一体となったものでないとあまり意味がないのではないかという思いがあって、そういうことにせんといかんかなと思って通告したら、次の日ぐらいにあそこを通ったらたまたま工事がされてたんですよ。それで、市の方で通告したら早速したのかなと思って僕はびっくりしたんですけど、そしたらそこで、地域の人が、いやこれは私と集落、いわゆる自治会でやるんだと言うから、ああそうですかということで、これここにあるものだから簡単に動かしたりできんもんでね、ということで、でもこれは市がしているのかなというふうにちょっと感じましたということで、本来観光客の人は、そういう一体的に見ますからね、そういった意味では、その管理の在り方として「飲まずには通れない水がしたたる」という、その湧水が出てる状況とあわせてですよ、そういったものに対しての管理というのは、この句碑と一体のものでないと

いけないというふうに思うんですが、僕も全て回って見ましたよ、この13ですね。ちょっと宝満寺のやつもコケっていうか、ツタカズラが入ったりしてですね、取っていいものかどうかと、迷いながらあたりいろいろしたところでしたが、この観光資源としてこれを生かすのであれば、そういった管理の在り方としてきちんとやっぱりやっていくべきだろうというふうに思うんですが、そういう沢目記自治会の方々がやっておられるそういったものに対しても、少し市としても補助しろという意味じゃないですよ。そういう人たちがされる前に市としてきちんと管理をして、この句碑を生かしていくという、そういう考え方に立てんのかなと。一步、教育委員会が文化振興ということであると途中からですね、この句碑の裏に揮毫（きごう）というか、誰が書きましたよというのが入ってますね。いわゆるそういう書をされる方々の名前が入っています。最初のやつは入ってないんですよ。途中からそういうことであると、文化振興、生涯学習という意味もあって、僕はされてるんだらうなという意味で、両方あったもんですから、その管理の仕方というのを市長部局がやるのか、いわゆる教育委員会がやるのか、連携してということですけど、その連携というと必ず無責任になっちゃうんですよ。

だから、明確にこれはこうだということの考え方を観光資源として出発点がそうであれば、もうきちんと、そちらでその管理まで含めてやるよということで、草刈りとか含めてですよ、教育委員会がするのか、どっちがするのかということには勢いがないと思うんですが、それを明確にされたらいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありました句碑、このマップで言いますと句碑の10番の所の天水氏庭園近くの湧水と、「飲まずには通れない水がしたたる」という句碑のところでございますが、お話のとおり、ただいま集落、そして関係者の方が、この水くみ場がより水がくみやすい形での工事をされているということでありました。

ということで、私どもとしまして、この句碑と水くみ場が一体となるような形で設置されるべきというふうには考えたところでございますが、この水くみ場自身がちょっと筆界未定ということもございまして、行政としてちょっとなかなか踏み込めないところがまだまだありそうだなあということもございまして、この地域の方々が整理された後に、句碑がどのような形であればいいかということを検討いたしまして、そのような形にしていきたいというふうには考えているところでございます。

そして、この全体の管理につきましては、現在港湾商工課の方で担当しておりますので、観光振興という観点から現在も取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この句碑自体は文化財というような面もございまして、先ほどお話ししましたように、教育振興、文化振興という観点からも、それらの関係機関と連携してまいりたいということのお話を申し上げたところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の方からありました。教育長、受けての側というか、文化振興という立場と文化協会さんあたりともですよ、きちんと連携をとりながら、そういったことをも含

めて、両方でやるということですからね、僕の責任じゃないよということではないというふうに理解をしましたので、この観光資源として生かしていく、併せて一方文化振興という種田山頭火のそういったものを含めてですね、やっていくんだということで、責任をなすりあいではないということで、きちんとした志布志市の文化財産としてですよ、生かしていくということで、これ、お互いがいやそれはそっちでしょう、私は知らんよということでないように、明確に今市長が答弁がありましたので、教育長の方もそれをちゃんと受けられて、分かっておられると思いますので、それで理解をしてよろしいですね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、これは本当に市民全ての共有財産でしょうから、今議員の御指摘のように私もあちこち回りましたけれども、確かにやや荒れ果てている箇所がございますね。ですから、これはまた定期的きちんと管理する体制もつくっていかないと、ただ立てっぱなしという形では、文化であろうと観光であろうと、これはその役目を果たさない。

ですから、きちんとした市民権を得た句碑としてですね、今後管理すべきところをきちんと決めてですね、やっていかなければいけないだろうと思います。

○19番（小園義行君） じゃあそういう立場で、それぞれ市長部局、教育委員会等と連携してやっていただきたいというふうに思います。

次に、藤後左右先生についての認識を問うという簡単に書きました。藤後左右先生、惣兵衛先生については、もう志布志の人で知らない人はいないというぐらいの有名な方なわけですが、ここについてのそれぞれですよ、種田山頭火はこういうことで認識があります。志布志で生まれて育てられて、ずっときてるわけですね。

それで、実はこの藤後左右先生没後20年、昨年で20年ということですね、かごしま近代文学館が闘う俳人藤後左右展の記念展を、今年の4月末まで開かれていたんですね。志布志生まれの先生です。実は、藤後左右先生の句というか、紹介が赤旗日刊紙で毎日くるやつがあるんですが、それにも度々取り上げられます。今年の3月15日にですね、「潮流」というところで、全国に配信されるわけですね。こういうふう書いてます。3月ワビスケが咲いています。ツバキの仲間ですが、花びらの大きさも色もつつまじやかです。千利休が好んだ花は花言葉も「ひかえめ」だと言います。「侘助（ワビスケ）よ、かたまって咲け団結せよ」、鹿児島県生まれの俳人藤後左右の句です。昨年が没後20年というので、かごしま近代文学館が記念展を開いています。「闘う！俳人藤後左右展」4月末までです。名前を知らない人も句を読んだら左右さんと呼びたくなるでしょう。春いっぱい字いっぱいの句でごめんなさい。字いっぱいに訳があります。形にとらわれない口語の俳句をつくりました。医学を学びながら、京大三高俳句会で活躍し、東（東大）の（中村）草田男、西（京大）の左右と称されました。軍医を退いた戦後、ふるさとで病院を開きます。やがて闘う俳人として立つときがやってきます。1970年代の初め、志布志湾に日本最大級の石油コンビナートをつくる計画が持ち上がりました。生きとし生ける者を愛してやまない左右さん、ふるさとの海を守る「志布志湾公害を防ぐ会」の会長を引き受けます。地域ぐるみの大運動が計画

を引っ込めさせましたが、代わって石油備蓄基地を無理やりつくる案が浮上し、湾は埋め立てられます。あきらめずに裁判に訴えた左右さんの句は、かつて本欄で紹介しました。「裁判長、コンクリートの上で相撲がとれますか」。のちに「蝉（せみ）が来て資本論のお経を毎朝よむ」、と詠む左右さん。本名は「惣兵衛」でした。

ということで、3月15日に赤旗新聞で全国に出ました。友だちからいっぱい電話がきました。

「小園君、惣兵衛先生のあいが載っちゃいど」と言って、僕も見たよというようなことで、有り難いことですよね。そういうことで、この藤後左右、惣兵衛先生に対する市当局の認識、教育委員会としてもそうでしょう。お聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

藤後左右こと、本名藤後惣兵衛先生は、明治41年に志布志町にお生まれになられ、大学時代から俳句を始め、俳誌「ホトトギス」で鮮烈なデビューを果たされ、俳句を始めてわずか2年後には、俳誌の「ホトトギス」の巻頭をかざり、無名の医学生が当時の日本を代表する俳人たちを押しよせ一席に掲載され、昭和初期の俳壇で一躍脚光を浴びられたところがございます。

大学卒業後、京都市立病院などで医師として働かれ、その後、志布志町にてのちの藤後内科病院を開業されておられます。その後、鹿児島県が新大隅開発計画を発表すると、生まれ育った志布志の海と松原を愛し、自然を守るために計画反対の運動を展開されました。新大隅開発計画の反対運動には、藤後惣兵衛として熱心に取り組む一方で、俳人藤後左右は片時も句作を忘れず、五・七・五や季語にこだわらず、自由な口語の自分らしい俳句を模索され続けました。平成3年にその生涯を閉じられましたが、今年没後20年ということで、かごしま近代文学館で藤後左右展が開催され、私も拝見いたしまして、大変感銘を受けたところであります。

今回、志布志市での展示会の開催を計画しておりますが、文化振興の面からも俳人藤後左右の功績を地元志布志の地で再認識してもらいたい機会であると考え、開催するところであります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長も答弁いたしましたように、藤後左右先生は、本当に本県が本市が輩出した俳人としては、すばらしい方であるわけですが、鹿児島県の俳人の中で全国版と言えれば篠原鳳作という人がいますが、そして藤後惣兵衛先生、この二人が全国版俳人だと言われております、この二人が。その一人が我々志布志市出身の人だということは、大変誇りに思っているところでございます。俳句そのものは、五・七・五とかいう規定形ではありませんで、自由律の俳句と言われてます。自分らしい俳句ということをやっと模索し続けた方です。ルールのない作り方をされますので、私どもはとても足元にも及びませんが、自由に口語でつくっていかれているわけですね。

私も市長同様、この鹿児島県でありました、近代文学館でありました展示会を見ましたけれども、すばらしい展示であると。ですから、その後ですね、志布志の方からも新聞等に投書等がありまして、志布志でもやったらどうかというような意見もございましたので、どういう程度できるかということを生涯学習課を中心に検討いたしましたら、いくらかの展示はできるのではない

かという結論に達しましたので、近々先ほど予算も計上いたしまして、その方向で今検討しているところでございます。

これが機会に、学校でも俳句などをつくらせておりますので、これを機会にまた俳句に対する理解が深まればいいなど、そういうふうを考えてするところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 通告をしながら予算の説明書を見たら、たまたまそういうのが、左右展をやるんだということがありました。ぜひですね、本当に地元が生んだすてきなそういう方なわけでありまして、これからもことあるたびごとに、そういうことの啓発もやっていただきたいものだと思います。

今、国際の森にですね、志布志句会の方々がいわゆる自前で藤後左右の句があそこに句碑が立っております。ぜひですね、そういったこと等も紹介もしていただきながらですね、今回の藤後左右展に合わせて、再度藤後左右のこれまでのそういった業績等々を含めてですね、ぜひ紹介もしていただいて、再認識をしていただく。藤後惣兵衛先生は控えめな方でしたから、そういうのは嫌だよって思っておられるかもしれませんが、本当にこういう全国に通じてる先生ということで、ぜひこれからも教育委員会をはじめとして、市の当局の方もぜひやっていただきたいというふうに思います。そういう立場だということでありましたので、理解をして次に進みたいと思います。

次、児童福祉についてということで、学童保育の関係で、これまで当局の方もよく努力していただいておりますね、されているわけですが、夏休み期間、冬休み、そういった時の学童保育の在り方について、現状についてどういう状況が志布志町、旧志布志町、有明、松山とかありますね、そういったことで現状についての報告をまずお聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、現在16か所で実施しております、そのうち小学校の空き教室を利用して行っている児童クラブは、香月、安楽、志布志第1、第2児童クラブの4か所で、その他は公民館、または保育園で実施しております。児童クラブの実施時間につきましては、市の要綱で通常は、午後2時から午後6時まで、土曜日や夏休みなどの小学校の休業日につきましては、午前8時半から午後6時までと定めております。

平成22年8月に開催しました保育所事業者等連絡協議会において、時間延長についての協議を行い事業者は午前8時からの実施をお願いし、平成23年度から全ての児童クラブが実施しております。なお、一部であります、自主的に7時から開所している園もあるようでございます。

また、閉所時間につきましても、全ての児童クラブが午後6時以降となっております。放課後児童クラブの開所時間につきましては、今後もできるだけ利用者の要望に対応していきたいと考えておりますが、運営される側の職員体制等がありますので、保育事業者等連絡協議会においてお願いし、対応してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 現状がそういうことですね。それぞれに努力をしていただいて、8時ぐ

らいからやっておられるということですが、このことについても近隣、ここ志布志市近隣ですよ、それぞれ働く事業所、これが8時からだったり仕事ですよ、働く時間というのがですね、そういったことでその間勤務が8時からですから、当然子供をそこに夏休みとか預ける場合には7時半過ぎ、ちょっと過ぎぐらいにいてお願いをして、そこを20分、30分ちょっとここで待つとくんだよみたいなですね、そういう状況が発生しているわけですね。

そこで、そういった方々から安心して仕事にいきたいと、そういう要望が寄せられてお願いしたら8時半というのが8時になったということが過去にあるわけですよ。ぜひ本当に安心して働きたいというお父さんお母さん方の思いからすると、そこに仮に事故が起きた場合にですよ、その8時までの間に何か事故が起きたりした時に、非常にこの責任の問題とかいろいろあるわけで、そういう意味では8時を7時半ぐらいから、こう何とかできmondらうかと。いわゆる保育所運営協議会、連絡協議会ですか、ここで法人の方々に対するそういうお金の問題も当然そうでしょう。人の問題もいろいろあるでしょうけど、市の姿勢として働くお父さんお母さん方を支援していくという意味からした時に、この8時からというのを7時半からだったらですよ、30分もかけて遠くまでいくという、それは仕事の方もおられるでしょうけれども、大体7時半にお預けになったら、安心して仕事にいけるという状況があるんですね。

それで、今市長の方から連絡協議会と協議して対応していきたいというような答弁でしたが、ここについてもぜひ市の方の姿勢がですよ、きちんとしてないと、向こう受け手の側はやっぱりいろいろあるわけで、そこに対しては、市の方の姿勢がきちんとしたものでないと、やあもうやっぱり8時からしかできませんということになっていくのではないかと思うんですね。

ぜひ、そういうお父さんお母さん方の安心して子供に事故が今はいろいろありますよ、そういうことのないようにするためには、法人の方に努力していただいて、7時半から開けていただくという、そういったものに連絡協議会の中で議論していただくというふうに、ぜひできないものかというふうに市長思うんですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在私どもの方としましては、その時間延長について、直接的に事業者側からは聞いてないということでございまして、今後保護者の方々がそのことについて、直接また利用される園側に要望がされるということになるろうかと思えます。

当然、そのようなものが頻繁になるということであれば、保育事業者等連絡協議会において正式な議題というような形で、全体的な形での対応の改善が求められるというようなふうにはなるのではないかというふうに考えますが、現在の段階では、今そのような段階になってないということでございます。

○19番（小園義行君） 姿勢としては、よく分かりました。

ぜひ、そのお父様お母様方に、今市長が答弁されたそのことをそのままお返しをしてですね、法人の方に要求していただきたいというようなことでこれが改善していく。もちろんそうした場合には、市の姿勢としては、ちゃんと7時半からやろうよと、それはやぶさかじゃないですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然児童クラブの利用につきましては、保護者側の方の利用の負担ということも考えられるところでございます。そのことについて、十分理解していただき、そしてまた、それが事業者側にとっても有益になるということがなければ、またこちら側からもお願いできない内容になっていくんではないかなというふうに思うところございますので、そういったものも併せて、この事業者等連絡協議会の中で、検討させてもらえばというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） よく分かりました。ぜひですね、そういう形でお父様お母様方にはお返しをするということやりたいというふうに思います。ぜひ、早くそういう状況になって、安心して仕事にいけるような状況をですね、作りだして子育て支援と、その一環ですのでね、その間に事故等々があったりすると、これ責任の問題とかいろいろ出てくるわけで、ぜひそこについては、そういう方向でやれることを一日も早くできるようにお願いをしたいものだというふうに思います。

次に、給食費についてお願いをします。

この給食費の関係も徴収の在り方を問うということで、これだけしか書いておりませんが、中身についてはそれぞれあります。給食費ということについてであります。

これも昨年の6月議会で、教育長とやり取りをして、現状をこういって変えていただけないものかということでお願いをしたところです。徴収の仕方ですよ。そこで教育長もきちんと答弁されてますね、学校等々にきちんとやるということで、答弁があるんですよ、これはもういちいち読みませんよ。ぜひですね、その後どういう状況に変わっているのかということで、現状があんまり変わってないというようなことでこちらの方にくるものですから、学校の姿勢として、そういうふうにしたくないのかねというふうに思ったりして、そのことは教育委員会に届いてないかもしれませんが、学校との関係では教育長いかがですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、この給食費、学校給食というのは、食材につきましては保護者からの給食費で購入すると、食材はですね。そして、光熱費、人件費は市が負担すると、こういう形で学校給食というのは運営されているわけでございますが、議員も御承知のように徴収義務は各学校の長の責任において、納入義務者である保護者からPTAの御理解と御協力を得ながら実際に行っているわけでございます。ですから、学校によって徴収の方法が若干違います。

御指摘の件、先ほど今ありましたように、6月議会以降、私もそのことがありましたので、学校給食センター運営審議会というのがございますが、そこでも保護者の方が決められた時間外に持ってこられた場合は、必ず受け取ってくださいと、学校長全部入っておりますので、そういうふうをお願いしてきたところであります。

私ども把握しているのは、学校によっては期日や時間がずれても対応していると認識しているわけでございますが、もしそういう対応のない、まだ依然として時間外だというようなことを言って受け取らない学校があったら、ぜひ教えていただきたいと思います。そういうことで指導い

たします。

徴収の方法につきましては、振り込みにしてくれというところもありますが、金融機関の振り込みの方法もあるわけですが、また振り込みにした場合は、逆に未納が増えるのではないかとこの懸念もあるやに思っているやに聞いているところでございます。

給食費の対策といたしましては、今後子供たちが持って納めるという市町村もあるようでございますが、志布志はそういう方法はとっておりません。

教育委員会といたしましては、今後も各学校長、あるいはPTA役員等と連携をしながらですね、給食費の徴収に工夫をこらすよう、今後学校長を指導してまいりたいとそういうふうを考えております。

○19番(小園義行君) ぜひですね、教育長、これ納付書でやると未納が増えるんじゃないかと、これは最初から信頼してないというような、そういうのはちょっと言っちゃいかんでしょう、これ。やっぱり信頼の上に教育って成り立っているわけで、それを聞くとちょっとね、それお父様お母様が聞かれたら怒りますよ、それ、そういうの、訂正された方がいいんじゃないですか、それ。

○教育長(坪田勝秀君) 申し訳ございません。

私は学校長からですね、話を聞きましたときに、そういうことが増えるんじゃないかということを行いましたので、つい言ってしまいました、訂正いたします。

○19番(小園義行君) ぜひですね、これ本当に6月でも昨年言いましたけど、小園さんまだなかなか改善されてないということで、その時間の指定があったりですよ、当然休んでいかないといけないわけでしょう。金額が一人だったら少ないからいいですよ、それぞれのところだと多かったです、いろいろあるわけで、ぜひですね、そういったものについては工夫をするということでありますので、再度お願いします。

それと併せて、子育て支援ということで、くしくも冒頭教育長の方で、学校給食の食材そういったものは、保護者が負担するというふうに、学校は考えてるんですよ。でもね、いいですか、これ今全国で子育て支援の一環として学校給食費の補助、そういったものが始まっています。それは、そういう根拠があるからですよ。秋田県の八郎潟、今年の4月から小学校の学校給食を全額助成して無料化に踏み出しています。そしてですね、千葉県の神崎町、ここの4月から町内の小学校の学校給食費、そして保育所もなんかやっていると、全額助成しているということですね。そういうことが始まっているんです。その根拠は何かといたら、文部科学省がですよ、学校給食への補助を認めた文科省通知というのが出てるんです。こういうふうに言っています。ここをちょっと読みますね。各都道府県教育委員会、知事、小学校を附属して設置する国立大学の長あてということで、文科省の事務次官通達が出ているんですよ、こういうふうに言っていますね。学校給食法は、施行され引き続き同法施行規則、並びに学校給食実施基準もそれぞれ施行されたと、下記の各事項について、学校給食の適正かつ有効な運営についての事務処理に遺憾のないように取り扱われ、本法制定の趣旨を徹底されるよう御配慮願います。ということでいろいろあります

が、7番目にですね、経費の負担等というのが教育長あります。

従来は、学校給食を実施するための必要な経費の負担区分は、学校ごとにそれぞれであったが、学校給食法第6条、当時現行では第11条及び政令第2条の規定によって、学校給食の実施に必要な経費は、原則として小学校の設置者と給食を受ける保護者とがそれぞれ負担することを定めた。これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが、児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止する意図ではない。要するにこれらの規定は、小学校の設置者と保護者の両者の密接な協力により学校給食がいよいよ円滑に実施されることが期待されるという法の立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきであるというふうに出てるんですね。

いわゆる設置者は市ですよ、そこも負担していいというようなことがあって、今全国でこういうのが始まっているわけですが、担当課長にお聞きしたら1億3,000万円近くの給食費だということで、全体ですよ。全額そういうのをやれとか、そういうこと言ってるわけじゃなくて、非常に未納とか、そういうことも経済的負担ということがあって、納められない人たちもおられるわけでしょう。そこ3分の1でもいいし、そういった負担というのも、こういう文部科学省が出してる通知に基づいてですね。本市は、日本一のいわゆる子育て支援のまちということでもあるわけで、そういうことも考えていけないものかということで、これは全額負担しろと1億幾らといったら大変なことでしょう。そこについて、それぞれ考え方あるでしょうから、こういう通知に基づいて設置者である市にも求めているということで、市長にこれをお伺いし、そして考え方ですよ、教育長にもあわせてその考え方をどうだということでお聞きをしてみたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

給食費への助成はできないかということでございますが、現在本市では全くしてないというわけではございませんで、学校給食特産品活用事業ということで、予算を計上し、そして皆様方の御理解をいただきまして、そういうこともしておりますし、一部補助をしております。

それから、今議員御指摘のように自治体によっては、あちこち既に助成をやっている自治体があることも私どもも理解しております。

教育委員会では現在本市では、低所得世帯への就学援助費の中ではこれをみております。補助しております。制度の中で対応できる世帯へは、今後とも対応していきたいと考えているところであります。

議員がおっしゃいますように、子育て支援の一助とできないかということでございますので、市長も子育て日本一を掲げた諸施策を取り組んでおられますので、教育委員会といたしましては、他自治体がどのように取り組んでいるのかと、どの程度補助しているのかということ等も調べてみたいと思います。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校給食につきましては、近年未納の方が増えているということで、学校現場の方々、そして

また、PTAの方々がかなり苦慮されているということについては聞いているところでございます。

そのようなことで、今議員からお話がありましたように、近年この給食費についても自治体の方で負担していくということが増えてきているということについては、ただいまお聞きしましたとおりでございます。しからば本市で幾らかかるのということにつきましては、1億3,000万円ほどかかるということの内容であるようでございます。

教育長が答弁いたしましたように、このことにつきましては、教育委員会の方と十分協議をさせていただきながらというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そういう方向で検討をするということでありましたので、理解をして次に進みます。

最後に林業振興ということで、少し市長に質問をしたいと思います。今回、私も議会からいわゆる林業振興対策協議会というところにですね、派遣をされて中身もいろいろ議論をさせていただいたところであります。そうした中で、本市は市長も花き生産、花木ですかね、いわゆるシキミ、サカキ、そういったものを広くして、ここをブランドにしていくんだというようなこと等がうたわれているわけですが、そうした中で、23年度が森のめぐみの産地づくり事業というもので結束機、いわゆるくくるやつですね、これを5台ほど県3分の1、市が6分の1で補助してやってこられたわけですね。現在、この花木生産組合というのは、72名ということで組合員がおられるんだそうです。この結束機の補助が23年度で終わって、24年度からは、それを運営の補助と合わせてですね、苗を広く補助するというので、そのいわゆる補助があるわけですね。それが今回非常にその苗で広く面積の拡大を図って、足腰の強い産地化、ブランド化を図るために苗にかかる経費の一部を助成するというので、ここで補助金で133万4,000円ぐらいですか、あるわけですよ。苗を広くやるということは面積が広がりますね。そうすると、今度は収穫したときにくくるんですよ、私もさせてもらったんですけど、ゴムでこうやる本当に大変な作業ですね。それがこの生産をされている方々にも、私も何人かいってお聞きをして、させてもらったりしたんですが、結束機というのがあると良かとな、みたいなことで要望として出てきたんです。

実はこういうことで、23年度で一応終わって、今12台ほどですか、出ているということでありました。さらに今回、そういう苗の補助をして、面積が拡大していくと、それだけ生産力は上がりますね。そうした時、今度はその結束機というのが非常に重要になってくるんじゃないかと、あれも一日置いておくと、水につけますからね、そうすると伸びちゃうんですよ。それをさせないために、保冷庫を今回さらにまた補助していただいて、そこにストックして出すということがあるわけですが、この生産が大きくなっていく際に、この結束機というのを少し考えられんもんかということで、そうした要望がされている方々に対して、全部やれという意味じゃないですよ、松山、志布志、有明、それぞれで組合員さんがおられるわけで、そういった方向性が支援をしていくということで、考えられんもんなのかなというふうに思って、今市長に質問してるところです。

市として、この産地化ブランド化を図るために、このシキミをですね、広くやっていくんだという市長のその方針でもあるわけでありまして、そこについての考え方はいかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま花木生産組合が取り組んでいるサカキ、シキミの事業について、結束機の補助というようなことでのお話でございますが、お話の中にありましたように、このサカキ、シキミにつきましては、本市のブランドになるのではないかというふうに私自身は考えて、このことについては、特にさまざまな助成策を講じて、産地の育成を図っているところでございます。

サカキ、シキミにおいては、全国的に栽培がされており、また市場に出荷されているところでございますが、全国的な傾向としましては、産地におかれては、山間部で自然のままに植生しているものを収穫するというようなことがされているようで、その山間地の収穫の作業が最近高齢化してきて難しくなっているということで、産地が減少しているというようなことがあるようでございます。

そのような中で、本市にとりましては、この生産組合が意欲的に産地拡大を目指して、日本一の産地にするということに取り組まれておりますので、そのことをもってするならば、近いうちに本市のサカキ、シキミは、日本を席けんするブランドのサカキ、シキミになっていくんではないかなという予感がしておりまして、今ほど言いましたように、様々な形の助成をしているところでございます。

現在、50haの目標面積に対しまして、23年作付けが37.5ha、そして24年度につきましては、5haの新植をしまして、42haに今年はなるということで、目標の50haがもう間近ということでございます。だったら幾らあったら日本一になるのということをお話をしますと、六、七十ヘクタールあったら日本一の産地ですよということでもありますので、すぐさま50haが達成できたら、次の100を目指しなさいということを担当には話をしているところでございます。

このサカキ、シキミにつきましては、苗を植えてからお茶と同じように、やはり3年、4年、5年かかって本格的に収穫ということになるということでございまして、現在産地が拡大しておりますが、今どんどんどんどん収穫適期になるものが増えてきているところでございまして、23年度までに11機の結束機が導入されたということでございます。

本年においては、先ほど議員がお話になりましたように、さらに苗の補助をしていると、そしてまた、保冷庫につきましては、県の補助もいただきまして、そのような出荷が楽になるような体制が整えられているということでございます。

24年度については、そのようなことで進むわけでございますが、25年度につきましては、さらにこの森のめぐみの産地づくり事業が衣替えしまして、県でも新たな事業として展開されるというふうに聞いておりますので、この25年度の県の新たな事業に向けて、結束機の導入申請をしてみたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 先ほど大変失礼しました。組合員が72名が71名だということでありましたので、訂正をさせていただきます。

今市長がありましたように、ぜひですね、そういうふうにして広くなっていく、そういう収穫ができる時期がくる。そのためにそれが必要だということで、県の事業を25年度以降取り込んでやっていくということでありましたので、ぜひですね、これ大いに強力にお願いをして県の事業を取り込んでやっていただきたいものだと、そのことで生産者の意欲も上がりますよね。そういうことでもありますので、そういう立場だということでありましたので、よく理解をしました。25年度、また結束機が導入されて、生産をされる方々の生産意欲が高まり、いい製品が出て、しっかりとそこに結果が付いてくるということになればいいなというふうに思います。そういう立場で、このことについては分かりました。

今回、約5項目について質問しました。今、国の政治が本当に混んとしてまして、大変な状況だなと思いますけど、私たち末端のところ、こういうことに携わってる人間としては、力を合わせて、ここに住んでいる住民の福祉向上と、いわゆるそういう所得向上、そういったものを含めてですね、全力を挙げて頑張ってやっていく。国がとんでもないことをやる時は、防波堤にもなるというようなことも含めてですね、やっていかなきゃいけないのではないかということを思いながら、今日質問したところであります。ぜひ皆さんと力を合わせて、これからもいい志布志、日本一のまちづくりとして、ぜひ協力してやっていきたいものだというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） こんにちは。

今回は、いのちを見つめるという観点から、市民の代弁者といたしまして、市長、教育委員長に誠意ある答弁を求めてお伺いしたいと思います。

早速、質問通告に従い一問一答方式で順次質問してまいります。

まずはじめに、防災・減災についてであります。

内閣府は東海沖から四国沖の南海トラフ沿いで、冬の深夜に巨大地震が発生した場合、駿河湾から紀伊半島沖を中心に大津波が起きるケースで、被害想定を30都道府県で最大32万3,000人が死亡する。また、その約7割が津波被害で、宮崎県4万2,000人、鹿児島県1,200人に死者が上ると8月29日に発表いたしました。

なお、志布志湾岸部の最大津波の高さは、東串良町で9m、大崎町、志布志市で7m、最大震度は6弱と想定いたしております。すぐ隣の串間市では、最大津波の高さが17m、最大震度は7と予想されました。また1cm以上浸水する面積は、県全体で6,650ha、志布志市は510ha、宮崎県は九州最大規模の被害想定で、最大浸水域面積が1万2,390ha、建物全壊消失数は8万3,000棟に上ると指摘されました。

一方、鹿児島県は建物全体が5,900棟となっております。また、地震発生後に10分以内に避難する人は2割にとどまるという前提ではありますが、早期避難や対策の徹底で死者数を8割は減らすことができるとも分析しています。すぐに避難3割、後で避難3割の場合は、死者数がゼロにな

ると想定されております。ですから、内閣府など正しく、そして恐れなさい。ただ恐れるだけではなくて、正しく恐れなさいとも言っています。新聞・テレビなどで、これらもろもろの数字が連日連夜報道されています。そのために、大きな衝撃を受けています。それは私だけではなく、市民の皆様もそうではなかろうかと考えていますが、そこでまず、これらの報道によりまして、市長と教育長はどのような感想をお持ちになったのか。また、どのように考え方を考えられたのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

今回の内閣府による南海トラフ巨大地震に関する発表は、今年3月31日に発表された第1次報告に次いで、先月8月29日に第2次報告として発表されたもので、津波高浸水域に加えて、人的被害等の直接被害の想定も示されたところがございます。被害想定11パターンの中、被害の最大のもので、志布志市において7mと予想されている津波高につきましては、非常に厳しい数字であると認識しております。

ただ、早期の避難等により津波による死者数は、大幅に減らせると分析されておりますので、いかに早く高台に避難するかが課題であると考えております。

今後、これらの被害想定を基に十分な対策を検討し、防災・減災を図る必要性があると感じたところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

昨年3月11日のマグニチュード9.0、そして最大震度7というあの大きな地震で、多くの尊い命が奪われて、そしてまた、いまだに行方不明者がたくさんおられるということを知りにつけ、テレビの画面に映し出されたあの津波の光景が私もいまだに消えておりません。

昔の人はよく言ったものでございまして、怖いものを一番何が怖いかというか、「地震、雷、火事、おやじ」とこういうふうにならべておりますが、まさしく地震が当時から怖いものの第一等であったんだろうなと思うところでございます。誠に言い得て妙だなと思っております。かように自然というのは、人間には大変やさしい面もあるんですけども、一方ではきわめて残酷な面も持っているということを思い知らされたところでございます。

学校といたしましては、まずは逃げることを何よりも優先するというを現在指導しているところでありますが、これよりもっと、この3・11よりもっと大きな南海トラフの地震が発生した場合を大変驚いているところでございます。将来を担う子供たちが、尊い命を奪われることのないようにということは、危機意識を持たなければならないなとそういうふう感じております。

ちなみに、この気象庁のデータによりますと全国いずれかの時点での地震回数というのがありますが、それによりますと2010年が月平均109.42回、2011年があの年ですが819.58回と、そして2012年、今年ですが9月9日現在で、もう既に259.56回と、こういうふう報じられております。ですから、南海トラフ地震は決して絵空事ではないというような気がしているところでございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） ただいま市長と教育委員長に感想と見解をお伺いいたしました。

まさしく市民も私も同じ考えをもって、感想も同じような感想ではなかったかと思えます。本当に絵空事ではないという思いがいたします。

あの東日本大震災から1年半たちますが、その光景はテレビでちょうど国会中継を見ていました、私も。本当にあの時に起こった3・11のテレビでの様子、津波が押し寄せてくる様子を、何かもう映画か何かみたいな感じで見えていましたが、本当にそういう東日本震災の1.8倍にも及ぶまた想定がされています。防災講演会でも井村准教授がおっしゃいました。30年間に、この南海トラフの大地震が起きる確率が38%ですかね、36%から88%ぐらいまでであるということ講演会でおっしゃいました。本当にびっくりする震撼する思いであります。

そういう感想をもって、次に移ります。

東日本震災を受けて本市の地域防災計画は、今見直しの最中だったと思えます。今回の発表を受けまして、全面的見直しが必要になったのではないかと考えます。見直しの見直しをしなければいなくなったのではないかとと思えますが、地域防災計画に及ぼす影響をどのように考えるかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては8月29日公表の南海トラフ巨大地震の被害想定を受けまして、秋ごろにライフラインの被害、経済的被害の被害想定推計などが公表され、冬ごろに全体像のとりまとめ、来年1月から3月の間に防災基本計画の修正がされる予定と聞いております。

県においても国の公表を受け、県地域防災計画の見直し検討委員会が開催され、順次地域防災計画の修正が行われるというふう聞いています。

そのようなことを受けまして、志布志市でも地域防災計画の見直しをするということになるかと思えますが、本市の地域防災計画につきましては、国や県の防災計画とは構成が異なっているため、今回地震津波編を追加することも併せて、国や県の防災計画に沿った形で全面的見直しを行いたいと考えております。時期につきましては、国や県の防災計画の見直された後、直ちに行いたいと思えます。

○7番（鶴迫京子君） 今市長の方から国・県の修正計画を見まして、そしてまた、本市は構成が違っているので、本市独自の防災計画を全面的に計画し直さないといけないという報告がありました。

そこで次に移ります。

新たに、その全面的見直しする地域防災計画の中に追加したりして見直すべき点が、多々あるとは思えます。特に津波対策とか、備蓄の問題、そういう備蓄体制とか、そういうものがもろもろ出てくると思えますが、そこらのあたりをどのように見直すべき点が出てくるのか。そしてまた、そのことに何か課題があるとしたら、どのようにとらえられまして、今後の地域防災計画に生かすのか考え方をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の地域防災計画の見直しにつきまして、具体的には今回の南海トラフ巨大地震被害想定によりました地震、津波被害の想定の記事をみると、それから2番目に地震、津波災害への予防に関わる施設面や、防災組織及び避難態勢の整備、自主防災組織の育成強化や災害時要援護者の安全確保を図るための市民の防災活動の促進。3番目に地震津波発生時の対策として、避難勧告指示、災害対策本部設置の基準、避難所の開設運営など。4番目に最後に、地震津波災害復旧復興計画の項目を予定しているところでございます。

現行の地域防災計画におきましては、地震津波に関しては、全て見直す必要があるということでございますが、特に今申し上げましたような項目については、重要課題として整備が必要かと思えます。とりわけ災害時要援護者などの災害弱者の避難や海岸に近い老健施設や病気の避難というものとするか。それから、津波及び地震情報の伝達、広報体制の整備などが大きな課題というふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今市長の方からいろいろ追加する項目を述べられましたが、ちょっと聞き漏れてしまったのですが、備蓄も入ってましたでしょうか、備蓄体制のことも。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の防災計画の見直しにつきましては、先ほど市長が申しましたとおり、全面改定ということで作業しておりますが、当然備蓄の関連も明記するところでございます。

○7番（鶴迫京子君） もう一つ、市民と一体となった取り組みという中でもありますが、それとはちょっと違いますけど、学校教育のそういう子供たち、そういう関係のことは防災教育も含めてですが、そういう避難場所になるわけですね、学校。そういうところの文言は入らないんですかね。入ってましたですかね、聞き漏れましたですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 今回新たに先ほど市長が申しましたとおり、地震津波対策編という項目を入れるわけですが、その中で、特に震災要望ということで、いろいろ要望の施策を入れているところでございます。当然防災教育についても明記する予定でございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、よく理解いたしました。

本市のそういう経緯をたどって、本市の地域防災計画の見直しをされますが、それが昨日の同僚議員の質問で少し出てきたのですが、もう一遍再度確認のためにお聞きしたいと思います、その期間はどれぐらいかかるのか、そして最終的にいつ頃までにその地域、本市の地域防災計画を全面的に見直したものが出来上がるのか今後の見通しをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 先ほどお話いたしましたように、国の方で1月から3月の間に防災基本計画の修正がされるということでございます。これに準じて県の方も地域防災計画を定める。そしてまた、市としても国や県の防災計画の見直しがされた後に、直ちに行いたいということで、予定としましては年度内というふうに考えているところでございますが、国の方が3月いっぱいかかるとなれば、少し遅れるのかなというようなふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 予定としては、年度内に出来上がるということですが、少しは遅れるかもしれない。その出来上がる前に、修正したものを防災会議を行い、そしてまた、その防

災会議の中で修正をするというようなことを市長が施政方針の中で少したわられていますよね。そこいら辺はどのようになっているんですかね、もう少し詳しく易しく説明ください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まだ年内に10月から12月の間に会議の予定をしております。そしてまた、来年の1月から3月の間に、その修正を計画修正などを含めた会議を開催したいというふうに計画しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 来年の1月から3月にかけて修正するということではありますが、その修正会議と言いますか、それを何回ぐらい開かれるおつもりでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） ただいま防災計画の見直してる途中でございますが、庁舎内で検討委員会も立ち上げているところでございます。そして、内容を詰めまして、途中先ほど市長が申しましたとおり、途中計画の報告を兼ねまして1回、最終的にはまとまった段階でもう1回開いていただきまして、計画の内容を防災会議の方で審議していただくという計画であります。

○7番（鶴迫京子君） 2回ほど検討委員会を開きまして、防災会議の方でいろいろ審議していただくということですか。

○総務課長（溝口 猛君） 庁舎内で立ち上げている検討会につきましては、随時開くという形で考えております。

○7番（鶴迫京子君） はい、よく理解いたしました。しっかり検討していただきたいと思います。

それでは次に移ります。

本市の地域防災計画にのっとり、防災減災に対しまして、ハード、ソフトの両面からの抜本的対策が急がれますが、短期的にすぐやれること、また多大な予算を伴う中長期的な対策を分けて考える必要があります。先ほど述べられました様々な課題に対しまして、今後どのような予防対策を考えておられるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話ししますように、基本的には地域防災計画を定めて、それにより様々な対策をとっていくということになるかと思いますが、とりあえず今お話がありましたように、できるものから順次取り組んでいって対応を深めたいということでございまして、例えば、災害時要援護者の避難につきましては、現在避難支援プランを各個別支援計画の作成について、各校区単位で自治会長さんを通じて開催しているというところでございます。

そしてまた、災害弱者についての取り組みにつきましては、地域ぐるみで避難態勢の構築を事業者ごとに整えるよう必要があると思いますので、そのことについては、事業者の方々にそのような対応をお願いするという取り組みをしているところでございます。

そしてまた、広報等について、現在行っております防災行政無線のデジタル化に加えまして、行政告知放送端末、コミュニティーFM、緊急速報メールやエリアメールなど、携帯電話等を使った多様な情報伝達手段を構築してまいりたいということで、早急にできることについては、順

次このような形で取り組みを開始しているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時08分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（鶴迫京子君） 先ほどの市長答弁によりまして、本市のすぐやる計画ということで、個別支援計画をつくり、自治会長、自治会単位にお願いをして、今からすぐ取り組んでいくということで、もう自治会長あてには、そういうことをやりますよというので封書が届きました。それでよく分かっているわけではありますが、その中に要援護者を支援していくということで、いろいろな対策があらうかと思いますが、このことは、今私をはじめ質問するわけでもなく、もう何回となく、この要援護諸問題は同僚議員が質問されています。その中で、そういうこともいろいろ参考にしながら、この個別支援計画プログラムというのを一応つくられるわけではありますが、この一番の目的というか描いている最終的な青写真というのは、どのようにこの計画で要援護者の支援ができたらいいかという完成度はどのようなことになっているのでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど述べましたように、現在災害時要援護者につきましては、個別支援計画を自治会長さんに通じてお願いしているところでございます。

現在9校区において説明会が終わりまして、個別支援計画の作成の協力のお願いがされたところでございます。9月中にこの説明会を終わらせまして、9月から11月にかけて支援計画の作成及び提出についてお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 昨日もありましたが、要援護者のことに対しまして、防災マップと言いますか、そういう要援護者をつけた台帳というか、そういうのには各校区でいっぱいできていて、あと取り組みが27年度まででしたですかね、最終的にあと八野と有明で残ってるということではありますが、そういういろいろなものが出てくるわけですね、そういう中で市民もいろんな戸惑いがあると思いますが、この津波避難に対しまして、防災マップとかいろんなのがありますが、そういうのが市民にしっかり届くような計画になっているのでしょうかね。ただそういう計画をつくってプログラムをして、そういうことをやればいって、それが浸透するような形での計画になっているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、今申しましたように、地域に対しまして、個別支援計画作成についての協力のお願いということをしているところでございます。そしてまた、組織につきましては、様々な組織を事業者ごとに地域ぐるみで支えていただくシステムの構築とかということで、様々な取り組みを重ねていく中で、このような形についての地域の認識が深まっていくのではないかなと。

そしてまた、先ほども述べましたように、地域防災計画の見直し版ができて、そのことに基づいてハード事業等も展開されるということになれば、あわせて意識が高まってくるというふうには思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そのようにいろいろ総合的に様々な施策を打って、それが全部集約された場合効果が生まれるということで、その始まり、一つの手だてとしましては、それはそれでやっておくことになるわけですね。

その場合、やはりもう地震、津波ってなった場合は、何よりも先に誰が考えても、まず対策といたら逃げることですよね。率先避難者たれという言葉を防災講演会とかそういうのでよく耳にしますが、本当にそのとおりで、対策としては逃げるしかない。

被害を少なくするというか、ゼロにすると思ったらまず逃げる。その逃げられる方々は、対策はとらなくていいというわけでもありませんが、逃げられるわけですので、そして津波もすぐはきませんので、まず地震があつて地震対策をしっかりやって、そして地震速報が入った場合、即逃げれば何とかなるわけでありまして、そこに10分、20分あれば、その逃げられない人が要援護者、そしてまた、その地震津波が昼起こった場合、夜中に起こった場合で全然支援する形が変わってきますよね。

そういう時に、やはりこの支援計画というのが生きたものになるかならないかは、やはりそういう細かなところまでのシミュレーションがした個別計画というかになってないと、一通りではそれで支援できないと思いますので、そこいらあたりをしっかり把握して計画して、プログラムに入れていただきたいと思いますと思いますが、その逃げられない人、そういう方たちはそういう個別それでやっていく。

そして、下の方には先ほどもおっしゃいましたが、事業所がたくさんあります。老健施設とか、それから公共施設では宝寿園とかですね、いろいろそういう方々施設がありますが、そういうところを先ほど事業所ごとに対応するということではありますが、それは大枠のことであつて、その一つ一つの事業所に行政指導と言いますか、普通の市民は自主防災組織の育成ということで、それを立ち上げてずっとつくることに行政としては、手助けされていきますが、そういう事業所に対してはどのような指導なり、どのようにそういう意識をもっていざという時の対応をしてもらうというか、考えてらっしゃいますか。そこの福祉施設とか、そういうところの命を救う手だてをどのように市は関わっていくのかということをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内においては、老健施設等で老人等が入所している施設につきましては、24あるところでございますが、その中で、津波災害の危険性のある施設につきましては、宝寿園、つわぶき、南の家族、松風の里、山口内科、ありあけ苑、びろうの樹、ひなたぼっこ、などが考えられております。

また、障がい者施設では、夢しずく工房、つばさ、セルプ志布志の施設があるところでございます。これらの施設につきましては、避難訓練がそれぞれされているようでございます。そして

また、避難の対応については、自治会等近隣市支援隊ということをつくっていただきまして、連携を図っていただいているところでございます。

そしてまた、防災計画の中でこれらの施設でも自主防災組織をつくるようにということの定めがされておりますので、防災計画の中で計画に基づいて自主防災組織の設置について、今後対象事業者に働き掛けをしてまいりたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） ぜひですね、そこには多数の高齢者の方とか、そういう方々の命が集められて、そこで暮らしていらっしゃると思いますので、そこいらの行政指導と言いますか、しっかり把握させていただきたいと思います。防災講演会でも質問がありまして、一般の方がそういう施設で働いているんですが、夜勤のときに人数が足りませんって、そのような時の悩みを訴えていらっしやいました。その時、そういうことで井村准教授も少し回答に困られていらっしやいましたが、そういうことはやはりすごく重要なことではないかなという思いがしますので、ぜひ市といたしましても、しっかりその事業所の自主防災組織の立ち上がっているところはいいですが、そういうところがまだなところ指導とか、そしてまた見届け、しっかりやられているのかとか、そういう報告をもらうとか、そういう立場でやっていっていただきたいなと思います。

それと情報伝達の部分で対策をやっていくということでありましたが、施政方針の中にも新たな防災メールの情報システムの導入ということをやっているんですが、この前のフィリピン沖の地震のときもエリアメールというのも入りました携帯に、そういうのとか。

それから新聞に、大阪府では350万人訓練メールというこういうメールがあったとかということで、地震を想定してということですが、どのような本市では、この情報伝達のシステム化ということで、防災メールの導入ってここをもう少し具体的にお示してください。

○総務課長（溝口 猛君） 防災メールの導入でございます。

当初施政方針を作成する段階では、携帯のメールをつくったただ配信だけの手法を検討しておりました。

その後、相互通報の携帯を使った手法もあるということで、いろいろ現在検討しているところでございますが、携帯を使ったメールにつきましては、本市にパソコンを置いて、携帯に全て登録していただくと。その登録していただいた時に、方々には緊急の速報を流すと。あるいは安否の確認までできるというようなシステムも開発されているようでございます。

したがいまして、非常時の情報伝達の手段につきましては、今どういう方法が一番ベストで確実に、しかも情報伝達ができるかと。あと経費の問題もありますので、経費面も考慮しながら検討しているというところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今朝ほどもテレビを見ていましたら、その地震津波、地震の災害情報を伝えるメールということで、新しいシステム、ソフトができたとか、使用するというでテレビに出てました。危険箇所を、そちらいったら危険ですよ、というようなことを教えてくれるメールということで出てました。

そういういろんな、これからそういう南海トラフ大地震が想定されますので、いろいろな携帯

会社とかも競ってそういうソフトを開発していくと思いますので、ぜひ担当課で研究して、この市に一番合うべくメールの情報伝達メールのシステム化に向けて、そういうものを導入していただきたいなと要望しておきます。

次に移ります。一言お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方からもお答えしましたように、この情報の迅速な伝達、そしてまた広報も含めてでございますが、様々な新しいやり方が、次々に開発され、もたらされているところでございます。

今お話がありましたように、私どもが取りうる限りの最大の、そして迅速な最大のサービスが提供できるものについて研究してまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） それでは次に移ります。

9月2日に平成24年度の曾於地区総合防災訓練が実施されました。その概要の中に目的がこううたわれています。

災害対策基本法及び本市の地域防災計画に基づき、南海トラフ大地震による大規模な災害の発生を想定し、市民、市及び防災関係機関が一体となり、迅速かつ的確な災害応急策や相互の連絡協調体制の確立並びに市民一人一人の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを確立することを目的とするとあります。

市長は、この目的が達成されたと考えますか。また訓練の課題はなかったか、あるとしたらどのように捉えられましたか。また、今後にどのようにその課題を解決して生かされるのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於地区総合防災訓練の目的につきましては、ただいま議員からお話があったとおりでございます。そしてまた、曾於地区消防組合と自治体が人的、物的、消防力を最大限に発揮しまして、その消防総合力を示すことで、住民の皆様方に対する防災の安心感を提供できる貴重な機会と捉えているところでございます。

このようなことから、初期の目的でありました多くの訓練参加機関の連携協調体制の確立及び住民参加していただき、また訓練を参観していただく中で、住民の皆様の防災意識の高揚を図ることができたものと思っております。

今後の課題としましては、総合防災訓練はこのように多くの訓練参加機関のもとで、たくさんの災害を想定した訓練となりますので、訓練の時間的制限と状況の設定に限界があります。

今回、通山地区沿岸部に地震による津波が押し寄せるとの想定で、通山地区の皆様には訓練内容を事前に説明し、一部の自治会の協力得て、実際に避難していただいたところではありますが、今年11月に予定しております津波避難訓練では、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今取り組みに対する市長の姿勢と、それから今後のことまでお話してい

ただきました、まず細かいことを個別的にはと思っていましたが、少し気になった点だけを質問させていただきます。

一つまず様々な情報伝達訓練ということで、その中で情報伝達訓練の中で、うまく機能したと思うか、機能しなかったと思いますか。もし、しなかったと思う点があったならば、それをお示しくください。機能したのだったら、これはまた、次に飛ばしますが。

○総務課長（溝口 猛君） 総合防災訓練におきまして、災対本部の情報伝達訓練ということに関しましては、私の方が担当しておりました。

関係機関、海上保安庁、あるいは警察、消防団、消防組合等々の伝達訓練をしたところでございますが、伝達訓練におきましては、特に問題なく訓練が行われたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 見学していても、その情報伝達訓練というのは相当うまくいっているなという感想を持ちました。

そこで、この訓練種目の中にあります7、8、9は通山の方で行われましたので、私は本庁のその駐車場で見学いたしましたので、参加できなかったの少しお伺いしたいと思いますが、7、8、9、住民の避難及び避難誘導訓練、8番目の自治会員自主防災組織及び消防団員による要援護者等避難支援訓練。9番、避難経路交通規制及び広報訓練ということで、三つのことを実際体験してませんので、見学していませんので、そこいら辺がうまくいったのかどうなのかということをお伺いしてお聞かせください。

昨日、同僚議員がこのことで質問が少しありましたので、少しは分かりましたが、市の方から見た訓練がうまくいったのかどうかということで、問題はなかったのかということをお聞かせください。

○総務課長（溝口 猛君） 議員御質問の訓練でございますが、今回一応道路交通規制ということも訓練上想定したところでございますが、国道の関連で現実的には交通規制は行われなかった中で、訓練してきたところでございます。

あと消防団等による避難の支援訓練、あるいは広報訓練等につきましては、これは事前にどのケースを広報したりとかすることが決まっておりましたので、その広報等につきましては、予定どおり訓練がなされたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） では、11番目の一次避難所から最終避難所までの移送訓練、マイクロバスなどを活用ということで、訓練種目にうたわれていますが、この件に関しまして少し本庁の隣の駐車場で見てまして、見学してましたら、そちらの方、通山の方で避難者を乗せられてバスが到着したんですね。その時に思ったことが、実際訓練ですので、やはりこのような形になったとは思いますが、実際に災害が起きた時に、マイクロバスが実際使えるのかということで、もうすごく不思議に思いました。実際の訓練としては、最高な訓練になったんじゃないかなと思いますが、災害時の道路状況とか地震ですので、倒壊家屋があったりとか、道路が崩れていたりとか、そういういろいろなもろもろのことを考えました時に、訓練とはいえ、バスで避難場所に連れていくということは、何か考えられなかったのかなという単純な疑問を覚えました。

そしてまた、そのバスで移動という時に、そのバスの確保、そういう地震津波はいつ起こるか分かりませんので、そのバスの運転手さんとか、その方の状況とか、そういういろいろな運転手、人員確保ですね、そういうことまでいろいろ考えたら、何かこれはどうなのかなという思いがしましたが、感想を受けましたが、ここいらあたりはどのようなあれでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このマイクロバスによりまして、避難ということにつきましては、一次避難所に集合していただいた方に対しまして、最終避難所に避難していただくという想定でしたところでございます。

現実的に考えますと、状況的にはかなり厳しいものがあるのかもしれませんが、このような手だても考えられるという想定のもとでされているのではないかというふうに思ったところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 一応主催者側が市だけではなかったもので、そういういろいろなことが組み入れられないのかも分かりませんが、今後また市主催でこういう避難訓練とかいろいろあった場合は、やはりそこら辺りもいろいろと研究されまして、訓練の訓練ではなくて、しっかり実効性のある訓練を現実に沿ってやっていただきたいなと思いますので、一応これも課題として、そのように感想をもちましたので、一応それも要望しておきます。

次に、26番の訓練種目ですが、26番は自主防災組織による倒壊家屋からの救出及び初期消火訓練ということで、大変すごい迅速にいろいろ動かれていて、初期消火もされていましたが、このことは、またこれも個人的な見学している感想であります、こういうことは実際ですよ、災害が起きた場合に、自主防災組織というのは、大変重要な組織ではあるかもしれませんが、本市において、この倒壊家屋からの救出をしたり、初期火事、地震津波きて消失して、火事が初期消火ですが、そういうところのときに果たして救出に自主防災組織が率先して救出に当たって初期消火ということ、先ほど私も言いました。逃げるの先ではないのかなって、市民としては思うのですが、ここいらあたり二次被害の心配はないのかということで、何かすごく心配になりますね。こういうところはどういう感想を持たれましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回行いました訓練につきましては、曾於地区の総合防災訓練ということでございまして、特にそれに津波避難訓練というものも加味した訓練になったところでございます。

通常においては、地震、それから災害、火災等において、このような形での地域の連携、それから各機関の連携というものが要ということで、今まで曾於地区で地域を変えて、訓練が総合防災訓練がされてきたところでございます。そのようなことで、例年で行われる訓練の内容が今回もこのような形で盛り込まれていると、そして、今回は特に3・11を受けて、通山地区の津波避難訓練というのも入れ込んだということでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、今の市長答弁はよく理解いたします。総合訓練ですので、総合力を訓練しているわけですので、一理あると思いますが、一応見学者の一感想といたしまして、そういう思ったところでもありますので、市民の目線ということで一応そういう感想を述べておきま

した。

それと、そういう意味も含めまして、訓練のための訓練をやってはいけないと思うんですね。毎年同じことをやっているというような訓練ではいけないような気がするんですね。時間帯にしろ、いろんな想定は、それこそ想定外のことを想定して訓練もやらないといけないのではないかなと思います。

それで、現実には起きているという、想定ですが、現実には起きている、今災害時だという気構えで、実践しながらの現実に沿った訓練をしなければ、実際の時には、やはりかねへいぜい、いくら訓練しても右往左往して、災害に巻き込まれることになるのではないかなと、特に市民の方々ですね、そういう思いがあります。

昨日同僚議員の質問に、市民の見学者が少なかったと市長も答弁されましたね。私もそのように思いました。なぜ少なかったのかと市長はお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

広報等につきましては、十分してきたつもりでございますが、それを聞かれた方が、御自身のこととして捉えるということがなかったのではないかなということになろうかと思えます。

例えば、津波避難訓練については、当然その対象地区は限定されておりますので、通山地区の方のみがそのことについては考えられ、他の地域については、津波というのは直接的に自分には関係ないということで、そのことについては見られなかったということになろうかと思えます。

そしてまた、ほかの訓練につきましても御自身が直接的にそのようなことになるということに及ばなかったということが最大の少なかった原因ではないかなというふうには思うところでございます。

今後、それぞれの立場で、いついかなるときに災害に遭われるか分からないんですよということも含めて、広報を努めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、市長が今答弁されたのは、そういう理由によりますが、そういう理由であってよろしいんですか。市長は、そのまた深く、その少なかった理由をもう少し深く考えなければいけないのではないですか、市長の立場として。

関係する通山で行われたので、関係しなかった人たちは参加しなかったのではないかと。地震とか津波というのは、そういうここが関係するからここに起きますよ、災害はそんなものではないか。

午前中もありましたよね、午前中でしたかね、昨日ですね。訓練した人は、訓練、災害から身を守れるというような同僚議員のことがありましたが、本当にやっぱり自分が体験したり、見たり聞いたりしないと、分からない部分というのがありますので、この訓練こそすごく大事なことでないですかね、もう実際起きた時は逃げるんですけど、訓練を何回も重ねて行うことによって、意識啓発にもつながるし、自分の意識も向上していくという防災意識の向上につながると思います。

先ほど目的にうたってありましたよね、ここに一人一人の防災意識の高揚と、防災行動力

の向上を図りということで、私が一番思ったのは見学して、ここのことを思いましたね。その見学者が少ないということで、目的がぜんぜん達成されていないんじゃないかな、このことの一言、ここの文書のここだけです。ほかはいろんな迅速、連携をとってと、これはもう満点に近かったです。満点ですよ。一番大事なところが欠けていたように思います。

それで市長、市がやるいろんなことをやられますよね、イベントとか、おじゃったもんせクリーン作戦とか、そういうのは参加者が多いじゃないですか。みんなに声を掛ければみんな一斉に美化活動に取り組む、そして、マイロードクリーン作戦とかそういうのも一生懸命されます。

健康増進に関しても一生懸命されますよね、そことこの訓練、この訓練の方はどれが大事かということの区別はつきませんが、命を守るということでは、こっちは最も重要な訓練ではないですか。その訓練に、市民一人一人の参加者が少ないということは、少なかったなと言ってよろしいんでしょうか、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、市民の皆さん方が参加する形の訓練というものがなされるべきだというふうには思うところでございます。

しかしながら、この災害に対する意識の高揚を図るということになっておりますが、その効用を図ることができてないということでございますので、その高揚の図り方につきまして、例えば、あの地震のときに発生しました大津波の映像を繰り返し繰り返し流すのかといったことも一つの手かもしれません。

それから、地震のときにいつもいつも映し出されるテレビカメラで映し出される状況等を流していくというのも一つの手かもしれません。そういったものも含めて、市民の皆さん方の意識、災害に対する意識の高揚、そしてまた、その高揚に伴う防災行動というものについて高める取り組みをさらにしていく必要があるというふうには思うところでございます。今までやっております広報に重ねて更に周知を徹底した形で取り組んでまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） 今市長がおっしゃいましたが、もう一つ付け加えて言いたいと思いますが、私が思うには、先ほど言ったクリーン作戦とかいろいろなもろもろのことは、行政の力の入れ方が違う、そこにつけるのではないですか。市長は環境が大事、ブランド推進室とかいうのを立ち上げて一生懸命されますよね。本当に行き渡っていきますよ、だんだん日本一にもう近づいていくと思います。それはなぜかという、もう自明の理でもう分かっています。市長が環境日本一、日本一って、そういうふうにして、市長の思いが前に前面に出ているからじゃないですか。この訓練に対しても市長の思いが、そういう訓練だって、命を守るんだという意識で、やはり下のそういう組織、市民じゃないですよ、市民の一人一人の防災意識の高揚という前に、市長も市民じゃないですか、一人一人じゃないんですか、私ももちろんですが。そこから始まるのだと思いますよ、私はそう思います。

ですので、やはり市民の見学者が少なかったと、それにはなぜかという、その訓練というか、そういうことに対する行政の力の入れ方が違ったということではないんですか。

たくさんの人に参加してもらおう工夫、手だてが施されてなかったということに尽きるのではないのでしょうか。やはり、クリーン作戦とか、健康推進運動とか、そういうものには皆たくさん参加されます。楽しいです。やはり何かそういう飴と、そういう意味で私は言っているわけではありませんが、やはりそこら辺を十分研究してですよ、先ほど、今市長がアイデアが出てきましたですよ。そういうふうにして手だてをしないと、やはり人は動かないですよ。ただ、従来どおりのことをやっているわけですから、やることは一緒、だったら集まる人も一緒ですよ。何か変化のあるようなことを工夫をしないといけないと思います。もう一遍お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、取り組みについては、毎年行っております曾於地区防災訓練の内容について、関係機関の連携がうまくいくようにということを中心として。そして、それができて多くの方々の安心・安全な生活が維持できるというようなことを目的としてやったところでございます。目的とされる市民の方々について、まだまだそのような災害についての認識が高まってないと。

そしてまた、そのことに基づく防災の意識が培われてないということにつきましては、ただいまお話があったような形で、工夫を重ねた形での広報、そしてまた訓練の実施というものが必要かというふうには考えるところでありますので、今後さらに工夫を凝らして取り組みをさせていただき、参加者が一人でも多くなるような訓練にしていきたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 防災・減災に対しまして、その防災・減災対策が日本一となるような志布志市にするんだぞというような意気込みをもって、この訓練とかに当たってほしいなと思います。

そして、市民もですが、私たち一人一人も訓練というと、その日に都合が悪かったら見学にもいけないわけですね。ですので、1年に1回あるとかじゃなくて、施政方針にもうたわれてます。6か所の公民館にお願いをして、公民館単位での防災研修会とか、そして避難訓練とか、そういうのをお願いしようということになってますので、そのまた、そこでの工夫ですね。ただもう訓練だけするとまた一緒になりますので、そういう時に、今から運動会の時期ですが、校区体育祭とか、そういう時期であります、その時間を借りての中で、昼からは防火訓練だとか、そういうようなことをしてもいいのではないかと思います。総務委員会で研修にいったとき、そういうことをやられていました自治会で。

ですので、やはりいろんな手だてがあると思いますので、そこいらは市の方でいろいろと考えて工夫をして、また変わった形での訓練というのを、いつも訓練が普通になるというぐらいにしていきたいと思います。

そして、最後にこの訓練のことで一言付け加えておきます。

この訓練を所要時間予定で1時間40分ということでありました。すごくびっくりしました私。寸分も違わぬ正確さで、迅速さに本当にさすが日々日常的に訓練されている警察署とか、消防署とか郵便局の方もでしたけど、いろんな市の行政の職員の方もですが、そういう方たちが、もう

ここに予定されている分刻みの予定なんですよ、これをしっかりどの訓練項目でも、当たり前って言われたら当たり前なのかもしれませんが、見学者としてはびっくりするぐらい終わったのがこの予定どおりで終わりました、これはもう本当にさすがだなと思って、そういうそちらの方向はすごい総合力の結集力のたまものだと、本当になんか感動しました。それだけは付け加えておきます。

次に移らせていただきます。

今年の6月と12月議会での一般質問の中で、現在志布志消防署隣ですね、紀州造林跡地の空き地を先行取得して、公共施設建設のために無秩序な乱開発防止のためにも将来を展望したまちづくりの推進を図るべきである。

東日本大震災を踏まえて、本庁舎の位置が果たして有明のこの今のままでいいのかという問題提起もしました。また、学校統廃合による学校建設を津波のことも考え、高台に移転し、学園モデル都市の創造とか、また高齢者用複合型福祉住宅施設、防災公園などの活用の提案などいたしました。

そして、そのためには、土地の先行取得をしないと緊急時、必要時には間に合わず、切り売りされてほしいときには手に入りませんよ。早急に手を打つべきですよと市長に伺いました。市長は、本市の中心部に広大に残されている土地なので、改めて議論し考えると答弁されました。

市長、今度で3度目の一般質問です。その後、どのように検討されましたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

紀州造林跡地の先行取得につきましては、今年の12月議会において、民間の積極的活用も考えられるということから、市としては具体的な計画はないということから、取得が困難であるということの説明をさせていただきまして、再度その利活用について改めて考えさせていただきたいという旨の答弁をさせていただいたところでございます。

その間、同敷地では志布志消防署が完成いたしまして、その隣には大型商業施設の建設が始まっております。これまで、関係課とその活用方法について、企業誘致、住宅用地、公共施設の移転用地などの視点等から検討をしてきたところでございます。

しかし、残地の動向につきましては、所有者の方に確認をさせていただきましたところ、現在民間の方と賃借についての話が進んでおりまして、所有者の方に計画があるということでございます。したがって、今のところ市としましては、その動向を見守っていきたいと考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校移転に関しまして触れてありますので、お答えいたします。

御案内のとおり、学校はどこの学校でも現在の位置に開校してから、長い時間が経過しておりまして、その間地域と一体となって学校も推移し、そして熟成したコミュニティが形成されているところでございます。そのような中での学校移転となりますと、まずは何といたしましても校区住民や保護者の理解が必要なことはもう自明の理であります。また、子供たちは自宅と学校

を往復するわけでございますので、多くの時間を自宅で過ごしますので、移転となった場合は学校だけでなく、庁舎、警察など市全体としての総合的、長期的な都市計画、まちづくりの中で決定されるべきものと考えております。

そこには、移転先の用地確保や移転費用、自宅から学校までの児童の交通手段の確保等を考慮しての判断が求められますので、やはり全庁挙げてあらゆる角度から十分検討する期間が必要ではないかと考えております。

教育委員会いたしましては、災害地震対策ということになりますと、今のところは避難訓練や防災教育の一層の充実を図ることが喫緊の課題ではないかとそういうふうに理解しております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） この前の2回、2度目の質問までは、これから議論をしていくということでありましたが、今回は議論をしたということで、検討してみたが、その相手側が民間との何かということの途中というか、であろうというようなことで受けましたが、国と志布志市とは全然あれが違いますが、尖閣諸島で東京都が買うといったものを国が買うということに決まりましたね。そういう問題と比較したら、また全然違う話ではあるかもしれませんが、今決定したわけではないわけですよ。やはり、そこにもうそうだから自分はもうこれで議論、中に入っただけいけないというので、そういう思いでありますか。もう一遍お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この紀州造林跡地につきましては、私が市長になって以来、市として取得すべきでないかというような観点から、会社側と交渉を重ねてきたところでございます。会社側の事情もあつたりしまして、合併もあつたりしまして、ちょっといろいろ会社の中でも協議が整わなかったということもあつたりしまして、どうもこの紀州造林跡地については、お互いがお互いの立場を尊重しながら話ができるという場面が少なかったような気がするところでございます。

今回もそのようなことで、改めて私どもとしましては、現在の消防署裏地について、対応ができないかということの会社側と接触をしているところでございますが、会社側の方では、現在の段階では別途事業を考えているというようなことの返答がございましたので、そのことについては先ほど申しましたように、見守っていくしかないというようなことで、先ほど答弁させていただいたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 見守っていくしか仕方がないとなりますと、全く進展問題ということになります。努力はできないということでもありますよね。そうですので、前は目的がないから、そういう具体的な計画がない、目的ですね、使用目的の計画がないので、市としてもどうかなということがあったということですね。今も現在そうですね、実際、ですので、やはり市長としても目的がないものに税金を投資して、先行投資していくら先行投資でも、こういうものに使うんだというんだったら、また熱の入れようがあるかという思いがあられるのじゃないかと思っておりますので、少しそこで今回は提案したいと思っておりますが、避難場所ともなります体育館ですね。学校となりますと、先ほど教育委員長もおっしゃいました。中長期的なスパンで考えなければならな

いし、まちづくりの観点で考えなければならないこと、高台移転というのは、そのとおりだと思いますね。ですので、それは一応置いておきまして、体育館を建設するという目的を一つ立てたらどうかと思っているんです。下にある総合体育館ですね、志布志町にある。昨日も出てましたが、あの体育館は築27年ぐらいたっていると思いますが、着工して29年ぐらいたっていると思いますし、耐震化率は大丈夫なんですか、あそこは。聞くところによりますと、天井の吹き付けが落ちてきたりとか、風が吹いただけで落ちてくるとか。そういうことをもろもろ聞くわけでありますがどうでしょうか。

○議長（上村 環君） 答えられますか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 耐震後の整備だということで、大丈夫だと認識しております。

○7番（鶴迫京子君） 耐震後の設備だということで間違いはないですよ。

1983年に着工して、1985年に完成してるんです。だから、27年ぐらだから大丈夫な気がすることはするんですが、しっかり、後でそれは答えていただきたいと思いますが。考えました体育館建設、そういうふうには27年から29年たっている総合体育館で、そういうような状況があります。そしたら、今一応使えますが、総合体育館みたいなものを、そこのこの先行取得して、目的買って、そこに体育館をつくるという構想を練って、体育館を建設したらいかなものかなということで、先ほども質問しました要援護者の避難とか、そういうようなことがあります。

そういうときに、いざ避難場所としまして、文化センターだけで足り得るのか、中学校だけで足り得るのかという問題が出てきます。実際3・11の地震のときに、津波のときに避難された方は、文化センターまで行って、車もいっぱいあって、そして中をのぞいたらたくさん人がいたので帰ったという人がいました。そういう人がいましたので、そういうことからにしても、総合体育館を使ってかねへいぜいは体育館として利用して、いざ災害となった場合は、そういう防災拠点の避難場所として利用できる体育館ということで、考えられないものかというものを思いました。目的がないということであれば、そのようなことはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の避難場所につきましては、現在一次避難で24か所、そしてまた二次避難で20か所を指定しているところでございます。

そのような中で、今お話がありました文化センターあるいは文化会館においては、500人というようにございまして、それぞれの場所で収容できるニーズの総計は見積もりがされているようでございます。今回、避難、大震災が発生し、津波が南海トラフで発生した場合に、7mの津波が本市に訪れた場合に、沿岸部の人口7,000人が対象になっているということでございますので、この方々について、今後どのような形で実際にこのような場面で避難していただくかということについては、これから詳細に検討することになるかというふうに思います。

ということではございますが、新たにそのような形で避難所を設置、避難所と兼用の形で体育館ということを建設するのかどうかということにつきましては、まちの総合的な計画の中で位置付けなければならない大きな事業になるのではないかなというふうに考えるところでございます。

現段階では、そのような構想というものは持っておりませんので、また改めてそのことについては検討させて検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 一応体育館はそういう体育館にいきましたら、そういうのが落ちてきたりしまして、どうだろうということで、一つの提案と申しますか、言ったままでありますが、前も触れましたが、体育館よりも本庁舎をとか、志布志支所を高台へという思いがあります。

そしてまた、今度は市民の方がいろいろ言われるんですね。警察署が、消防署は上にあがったけど、警察署も上がるんだそうだねって聞くんですね、何の人からも。いやまだそういうのは決まってないというか、そういう話は何もありません。とか答えますが、やはり市民の方は安心・安全を求めて、やはり警察署が上にあそこで大丈夫なの、何かあった時は私たちは守ってもらえるのかというような意見をいっぱい聞くんですね。ですので、そういう観点もありますし、だから計画がないではなくて、やはりそこを詰められて、いつも議論して議論してということがありますが、市長はそういうときに何か解決策が見いだせない場合、協議会をつくられますよね。

こうすることで、市民の意見を吸い上げるための協議会なり立ち上げようと思われませんが、市民がどのように安心・安全、高台、そういうもちろん先行取得のことで私は質問していますが、そういうことの意識ですね、住民の意識を把握することをやろうというようなことは考えられませんか。すぐ協議会を立ち上げられるじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の3・11を受けまして、国全体で新たな災害に強い地域づくりというものが今後進められていくというふうに考えるところでございます。

そのような中で、沿岸部について、様々な公共施設が存在するわけでございますが、そのことについてどのような方向に検討すべきかと、進めるべきかという方向性も今後示されてくるのではないかとこのように思うところでございます。

そのようなものを研究しながら、私どものまちで、最適の方向と方向性というものについては、今後議論していかなければならない内容かというふうには思うところでございますが、現段階で今お話があったような協議会というものの設置については、考えてないところでございます。

○7番（鶴迫京子君） この前NHKのテレビでやりましたが、国の方で大臣でしたかね、出られて、こういう津波の南海トラフ地震の想定がされまして、そういう高台移転をしなければならないというのは、まだ高知県とかいっぱいありますよね。30何メートルという予想がされたので、そういう方々と討論が、討論というか議論を交わされてましたが、その時に国の方では、国土交通省にお願いをしてくださいと、国土交通省の方に相談くださいと、そういうことをですね、高台移転に対する補助、助成とかですね、そういうふうなまちづくりの観点で何かそういう助成制度はやりますよというような、やらないというんじゃなくて、やりますのでいろいろ相談をしてみてくださいということをおっしゃってました。

ですので、やはり先ほども市長もおっしゃるし、教育長もおっしゃいますが、全庁的なまちづくりを、この志布志市をどうやってこれからのまちづくりの絵を描くかということで、大きく捉

えて、これを一つの切り口にして、大きく捉えて市民の本当の意見はどうなのだというのをやはり吸い上げてください。

アンケートなんかすぐ空き家対策のことも自治会長にやっていますので、すぐアンケートをしてくださいてきますよね。今すぐアンケートが届きます。簡単じゃないですか、こういうこともアンケートをとって、警察の位置とか、志布志支所とか、津波、高台、どう思ってるか。それをすぐやれとかいうことでもないじゃないんですか。市民の意識がどうあるのかって、どういう方向に向いてるのかということのをしっかり情報収集してください。いかがですか。協議会は立ち上げないというようなことで理解していいんですかね。そしたら、アンケートをとって情報を吸い上げてください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、このことにつきましては、日本全国で大きな課題が与えられている内容かというふうに思います。

ということで、国の方で今後このような特に南海トラフの地震が発生して、大津波が発生して被害に遭う可能性の高い地域については、どのようなまちづくりが望ましいかと、どのようなまちづくりを目指していくべきかということが示されて、それに基づいて財政措置が図られるというふうに思います。

先ほども申しましたように、7,000人の方々が対象になるということであるならば、市全体として、このことについて新たなまちづくりについて考えなければならないと、ひょっとすれば、全ての方々に高台の方に移転してもらおうということを考えなければならないということになれば、20年、30年かかる事業になるのではないかなというふうに思ったところでございます。

そういったことを前提にして、今後市民の皆様方と、市民の皆様方の御意見等を賜りながら、まちづくりについては進めなければならないということではございますが、現段階ではまだその緒に就く段階にもなってないというようなことでございますので、先ほど申しましたように協議会等を設置するという考えはないということのお話を申し上げたところでございます。

20年、30年のまちづくりとなれば、相当大きな構想でもって取り組んでいかなきゃならないという大事業であるんじゃないかなというふうに思いますので、慎重に、また多くの意見を賜りながら進めていくべき内容だというふうに考えるところでございます。

[鶴迫京子君「アンケートの方は」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） アンケートにつきましては、まだアンケートの内容についてですね、どのようなものを求めるかということについても協議はされておりませんので、少し時間をいただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） はい、学校だけを高台移転へとか、警察署だけを高台移転、志布志支所を高台移転というわけにはいかないということであろうかと思っておりますので、学校と福祉施設、合体もう本当にまちづくりの長期的な展望をもってやらないといけないことで、国のそういう特措法もまだできてませんので、そういうこと、国の動向とかいろんなことを鑑みて、市としてもやはりこのことも費用対効果、昨日も事前防災ということでありましたので、体育館のこともそう

いう事前防災というような観点で、今ある体育館もさながらそういう体育館、耐震化が進んでなかったらそこにつくってというような思いもありましたので、一応質問いたしました。

それでは、次に移らせていただきます。

最後の質問は、子育て支援についてであります。

会津若松市の健康福祉部子ども課では、子ども課と支所の住民福祉課が申請窓口となり、子育て支援策として就学遺児激励金及びすこやか図書カード贈呈に取り組んでいます。就学遺児激励金とは、小中学校に在学する児童の両親又はそのいずれかが亡くなった場合に、各1年生の就学遺児を扶養している方に、こどもの日を記念して3万円を支給しています。

また、すこやか図書カード贈呈は、小中学校在学中に、両親又はそのいずれかが亡くなった児童に、その健全な育成を願い5,000円分の図書カードを贈呈しています。親の死という最も衝撃的な出来事を精神的に不安定な時期の子供時代に、経験することは、ゼロであってほしいと願うばかりですが、こればかりは意のままにならない一つです。

そこで、青少年健全育成の観点から、そういう悲しみの中にいる家族に、一人ではない、みんなで見守っているのですよ。また、これからも見守っていきますよという、社会で子育てを見守る姿を志布志市としてのメッセージを送る意味で、本市でも早急に取り組んでもらいたいと考えます。このことについての見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

会津若松市で実施されております就学遺児激励金については、小中学校に在籍する児童の両親又はそのいずれかが亡くなった各1年生の就学遺児を扶養している方に、遺児一人につき3万円を支給する制度でございます。

そして、すこやか図書カード贈呈につきましては、小中学校在学中に両親又はそのいずれかが亡くなった児童に、その健全な育成を願い、図書カードを5,000円分贈呈する制度のようでございます。

本市につきましては、福祉の分野で様々な子育て支援を実施しております。県内でもかなりの水準とっておりますので、就学遺児激励金等の実施につきましては、現在のところ考えてない状況でございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、教育委員会といたしましては、低所得世帯の児童生徒の保護者に対しまして、小中学校への就学に要する経費の負担軽減を図り、安心して学校へ通学してもらうことを目的といたしまして、就学費用の一部を援助しているところでございます。

援助の内容といたしましては、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など7項目に対して行っておりまして、それぞれに援助額を定め、給付をしているところでございます。平成24年度は、小中学校合計で521名の申請があり、審査基準に照らし合わせた審査結果485名の児童生徒を認定することに決定したところでございます。

市内小中学校の児童生徒数が全体で2,669名ですので、就学援助を受けている児童生徒数の割合

は、全体児童生徒数の約18%となりまして、児童生徒の減少に反比例いたしまして、この数は年々増加傾向にございます。

そのようなことから教育委員会といたしましては、引き続き低所得世帯に対する就学援助を行い、子供たちが安心して学校に通学できる環境整備に努めてまいりたいとかように考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 本市では就学援助をやっているのですが、そのすこやか図書カード贈呈とか、就学遺児激励金というのはやらないということであります。

先ほど教育長の方からありました就学援助と申しますのは、準要保護家庭の準用の方に対する就学援助ですよね。それで相当な数が増えているということでもありますので、低所得者世帯に対してこのような就学援助制度があるわけですが、私がこの今回このことを取り上げたのは、やはり市としての姿勢を示してほしいという思いですね。

子育て日本一ということで、市長はおっしゃいますので、生まれたときとか、そういういろんな子育て支援策はされてますね。だけど、このことは本人らと申しますより、その親が亡くなった時ということでもありますので、親かもしくは養父母のどちらかですね。そういう時に手だてをと、市の姿勢をとということですので、これはそんなにも該当、もしこれを実施するとしても、そんなにあってはならないことでもありますので、その予算費用としても、そういう多額の費用は要さないのではないかと思います。もう一遍やらないという結論を出されましたが、市長の考えとして、そういうことには出すが、この親が亡くなった時ということに対してのそういう思いはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような就学遺児ということにつきましては、誠にお気の毒というか、大変な状況なんだなというふうには思うところでございます。しかし、そのような方々に別途支給するかというと、総体的に私どもとしましては、就学が困難な方に対して、先ほど就学援助をするというようなことでお話したところでございます。

私自身としましては、そのような方はお気の毒で大変だということは十分認識するところでございますが、市政を担う立場とすれば、総体的に子育て日本一のまちになるように対象者があるような事業というようなものについて取り組んでまいりたいと基本的には考えているところでございます。

ということで、例えば今回の議会でも議論がございました先ほどもありました給食費の助成、ないしは住宅施設の住宅の充実等々そういった形での政策というのはあり得るのかなというような気がするところでございますが、個々の特殊なケースについては、少し子育て日本一というような観点からすると、少し違うのかなというような気がいたしまして、先ほど述べましたような形での就学援助を十分行ってますよというような形での答弁をさせていただいたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長の方針といたしますか、少し子育て支援とは違うのじゃないかなという答弁がありましたので、そのことを少し重く受け止めて、ちょっと違うのかなと感想として思いました。

では、次に移ります。

鹿児島県が審査して貸し付けを行っている母子寡婦資金貸し付けの制度は、市が受け付け窓口になっています。寡婦の方とは、かつて母子家庭であって、その後子供が成人した方、もしくは夫と死別、離婚などされた方で40歳以上の方を言います。この制度は母子家庭の方や寡婦の方が技術の習得、子供の学校のための資金、そのほか定められた理由によって、お金が必要な場合に無利子または低金利で貸し付けを行っている制度であります。また、20歳未満で両親のいない方も就職や学校などのための資金に限って貸し付けを受けられます。

このような制度を先ほどの会津若松市でも母子寡婦福祉資金貸し付けとして行っております。寡婦の方の前年所得が203万6,000円以下の方と制限があります。種類は13種類ありまして、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、技能修得資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、医療介護資金、生活資金、児童扶養資金という全く志布志市の窓口になっている鹿児島県の制度と同じ13種類です。このように制度があるということは、母子家庭や寡婦の方にとっては大変喜ばしいことです。しかし一方では、使う理由が定められていますので、それ以外では困った場合は全く使えないわけです。使い勝手の悪さがありますが、特に高校、大学、専門学校などの受験費用や受験に要する旅費や、宿泊代また受験対策の学習塾代、各種受講料などへのサポートには対応していません。このことが一番困ることではないでしょうか。実際、こういうことで大変困った方からちょっと相談も受けたことがあります。どうにかお金を捻出しては、我が子を進学させたい親子さんと進学したいお子さんが、精神的にも経済的理由で追い詰められて、大変心の重い状況です。最悪の場合には、進学という夢をあきらめざるを得ない状況に陥ります。こういうことになって果たしていいのでしょうか。親の所得状況で進学をあきらめることがあってはならないと思います。誰でも平等に教育を受ける権利がありますので、このことは教育格差、貧困の連鎖にもつながっていくような気がいたします。

そこで提案いたしますが、貸し付け内容を十分に精査し、研究して、母子家庭の方のみならず低所得者も含めた方々の大きな悩みを解決できるようにしてあげる本市独自の貸し付け制度を新しく創設することは考えられないか。これこそ子育て日本一の支援だと思いたしますが、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県の母子寡婦資金貸付制度につきましては、先ほど議員が述べました13種類の資金貸付の種類があり、そのうち修学資金貸し付けにつきましては、子供が高校、大学などに修学するために必要な経費を貸し付けるもので、修学支度資金貸し付けは、子供が入学する小・中・高・大学などに入学または入所する際に必要な経費を貸し付けるものでございます。

また、志布志市社会福祉協議会が窓口になっている貸付制度といたしましては、生活福祉資金

貸付制度もございますが、母子寡婦資金貸付制度同様、高校・大学などの進学のための受験費用、旅費等への貸し付けは行っていない状況でございます。

本市につきましては、先ほどもお答えいたしました、福祉の分野で様々な子育て支援を実施しており、県内でもかなりの水準とっておりますので、ただいま議員御提案の貸付制度の創設については、現在のところは考えていない状況でございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会の所管いたします奨学金について、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、すぐれた人材を育成する育英と、それから幅広く人材を育成するという奨学をという奨学を援助するために能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者に対して無利子で奨学金の貸与を行っております。

奨学金の貸与の額でございますが、高等学校に在学するものが月1万5,000円、高等専門学校または大学に在学するものが月額約3万円、前述に相当する外国の学校に在学するものに月額5万円となっております。平成24年度は95名から申請がございまして、審査基準に照らし合わせ審査した結果、申請者全員に貸与することを決定したところでございます。

この奨学資金制度というのは、あくまでも学資、授業料等の一部として貸与するものでございますので、高校・大学などへの進学のための受験費用や旅費、宿泊代、学習塾代、各種受講料などは生活資金に類するものと思われまますので、これまでは教育委員会としての貸し付けの対象とはしておりません。

教育委員会といたしましては、すぐれた人材の育成と幅広く人材を育成するという観点から、修学支援として、この奨学資金制度を継続してまいりたいとかように考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 修学のためにはいろいろな援助があるので、それをやってるので本市としてはこのことは考えられないということではありますが、そこに全然市長の最初から考えられないということで、努力するという言葉も一つもなかったのですが、これ去年の3月に同僚議員が質問されてますね。その時の答弁は、教育長もそれは修学支援員のことでありましてし、また、同じようなもろもろの内容でありましたので、勉強させていただきますと、検討させていただきますというような回答をされたんですね。1年3か月たちましたが、勉強どころか、もう頭からもう今ちゃんと修学支援やっているからという、最初からなんか突っぱねられたような感じではありますが、1年3か月勉強されなかったんですかね。

そして、そういう子供たちがいる、実際に悩んでらっしゃって、もう学校もあきらめて進学をあきらめようか、入学したらですよ、おめでとうって、合格おめでとうということ、何とか入学したから何とかここを都合つけてくれないとか、いろんなできますよね。そうじゃないですよ。合格する前に資金が要るんですよ。そこでも触れられてましたが、東京チャレンジ支援事業受験生のためのサポート事業ということで、東京はそれは財政力が違いますので、そうかもしれませんが、やられてるんですね。そのことも同僚議員触れられてますが、そういうもろもろの

ことを触れられて、その時には何とか勉強してみましよう、うちは補助教員でやっているの、そういう修学支援員はしません、それはそういう言葉でしたが、そういう会津若松市のそういう制度とか、そういうことも、勉強してやっていきましよう。そのことは一つも解決しないで、そしたらその時からしないということですよ。1年3か月たっても考えられないということですので、もうこれで結論が出たと捉えたらいいわけですか。そういう子供たちにとって、親子さんにとって、そういうことは一切考えられないということでもありますか。

○教育長（坪田勝秀君） 教育委員会関係につきましては、先ほど申しましたとおりでございまして、私どももほかに奨学資金制度を教育委員会が所管するですね、所管課としてのそういう支援制度というものはないものかと、いろいろと検討いたしましたけれども、教育委員会が所管するものとしては、奨学資金制度以外にほかのものは、教育委員会にはなじまないという結論に達しましたので、今のところ奨学資金だけを教育委員会としてはやっているというのが実情でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

低所得者の中で、特に生活保護に入っている方については、かなり収入認定をしないというような扱いになっており、そのものについて流用ということはちょっと悪いかもしれませんが、そのようなものに当てられるものがあるようでございます。

しかし、今お話がありますように、学業に入られる前に、費用についての貸し付けということについては、現在考えてないところでございます。しかし、先ほどもお話しましたとおり、市としまして別な形で支援できるような制度はないかということで、さらに勉強してもらいたいというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 教育委員会サイドでは、奨学資金とか、そういうものの対応でやっているの、このことはあれですということの答弁をいただきましたが、子供の権利を守るというか、社会福祉、そういう意味合いで福祉課といたしまして、市当局はそういう立場での考え方というのは社会福祉事務所があるわけですので、どうでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほども市長が答弁されましたように、現在のところに受験費用の貸付制度の創設は考えておりませんが、市としても答弁がありましたとおり、支援できるような制度はないか、これから先勉強していきたいと思います。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 今回の質問は、最初冒頭に申しました命を見つめる観点からの質問をさせていただきます。ということでありましたので、テレビも入っていますが、本当にすこやか図書カードとか、それから就学遺児激励金とかいうのも考えていないということでありまして、今度はこの制度も新設する、創設する考えはないということでありまして、市長の市政というのがよく、よくと全部は分かりませんが、よく一端を見た思いがいたします。給食費とか、そういう該当者が多いものに対しては、そのニーズと供給ですね、ニーズ、費用対効果もあろうかと思いますが、そのニーズ、その大きいものに対してはやっていくような文言に捉えたんですが、その

わずかな、そういうわずかな方たちに光を当てるとというのが福祉の目的じゃないんですか、教育の目じゃないんですか。そしたら、このお子さんたちは就職も進学もあきらめて、いきたい看護学校とか大学とか、そういうところにもなかったらいけないわけですよ、捻出できないわけですのでね。その数が一人か二人だったら、もうその人たちは見過ごすという考えですか、そのようにとられますよ。やはり、そこに光を当てていくというのが市長の姿ではないかと思います。はっきり切らずにですね、先ほど何とか検討して考えていくという答弁はありましたが、本当にその言葉とイコールして、今からの検討という、何もしない検討じゃなくて、しっかり検討されていくおつもりがありますか。

○市長（本田修一君） 私といたしましては、市政を担う立場で、より広い形で公平公正な形で、市政運営がされるべきということになろうかと思えます。そのような観点から、先ほども申しましたように、多くの方々が対象になれる事業ということであれば、対応ができるのかなというふうには思ひまして、先ほどお話したところでございます。ごくわずかな限られた事例ということにつきましては、誠に悩ましい問題であるというふうには思ひます。

それらのものにつきましては、種々あるのではないかなというふうなことでございますので、それらのものが多くの事例としてなったならば、私どもとしましては、行政として対処すべき事業になるのではないかなというふうなところでございますが、現在の段階では、今とられている制度の中で、十分対応が可能というふうなことで、今ほど答弁したような内容になっているというところでございます。

今後も、今担当の方でも答弁いたしましたように、もっと深く勉強してまいりたいというふうなことも言っておりますので、そのことをもって、その内容について対象者というものが限定された形でなく、多くの方々が対象になれるんですよというふうなことになるならば、そのことについては対応がすべき内容ということで十分考えていくことになろうかというふうには思ひます。

○7番（鶴迫京子君） 先ほどの教育長の答弁で、準要保護の方が485名、子供が児童がいるということでもありますよね。そういう方々も受験とかなった場合は、低所得者と申しますか、その保護に準ずるわけですので、生活保護に準ずるわけですので、やはり受験とか、そういうものは受験費用などには出ないわけですよ。いっぱいいるじゃないんですか。

やはり、勉強して何か手を差し伸べてあげてほしいと思います。実際にただつくりごとで言っているわけではありませんので、本当に悩んでいらっしゃいます。テレビを見ていらっしゃるかも分かりません。その市の答弁、市長の答弁とか聞かれています。ですので、やはりそういうたった少ないからと、それは市長の答弁として本当にあまり不適切なような気がいたしますが、とても心の痛む答弁であると理解します。

今日は、全然ある意味自分の質問したことが身になりませんでした。まだこれであきらめるわけにはいきませんので、また次回の時にこれは追求して質問していききたいなと思ひますので、ぜひしっかり勉強されて少しでも日の当たることを考えていただきたいなと思ひます。

そういう要望する子供が少ないからといっても、やはり公平公正という面から、みんな子供は

一緒ですので、親も一緒ですので、そこいら辺をしっかりと考えてやっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、2時50分まで休憩いたします。

○
午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） それでは、通告書に基づいて質問いたします。

まずはじめに、稲付川下流の排水対策についてであります。

稲付川下流の下野井倉集落の方々は、平成5年の土砂災害以来、台風や大雨など大変な状況下で生活を強いられてきたようであります。

特に最近の災害では、ここに70年あるいは80年住んでいるんだけど、今までにないこんな大きな災害は初めてだと、そういう災害が各地で多発しているようであります。こんなことから、大雨が降った場合など、夜もおちおち眠れないそうであります。稲付川はこの周辺の大地から流れ込む水量は相当な量であります。現地を見た時に、水かさが山きわまで上がった形跡がありました。大雨が降った場合、今の側溝では現地の状況から見ても、素人の私が見ても早急に対策をしないと大きな災害になり、人命に影響を与えることになりかねません。

県の防災事業は、できないということではありますが、いつ申請したのか。そして、今まで対策がなぜできなかったのか理解できません。また、どのような協議をしてきたのか、経緯についてお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

御質問の稲付川につきましては、砂防指定地の危険溪流稲付迫谷であわせて市が管理する普通河川稲付川であります。まず、砂防指定がされた昭和37年7月に指定がされており、その当時土砂災害を防止するため、現在ある砂防のえん堤や三面水路が構築され現在に至っております。

その後、2級河川菱田川までは、当時の有明町が管理するよう普通河川稲付川として1,850mを財産及び施設の維持管理をしております。その中に、砂防指定地及び砂防施設が含まれております。

現在上流域にある市役所周辺の雨水排水のほとんどが、この稲付川及び砂防指定地内を流れ込んでおり、下流域に住まれる下野井倉自治会の方々は、近年のゲリラ豪雨と呼ばれる短時間の異常な雨の降り方によって大変心配されているというふうに思っているところでございます。

県単砂防事業の事業採択に向けた申請は、平成21年8月に自治会の砂防事業の実施に関する要

望書を添えて申請し、毎年申請はしているところでございます。平成21年4月に当時の下野井倉の代表者の方から改修をお願いしたいという相談があったところでございます。その後、今申しましたように21年8月に当時の自治会さんより署名が添えられて要望書が受けられたところでございます。

このことでもって、9月18日に大隅地域振興局へ砂防施設稲付迫谷の改修整備促進についての要望の進達を行っており、毎年このことについては要望を重ねてきているところでございます。

○2番（下平晴行君） 21年度から毎年申請はしているということではありますが、県の方は予算の関係でできないのかですね、そこ辺をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県との協議を重ねておりましたが、砂防事業の保全の考え方による水路だけの断面改修では、県単砂防事業の採択は難しい。そしてまた、施設については破損していないようで、土石流防止機能は維持できているというふうに聞いているところでございます。

また、県内のほかの砂防事業との整合がとりにくいという内容であることから、要望を重ねてきているところではございますが、保留になっているというような状況でございます。

○2番（下平晴行君） 市長は、百聞は一見にしかずという言葉がありますが、現地を見られましたか。

また、通告してからどのような協議をされたかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、この稲付川下流、稲付川のことにつきましては、町長就任以来地域の方々の要望を受け承り、何回か見にいきまして、そしてまた、18年に流末の方が改修されたということについて、これで一段落かなというふうに考えていたところでした。

しかし、流末が完成した翌年だったと思いますが、その下流域に立木が引っかかって、その結果また川がはんらんしたというような、平成19年だったと思いますが、そのようなことがあって、その後、特に下流域においては、川がはんらんしたというような話は聞いてないところでございますが、上流域によって断面が足りないということで、その排水路を越えた形で水が流れているということについては聞いているところでございます。

○2番（下平晴行君） 先ほど水路断面改修の要件に足りないというような説明があったわけですが、先ほど市長が答弁の中に、やはり今私も先ほど七、八十年に初めてという、こんな災害多いわけですね。あるいはゲリラ豪雨みたいなのも多いし、そういうことを考えると、これはいつこんな災害が起きるか分からないわけですよ。だから、それを待って、県の事業を待ってできるような、いくら要望してもできないのであれば、住民が安心・安全な生活をするために市です、単独事業で計画的にやる考えはないのかですね、そこをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この稲付川の改修につきましては、今議会でも別の議員からも意見を承っているところでございます。その中でも述べましたように、県としてそのような対応ということである。そしてまた、

お話があるように、集中豪雨が発生する可能性があれば、たぶん川がはんらんするということが考えられるということであれば、私どもはそのことについては、地域の方々の安心・安全な生活を守るために市独自ですべきではないかというふうなことも別な議員にもお話したところでございます。

そのことに基づきまして、私どもは、ではどのような形で、どのようなケースに対応すべきかという要綱をまだ定めておりませんので、その要綱等を定めながら、そのことについては対応してまいりたい。

そしてまた、先ほども言いました立木等がまた水路に引っかかって、はんらんするということにならないためにも、至急そのことについても対応しなければならないというようなことがあるようでございますので、そのことについてもどのような形でできるか検討いたしまして、対応をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 建設課長、ちょっとすいません。この防災事業のメートル当たりの単価は大体どれぐらいですか。大体でいいです。

○建設課長（中迫哲郎君） 県単要望で要望しております単価でございますが、事業量としまして、230mの要望をしております。事業費で4,800万円ほどということでございます。単価については、ちょっと今計算を。

○2番（下平晴行君） 市長、大まかに4,800万円ぐらいということですね、であるとすれば、これは先ほど答弁がありましたように要綱を定めて対応をしなければいけないと、これは重々分かるんですが、それをいつまでにしますか。

○市長（本田修一君） 今年度中にその要綱については定めてまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

ぜひその取り組みをしていただきたいと思います。

それと市長ですね、この集落の説明会にいったときに、職員がここを上の方に引っ越しされたらという、こういうことを言ってるわけですよ。これは住宅、集落の方がおっしゃった。直接聞いた方がおっしゃったんです。私が勝手に言ってるわけじゃないですからね。この言葉はあまりにもここに住んでおられる方々を侮辱しているというか。やはり職員の言葉は、市長の言葉ですよ、重いわけですよ。あなたが言っているのと一緒ですよ。私は聞いて、市長は今、職員のあいさつ運動とか、いろんな市民のために、これはおそらくここ一人か二人か分かりませんが、そういう市職員が一人でもいたら、そういうふうにみんな見られるわけですよ。その職員が自分や身内が住んでいたら、そんなことを言うのかなと思って、ちょっと信じられないというか残念でありました。

昨日も、公務員とはなんぞやと質問があったわけでありますが、私はやはり同じように行政は最大のサービス機関であります。公務員とは、これは地方自治法の1条の2項ですか、住民の福祉の増進を図ることが基本だというふうなうたっております。その福祉の増進とはなんぞやと見たときにですね、このことは市民一人一人が志布志に住んでよかったと、そういう実感できるま

ちづくりのために様々な目標を掲げ、そしてその実現に向けて住民のニーズや地域の特性を生かしたそういう事業に取り組む、そういうことであるわけです。と同時に行政は市民の生命財産を守ると、これは義務であります。市長そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘のとおりでございます。そのようなことで、私自身もそしてまた、市役所職員自身も常に認識を深めて、市政の取り組みを申し渡しているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 住民の説明会、出前講座に私参加いたしまして、今議員おっしゃるようなですね、ということで、ちょっと真意というのか、ちょっと弁明じゃないですけど、その時の様子で話をいたしますけど、私が最初申し上げたのは、急傾斜事業等、がけ下の家がある所は、まず第一に避難、避難というか、避難もですけど、まず移転が原則ですよということは申し上げました。移転がまず第一、移転適地がなければその中でまた守っていく。

それと、水路、水路の断面を広げても、自然災害をですね、人工的なもので食い止めるとかいうのも非常に厳しい時代です。ことがありますので、その時に、例えば借りに家を建てられるということがあった時には、上の方へも検討してくださいということは申し上げました。その時、上にいっても畑、宅地がないというような意見は出たところでございます。私がいきなり移転してくださいということではなくて、そういう家を建てるとか、そういう時には危険な所にいるよりは、できれば安全な所に移転してくださいというのが、私の言った本意でございます。

○2番（下平晴行君） 課長おかしいですよ、失礼な言葉ですよ。長年そこにずっと住居を構えて生活していた人たちに、その災害が、あなたが言ってるのは意味は分かりますよ。そこができないのであるから、そういうふうにおっしゃったかもしれませんが、しかし、そこに長年住んでる人は、あなたが言っていることを課長が言っていることを理解できないですよ。それを今度は私に怒って言うのは当たり前ですよ、課長が言うそういう言葉ではですよ。そこはちゃんと十分気をつけて言ってくださいよ。

市長、やっぱり聞いておかしく思いませぬ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長は課長としての立場で、そのような危険住宅に対しては、安全性を図るために移転された方がよろしいんじゃないですかというようなニュアンスで伝えたのではないかなというふうに思ったところでございます。

当然長年住まわれておられますので、その土地に対して愛着があられるわけですので、どうしても危険性が迫っているということを認識されているならば、そのような方々から直接的にがけ下、がけ上移転というような形での申請がされたものではないかなというふうに思ったところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、要望をずっと出しておられて、その中でそんなことを言うのはおかしいですよ。自分がその立場に立ってみてくださいよ、そこに住んでいる人の。それはいいです。それは今後気をつけてほしいと思います。

次に入ります。

次に、高速無線LANシステムについてであります。これは災害対策であります。

尾鷲市の土地災害情報総合通報システム、次世代無線LANシステムと言いますが、この研修に7月にいつてきたわけであります。このシステムは、公共通信インフラに依存しない専用の災害通信ネットワークを用いて、音声や映像を相互に通信できるシステムを導入して、台風や集中豪雨による風水害や予想される大地震に向けて、防災体制の強化を図って、市民の安心・安全なまちづくりを構築しているようであります。この事業は、国の100%補助で導入しているというシステムであります。導入する考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘の尾鷲市につきましては、土砂災害情報総合通信システム整備事業としまして、災害情報の携帯電話へのメール配信、フリーダイヤル、110番通報システムなどを整備され、また既存通信インフラに依存しない市独自の通信ネットワークとして、次世代無線LANネットワークを構築され、先進的な取り組みをされているようでございます。本市としましては、災害時に迅速かつ正確に市民の皆様へ情報を伝えることが大事だと考えております。

現在、災害情報については、従来の防災行政無線に加え、行政告知端末、行政告知放送端末、コミュニティFM、緊急速報メールやエリアメール、安心・安全メールなどを使い、災害情報をお伝えしているところでございます。

しかしながら、現在の情報伝達手段は、情報が市側からの一方通行になっているところもありまして、尾鷲市の例からも双方向の通信が課題であるというふうには認識しているところであります。

現在、防災行政無線については、デジタル化に向けて、今年度電波の調査を来年度からデジタル化の整備を予定しております。今後、デジタル化することで、伝送容量が大容量になることから、様々なシステムの負荷が可能になりますので、どのような活用が市にとってメリットがあるかという研究を重ねてまいりたいと考えております。

議員御提案の次世代無線LANシステムも含めまして、非常時の情報通信手段の発信、構築については、南海トラフ巨大地震も想定されることから、大きな課題であるというふうに認識しております。近年の技術革新により、携帯電話を使った情報伝達方法など、安価でできるシステムもあるようですので、今後調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

○2番（下平晴行君） 市長が答弁の中に、そういう取り組みも考えているということですので、よく分かりましたが、この尾鷲市のシステムはですね、市長も答弁の中で総合システム、お互いにこちらから一方的じゃなくて、その災害地、ここをですね、8局、基地局というのは8つありまして、その基地局からその周辺の状況、災害状況を防災センターに、そして、防災災害センターからは防災センターでコンピューター、パソコンをいじって自由にですね、このカメラを動かす、見れる、お互いに見れるということなんですね。

そして、車が1台、これは車の上にカメラを付けて、この車の操作も防災センターからできる

という。そして、車の中から今度は防災センターの方に送ることもできるというシステムなんです。それは、どちらがいいかどうか分かりませんが、これはぜひ市長ですね、総務課の方での鹿屋で研修があるときもいつもらったんですけれども、そういう先ほども言いましたように、やはり現地を直接見てみるのが、私は大切、よく分かるということじゃないかなというふうに思っているわけでありまして、そういうふうに尾鷲市の場合は、志布志市と同じように、やはり海岸沿いで、志布志より山がすごい、何というんですね、連なっていると、陸の孤島、道路が1か所もう土砂が崩れたら入れないという、そういう状況の所で余計この土砂災害のこのシステムを導入したんじゃないかなというふうに思っております。

これは100%というその時点ではありましたが、そうじゃないみたい、補助は全体では県も含めて100%なのか分かりませんが、100%だったような気がします。

そして、ここがすごいところはですね、防災センターに8名の職員がおります。そして、その中の嘱託員が4名です。そしてまだすごいところは、その中に一般の電気事業者が入っているということです。そういう絶えずですね、これから先は職員の話も後でしますけれども、そういう職員に限ったもんじゃなくて、民間と一緒にやってそういう取り組みをしていくという。市長これはすごく大事なことだと思います。これも研修にいかれたらよく分かると思いますが、そういう災害を起こさない、そして、すぐさま対応をするという、やはりシステムであるわけでありまして、こういうさっきの市長の答弁もいろんなシステムがあるということでは、やはり特に財務課はいろんなところに目を光らせてですよ、補助率の高い補助事業がないか注視をして対応すべきだというふうに思うわけです。一番手でないと、2番手はもう補助金はずっと下がりますからね、そこ辺はどうですか。市長でいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話があります尾鷲市の事業につきましては、事業費が4,000万円ということで、県費が100%と、県の受託事業というようなふうになっておりまして、お話のとおり地元の負担はゼロというような形でされているようでございます。

私自身も、いつもお話しするように、現在本市で構築されている光ファイバーケーブルシステムにつきましては、ナンバーワンということではございますが、ハードがナンバーワンなだけで、今後ソフトもナンバーワンにしなければならないということを目指しているところでございますが、その導入に際しても、今お話がありましたように有利な事業を活用しながら、できるだけ市民の方々の、そして市財政の持ち出しが少ない形で取り組んでいきたいということそれぞれの担当の職員には申し伝えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

それでですね、市長、ここもいろんなところからの視察が多いわけでありまして、できれば総務課の担当職員でもですね、研修をぜひやらせていただいたら、実際目で確かめないと、そこ辺も分かりませんのでお願いしたいと思っております。

それじゃあ次に入ります。

都城志布志道路についてであります。地域高規格道路都城志布志道路は、九州縦貫自動車道宮崎線や東九州自動車道と接続して、広域交流ネットワークを形成し、国土の均衡ある発展を担うとともに、日本の食糧基地で都城、曾於地区と国際バルク戦略港湾に選定された志布志港とを直結し、物流の効率化を寄与する道路であります。その志布志市道路工区3.2kmについて、市道の町原弓場ヶ尾線を4車線化し、中央部を一部高架にして車両専用の高規格道とする方針が示されました。両側を3mの幅員で、それも一方通行になっております。多くの住民が反対しているようであります。

また、裁判をすと言っている方もおられるようであります。住民や事業者のことはもちろんであります。周辺地域の将来の活性化を図るためにも基本設計の見直しを県に要請する考えはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域高規格道路都城志布志道路の志布志道路工区につきましては、平成23年4月に整備期間に指定されました。昨年の6月に第1回目の住民説明会を開催し、道路沿線の土地所有者を対象にパンフレットやCG映像等を使用いたしまして、概略設計の説明と土地への立ち入りのお願いがあったところでございます。

その後、実施設計、用地測量、橋の概略設計、ボウリング調査等が進められる過程で、本年8月2日、第2回目の住民説明会が開催されました。説明会の内容は、市道の町原弓場ヶ尾線を4車線化し、中央部を一部高架にして車両専用の高規格道路とする方針で、中間に一方向の出入りができハーフインターが2か所設置され、国道220号は立体交差の臨港道路で、新若浜地区までつなぐ計画でありました。

住民の方からは、中央部が自動車専用道路なので右折や横断ができなくなり、地域が分断される、不便になるという意見や、交通量の増加見通し、大型車両の通行に伴う振動への不安等の意見が出たところでございます。このような意見に対しまして、県は全て持ち帰って検討し、再度の住民説明会を開催するという回答であったところでございます。

市としましては、県の今回の見直し作業の進捗状況を注視いたしまして、地元住民が不便にならないように要請する考えでございます。

○2番（下平晴行君） 市長の答弁もありましたように、こういう構造だと、いわゆる道路と道路沿いの土地は分断されるわけですね。いわゆる利活用ができなくなると、当然土地の価格も下がるということになるわけであります。

私は、県の職員は副市長もいらっしゃいますけど、市町村を相手に対応しているわけですね。市町村を相手に対応しているのは県の仕事ですから、直接市民のことはあまり考えないんですよ。だから、あなたが、市長が、市が、しっかりした考え方を述べないと、こういうことになるわけですね。市長説明のとおり1回目、2回目の説明があった。1回目は市長、具体的にこういう構造だというのはなかったみたいですよ。2回目に8月2日ですかね。2回目に急に具体的に出てきたと、そして、このような設計は全国でも初めてだそうです。ここのいきさつ、ここになる

まで県から説明はなかったのかどうかですね、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど申しましたように、この区間につきましては、23年4月に整備区間に指定されたと。そして、昨年6月に第1回目の説明会、そして、本年8月に第2回目の住民説明会ということがされているわけでありますが、その直前に私どもの方には説明があって、こういった形で住民説明会を開催したいということの説明はあったところでございます。2回目とも私自身は、かなり今現実に住民の方々の反対が出ているということはございますが、そのような意味合いから、かなり住民にとってはきつい内容になっているなということは、率直に申し上げたところでございます。

そして、そのことが直接県はどのような形で受け止められたか分からないところでございますが、私自身はすぐさま明日あたりは説明会があった翌日あたりには、反対のプラカード、看板が立つかもしれませんねというような話もしたところでございますが、現実的には立たなかったんですが、住民説明会の場に、そのようなものを持ち込まれた方もおられたということで、かなりハードルが高い内容になっているというふうには考えるところでございます。

そのようなことで、先ほども申しましたように、県の方もこのような住民の方々の御意見というのは、深く受け止められて、帰られておりますので、またこのことについても次の対応が示されるというふうには考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長遅いですよ、まだいわゆる見直しのこれは県には何も言ってないということですよ、市からは。見直しのお願いはしてないということですよ。そんなあれが遅いじゃないんですか、対応が。やはり市が、独自でも、その市民、沿いの方々を集めて、やはりそれを直接市長聞いてくださいよ。そして、県にこういう、今県がどういう話を聞いて結果で、どういう設計になってくるか、構造になってくるか分かりませんが、待っていたら駄目ですよ。こっちからこういうふうにしてくれないかという要望が市民もあると、市民にかぶせたら、失礼な言い方ですけど、市民がこう言ってるんだと市長は言えればいいじゃないですか。その見直しを待っているなんていうのは待ち行政ですよ、それは駄目ですよ。自らがちゃんと言って、こういう考え方であると、市民もこういうことを願っていると、それぐらいしてくださいよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民説明会において、様々な市民の方々の意見が寄せられたところでございます。そのことについて、直接今お話がありましたように、私自身もまた県に要望をしまして、改善を図るような形の道をとっていきたいというふうを考えます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

市長ですね、私もこの議員の説明会のときに、ホームマンからの高架でいくべきではないかと、高架ですよ、都城志布志線道路だけの高架。そしたら担当者が日照が悪くなると、日照権でしょうね。そんなことを言いました。

それから、こそこそと経費が高くつくみたいなのもちょっと、僕は間接的に聞きましたけれども、そういうことを言ったようであります。ですから、できればそういうこちらからの考え方、例えばホームマン辺りでストップして4車線、都城か鹿屋のバイパスみたいな4車線であとはいくか、そういうことも内部でも議論してですよ、そしてやはり県の方に話を持ちかけていく。やっぱり積極的にそれをしないと、おそらく県は思いのままですよ、待っていたら、もう1回どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいま市長が答弁しておりますが、見直しにつきましては、県の方と建設課の方である程度コンサルを入れまして、市の要望を入れるような形での協議は行っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 課長、早く言ってくださいよ。市長は何も言えないじゃないですか。分かりました。

そういうことで、課長とは言えませんが、市長、そういう取り組みをぜひ早急にしてください。

次にいきます。

いじめ問題についてであります。

あと10分あります。大津市の中2男子自殺をはじめ、いじめ問題が次々と起きて全国的に大きな話題となっております。いじめに関する問題や、事件の発生の根元になっているのは、相手の身になって考える、分け隔てなく人を大事にするという心の不足であるようであります。それは、最も基本になる家庭における幼いときからの人を大事にする言動のしつけや、学校における実話などを通して子どもの心に届く道徳教育や、人権教育が必要であると思っております。

本市の実態はどうかということで通告をしておりましたが、二人の議員の質問がありまして、それは理解しておりますので、教育長、道徳教育や人権教育の授業をですね、どれぐらいされているのかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

道徳の時間のことでございますが、週1時間になっております。ややもすると私の経験からもそうですが、ややもするとですね、この道徳の時間というのが説教の時間になったりですね、そして、時間が不足しているから補習授業みたいなことになってしまいがちなんですね、正直言います。

ですから、私どもはこの今回こういう痛ましい事故がありましたのでね。先生方、特に校長、教頭などには、道徳の授業の時間は必ず見回りをしてくれと、校内巡視ですね。そして、そういうゆがんだ道徳の授業の使い方など等が決めてないよということ、今度の事件の前からは言うてはいたんですが、そういう実態、私の経験からもついついそういうことに使ってしまうということがありましたので、少なくとも設定された、今度からまた学習指導要領も変わる、教育課程も変わってきたわけですから、必ず校長、教頭は巡視して、そして道徳の時間がどう重視させればいいのかということは考えてくれということは、常々申し上げております。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 次に、教育委員会の在り方について質問いたします。

大津市の事件は、何よりも教育現場の事件がこうして社会問題になるまで少年が自殺したのは事実だが、なぜそうなったのか分からない。因果関係はないと位置付け、あろうことか勇気をふるって何があったかを伝えようとした子供たちを握りつぶし、校長が記者会見で「いじめは把握していない」と発言するなど、学校側が隠ぺいとも受け取れる対応をした。これについて教育現場の責任者として、マスコミに顔を出して語るのには、教育長だけであったようです。

このようなことから、国民が教育委員会は市長から独立した行政委員会であることが分かったようであります。教育委員会は、委員会の合議で物事を決め、その決定に従って教育長が実務を行う。こういうことになっているわけですね。それなのに、その責任者である教育長が顔を出さない。教育委員会のいじめに対する認識の甘さが批判されたようであります。

教育長、このことについてどうなのか。またこのいじめ発覚が、いじめ問題が発覚してから定例会をいつ開催されて、どのようなことが議論されたのかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） その前、先ほど道徳の時間の充実ということは申し上げましたが、それもそうではありますが、ほかに人権教育等につきましても、全ての教育活動を通じて機会あるごとにこの充実に努めているところでございます。

今申された大津市の件でございますが、私どもは報道でしか知ることができませんので、それについてあまりコメントもできないわけですが、事態がどうだったのかということは、やはり現場の先生方、あるいは教育委員会がされてきたわけでしょうけれども、それほどだとすれば、やっぱりそれは正常ではないのではないかと私は考えております。

また、うちの場合につきましてですが、私どもの志布志におきましては、定例教育委員会がありますが、教育委員長があ的事件があったらすぐに私のところにおいでになりまして、大丈夫かなということで話をされていきましたが、私どもの教育委員会では、定例教育委員会を毎月大体20日前後でございますが、開いておりますが、これは必ず議題として学校教育課長がその実態を説明します。いじめの件数、それから不登校生徒の状況、そして現在どうだということ、そしてまた、私どもは、ふれあい教室というのも設置させていただいておりますので、その子供たちの状況等々は、きめ細かに報告しております。

そして、そこで熱心な意見交換が行われているところでございます。また、教育委員さん方も大変おかげで御熱心でございまして、朝登校の立哨（りっしょう）指導、それから学校行事に積極的に参加していただいておりますので、よくよく本当に私個人知らないところまでよく御存知でありまして、どこどこ小学校ではこういうことがあると教育長は知ってるかとか、あるいはこういうことを地元から聞きましたとか、そういうことも言われます。ですから、私も大変助かっております。大変関心があられるといたしますか、強く気にかけておられましてね、強くですね。私も教育委員会のたびにそのことをしておりますし、そしてまた、よく解決したと報告くるんですが、学校からですね。解決済みとかいうようなことがありますけれども、決してこれは実

態が本当にそうなのかということをごさすね、再確認するということをごさすしております。でないと済んだ、済んだということをごさすね、終わってしまえば案外とまだまだ解決に至ってなかったというようなことも考えられますので、1件でも早く、この前申しましたように1件でも多く発見して、そして早めに解決すると。よく昔は、前はごさすね、いじめゼロと報告すれば何かそれが手柄みたいになったような傾向がありましたので、私どもは今はとにかく1件でも多く発見して、1件でも多く解決するんだぞということを強調しておりますので、そういう虚偽の報告等々はないものと思っております。

以上でございます。

○2番(下平晴行君) あまり分かったようで、分からない、答弁でありましたので、私が聞いたかったのは、いじめが発覚して、いじめのことでどんな議論があったのかと聞いたかったんですよ、そこをいいですか。

○教育長(坪田勝秀君) 失礼いたしました。

いじめのことにつきましては、これは毎回定例教育委員会で議題にしておりますので、そのたびにどこに原因があるのかと。そしてまた、それがどういう家庭の背景、あるいは教育環境の背景、学校の問題に問題はないのかということ等については、もう当然のことでございますが、教育委員さん方に報告をし、そしてまた、教育委員さん方の意見を聞いて、そのいじめについての討議は十分やっております。

○2番(下平晴行君) 教育長、この「日本のいじめ」という、これは図書館にあったんですね、これは予防、対応に生かすデータ集というので、これは親、教師にいじめをなくすことは本当にできるのか、7,000組の親子と2,000人の教師を対象とした全国調査からいじめの実態を明らかにし、有効な対策を考えるという表題なんです。

これを見ますとごさすね、もういわゆる表で、あるいは棒線で、いろんな形でグラフで具体的に書いてあります。よかったら、またいつか目を通していただければ、また指導の目が違うんじゃないかというふうに思います。そういうことで、本来教育委員会というのは、市長の付託を受けた委員が政治の力をはね返し、中立公正に仕事をするためにつくられたというふうに思うわけがあります。ところが現実には、先生たちが教育現場を支配する道具に使われてしまった。そのあげくに起きたのが津市の出来事だと思います。

そこでごさすね、ここにあとがきの所に文面がありました。そもそも学校や教師は、いじめ問題の解消に最も取り組みやすい位置にいるし、その責任もある。なぜなら、いじめの多くは学校を舞台にしているからである。子供に働き掛ける位置にいて、当事者の一人でもあるにもかかわらず、第三者的な態度で原因分析にかまけているというようなことがここに書いてあるんですよ。だから、そういう全体的なことがここには書いてありますので。

それと、非常勤の教育委員会がその責任を負えるのかということなんごさすね。市長や議会に責任を負わせればいいと思うわけですが、今の教育委員会制度では、市長も口出しをできないように、先ほど言ったようにごさすね。そのことについて市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育委員会制度につきましては、本市の様々な事業の中で、非常に大きな任務になっている分野だというふうに認識しているところでございます。

将来の志布志市を担う人材を育成していただく分野でございますので、市といたしましても、当然このような人材育成を目指していただきたいというような形での提言等があれば、そのことにつきましては、対応してもらえるとということになるかと思いますが、基本的には文科省の中での教育行政の推進を努められている機関というふうに認識しておりまして、少しはがゆい思いというとなんですが、そういった制度なのかなというふうに思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長先ほども教育長に委任しているわけですよ、これをこの責任、教育委員長も置くことはできないのかと思うわけですよ。これはやはり、総責任者がやはりこの場において、そしてあらゆることを直接聞いて、そのことで定例会の内容等も僕は変わってくると思うんですよ、そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、教育委員の方々につきましては、私自身が議会に提案いたしまして、御就任いただいているわけございまして、私自身が信頼する方に教育委員になっていただいているということでございます。

そのような方のもとで、現在教育長がリーダーとなりまして、教育行政を担っていただいているということでございまして、本市の教育委員会については、信頼に耐える存在ではないかなというふうにもいつも安心しているというか、お任せしているというような状況ではございますが、基本的には、もっと私ども行政、そしてまた市全体で関われるものはとれないのかなという気持ちはあるということでございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。

ここに席を置くということについてはどうなんですか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、信頼がおける人材を配置しているということでございますので、現在の体制でよろしいかと思えます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

続いて、次に、嘱託職員等の雇用期限について伺ってみたいと思います。

これは先ほども質問がありましたので、中身については大体分かりました。

これは市長が、平成20年度の嘱託職員制度方針に基づいて取り組むということですが、この5年という期限、雇用期限、これはどういう根拠で5年なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員の任用期間につきましては、志布志市嘱託職員の任用に関する規則第4条において、嘱託職員の任用期間は1年以内とし、5年を超えない範囲内で更新することができると定めております。

嘱託職員については、その任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別

職として、主に知識経験、または技術を要する職種に限定しているところでございます。

したがって、地方公務員法第4条第2項における特別職に属する地方公務員は、地方公務員法の適用を受けないとされておりますので、嘱託職員については、労働基準法が全面的に適用されるものと考えております。

このようなことから、労働基準法第14条に準ずるとともに、他市の状況等を参考にしながら雇用期間を原則5年としているところでございます。併せて雇用機会の公平性、透明性の観点からも、20年度に雇用契約した嘱託職員との雇用計画につきましては、契約につきましては、原則25年3月31日で解除し、そのうえで、20年度に雇用契約した職員も対象に公募し、嘱託職員を採用することとしたところでございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。

それと市長、5年でいったん辞めてもらうということなのですが、よく聞きますと3年間猶予をもって辞めていただくというようなことでありますよね。その辞めて、例えば5人いたら1年で2年で3年でという期間がありますよね、それは担当課長に責任か、総務課長ですか、その基準ですよ。誰を1年か、誰を2年か、誰を3年か、その基準つくってるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その3年の中での順番については、基本的には長い方から順番にというふうには考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 先ほどの質問の中でも、やはり市民サービス、これに問題ないかというようなことでありました。

それと、市長が具体的にはそれぞれの5年とは決まっているが、それぞれの部署で要求がされているので、その整理がまだついてないと。このことではいきますとですね、課を管理している課長、これは皆さん理解しているということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この臨時職員、そしてまた、嘱託職員の雇用につきましては、今年度から本格的に取り組むということではございまして、課長会等を通じまして、措置については、全課長認識しているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長がそんな言ったら課長は何も言えませんですよ。こげんすったどってという言い方をしますと、ものは言えないじゃないですか。あとそれとですね、職員定員適正化計画では、平成20年度までに29名削減すると、これはちょっと数字的には何人ですか、ちょっと教えてください。何名なのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第2次の志布志市定員適正化計画としましては、計画期間を平成23年度から27年度までの5年間としまして、28年4月1日の職員の定員目標を定めております。平成21年4月1日現在で351人でありましたが、これより29人少ない322人という目標になっております。

○2番（下平晴行君） 市長、やはり29名ですね、29名削減をしていくという計画であるわけで

ありますが、先ほどの質問の中でも、やはりそこで働いている嘱託職員は、もう長年経験されているから、いわゆる専門的にずっとそこに働いておられるわけですから、専門的な知識を習得しているという、そういう状況ですよ。

職員は3年、4年それぞれ異動しても、そういう嘱託員の方々が仕事をされているために、何らというか、問題なくそこ辺のいわゆる市民サービスも含めてクリアしているというふうと思うわけですが、市長が先ほどの説明で5年たったら辞めるということになりますと、今度は新たに公募をして、そこで私ちょっと市長の答弁の中でですね、気になったことがあります、どっかに書いたかな、ちょっと待ってください。

いわゆる職員は、臨時職員、すぐには嘱託職員じゃないわけですよ、採用した時点は臨時職員ということになるかと思うんですが、仕事はすぐ対応できるというようなことを答弁でおっしゃいましたけれども、それは市長が現場を知らないんじゃないですか。通常の臨時的いわゆるパートとか臨時でも、補助的なコピー取ってくださいと、何してくださいと、そういう仕事はすぐ対応できるんですよ、市長がおっしゃるように。ところが、市民と同等、職員と同等に市民と接している臨時職員、嘱託職員、この仕事はそんな市長がおっしゃるような、そう簡単にできませんよ。そこ辺はどうお思いですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員でございますので、当然専門性を持った仕事についてもらっている職員ということでありますので、その専門性については、公募の際にそのようなことができる職員ということで、公募がされるということが前提でございます。そのような方につきましては、採用になった方々につきましては、そのようなこと、その職種については速やかに慣れていただくような人材が採用されるのではないかというようなことで申し上げたところで、すぐさまですね、その職責を担える人材ということではないということでございます。

○2番（下平晴行君） 5年経過しても、公募基準、応募基準に合えば再雇用ができると、それはしかし6か月の期間は置くということで理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもそのようなふうに答弁したところでございます。基本的にはいったん雇用は中止するというような形で対応したいというふうに思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 私は先ほど322名になるわけですよ、職員が。この嘱託職員と今の臨時職員309名であるわけですが、総体的にはほとんど変わらない入れ替えするわけですから、変わらないわけですよ、この部分は。

市長、これも本当大事かもしれないけれども、私はもうちょっと、これとは別にちょっと答弁はできればしていただければいいんですが、信頼される市政を実現するための職員基本条例、こういうものと合わせて考え方は持っておられるんですか。すみません、通告にないですけども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

信頼される職員基本条例という言葉その自体につきましても初めてお伺いしたところで、その

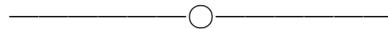
ようなことに関しまして、条例を定めるというようなことについては、今まで考えてないところでした。ただ、私自身は例の橋下さんのところの職員基本条例、あるいは別な条例の制定について、非常に関心はあるところではございます。

しかしながら、そのようなものが、この本市でできるかということについては、全然まだ難しいというような状況でございますので、別途今申されたような内容について、今後考えなければならぬ事項にはなるんじゃないかなというふうには思ったところではございます。

○2番（下平晴行君） これはあれですね、市長、いわゆる能力、意欲のある職員の活用、そういう人事制度の構築とか、あるいは分限ですね、分限処分の厳格化。そういうものを取り入れた、これはどういうことかと申しますと、嘱託職員もそういうしっかりした5年ということであれば、職員もやはり同等に、採用したからずっとじゃなくて、やはりしっかり仕事をしてない人には、それなりのペナルティーをやると。これは基本条例なんですよ、基本的には。そういうことでもありますので、それは答弁は要りませんので、そういうことも頭に入れてほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



日程第3 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第63号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明の前に一言おわびを申し上げます。

6月定例会における移動通信用施設名の変更に関する陳情書に関しての総務常任委員会での審議の中で、主たる携帯電話不感解消地域は田床であります、不感解消地区の一部に天堤も含まれていることの説明が不足しておりまして、議会に多大な御迷惑を掛けしましたことをおわび申し上げます。

今後、このような説明不足がないように指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月26日付けの個人からの移動通信用施設名の変更に関する陳情書に関する議会の採択を踏まえ、当該陳情の内容に鑑み地域住民がより親しみやすい名称とするため、移動通信用鉄塔施設の名称を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表、名称の欄中、「田床移動通信用鉄塔施設」を「田床天堤移動

通信用鉄塔施設」に改めるもので、地区名を明記しようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 市長、これは先ほど市長の説明の中で、名称の具体的な中身の説明が足りなかったと、これはですね、やはり私は執行部がそのことをしっかりしとけば、これをする必要はないんですよ。昨日も全協で議論しましたけれども、だからやはり議案を上げるときには、その議案がこれでいいのかどうか。やはりそこをしっかりと担当課だけじゃなくて、庁議をもって対応してほしいと思います。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えをいたします。

議案提案の冒頭におわび申し上げましたように、このことにつきましては、議会に説明不足によりまして、多大な迷惑を掛けたというふうに深く認識しております。

今後、このようなことがないよう十分答弁の準備をいたしまして、説明の準備をして委員会と、また議会等に臨むようにしてまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 提案の仕方について、ちょっとお伺いしますけど、今市長は6月議会の時の説明が不足というか間違ったかということで、今謝られて、でもその時にはもう結論は出ているわけですね。結論が出たことを今謝ってもらってもですよ。えっち、じゃあ知らないところで審議したということになるわけです。

ですから、昨日も議会が終わった後、全協がありました。それは議長はぐらしいもんやったです。いろんな方からいろんな質問を受けたですよ。だから、そういう中でですよ、こういう経緯になった経緯、結局委員会では決まったことは、執行部は当局はそれを拘束、守る必要はないわけですよ、せんならせんでよかわけですから。委員会で決まって議会で可決されようですよ、拘束あれはないんですよけれども、こうなった経緯をもうちょっと教えてください。

○情報管理課長（又木勝義君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、陳情が出た、なぜ陳情が出されたのかということからお答えしたいと思います。昨年8月から9月にかけて、陳情者から名称変更の相談がありました。その時に鉄塔の名称については、市には関係なくNTTの方に連絡をしていただければ名称が変更できるという間違った回答をしたことが発端でございます。

名称変更については、条例の議決が必要でございます。その間違いについては、後日陳情者におわびと説明をいたしましたが、納得をしていただけなかったということでございます。

また、それから陳情者に対しましては、当時はこの鉄塔については、携帯電話の不感地区解消のための鉄塔であって、市条例の他の鉄塔名称も不感地区の名称をつけており、この地区では田床が主な不感地区であったということから名称の変更は考えていませんと、お答えしたことから陳情提出となったことでございます。

それから、6月に陳情が出されまして、その先ほど申しますけれども、この委員会の中で、先ほども申し上げましたように、携帯電話の電波の不感地区の名称を付している鉄塔名称であるため、名称の変更は考えていないと6月の委員会では回答をしたものでございます。

この時に、その陳情のありました天堤も当然不感地区の一部であるとか、そして、この併記につきましても同じ条例の中に潤ヶ野八野、それから宮塩川路などがあるということが説明できていけば、また違ったのかなと思って反省をしているところでございます。

そして、6月の陳情採択を受けまして、9月議会へ議案提案に際して、情報管理課、それから総務課、それと市長と協議をして陳情者の方にできれば併記でいきたいということでお願いをしましたところ、併記では駄目ですよというお答えをいただき、再度協議をしていったんは天堤でいこうというようなことで法令審査会の方にはかけました。そこで、法令審査会のいろいろ議論の中で、いろんな意見が出されたんですが、その中で田床地区の人から逆の陳情があった場合の取り扱いはどうなるのかとかですね、名称については、本来立っている土地の名称ではなく、先ほども説明しました携帯電話の電波の不感地区の名称を付していることから田床は外せないのではないかと。それから、鉄塔を建設したことにより、天堤も不感地区の一部解消地区になっているのではないかと。それから、先ほど申しましたように、鉄塔名称には潤ヶ野八野、それから宮塩川路の併記をした名称があるということなどを受けまして、田床天堤の併記がベストであるという結論に達したものでございます。そして、今回提案することになったものでございます。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○情報管理課長（又木勝義君） はい、それから、この件につきましては、陳情者にやる説明をいたしまして、当初からの経緯を説明しまして、同意をいただいたところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと確認しますけど、最初課長の説明の中では、こういう併記をしたいということだったら、陳情者は了解はもらえなかったという説明。今ちょっと何かごちゃごちゃあって、今度は了解をもらえたということですか、その確認を。

それと、それは確認をすればそれでいいのかもしれませんが、法令審査会で結局天堤に変えようということで、法令審査会に諮った。法令審査の中で、そういうもし今度は田床が出てきたからという、その過程に対してのそういう法令審査会という、やっぱりそういう審査もするもんですか。その辺のところの法令審査会とは何ぞやというのをちょっと。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えします。

まず、同意についてでございますが、当初議案提案に関わるところで、田床天堤の併記ではどうですかということを陳情者には確認をしました。その時点では、駄目だということでございました。

そして、最近ですが、最近この今説明しましたようなことを陳情者に説明しまして、納得をいただいたということでございます。併記についてですね、田床天堤でもいいですよという御理解をいただいたところでございます。

○副市長（清藤 修君） 法令審査委員会につきましては、私の方で所管しておりますので、お答えいたします。

先ほど議員の方から御質問があったような件ですけれども、あらゆる想定はいたします。その上で、皆さんの御意見をお聞きした上で委員会としてはこういうのも考えられるんじゃないかというような示唆をするというような位置付けになっているところでございます。

[西江園明君「あくまでも示唆ですよ」と呼ぶ者]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から25日までは、休会とします。

26日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時11分 散会

平成24年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期日：平成24年9月26日（水曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について
- 日程第4 議案第55号 字の区域変更について
- 日程第5 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第6 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第2号 汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書
- 日程第14 発議第5号 汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議について
- 日程第15 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第16 報告第2号 平成23年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第17 報告第3号 平成23年度志布志市資金不足比率について
- 日程第18 認定第1号 平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第64号 平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第27 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

日程第28 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (24名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、林勇作君と岩根賢二君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

日程第3 議案第53号 志布志市暴力団排除条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに付議案件説明資料、志布志市暴力団排除条例運用の手引きに基づき条例の内容について、本会議と同様の説明がありました。

主な質疑といたしまして、条例を提案するまでにどのような協議を繰り返して上程に至ったのか、本市に当てはめるときに議論になったところがあったら示してもらいたいとただしたところ、全国的に暴力団排除の気運が高まっており、県も平成22年に制定している。市長会では本年度で取り組む形での協議がされ、警察の方から本市の暴力団の状況も聞き、現在の暴力団活動における市民の安心・安全をいかに守るかということで協議をした結果、条例化しようという結論に至った。

条例案の中の第10条イベント等で祭礼等の行事からの的屋についてどういう形で対応するかということが懸念されたところである。当初の条例が的屋に関する条項が1項あったところであったが、あまりにも狭義になるということで若干その辺は修正をした。条例を定めることによってお釈迦まつり等での的屋がどのようになるか心配をしているが、行政としては警察からの事前情報がない限り、その判断ができない。その対策として、できれば店を出す際に名簿等で確認する方法はあると考えている。この条例を制定することにより、イベント等で不安をあおらないよ

うに対応したいと思っているとの答弁でありました。

庁内で何回か協議したのかとただしたところ、庁内では全体的な議論はしていない。第10条に関しては、港湾商工課や企画政策課と協議はしたが最終的には担当課の中で詰めたとの答弁でありました。

組事務所を開設すると、解除が一方的にできない。事前の排除は考えられないのかとただしたところ、検討はしていなかった。事務所が開所する場合は、当然警察に情報の提供をするような定めはできている。その部分での対応はできるのではないのかとの答弁でありました。

暴力団の組織と分からなくて貸した場合、条例で定めると一方的に解除ができると思うが、そのことは定めていないのかとただしたところ、事務所の開設等については今回の条例の中では定めていない。第14条に市長の委任事項があるので、この中で対応する方向で考えたいとの答弁でありました。

公の施設の指定管理者との情報共有は今後どうするのかとただしたところ、暴力団員であっても一市民として施設を利用する場合、排除はできない条例となっている。また、施設の利用形態で、暴力団と分かった場合は施設の許可を取り消す形になっている。警察との協議で、名前等の提供があった場合は管理者に情報提供するとの答弁でありました。

暴力団と的屋の区別は難しいと思うが、条例が制定されても、まつりは従来どおりやっていくのかとただしたところ、的屋の方が暴力団ということにはならない。祭事については今までどおりの運営になると思う。警察から暴力団という情報があれば、それなりの対応になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第53号、志布志市暴力団排除条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○
日程第4 議案第55号 字の区域変更について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第55号、字の区域変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第55号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの補足説明として、平成18年度より水田の基盤整備工事を着手し、平成23年度で工事完了したために本年度確定測量を実施し、換地登記を行うため字界の変更を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、登記簿上の手続きはどこがするのかとただしたところ、この事業は県営事業であるため、県が主体となって換地登記をするとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号、字の区域変更については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○
日程第5 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについて文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公用車事故による損害を賠償し、和解するために、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもので、事故の原因は公用車が内輪差を十分考慮せず右折したためであり、過失割合は市が100%の過失である。事故の詳細は、職員3名、臨時職員1名、海洋クラブ員11名、保護者1名の計16名、公用車3台で参加したB&Gスポーツ鹿児島県大会の帰り、7月31日に鹿児島市内で発生したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨時職員については市外出張は認めない。嘱託職員は総務課と合議の上で行うとなっているが、今度の場合、課長、教育長、総務課長がともに良としたものかとただしたところ、今回の出張については、総務課との協議はせず、課単位で命令した。後日、総務課と協議をして、確認が足りなかったと反省しているところであるとの答弁でした。

教育長、市長、総務課長は、この事故の重大さ、嘱託職員・臨時職員に対する職務を軽く見ているように思える。この事故後の反省はどうであったかとただしたところ、今回の事故報告を受け、教育長に内容の報告をし、運転していた者、係、係長、課長が教育長から指導を受けた。その後、その内容を市長に報告し、懲戒処分等の手続きを取った。懲戒処分の委員会が開催され、担当課長、課長補佐、係長及び運転していた職員に厳重注意の処分があったとの答弁でありました。

市民を乗せて運転することは熟練されてないと危ないということは考えなければならない。事故対策に対する認識が教育委員会において足りないものではないかとただしたところ、今回のように子供たちを乗せていく出張については、今後はマイクロバスの利用等、安全性の確保を考えながら進めたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。その後、市長、教育長、総務課長への総括質疑を行う必要があることとなり、引き続き総括質疑を行いました。

主な質疑として、今回の事案は起こるべくして起こったと考える。社会的に責任のない者に運転をさせた。しかも、市外の出張に臨時職員を連れて行く事案も含めて組織の規律が成り立っていない。その後、何も責任の処理もせず、役所は罰則もなく責任も取らなくていいとの見方をされるが、どう考えているのかとただしたところ、市長は、度重なる事故となって誠に申し訳なく

思っている。事故を起こすその都度、今後発生しないために対策を重ねてきているところである。志布志市職員の懲戒処分等の指針を制定し、懲戒処分審査委員会を開催し、事故の詳細を確認した上で懲戒処分等の指針の上申があったので、これに基づき、当事者、課長、課長補佐、係長の管理監督に連なる者について嚴重注意の処分をしたとの答弁でありました。

役所と一般市民との感情のずれがある。職員が何か失敗をした、嚴重に注意をした、これが役所では処分になる。そういう考えだから、一般の職員に厳しさが伝わっていかない。どこかで前例をつくらないと前には進まない。決断は市長である、基準をつくらなければならないのではないかとただしたところ、市長は、現段階では今取ったことが最大の処分になったということである。今後、度重なるとなると、さらに重い規定等を設けて対応していくとの答弁であった。

職場の怠慢ではないか、こういった前例、要項、規則、基準を管理する立場の人は分かっているといけない。組織的に何かがおかしいのではないかとただしたところ、教育長は、指導監督の不行き届きで迷惑をかけることに深くお詫びを申し上げます。臨時職員が出張したことは知っていた。まさか運転をさせないと思っていた。不測の事態を予測して、きちっと仕事の範囲内については言うべきだったと深く反省しているとの答弁であった。

臨時職員は市外出張はできないことへの考え方は何かとただしたところ、総務課長は、合併してから嘱託職員制度を制定すると同時に、この嘱託職員・臨時職員の基準をつくったところであり、当時定めたときの現状と今の現状とを検討し、この基準について見直したいとの答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第6 議案第57号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は既定の予算に3億6,153万7,000円を追加し、予算の総額を187億5,767万8,000円とするものである。

地方債補正では、梅雨前線豪雨による補助災害復旧事業で4,230万円、単独災害復旧事業で250万円、小災害復旧事業で510万円の追加。

地方債の変更は、一般単独事業で県営地方特定道路整備事業負担金の増額に伴い、地方道路等整備事業を300万円増額、過疎対策事業でそお鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業に対し、県の農業農村活性化推進施設等整備事業補助金が交付見込みとなったことに伴い、農業近代化施設整備事業を260万円減額。また、借入額の決定に伴い臨時財政対策債を3,740万円増額するというのが地方債の補正の内容である。

財務課関係分として、地方特例交付金が148万1,000円増額。地方交付税の普通交付税の交付額が70億18万8,000円に決定したため、1億18万8,000円を増額。財政調整基金繰入金は、地方交付税や繰越金の留保財源の確定に伴い3億4,125万6,000円減額。施設整備事業基金繰入金は、旧八野小学校校舎及び屋体耐震補強工事に係る調査委託料に充当するために240万円増額。繰越金は、繰越金確定により2億6,996万8,000円増額。

市債は、8,770万円増額し、総額で17億1,200万円となる。

歳出の主なものは、一般管理費で公用車事故に伴う修繕料7万1,000円を計上。財産管理費で志布志支所庁舎管理に伴う修繕料を100万円。旧八野小学校校舎及び屋体耐震補強事業に係る調査委託料を240万円計上している。

平成24年度末の地方債の現在高見込額を240億3,504万4,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧八野小の耐震補強調査業務委託の歳出の裏付けをどう考えている

のかただしたところ、第2次診断までは教育委員会で平成21年度に実施し、耐震強度の補強が必要との結果が出ている。今回行う診断は、具体的な箇所の調査、具体的な提案が出てくるので、その段階で明確な金額が出てくる。補助金等もないため、施設整備基金から充当すべきであると判断したとの答弁でありました。

旧八野小跡地は、契約の時点で補修・補強をして貸し付けるということで契約を結んだのかとただしたところ、募集の段階では現状のまま活用していただきますということで全国に公募をした。今回、若草会が体育館も教室も全体的に使うということで、市として耐震化を単独でもやろうということで委託して、正式な工事のための調査をするところであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、石油貯蔵施設立地対策等交付金の確定に伴い、消防費県補助金45万円を増額。歳出の主なものとして、志布志市消防署の建設に伴い大隅曾於地区消防組合から無償で譲渡を受けた旧南部消防署の耐震診断を行い、施設の再利用を図るため耐震診断調査費として127万7,000円を計上、災害対策費として標高表示板の作成費用40か所分80万円を増額。前回は国道沿いと避難所に設置したが、今回は市道や避難経路等に設置する予定になっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、南部消防署跡地は耐震診断をしたあと、いつから使えるのかとただしたところ、この建物は昭和56年以前に建てられており、旧耐震基準のために今回耐震診断を行う。診断については早くても年末、場合によっては年度内になるのではないかと。そこで、耐震補強があるかどうかという判断になるが、整備計画と併せて耐震補強を当初でお願いするという事になるので、平成25年度の下半期、10月以降に供用できるのではないかと思うとの答弁でありました。

標高表示板は地域の要望で設置できるのかとただしたところ、地域からの要望を取り入れて設置箇所を決めたところであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国有資産等所在市町村交付金を1万9,000円増額。歳出の主なものは、賦課徴収費を1,782万4,000円増額。また、契約確定に伴い平成27年度志布志市土地評価策定業務委託事業164万5,000円と、志布志市家屋全棟調査業務委託事業253万1,000円を減額。償還金利子及び割引料については、景気低迷により法人税の還付を2,200万円増額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家屋全棟調査業務の委託先が市外の業者であるが、市内の建築土木等の業者に委託できないのかとただしたところ、家屋全棟調査委託事業については減点補正とか物価水準による補正、設計総額費などによる補正とか様々な専門的な項目を要している。他の市

町村でも、税に関する事で専門的に精通しているところに委託をしている。本市は都城の業者に委託しているが、この会社は九州管内の調査を行っており、全棟調査の講師として招かれて専門的な説明もしている。市民の相談や苦情に対応できる業者ということでお願いをしたとの答弁でありました。

家屋全棟調査で、税の増収をどのくらい見込んでいるのかとのただしたところ、調査は平成26年度で終わり、27年度から土地評価と一緒に課税をしていく。3年間の調査で1億2,000万円ほどかかるが、35年度には2億3,200万円の増収を見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、47.4%の交付率になっていたが、本年度が最終年度ということで国の補助率が50%に変更になったことに伴い、64万7,000円の増額。総務費県補助金が125万円の増額。特定寄附金が218万7,000円の増額。また、歳出の主なものは、企画費でふるさと志基金への積立金218万7,000円を増額。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと志基金は市に直接入ったのか、県に入って振り分けたものはないのか、また用途の指定の状況はどうかとただしたところ、寄附金は市に直接入ったもので、用途については福祉や観光、生活環境、教育文化等の指定があり、指定をしていないものもあるとの答弁でありました。

基金積立をしているが、今までどのようなものに使われたのかとただしたところ、平成21年度に保健課の健康器具として体成分分析器、平成22年度には生涯学習課のしおかぜ公園サッカーゴール購入や図書館テラス屋根葺き改修工事、口蹄疫対策等に充当している。8月までに寄附をいただいた額が3,421万8,203円で、基金の残高は8月20日現在で2,479万9,280円であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、蓬の郷振興基金繰入金を150万円。雑入でプレミアム商品券売上金1億円。口蹄疫対策地域活性化事業助成金230万円及び本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券売上金2,000万円を計上している。歳出の主なものとして、商工総務費で国民宿舎特別会計の前年度繰越金確定や施設修繕料増額による繰出金31万4,000円を補正。プレミアム商品券発行事業及び本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業で1億3,590万円の補正をしている。プレミアム商品券は割増金が10%付の商品券である。また、本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業は割増金が20%付で、市内に住所のある志布志市商工会会員の各事業所で利用できることになっており、この事業は財団法人鹿児島産業支援センターが実施する口蹄疫対策地域活性化事業助成金の230万円を活用している。観光費219万円のうち150万円は、蓬の郷空調設備改修設計業務委託、

また使用料及び賃借料69万円は観光バスの駐車場用地の借上料と簡易トイレを設置するためのものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業は本県産の牛肉・豚肉とあるが、県産ではなくて本市産に限らないと意味がないのではないかとただしたところ、そのような形になれば市内の生産農家も心強いと思うが、流通過程の段階で志布志市内のものが市内で販売されるようにはなっていない。とりあえずは県内で生産された豚肉・牛肉を元に戻すための県内一斉の取り組みであり、支援センターからも助成金が出ているということもあったため、本県産という形でお願ひするとの答弁でありました。

蓬の郷空調設備について、維持管理の計画的なものはつくっているのかとただしたところ、数年前まではできておらず、専門的に更新の計画ができなかった。昨年、専門員を雇用し、蓬の郷とダグリも含め計画をつくっている。蓬の郷はこれまでに1,150万円ほどの修繕費を入れているが、建設から20年ほど経って耐用年数も切れているので空調全体を根本から見直すために今回設計委託をするところであるとの答弁でありました。

改修工事入札した方がいいのではないかと思うが、空調改修の設計を業務委託する理由は何かとただしたところ、機器だけの交換ではなく、不足するたびに継ぎ足しをしているため、空調がどういう配置がいいのかを全体的に見直すためのものである。設計を踏まえて経費がかからず、なおかつ空調効率のいいような形の取り組みを考えていきたいとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、歳出の文化振興費で、没後20年を迎える本市出身の俳人藤後左右氏の遺品・俳句等の特別展に係る経費である。次に、文化財保護費で、委託料は市指定建造物の山中氏庭園の土蔵部分のシロアリ駆除委託料で、家シロアリの被害が確認さ

れたもので、早期の駆除を行うものである。埋蔵文化財センター整備事業に係る備品の整備方法は、工事入札の結果、補助対象額に達しなかったために文化庁と協議した結果、補助対象に見合う分を備品購入として、展示ケースや土器パズル等の整備を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、左右展の詳細については受付はどのような方をお願いするのか、また場所はアピアと聞くが、時間と期間、設営の在り方についてただしたところ、受付は一般の方で、案内は俳句会の方々にボランティアで説明等のお願いができないか調整をしている。日時は11月24日、土曜日から、12月9日、日曜日まで16日間で、時間は午前10時から午後6時までである。場所は、当初文化会館・アピアを検討した。貴重な品物を扱うとなるとアピアの方には夜間も全国警備保障のシステムも入っており、警備の面で現在アピアという選択をしているが、会場については再検討したいとの答弁でありました。

作品には、それぞれの著作権があるが、かごしま近代文学館が著作権を持っているのか、遺族の方がお持ちなのか、了解はされているのかとただしたところ、作品全体の著作権は遺族の方が持っておられ、了承はされている。しかし、現在かごしま近代文学館に寄贈されたものは鹿児島市の所有であり、その物件をほかの地区に持ち出すことはできない。かごしま近代文学館で作成したパネルとか年表とかは貸し出しできるとの答弁でありました。

文化財保護費の中山邸について、取得してから9年になるが、こういった形で利用していく考えか、方向性はどうかとただしたところ、取得当初、商家資料館の構想で整備計画を定めたところであるが、財源の手だてが難しいとのことで、現在利用の形態と整備の方法を再検討している。本年度から商家資料館の検討委員会を立ち上げて、具体的にこういった活用が可能かを早期に検討して整備を進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、その後、市長、教育長、総務課長への総括質疑を行う必要があることとなり、引き続き総括質疑を行いました。

主な質疑として、今回山中邸のシロアリ駆除が計上されているが、今後の利活用について、教育長、市長はどう考えているかとただしたところ、まず、教育長は、このままだったら崩壊するかもしれない。まずは危険な建物として近隣の住民に迷惑をかけてはいけないということで、維持管理を行っている。歴史の街づくり事業も含めて総合的に開発していくべきと考えている。

次に、市長は、とりあえず危険な状態を取り除くために今回の予算の措置を取った。今後は利用形態活用を確認した上で整備方法の確立を目指すということで、3月に作成した観光振興計画の中でも山中邸の活用については述べているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、歳出で地球温暖化防止対策及び自然エネルギー利活用促進として取り組んでいる専用住宅用太陽光発電システム等設置に対する補助金が7月中旬に予算額に達したため増額するものである。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、太陽光発電導入支援で現在申請を休止しているとのことだが、どれぐらい止めているのかとただしたところ、4月から52基の申請があった。その後については休止している。問い合わせは何件かあるが、申請を止めている分はないとの答弁でありました。

国・県の対象にならなかったのが市の対象となるのか、それ以外もあるのかとただしたところ、市の基準は国の基準をクリアしているということである。県の基準も国の基準をクリアしているものとなっている。現実的には国の基準で補助を得たものが市に申請する。ただ、県は予算の枠内で、今は中止しており、今月末あたりから第3期目を開始するようであるとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、歳出で社会福祉総務費で、地域福祉計画策定に係る経費を増額し、策定委員会の開催、市民へのアンケート等を実施するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域福祉計画策定事業は上位法で定めがあるのかとただしたところ、平成12年に改正執行された社会福祉法によって策定が明文化されているとの答弁でありました。

高齢化社会、少子化と大きな問題を抱えながら、住み慣れた地域で安心して暮らすという意味から大事な計画の策定になるが、行政としての方向性についてただしたところ、地域福祉計画と活動計画は国の方の指針が表されていないので、市独自の計画になるとの答弁でありました。

2カ年にわたって充実したものをつくるとしたら、全世帯にアンケートするのが基本的には望ましいが、2,000人とした考えについてただしたところ、アンケートでは福祉に関しては市内の階層ごとに意見をいただき、地域福祉計画、地域行動計画をつくる際に、市内を12の地区程度に分けて座談会を開く。アンケートと座談会との2本立てで市民の声を拾っていく考えであるとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、歳入は、平成23年度の後期高齢者医療療養給付費の確定に伴う広域連合負担金の精算返還金を受け入れるものである。歳出の主なものは、特別会計繰入金はそれぞれの特別会計における平成23年度の事務費確定に伴う精算分である。予防費の予防接種事業費の増額は、制度改正により本年9月1日からポリオの予防接種ワクチンが経口生ワクチンから注射による不活化ワクチンに切り替えられたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、来年度以降は個別接種とのことだが、今年度までは集団接種かとただしたところ、今年度までは集団接種であるとの答弁でありました。

予防接種の対象者についてただしたところ、対象者については、生後3か月から生後90か月ま

でが接種対象になる。ただ、生後3か月から18か月までが標準接種期間であるとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課の審査を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、林業振興費の負担金、補助及び交付金は、国有林分収林の立木売り払いに伴い、分収交付金として造林者に交付するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、林業振興費の分収林分収交付金について、分収林売り払い申請が平成22年度で、落札が平成24年度となっているが、どういう経緯でこのようになったのか、また、市と地元管理組合の分収割合1対9の根拠は何かとただしたところ、地元管理組合から市の方に平成22年の11月に申請があり、市から大隅森林管理署に売り払いの申請をしている。森林管理署は、その間毎年入札をしているが落札されず、今年度でようやく落札に至った。分収割合1対9の根拠については、まず市と国の分収割合は7対3で、その7対3のうちの7を、地元管理組合が9で、市が1いただいているとの答弁でありました。

災害復旧費について、災害にあった箇所のうち何パーセントが事業採択されたのか、また災害が起こってから申請するまでの間に締切はあるのか、締切に間に合わなければ来年度に採択されることがあるのかとただしたところ、申請があった箇所については農地、施設とも100%採択されている。また、申請の締切については、災害があってから1週間以内に県に報告し、県はまた国に報告することになっているため遅くとも1か月以内を目安に市の方に報告してもらいたい。前年の災害については災害の適用を受けないので、今からでも報告をいただければ対応できるものは対応していきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、今回の補正は6月から7月の梅雨前線豪雨による災害復旧費が主なものになっており、賃金、使用料及び賃借料、原材料費については応急災害復旧費として165万5,000円の

不足分を補正しており、工事請負費は補助、単独を含め、不足分1,210万円を補正している。また、道路新設改良費の県営事業負担金は、県道塗木大隅線、今別府串間線の事業費確定による負担金の不足分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路新設改良費の県営事業負担金は2路線で、増額ということだが、この2路線に対してどのような割り振りをしているのかとただしたところ、今別府串間線は事業費3,000万円に対して、負担率5%の145万9,900円の負担金で、立花迫工区に待避所設置を7か所予定している工事である。また、塗木大隅線秦野2工区は事業費8,000万円に対して負担率5%の389万2,950円の負担金で、片側歩道400mを予定しているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、お茶を飲んで元気な子育てモデル事業（仮称）は、各児童・生徒に水筒と微粉抹茶6か月分を配布し、各家庭でお茶を入れて学校に持参し、休み時間にお茶を飲むようにし、学童期からお茶を飲む習慣を身につけることを目的としている。また、お茶に関する学習会、講演会、アンケート調査などを実施し、お茶の魅力や、お茶を活用した健康づくりについて、学校、保健課の協力を得て比較研究するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、お茶を飲んで元気な子育てモデル事業（仮称）は単費だが、当初ではなく、なぜこの時期に補正であげたのか、また来年度以降も行うのかとただしたところ、昨年の1月に掛川のお茶が、がんの抑制に効果があるのではというテレビ放送があったことを受け、本年度の当初予算でも計画があったが、もう少し調査をしてからということで、今年の5月に当地の掛川、隣の袋井市というところで事業研究を行った。その結果、インフルエンザやがんの抑制に効果があるのではないかとということであったため、今年の冬で効果があれば、国保財政の健全化にも一部役に立つのではないかとという意見があったことと、少しでも早く事業化をしてお茶を飲む習慣を早く身につけてもらいたいという思いがあり、9月で急遽上程となったところである。

また、基本的に2年間していく予定だが、今年の冬でインフルエンザの抑制にそれなりの効果が確認できれば、来年度はもっとモデル校の枠を広げていきたいと思っているとの答弁でありました

また、インフルエンザ対策も兼ねるのであれば継続しないといけないと考えるが、卒業する中学3年生や、来年入学する小・中学校の1年生については1年間しかこの事業の対象にならないが、比較研究の対象となる得るのかとただしたところ、モデル事業としてお茶を配布するのは2年間の予定だが、PTA、学校にも協力をいただき、その後も毎日お茶を飲むことを継続していただけるようお願いして追跡調査をしたいと考えている。また、中学3年生は1年間しか対象にならないが、掛川の一部では中学校の受験期にお茶を飲むことでかなりインフルエンザの発症

が抑えられたという実例があったので、今回の事業でも期待したいとの答弁でありました。

また、大隅地域における露地野菜規模拡大事業はどういった内容か、また販路拡大に関する事業は単年で成果を出すのは難しいと思うが、継続して行うのかとただしたところ、県が本年度創設した事業で、志布志市畑かん営農推進本部で農家の方に呼びかけをして、大消費地で行われるマッチングフェアに参加していただき、自分たちがつくった農産物をPRしながら、スーパーや加工業者との契約に結びつけていただく事業であり、各地で開催されるマッチングフェアの旅費や出店ブースの使用料といったものに対して補助するものである。

また、県には3年間は継続していただくようお願いしており、県からは、同額の助成を3年間できるかは確約できないができる限り支援していきたいという回答をいただいているとの答弁でありました。

また、この露地野菜規模拡大事業は市で露地野菜の作物を限定してPRしていくのか、また対象農家戸数はどうなっているかとただしたところ、対象作物は、畑地かんがい事業で重点作物としているキャベツ、大根、ニンジン、ジャガイモといった作物を基本に考えている。対象農家は、曾於地域畑かん営農推進本部で呼びかけをしたところ、10法人ほど希望があったが、それ以外の方でも希望していただければ対象となるか検討したいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 文教厚生委員長にちょっとお尋ねいたします。先ほどありましたように、文化財となる建造物を守る、あるいはそれを生かす、観光を図るというようなことで平成20年度に歴史まちづくり法が制定されて、補助の建造物については、あるいは文化財を守るという分では30から50%の補助があるわけですが、そういうこの事業を導入するためには市長も24年度から実施するというようなことであつたわけですが、このためには国が認定する歴史的風致維持向上計画を策定しなければいけない、その議論があつたのかどうかですね、お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） お答えします。ただいまの件についてはなかつたです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

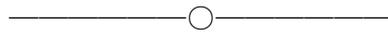
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第58号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第58号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第58号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、前年度繰越金の確定及び平成23年度の療養給付費等の確定に伴い、歳入の療養給付費等交付金等の補正と、歳出の償還金、一般会計繰出金等の補正である。歳入の増額について、当初不況の影響を考慮して、前年度の11月末の調定の94%を見込み、徴収率を掛け予算計上していたが、6月の現年度保険税確定により現在の調定が前年度の11月末の確定とほぼ同額と、予想より落ち込みがなかったためそれぞれを増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、24年度給付の見込みについてただしたところ、3月から7月まで約5か月間の状況を前年度の同期間と比較した場合、給付費で前年度より1.74%減である。一方で、被保険者数は3.32%減となっているので、1人当たり医療費で比較すると1.64%の増であるとの答弁でありました。

国保会計の在り方で、予備費に7,100万円組んでいるが基金の積み立はない。この考えについてただしたところ、予備費については療養給付費等が月によって増減があるので、厚生労働省から保険給付費の3%程度確保の指針が出ている。それでいくと9,300万円程度となる見込みで、それらを考慮して、今回予備費の補正額の予算として7,800万円を年度内の運用としたとの答弁でありました。

国保に加入の方で、一部負担金の免除猶予の申請が年間どれぐらい出されるのかとただしたところ、要綱を定めて広報等でお知らせしたが、当初一、二回の照会はあったが、条件に当てはま

らなく、実際の運用にはいたらなかった。23年度は該当はなかったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

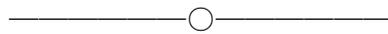
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第59号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第59号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第59号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、前年度繰越金及び前年度の事務費の確定に伴う増額である。歳入については、当初不況の影響を考慮して、前年度の11月末の調定の94%を見込み、徴収率を掛け予算計上していたが、6月の現年度保険料確定により現在の調定が前年度の11月末の調定とほぼ同額と、予想より落ち込みがなかったためそれぞれを増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り

ましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第60号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第60号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第60号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、国庫補助金で、今回介護予防事業として介護ボランティア事業を新規事業として計上している。25年度からの本格的な導入に向けて、今回試行的に活動状況が確実に見えるサロン活動をモデルとして取り組むものである。

償還金は、前年度の地域支援事業交付金の確定に伴い、国庫負担金等の交付済額との差額を返還するもの及び前年度の介護保険事業費補助金の額の確定に伴う返還金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者元気度アップポイント事業は介護保険でないといけないかと

ただしたところ、介護保険の中の地域支援事業の一環として事業を行うことが要件であるとの答弁でありました。

対象者が65歳以上でふれあいサロンの参加者であるが、サロンは全地域実施しているのか、実施されていない所はないかとただしたところ、地域ごとのサロン数は有明地区で9か所、志布志地区16か所、松山地区14か所の全体で39か所である。設置されていない所もあるので、検討して、今後事業を進めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第60号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

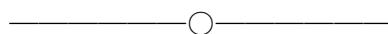
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第61号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第61号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第61号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の主な補正は、歳出で各浄化センターの機器類が相当年数経過しており、今回新たな修繕が必要となったため、修繕料を増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、各浄化センターの機器類が導入から相当年数が経っているとのことだが、どれくらい経過し、また修繕の内容についてただしたところ、通山地区浄化センターのブロアー切り替え電磁弁が平成10年設置で14年経過、蓬原浄化センターが平成15年度設置で、同じく送風機装置の電磁弁の不良と、第3号中継ポンプの自動通報装置が作動しない状況である。松山クリーンセンターのブロアー切り替え電磁弁が平成9年設置の15年経過で、送風する部分の不具合が出ているとの答弁でありました。

各浄化センターの加入状況についてただしたところ、農業集落排水施設への加入状況は全体で、9月1日現在、72.91%。地区別では野井倉地区が73.79%、松山地区64.65%、通山地区83.51%、蓬原が62.68%であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第62号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第62号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第62号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を1億1,103万1,000円とする。歳入の主なものは、一般会計繰入金を31万4,000円増額。繰越金が前年度繰越金確定により71万1,000円の増額。雑入97万5,000円は、落雷により被害を受けた火災報知器やデマンド監視システムに対する災害共済金である。歳出の管理費200万円は、落雷等の対応を優先して、実施できなくなった客室等の修繕に伴う増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修繕の具体的な内容についてただしたところ、カーテンの修繕が30室分、温泉関連の排煙窓、ジェットポンプ、シャワートイレ等の修繕であるとの答弁でありました。

今年の4月から指定管理者が変わって半年近くという状況だが、前年度と比較して経営状況は概略、どう変わったかとただしたところ、休暇村サービスは2年前まで指定管理をしていたが、そのときの反省等も踏まえて新しいことをお客様へ提供している。特にランチに力を入れて、4月からメニュー改善をして市内外の方から好評を得ている。7月までの資料では、収入は4か月間で対前年度比17%ほど上回っている。宿泊・入浴等についても前年度を上回っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第63号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第63号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第63号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月13日、委員全員出席の下、執行部から情報管理課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の議案の説明の前に、「6月の委員会や議会全員協議会等において説明不足により議会に対して正しい情報を伝えることができずに迷惑をかけてしまい、申し訳ありませんでした。」と謝罪の言葉がありました。そして、議案そのものの説明の前に、本会議でも示された陳情に至った経緯やその後の対応の経過説明があり、陳情の採択に基づき名称変更を議論したこと、変更内容について、初めは納得されなかった陳情者が、経過の説明を重ねた結果、理解を示されたこと等について説明がありました。

議案そのものの説明としては、第2条の表名称の欄中、「田床移動通信用鉄塔施設」を、「田床天堤移動通信用鉄塔施設」に改めたいという内容でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本会議でも説明があったが、陳情者は最終的には同意されたということであっていいのかとただしたところ、一旦陳情者に併記の案を示したが、納得できないということで天堤の単独名で法令審査会に掛けたが、いろいろな議論の末、併記の方がよいのではないかということになり、再度陳情者に詳しく経過を説明したところ、最終的に納得をしていただけたということであるとの答弁でありました。

当局が結果的には二転三転した原因も分かったが、9月に追加議案で出してでも理解を得たいという思いはどういうことからかただしたところ、陳情者の意向や議会の陳情採択の意思を尊重し、なんとか早く結論をとりたいからこのような形になったとの答弁でありました。

陳情者を主体に物事を考えないと不信を招くと思う。事業執行を真剣にやらないと陳情者に迷惑をかけてしまうと思うが、今回のことを踏まえてどう考えるかとただしたところ、事業執行に

際しては、「できない」と言うばかりでなくいろいろな提案をすべきだったと反省しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） ちょっと確認なんですけど、私、これ議案上程されたときもちょっと法令審査会の在り方についてちょっと質問をしたんですけども、今の委員長報告の中で法令審査会で議論して併記とか単独ということというふうな報告、私の受け取り方というか、それが確認が一つ。法令審査会とは何ぞやということに対して、副市長は「いや、そういう内容については議論はしない。あくまでも文言の、というふうなというのが法令審査会である。」というふうな本会議のときには答弁されたというふうな理解しているんですけど、そのようなところを委員長にもう一回、法令審査会の中でそういう併記ということが議論あったというふうな執行部は答弁したのか、確認をお願いします。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま報告をいたしましたとおり、法令審査会の中で併記の方がいいのではないかとということになったということでした。その審査会そのものについての在り方についてということについては、特に質疑はなかったところです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第13 陳情第2号 汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書

○議長（上村 環君） 日程第13、陳情第2号、汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君）　ただいま議題となりました陳情第2号、汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

この陳情につきましては、平成24年第2回定例会で当委員会に付託となり、その会期中の6月21日に審査を行いました。閉会中の継続審査の申し出を行い継続審査となっていたところであります。

今定例会の会期中である9月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので審査経過の概要と結果について報告いたします。

まず、平成24年第2回定例会の会期中、6月21日開催分について報告をいたします。

6月21日は、委員全員出席の下、執行部から総務課長、市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、震災のがれきを受け入れることについては鹿児島県市長会で説明があった。今回の陳情とは全く逆の説明であった。内容について、広域処理が必要なものが401万t、総体の約2割を地方自治体で受け入れてほしいという関係省からの説明がありました。本市におきましては、その中で受け入れをする前提である焼却施設がない、一部事務組合で延命処理をしている、環境のまちを基本にしているので受け入れは難しいのではないかという市長の見解があった。

このような説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国が定めてきた安全基準で疑いたくなるが、どういった受け入れ説明があったのかとただしたところ、国が定めた暫定値は非常に緩く設定してある。暫定値年間5mSv（ミリシーベルト）が基準だったが、平成24年4月からは1mSvになっている。基準が大幅に厳しく、他の国並になってきた。最新の情報には気をつけていくとの答弁でありました。

市民への説明をどうしていくのかとただしたところ、人道的な立場に立てば受け入れて復興させようという気持ちはあるが、全体の2割が広域処理で、残りの8割は地元で処理される。危険性がないという説明はできないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、委員から、陳情内容については採択だが、慎重に審議すべきと思うので継続審査としてはどうかという意見があり、継続審査の申し出をすべきものと決定をいたしました。

次に、今定例会の会期中である9月13日分について報告いたします。

委員の中から、安心・安全な食糧供給基地でもある当地域としては放射性物質の影響についてどこまでが安心ということが分からないような状況の中で汚染されたがれきを受け入れるべきではないと思うので、受け入れ拒否の決議をすべきであるという意見が出され、採決の結果、陳情第2号、汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情書については、全会一致をもって採択すべきも

のと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけ委員長にお聞きします。今回のこの汚染がれきの受け入れ拒否ということですがけれども、焼却炉を持たない本市が仮にこういう汚染がれきの受け入れというのは、そのほかに焼却をしないという中で何か受け入れるということが可能なかどうかという、そういった見解とか質疑、当局とのやりとりとかいうのはなかったんですかね。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 今、言われたような質疑は特になかったところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第14、発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第14 発議第5号 汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議について

○議長（上村 環君） 日程第14、発議第5号、汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第5号、汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、総務常任委員長、岩根賢二であります。

汚染がれきの受け入れ拒否に関する決議（案）

平成23年3月11日、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震に端を発した東日本大震災は、東北地方をはじめ、東日本の広範囲にわたる地域に、地震とそれに続く津波や福島第一原

発事故による放射能の影響など、我が国にかつてないほどの大きな被害を与えた。

本市においては、関係機関と連携して消防隊や復興支援チームの派遣、義援金箱や支援物資受付窓口の設置、市営住宅の受け入れなど積極的な支援活動を行ってきた。

被災地の復興は、全ての国民の願いであるが、現在、その最大の障害になっているのが、がれきの処理である。政府は、岩手県及び宮城県のがれきについて、全国の自治体に広域処理を呼び掛けているが、受け入れが進んでいないのが現状である。「震災がれき」の受け入れが問題ではなく、「放射性物質に汚染され、安全性が確認できないがれき」の受け入れに問題がある。

放射性物質に汚染された廃棄物は、国の責任において、拡散を防止し、市民の生活環境に放射性物質が漏れ出ないように、集中的かつ長期間の管理を継続することが必要である。

環境汚染がおこれば、市民の健康被害、農・畜産物や観光業などに経済的損失を伴うと同時に、次の世代を担う「子どもたち」に負の遺産を残すことになる。

よって、本議会は、放射能に汚染されていない地域として、引き続き被災地を支援しつつも、放射性物質に汚染され安全性が確認できないがれきについては受け入れを拒否するものである。

以上、決議する。

平成24年9月26日。

鹿児島県志布志市議会。

以上であります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

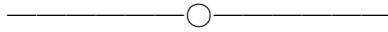
○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第15、発議第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第15 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第15、発議第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○15番（金子光博君） ただいま議題となりました発議第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築することを要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書の提出をするものであります。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長 平田健二、内閣総理大臣 野田佳彦、財務大臣 安住淳、総務大臣 川端達夫、国家戦略担当大臣 古川元久、農林水産大臣 郡司彰、環境大臣 細野豪志、経済産業大臣 枝野幸男、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

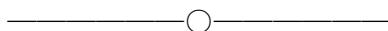
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。



○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いた

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第16 報告第2号 平成23年度志布志市健全化判断比率について

○議長（上村 環君） 日程第16、報告第2号、平成23年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第2号、平成23年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率は9.3%、将来負担率は81.4%で、いずれも本市の早期健全化基準を下回っており、おおむね健全な比率となっております。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、報告第2号、平成23年度志布志市健全化判断比率について、補足して説明申し上げます。

配付しております説明資料と監査委員の志布志市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の1ページから5ページも併せて御覧ください。

まず実質赤字比率についてでございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。これまで使われてきました実質収支比率と同じ内容でございます。標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことでございます。赤字ではございませんので実質赤字比率はないということになり、比率は横線で表示することとなっております。

早期健全化基準は13.1%でございます。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、一般会計、特別会計、公営企業会計、全ての会計を対象とした連結の赤字額から黒字額を差し引いた額、すなわち連結実質赤字額の標準財

政規模に対する割合でございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の連結の赤字はございませんので、連結実質赤字比率はないということになり、比率は横線で表示しております。

早期健全化基準は18.10%でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、地方公共団体が負担しなければならない借金の標準財政規模に占める割合を3カ年の平均値で示したもので、9.3%でございます。昨年度より0.5ポイント改善をしております。

早期健全化基準は25%でございます。

最後に、将来負担比率についてでございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございますが、81.4%でございます。昨年度よりも2.9ポイント改善をしております。これは、地方債残高が増加したことで将来負担額が4,960万2,000円の増となったものの、財政調整基金、減債基金、施設整備基金を積み立てたことにより、充当可能財源等が5億1,989万3,000円の増となったことが主な改善要因でございます。

早期健全化基準は350%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

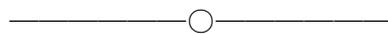
○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し質疑があれば許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成23年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第17 報告第3号 平成23年度志布志市資金不足比率について

○議長（上村 環君） 日程第17、報告第3号、平成23年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第3号、平成23年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計及び国民宿舎特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでした。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） 報告第3号、平成23年度志布志市資金不足比率について、補足して説明を申し上げます。

説明資料及び監査委員の審査意見書の6ページから8ページも併せて御覧ください。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるか、その割

合を示すものでございます。資金の不足額は、一般会計の実質赤字に相当するものとして企業会計ごとに算定した額のことであり、連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額ということになります。

また、事業の規模は、料金収入などの主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことです。

したがって、平成23年度決算に基づく資金不足比率についてでございますが、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計は、いずれも赤字はありませんので資金不足比率はないということになり、比率は横線で表示することになります。

なお、経営健全化基準は20.0%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

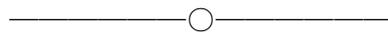
○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成23年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第18 認定第1号 平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第18、認定第1号、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成23年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、事務事業評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額230億2,165万5,001円、歳出総額225億370万5,302円、差し引き残額5億1,794万9,699円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,798万1,000円を差し引いた実質収支額は、4億6,996万8,699円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額53億9,568万9,000円、構成比23.4%、平成22年度と比較しますと3億2,202万1,000円の増額となっておりますが、市税及び繰越金が増額となったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額176億2,596万6,000円、構成比76.6%、

平成22年度と比較しますと13億6,400万1,000円の増額となっておりますが、事故繰り越し事業の地域情報通信基盤整備推進事業に係る国庫支出金の増額等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、93億5,536万2,000円、構成比41.6%、平成22年度と比較しますと1億7,540万8,000円の増額となっておりますが、人件費が職員定員適正化計画による職員数の削減等により減額となったものの、扶助費が保育所運営費及び子ども医療費の増等により増額になったことによるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、66億289万3,000円、構成比29.3%、平成22年度と比較しますと20億5,990万4,000円の増額となっておりますが、地域情報通信基盤整備推進事業の事故繰り越し事業分があったことによるものであります。

物件費、扶助費等その他の経費は、65億4,545万円、構成比29.1%、平成22年度と比較しますと4億5,919万3,000円の減額となっておりますが、財政調整基金等の年度末剰余金の積立金が減額となったことによるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は85.5%で、平成22年度と比較しますと3.4ポイント悪化しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努め、税収等も増額になったものの、平成22年度に雇用対策地域資源活用臨時特例費として普通交付税の追加交付があったこと等により、地方交付税及び臨時財政対策債が減額となったことから悪化したものであります。

公債費比率は9.1%で、平成22年度と比較しますと0.3ポイント改善しております。これは、元利償還金に対する交付税措置率の高い有利な起債の活用を図っていること等により改善したものであります。

また、平成23年度末地方債残高につきましては、245億3,880万2,000円で、平成22年度と比較しますと、志布志消防署建設事業等による合併特例債の借入額の増に伴いまして3億2,728万1,000円、1.4%の増額となっております。市民一人当たりで換算しますと、73万円の残高となります。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本市の主な決算財政指標を見たときに、財政状況はおおむね健全であると考えております。しかしながら、依然として経済情勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政環境は今後も困難な状況が続くものと予測しております。したがって、今後も引き続き自主財源の確保に努めるとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層財政改革を進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による真に必要な事業の選択及び重点化により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成23年度志布志

市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、平野栄作君、西江園明君、丸山一君、坂元修一郎君、鶴迫京子君、藤後昇一君、本田孝志君、金子光博君、野村公一君の9人を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

午後1時21分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（上村 環君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に鶴迫京子君、副委員長に藤後昇一君がそれぞれ互選されました。



日程第19 認定第2号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第3号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第4号 平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第5号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第6号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第7号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第8号 平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第19、認定第2号から日程第25、認定第8号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます

本案は、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額48億6,640万1,566円、歳出総額45億2,112万6,002円、実質収支額は3億4,527万5,564円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成24年3月31日現在で、1億44万64円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億2,780万2,091円、構成比17.0%、国庫支出金が15億9,762万9,932円、構成比32.8%、前期高齢者交付金が6億6,855万7,334円、構成比13.7%、共同事業交付金が6億4,461万7,293円、構成比13.2%となっております。

国民健康保険税の現年度課税分の徴収額は、7億8,084万3,503円であり、うち一般被保険者の医療給付費分の徴収額が4億7,473万7,190円、徴収率93.1%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が29億6,417万1,392円、構成比65.6%、後期高齢者支援金等が4億9,220万3,644円、構成比10.9%、共同事業拠出金が7億605万7,664円、構成比15.6%となっております。

平成23年度につきましては、国民健康保険基金残高が少ない中、見込まれる財源不足を補うため、国民健康保険基金から1億632万8,890円を取り崩し、一般会計から法定外繰入金を5,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行もなく、被保険者一人当たり医療費の伸び率が対前年度比5.5%増と、予想を下回ったものの、実質単年度収支は6,440万1,726円の赤字となっております。

被保険者の高齢化の進展及びそれに伴う疾病構造の変化、医療技術の進歩等により、高齢者医療を中心に被保険者一人当たりの医療費は、平成19年度まで5%以上の伸び率となっておりますが、平成21年度が3.0%、平成22年度がマイナス0.8%、平成23年度が5.5%の伸び率となっております。しかしながら、昨今の経済情勢の悪化による市民所得の落ち込みにより、国民健康保険税の収入が伸びない等、引き続き非常に厳しい財政運営となっております。収納率向上等財源の確保、平成20年度から保険者に義務化された特定健康診査の受診率の向上及び特定保健指導の利用率の向上に取り組みながら、さらに被保険者の健康増進のための事業を積極的に展開し、医療費適正化及び国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 3 億 2,766 万 5,600 円、歳出総額 3 億 2,515 万 4,279 円、実質収支額は 251 万 1,321 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が 1 億 7,298 万 2,384 円、構成比 51.8%、繰入金が 1 億 4,917 万 1,109 円、構成比 45.5%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が 3 億 1,687 万 5,750 円、構成比 97.4%、保健事業費が 486 万 7,035 円、構成比 1.5%、諸支出金が 243 万 9,472 円で、構成比 0.8%となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、その運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに、被保険者への制度周知に努め、また資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の業務のほか、健康保健増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。今後も、高齢化が進むことに伴い高齢者の医療費が増加することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第 4 号、平成 23 年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成 23 年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 36 億 2,937 万 6,136 円、歳出総額 35 億 8,277 万 1,311 円、実質収支額は 4,660 万 4,825 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が 4 億 4,049 万 1,808 円、構成比 12.1%、国庫支出金が 9 億 8,328 万 9,157 円、構成比 27.1%、支払基金交付金が 10 億 4,567 万 3,000 円、構成比 28.8%、県支出金が 5 億 5,420 万 9,258 円、構成比 15.3%、繰入金が 4 億 5,548 万 1,924 円、構成比 12.6%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が 34 億 7,397 万 1,961 円、構成比 97.0%、諸支出金が 5,529 万 1,248 円、構成比 1.5%、地域支援事業費が 4,288 万 9,507 円、構成比 1.2%となっております。

新たに定めました第 5 期介護保険事業計画に基づき介護予防事業に積極的に取り組み、高齢者福祉、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

次に、認定第 5 号、平成 23 年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成 23 年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 3 億 2,099 万 8,112 円、歳出総額 3 億 1,416 万 3,296 円、実質収支額は 683 万 4,916 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が 6,345 万 5,174 円、構成比 19.8%、一般会計繰入金が 1

億6,556万3,000円、構成比51.6%、市債が8,620万円、構成比26.8%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等、総務費が7,960万1,737円、構成比25.3%、公債費が2億3,456万1,459円、構成比74.7%となっております。

今後も、加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めます。

次に、認定第6号平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額283万8,844円、歳出総額252万6,112円で、実質収支額は31万2,732円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比88.9%、繰越金及び預金利子が31万3,844円、構成比11.1%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.9%となっております。

次に、認定第7号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,397万6,477円、歳出総額1億1,296万5,243円、実質収支額は101万1,234円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が4,500万円、構成比39.5%、一般会計繰入金6,781万9,000円、構成比59.5%となっております。

歳出の主なものは、管理費が1,023万1,569円、構成比9.1%、公債費が1億273万3,674円、構成比90.9%となっております。

次に、認定第8号、平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億6,309万5,643円、総費用が5億5,172万9,849円となり、1,136万5,794円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億5,398万9,614円、構成比98.4%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が5億1,115万7,224円、構成比92.6%、営業外費用が4,042万129円、構成比7.3%となっております。

建設事業の成果としましては、田之浦第1水源地導・送水管布設及び浄水池築造工事、田之浦第1水源地取水ポンプ設置工事、伊崎田地区配水管布設工事、坪山地区連絡管布設替工事、中迫地区配水管布設替工事、井手口地区配水管布設替工事等を実施しました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第8号まで御説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、9人の委員で構成する平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、9人の委員で構成する平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下平晴行君、玉垣大二郎君、立平利男君、長岡耕二君、岩根賢二君、東宏二君、小園義行君、鬼塚弘文君、福重彰史君の9人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（上村 環君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に下平晴行君、副委員長に玉垣大二郎君がそれぞれ互選されました。

日程第26 議案第64号 平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第64号、平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市水道事業剰余金について、減債積立金及び建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

それでは、平成23年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度末処分利益剰余金1,136万5,794円のうち、56万8,794円を減債積立金として、1,079万7,000円を建設改良積立金として積み立てるものでございます。

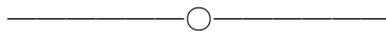
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号については、先ほど設置されました平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



日程第27 閉会中の継続審査申し出について

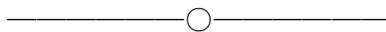
○議長（上村 環君） 日程第27、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第28 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第28、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成24年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時07分 閉会